

中 華 人

卷 一 第

篇想思夢人 紀年編夢人

版局賣專府督總鮮朝



神  
草  
延  
年

昭和乙卯秋

治平



## 序

人蔘はその製法に依り白蔘と紅蔘とに分けられる。紅蔘は舊韓國時代に於ても政府の專賣に屬し専ら支那大陸に輸出せられてゐたのであるが、日韓併合後に於ても朝鮮總督府は之を繼承して專賣となし今日に至つたものである。人蔘の醫治效能は古來信仰的にも體驗上からも深く貴重せられ殆んど神秘的靈藥とせられてゐるが、遺憾ながらその科學的研究に於ては未だきものがある。近時漢藥の復興に伴ひ漸く研究の歩を進められるに至つたとは謂へなほ僅かにその片鱗を擲む程度に過ぎない状態である。余は昭和三年一月より同六年九月に至る間專賣局長の任にあつたのであるが、その在官中これが科學的研究の必要なるを感じその實驗的研究のため城大杉原教授を煩はすことゝしたのであつた。然るに由來朝鮮と謂へば直ちに人蔘を聯想せられるほど朝鮮には人蔘に關する傳説も豊富であり又文獻も少くない。故にこの文獻の調査研究をなすならば科學的研究の上に有力なる參考資料を得られるであらうと思料し、この事業を篤學者にして朝鮮古書に精通せる今村軈氏に懇囑したのであつた。氏は是より老軀を厭はず實に尋常ならざる筆硯裡の辛苦を克服しつゝ、

대한민국의  
대동단결  
한글서체  
한글서체

研究に没頭せられた。而して數年を経て終にこれを完成せられたのが本著人蔘史全七卷である。上梓に當り余か事業の發企者たるの故を以てその序を余に求められた次第であるが、之を通讀するに其の收録する所のものは人蔘に關する醫藥、栽培、蔘名より其の思想、政治、經濟に及び實に浩瀚を極め、其の史料の如きも古今内外に亙つてゐる。洵に先人未踏の業と謂ふべきであつた是を以て觀るに、本書は獨り醫學的研究の有要なる資料たるのみでなく更に農政經濟學者の傍證資料としても其の裨益少くないものである。唯本書の性質上その學問的價値の保持に重きを置かれてゐる爲にこれを江湖大衆に推薦することは適當でないが如くであるが、然かもその解説、整理に當つては著者は周到なる用意の下に懇切なる記述を與へられてゐるが故に、一般知識階級に屬する讀書家にとりては素より好適の知識たり多分の興味を誘ふものたるを失はないものである。即ち爰に著者多年の勞を謝しその貢獻せられた所を大方學者諸彦に分たため一言を寄せて序となすものである。

昭和十四年十二月

松 本 誠

(朝鮮金融組合聯合會長)



ふ懸念は、人々の間に相當抱かせられたのであつた。特にわたくしでは、朝鮮史編修中、數度の大病に罹り、危く命拾ひをしたといふ苦い經驗があり、一倍憂慮したわけであるが君にはこの長い月日の間に、一回の病魔にも襲はるゝことなく、豫定の編纂を豫定の期間に完成された。ことは、もとより君の精進に歸すべきであつて、この事業を依囑された當局に對しては、一倍およろこびをいはねばならぬが、君は今や古稀の齡に躋りて、猶ほその起居の健實なる、頭腦の明敏なる、壯者に勝るとも、敢へて劣るところがない。君のごときは、全く福運に恵まれた人だ。わたくしは、つくづくと感嘆し心から慶祝の念を禁じ得ざるものがある。

わたくしが今村君を知つたのは、過ぐる大正十一年冬、總督府の聘に赴いた以前のことであつて、わたくし書の書架には、幾多君の快著が挿入せられて居た。乃はち君の著述を通じての知己たるに止まつてゐたのであつたが、ゆくりなくも、京城僑居以來、或はわが編修會に於て、或は中樞院に在りて、瀕繁に相遇ひ、雷陣の交を締し、わたくしの擔當した修史事業上には、幾多の發明と忠言を寄與されたのである。君は、そのころから、學心的地の上に、一種の自覺と信念とを新たに得られた、ごとくにあつた。何もわたくしどもの修

史工作が、君をしてこゝに至らしめたといふのではないが、君は、過去幾多の著書に満足することなく、従前の経験と智識とに一番の整理を加へ、所謂名山の藏を作さんことに志願されたのであり、君が發奮のほどは、察せられたのであるが、この心境に副應して、擇び上げられたものは、半島人參史の全的研究であり、編纂であり、恰もわが專賣當局にこの企畫あつて、君をして欣然之に趨かしめた。こゝをもつて見れば君の人參史は、君の生涯を通じての一大結晶であり、その一篇その一字と雖も、鏤心雕骨の餘に出でざるはなく、宜べなり、本書に對する快靚爲先の聲價は、もとよりのこと、君の學界人としての地位は本書によりて、完全重きを成すに至つた。世人は、君を目して才の人といふかも知れないが、わたくしは、學の人であると思ふ試みに君の書齋に入りて、その蒐集にかゝる汗牛充棟の人參關係資料を一瞥せよ、そのすべてには、東奔西走、不斷の努力と精進とによりて羅致せられたものであり、わたくしは、あの一大蒐積を拜見する毎に、覺えずして、首の下ることが、一再ではなかつた。君は果して才の人ではあり得まい。最も驚嘆に値することとは、尨大かれがごとき大著述に當りて、終始一人の助手を驅使することなく、書中の幾多挿入の圖繪に至るまで、これ又君が丹青に成つたものであり、かりに君をもつて、才の

人でありとするならば、かゝる點を認めたまひに外ならぬであらう。かくて大著人參史の功は、君一人の上に與へられた。わたくしは、人參史は私著に非らずといつたけれども、本書を通じて見られるところの卓越せる論斷や豊富な資材やは、全く君の獨壇場であり、他の人の介入を聊かも許されて居ないのである。

人參史に關しわたくしは、全くの門外漢で些も御役に立つたこともなく、たゞわが滿洲の國土は、古より人參をもつて知られ、而もそれは單なる經濟對象物ではなく、政治史上に重要事實を提供した。そのことは、かつての小著に記入し、圖らずも君の史眼を累はすに至り、謙虛なる君は毎々下問を吝まれなかつた。一昨年秋であるかと思ふ、兒士純の齊魯の野に遊ぶや、泰山に上り、所産の人參一塊を購得して歸來したから、便に托して直に之を君が齋頭に致し、兼ねて當時所得の人參滿漢票札一件を寄せたことがあり、君の満足を得たらしいのである。或は無理のことかは知らぬけれども、わが滿洲國土内の人參資料は數多く、君の手によりて一番の整理を加へていたゞきたい。かくてこと所謂鮮滿一如的文献は、一般社會に紹介さるゝに至るであらう。君今や老いて益々壯なり、横空の霜鷹にも似たる君の姿を、わが白山黒水の間に迎え得ざるものであるか。そして得意の探訪の手

を自由に伸ばし、闡出探奇、未發の光を揚げられ得ざるものか。わたくしは、專賣當局に對しても、望蜀の念を提せざるを得ないのである。

康徳七年正月

新京建國大學にて 稻葉岩吉

(文學博士)  
滿洲建國大學講師

여 백

## 人蔘史の大著に序して

今村先生の多年に亙る大著人蔘史全七巻が遂にこゝに完成せられた。これにより東亞文化史殊に本草學史上に一大劃期的の偉業が達せられた譯であつて誠に世界學界の齊しく欣快事とする所である。

思ふに東亞の文化生活は理論の穿鑿よりも事實の探究によつて人生の福利増進を期圖しつつありわけても本草方面の實際的の體驗が古來體位の向上と壯陽補身に特効を示して來て居る事は喋々を俟たぬ所である。嘗て自分が四川の旅に重慶、瀘州、敘州等の各城内を逍遙中坊間、高麗人蔘、川芎、爐蟲草（打箭爐の冬蟲夏草）血片（四川雲南の鹿の袋角）などを鬻げる藥店を現地に見、又廣東の旅では城内隨處に、三蛇膽酒、周公百歲酒の類を見た。又浙江の旅に杭州鳳凰寺（回教）に百十四歳といふ李芳教長と面語することが出來た。支那各省各地に見る人蔘はいつも高麗カオリの名が冠せられて居る。たまに吉林人蔘の看板を見ることもあるにはあるが實はこれは高麗産なりと云はれてゐる。今日四川の奥に取引せられてゐる高麗人蔘なども既に明の天啓年間毛文龍が山東貿易の好適地として海路朝鮮

の椶島に来て人參の取引を營んで居た事實が本史に指摘せられてゐるところから見ると支那朝鮮間に經濟上之が重きをなして居た事も察せらるゝ。あの廣い支那の國土であるから支那本土に藥用人參の産出する處がない譯でもあるまいが高麗の名が獨り天下に喧傳せられて居るのは如何に朝鮮人參の聲譽の高きかゞ是認められてゐるわけである。

支那民俗は國柄としてどこでも壯陽補身に重きをおきこれが不老長壽の思想と共に古來根強く培養せられて居る。蛇膽、海狗（膾膾膾）爐蟲草なめくじなどの貴重視せらるゝのもそこから發してゐること勿論であるが人參の効能くらゐ水村山郭到る處によく知られ又調法視せられて居るものはない。

今村先生の明哲該博の調査力と精力絶倫の編纂上の手腕を兼ね有せられ東亞文化史上に最も興の深く、且つ誰れ人も遂にこゝに思ひを致さない譯にいかなくなる大事な人參史を題材に選ばれ、之に精緻な眼光を以つて萬般の文獻學的偉業を樹立集大成せられた。人參そのものの研鑽の外に尙人參に關する傳説神話、小説逸話から文藝、文籍、諸種の科學的研究に至るまでをも細大洩らさず収録せられたのである。恐らく汗牛充棟も營ならぬ和漢群書中、人參史に關する限りその浩瀚なる内容と多岐多方面に互る資料の見らるゝ點に於

て該書の右に出るものはなかるべく従つて東亞の人參研究の史料として現に世界一と稱しても敢へて溢美の言でないと思ふものである。謂はゞ高著人參史全七卷はさながら「人參博物館」と見ても差支なきものだと思ふ。断言して憚らぬのである。往年先生の元山府尹時代犬の研究を親しく夜雨西窓の下に承つた時其の博覽強記に驚歎せざるを得たかつた次第であるが先生の研究はいつも世の一と通りの學徒などの企て及ばないものがあり此度の人參史の名著の如きも先生が終生人參の本地に居られ、齡古稀に至るまで正直なところ老いの將に至るも覺えず營々孜々と精進せられてゐた結晶物そのまゝの賜物であつてツイ何時の間にかこの世界的の流芳餘事が大成せらるゝに至つたものでないかと拜察する。或は知らず先生は私かに人參のエキスを煎じ石の鍋をかけた爐邊でも執筆に餘念なかりしにはあらずやと巴蜀秘境の道士等はかく先生を神農燧人氏に想像し描いて居る(妄評多罪々々)かも知れないのである。先生と自分とは齡尙十歳の開きを存すといへども迂生は支那の片田舎秘境を行脚し常に長壽法の事について大陸雅俗の士と語り會ひ或は重慶の下流四十八哩長壽縣の風物を漁つたりなどしたこともある。四川人の古稀の聯句に「七十杖於國。八千歲爲春」とあるを印象に深く銘してゐるのであるが此句を先生に贈りたいと思つて居る。

今村先生には壽古稀に達せらるゝまで人蔘史の資料に就いて古今東西の文獻口碑を悉く涉獵せられてゐるからには今からは更にその貴き閱歴を以て鶴齡龜壽にして而かも愈彊りなく康からんことを祈つてやまない次第である。聊か禮に嫻はぬ蕪辭を並べ過ぎたかも知れぬが大成の御喜びに代へる言葉と思ふのである。

昭和己卯十四年十一月十六日

汪兆銘先生東亞新秩序建設促進全國華僑大會(日比谷公會堂)より歸りて

後藤朝太郎

(文學博士)

## 序

夫れ人參は漢藥の大宗たりこれが史的研究は學術上産業上緊要の事なりと雖、之に關する文獻たる古今東西に、涉り、汎く之を集輯するには非凡の精力と該博たる智囊とを並び備へたる碩學の士にして完成を期すべきなり。

曩に朝鮮總督府專賣局は人參史編纂の企あり。囑せられて今村鞞氏この選に當るや君は蒞奥を捧げてこの編述に專すること數年多岐多元の文獻を涉獵して稿を起し、綱目をたて、卷を起し、昭和九年八月第一次の出版として琴名彙攷篇を公にし、續いて政治篇、栽培篇、醫藥篇、經濟篇、雜記篇等卷を逐ふて完成し茲に思想篇の上梓を見るに至れり。

若しそれ本史を觀る者は其資料の豊富、典籍の精選、考證檢討の創見の多

きに敬意を表せざるものはあらざるべし。

余は本誌を茲に序して「人蔘は朝鮮名産なり、人蔘史は朝鮮の名著なり」と  
敢て題するものなり。

昭和十五年三月

於京城駱駝山麓 杉 原 徳 行

(京城帝大教授  
醫學博士)

## 序

昭和九年十月十三日初めて人蓼史第七卷の寄贈に接した。

著者今村軻氏、發行者朝鮮總督府專賣局

著者今村氏の親翰によりて、漢方研究に没頭しありし私の名を出版物によりて知られたる結果、人蓼史寄贈を思ひ立たれし所以を明かにした。

爾來春風秋雨六星霜。年一卷程度の出版を續行せられて、昭和十五年の春を以て全卷の出版を完了せらるゝ運びとなられたとの親翰を十月十三日(昭和十四年)に接受した。毎卷六百乃至七百頁。將に全七卷の著述が完成せられんとする此七年間に於ける著者今村翁の偉大なる努力と精進とに對して先づ驚嘆と感謝の念を禁ずる能はない。

其内容の浩瀚なる詳細に互つて熟讀反復玩味の邊が私にないが時に應じて必要と思はれる部分を翻讀して見ると文獻蒐集の周到綿密なる涉獵の廣汎充實せる事人力の最大を盡されてある事を如實に察知出来る。

更に内容に對しての解釋批判にも翁の渾身の努力が盛られてある事が充分認知される。

翁の親翰によれば古稀老との肩書があるかゝる大部の著述はもつと若い働き盛りの者でも容易で無い、翁が古稀の齡を物ともせず異例の高速を以て大全集の完成を遂げられた大勇猛心には敬虔と感謝との外何物もない。

其内容が將來の人蔘研究者竝に古代の支那の本草並に醫方研究者にとつて缺くべからざる文獻たる事は云ふも更である。

昭和十四年十二月一日

醫學博士 田中吉左衛門

## 序

人蔘は古來靈藥として尊ばれ、今尙其の神秘的權威を失はず、若し其有効成分等未知の故を以て之を輕んずるものあらば誤れるの甚しきものにして、凡そ醫藥は總て經驗によりて始め藥効を知られ、後に至り成分藥理作用等の研究により科學的理論を付せらるゝものなり。黴毒に於ける砒素劑マラリヤ病に於けるキニーネ等皆然り。

本書は人蔘をあらゆる視角より觀察し、七卷通計三千餘頁に亙りて記載し、一の生藥に對し斯の如き詳細を盡したる文獻は未だ其例を見ず。漸く散逸せんとする人蔘史を完全に後世に残し、將來の研究に資するの功甚だ大なるものにして、此等を完成せられたる朝鮮總督府專賣局竝に稿者今村

人蔘史序 文

先生に對し滿腔の敬意を表するものなり。

昭和十四年十月

刈米達夫

(藥學博士  
厚生省技師)

## 序

私が今村鞆氏を知つたのは大正七年十月に亞米利加のハーヴアード大學から内地、朝鮮、臺灣の樹木類を採集する爲めに派遣された故アーネスト、ヘンリー、ウヰルスン氏と共に濟州島に渡つた時からである。今村氏は當時濟州島の島司であつて濟州邑内に居住して居られた。私等の一行を迎へて極めて平凡に扱はれ又便宜を計られたが其平凡さが頗る一行の氣をよくし後に英國人なるウヰルスン氏が私にミスター、イマムラは眞のゼントルマンドと語つた事でも氏の風貌が窺はれやう。其今村ゼントルマン氏が人蓼史を編纂するなどは大凡想像外の出來事である。従つて私は最初から多寡を括つて居たが卷を逐ふて出版さるゝに従ひ其用意の周到さには敬意を表せずには居られなくなつた。

抑も人蓼なるものは朝鮮民族とは古來離るべからざる關係にあり彼等からは神秘的のものとされて居り、山人蓼採集の如きは全く山神の靈示に

よりてのみ發見し得るものと確信して行ふのであるから一種の宗教的信仰である。今でこそ容易に安價に人蔘を購ひ得るけれども徳川時代には最高の神藥とされ親の病を治さんが爲め人蔘を購ふにも貧故に果さず遂に苦界に身賣した幾多孝女の悲劇を生んだ草故大倭民族をも大に左右した靈草とも謂へる。人蔘の効用については今の世にも之を疑ふ輩があるが其は人蔘の何物だつたかを知らぬ者共である。大正の頃田口藥劑監が人蔘の成分を研究し、其最初に出る揮發性の二種の油を極めて少量に休眠後安靜状態に在る犬に注射すれば直ちに遠距離を走つて歸れる犬の如く動悸を起さしめる事が出来る。換言せば極めて少量の人蔘油は血行を大に隆ならしむる効がある事を判らせ、此丈でも人蔘の藥効を有する事が知れたのである。此外にサポニンあり、糖分あり、ビタミンあり、老衰に向ふ人が常に人蔘を用ふればよく動脈硬化を防ぎ體質を若返らせ長壽を保ち得る事は周知の事實である。斯る靈草の由來、歴史、効用、醫療、政治、經濟等に互る幾多の資料を併せて發表した此好著は靈草の不朽と共に不滅の大著と

して後人を裨益する事は實に甚大なるものであると信ずる。不幸にして Vaillant, Blackwell, Nees von Esenbeck 等昔の外國學者の人蔘に關する研究論文は轉載されなかつたが此は著者に望むよりは此非常時局の然らしむる所として觀念する外はあるまい。健康なる人は勿論動脈硬化になやむ人意氣銷沈せる人々は宜しく人蔘を舐り乍ら此大著を精讀すべし、必ずや大に得る所ありて更に幾年かの齡を延し得るであらう。

昭和十五年一月 日

東都田端にて 中井猛之進

(理學博士)  
東京帝國大學教授

# 여 백

## 序

近時我國と歐米とを問はず、兎角社會の傾向は事物を餘りに分業的に觀察するの弊に陥りたる結果、今や其の反動として綜合作用の必要が盛に叫ばるゝことゝなつた。米國ロツクフェラー財團の有名なるケルレル博士の如きも歐米醫學の此の方面に對する弊害を痛論し、東洋醫學の長所を回顧すべきことさへ唱へ來り世界の視線を惹いて居るの實狀である。友人京都帝國大學名譽教授森島(庫大)博士の如きも、藥學界の長老として夙に東洋藥物に就て種々の論文を世界に發表されて居ると聞く。余は昨年來醫藥制度特別調査會第一委員長の職を汚して居るが、今や我國に於ても東洋醫藥の再檢討は實に時代の一大要求と云はねばならぬ。而して彼の朝鮮人蔘の如きは特に二千年の歴史を有し、其の人心に浸潤すること頗る古く

殊に又貿易としても夙に頗る重要な地位を占めて居ることは一般公知の事實である。此の時に當り、舊知今村軻君、人蔘史の長篇を著はし序を余に需めらる。之を閲するに、人蔘に關する古來の歴史を縱横より詳述し來り、細大殆んど洩す所なし、余は素より斯界の専門家に非る故、之を批判するの力に乏しと雖も、一讀眞に人をして驚嘆措く能はざらしむるものがある。蓋し近代朝鮮文化の壯觀なりと批判するも決して誣言に非ざるべしと信ずる。君は少壯にして身を我國の警察界に投じ、警視廳に奉職し、夙に警察の最高學府たる國立の警察監獄學校に入り、優等にて卒業し、後挺てられて韓國に聘せられ余が統監府參與官として韓國警務局長たるの時統監伊藤博文公に挺てられ道警察部長となり、余の部下に在て拮据黽勉熱心に余を翼け事績大に擧がる。殊に又韓國の風俗慣習等詳細に警察に關する事情を調査せられ、頗る斯界に貢獻されたものであつた。當時余が其の非凡

の秀才力に敬服したことは、今尙深く記憶に存ずる所である。後寺内總督時代に濟州島司となり齋藤總督時代に元山府尹より李王職事務官に轉じ、勅任に進む等、君の一生は往く所として可ならざるはなかつた。而して其の間又終始獨特の天才を朝鮮史實の研鑽の爲めに致し、造詣益々深く、終に斯界の第一人者となり、能く此の大著を遂行されたのは決して偶然ではないのである。今や我國の醫藥界は時局に鑑み愈よ多端を極めつゝあり、現に厚生省には新に資材課の外に藥品生産課を設くに至つた程で、將來滿支を通じ原料の獲得等前途は頗る洋々たるものがあるのである。されば人蔘の將來も亦時世に應じ改善發展すべきこと鮮からざるべしと信ずる。君今や齡正に古稀に達せり。時代の變遷は昔から「七十古來稀なり」と云はれた事も、今や一般に「七十近來多し」と唱へらるゝことゝなつた。況んや長壽の資料たる人蔘の研究者たる君に於ておやである。願くば君は加餐益々

天壽を完くせられ、愈々君の抱拮せる天才を自在に時局に發揮せられんことを衷心より希望して序文に代へたる次第である。

昭和十五年一月

東京 松井 茂 識

(法學博士  
貴族院議員)

## 序

人蓼は古くより天下の名草と呼ばれ、又靈藥として廣く尊重せられ、又信仰せられてゐる。従つてこれに關する文獻は傳説に初まり近代科學に亙り殆んど量り知るべからざるものがある。思ふに人蓼程東洋に於て各方面より取材せられ、又攻究せられたものは殆んど他に其例なく、見様によつては人蓼に關する文獻は東洋の文化史を語るものと見るべく各時代に亙り萬般の文化は凡てこの内に織り込まれてゐると見て敢て過言ではない。然るにかゝる文獻は徒らに好事者の蒐集に終りこれを綜合し系統化したるものゝ未だにないことは洵に遺憾と言ふべきである。

從來世の吾人に期待するところのものは多くは事物の科學的文化と次ではこれが解析であるが、向後はこれ等の検討をこれによる合成でなくてはならない。人蓼の場合にあつても從來の業績は何れも單なる分析の一途に過ぎず、言はず、枝葉の成果に過ぎない感があるが向後はこれを綜合し合成したものでなくてはならない。眞の業績はかくしてこそ初めて完成さるべきものである。然しこれには分化解析に勝る努力が要り、又先づ其人を得ねばならない。由來敢て企て得ざる所以のものとはかゝる仕事が如何に困難なるかに係る。

然るにこゝに吾が篤學の士今村鞆翁は退官後餘生を此難事に捧げ、敢然人蓼史の編纂に心血を濺がれたのである。當時著者の壯舉に就ては健康上私は憂慮せられたものがないで

もない。然し著者の刻苦勉強、日夜寢食を忘れての努力は終に凡てを克服するを得、曩に人蔘史第七巻を先づ出版してよりこゝに五年、その間巻を追ふこと已に六巻、今や正に本巻を以て豫定の計劃を完成せんとする。この時に當り著者の心中を思ふとき實に興奮と感激の禁じ能はざるものがある。

由來綜合成書と稱するものは各著者の分擔執筆に成るものが多く、言はゞ一種の寄木細工に過ぎない體のものである。然るに著者の人蔘史は著者の一貫せる構想の下に執筆せられ考證、検討一句も苟くもせず、獨力獨歩、各般の事項に互つて編纂せられたること、洵に驚嘆に價するものがある。加之一植物を敍するに當り、かく各般に互り、四千餘頁に及ぶ成書の如きは出版界未だその例を見ない。

茲に靈草人蔘史の玉成を見るに及び、これが學界に寄與するところ大なるを思ひ。著者のため朝鮮のため欣懷措くところを知らない。筆者は本書に寄するに當り、遙かに著者の人格を偲び、その學的良心と始終一貫倦むところを知らざるその態度に滿腔の敬意を捧げて擲筆する。

昭和十四年十一月八日

中 田 覺 五 郎

(故農學博士  
九州大學教授)

## 序

螺炎今村翁の名著人蔘史がこゝに七巻を刊してめでたく完結するに至りましたことは斯界のためまことに喜に堪えぬところでありますが、過去長年月の間拮据黽勉全精力を傾倒してこの大著を大成せられた翁の喜も亦大きいものがあらうと存じます。翁に對して滿腔の感謝の意を表すものは敢て私一個人のみであるまいと確信いたします。

翁の大著人蔘史は人蔘に關する古來の論說や習俗のみを歴史的に叙述したものではなく、純科學的な細胞學的研究や病蟲害防除の記述に至るまで遍く集録してありまして、人蔘に關する文字通りの百科全書であります。翁の用意の周到なる又翁の努力の並々ならぬことをひそかに敬服してゐる次第であります。斯かる綿密なる集大成は古今東西を通じて未だ見ぬところでありまして、氏の大著はまことに劃期的なものと信じて居ります。史學者も文學者も自然科學者もひとしく座右に置いて永くその恩恵に浴

することゝ思ひます。不朽の名著を完成せられた翁の功績は永く人蔘研究史の一頁を飾ることでありませう。

このたび翁の大著の完成の機に、親しく翁から序文を請はれましたが、私の如き後進が翁の名著に序することは冒瀆の罪深く僭越至極と躊躇して居りましたけれども、翁の平素の知遇に甘へて敢えて蛇足の辯を冗し遙かに祝意を表する次第であります。

昭和十四年十一月三日

日 野 巖

(農學博士)  
宮崎高等農林學校教授

## 序

當專賣局に於て昭和九年八月より毎年連續出版せし人蔘史は這回の第一卷を合し通計七卷に達し、今後編纂すべき索引正誤等の附録一卷を餘して殆んど完成を見たり。元と斯の事業は昭和七年松本局長の時に於て企劃せられ當時趣味を以て人蔘の研究に志させし今村軀氏に事を擧げて囑託せしに始まる。爾來氏は銳意精勵事に従ひ、關係新古文獻萬餘冊を獵涉し、旁實地に就き視察研鑽を遂げ以て畢生の仕事として晝夜沒頭一人の補助員をも使用せず獨力を以て比較的短年月に此一大事業を完結せり。其原稿約三萬餘枚各卷の挿圖亦皆氏の手に成れり、洵とに努めたりと謂ふべし矣。従前人蔘に關する著述は多々存在するも未だ本書の如き浩瀚精緻なるもの有らず。即醫學、藥學、植物學、農學、史學等の各領域に涉り細大洩ら

ざす其關係を考證縷述し、以て人蔘なるものゝ全貌を闡明せるものにして、當局に於て管掌せる蔘務に資する所あるは勿論世の人蔘研究者に利便を與ふると共に前記諸科學に補助貢獻する等當專賣局の此事業が聊か朝鮮文化に寄與する所あるを想ひ實とに欣懷に堪えず。茲に感想の一端を記し以て序文に代ふと爾云。

皇紀二千六百年

昭和十五年三月

朝鮮總督府專賣局長 鈴木 川 壽 男

# 自序

茲に人蔘史編著の經過功程を記し以て序文に代へんとす。

余が官を退き閑散の身となりし昭和六年四月に於て、時の總督府專賣局長松本誠氏は人蔘史編纂の事業を企劃し舉げて余に託したり。余は嘗てより人蔘に興味をもち徐々研究しつゝ、ありし事なれば、欣然應諾し爾來資料を蒐集すること約三年。其間拮据精勵獨力を以て晝夜殆んど没頭して、東洋の歴史は無論漢法、醫藥學、本草學現代の醫學藥學植物學、農學等々事の人蔘に關係ある新古の典籍を近きに就き遠きに奔り閱覽漁渉すること無慮數萬冊。併せて稀書、古文書を購入ること數百點。且つ實地の調査を行ひ、大體の見透し付きたるを以て左の如き計畫を立て著作に當り又更に必要なる資料を漁りつゝ、事業に邁進し今日に至るまでに下段の如くに實行し得たり。

## 豫定計畫

## 實行

- |     |       |       |         |
|-----|-------|-------|---------|
| 第一卷 | 人蔘思想編 | 第七回刊行 | 昭和十五年三月 |
| 第二卷 | 人蔘政治編 | 第二回刊行 | 昭和十年九月  |
| 第三卷 | 人蔘經濟編 | 第五回刊行 | 昭和十三年三月 |
- (豫定を變更し八卷の年表を編年紀とす)

第四卷 人蔘栽培編 第三回刊行 昭和十一年十一月

第五卷 人蔘醫藥編 第四回刊行 昭和十二年三月

第六卷 人蔘雜記篇 第六回刊行 昭和十四年三月

第七卷 蔘名攷彙篇 第一回刊行 昭和九年八月

第八卷 遺補索引・年表・正誤 第八回刊行豫定(年表を第一卷に入れ他は三四年の後とし八卷をやめ附録とす)

最初に考へたるは文體のことにして、是を史學者がものする論文の如くするときには、列井然たる如きも一般の讀書人には解し易からず。さればとて是を通俗的に書下すときは學問的とならず。故に史の名に背かざる範圍に於て可成平易に記し資料は可成原文を採り用ゐて多く列擧せり。さて此の事業の一段落を告げたる今日に於て既刊七卷を顧覽するに、我意に滿たざる點多きも着手の初著者の齡既に老期に入れるを以て生存中に終了せんとし事功を急ぎ短年月に完成し而も一人の補助員をも使用せず全部獨力を以てしたるにも由るものにして後世讀者の諒恕を仰ぐ所なり矣。又一方既刊を閱覽して、よくも斯く丹念に編纂し得たるかに自から訝りて慰むる所無きにもあらず。

而して凡そ事の人蔘に關するものは力の及ぶ限り漁り盡して記述に力め。人蔘の本體と其價値を明かにし。且將來人蔘の事を研究せんとする人の爲に檢索の勞を省き本書を繕きて事足らしめんことを期し。一方従前の文獻に在る數多の誤謬記事に修訂を

加へたり。本書が著述本來の目的外史學の一部に寄與する所あるを信ずると共に猶ほ研究者が本書にヒントを得て、人蔘有効未知の成分を抽出し得て其醫藥上の効果を一層顯著ならしむる如き事あるに至らんは心竊かに期待する所なり矣。終りに歴代の專賣局長・同當該課長各位の指導鞭撻と全然事を擧げて著者に一任せられたる宏量と優遇に對し、又本書著作に關し、質義の垂示・藏書の貸與・資料の供給、調査の共助等特に便益を與へられたる左記各位に對し、玆に尊名を掲げ衷心より深甚なる感謝の意を表するもの也。

昭和十四年十月

於京城宮井町僑居

古稀の老生 今村 靱 識

文學博士 稻葉岩吉

故文學博士 內藤虎次郎

大谷大學講師 泉芳環

京城做新學校教頭 濱口良光

京城醫科大學講師 石戶谷勉

農學博士 日野巖

醫學博士 岡西爲人

文學博士 藤塚鄰

專賣局技手 大隅敏夫

理學博士 牧野富太郎

文學博士 後藤朝太郎

故理學博士 三宅學

佐藤紅霞

三田村爲魚

京城文科大學教授 末松保和

開城蔘業會社取締役 南方熊楠

醫學博士 杉原德行

山城蔘業會社取締役 山階賢隆

朝鮮史編輯會  
修史官補 田川孝三

京城文科大學教授 田保橋潔

專賣局技手 長濱不二生

總督府編輯官 中村榮孝

故藥學博士 中尾万三

故理學博士 中田覺五郎

人蔘史 第一卷 上人蔘編年紀目錄

支那

秦以前 (西紀前二〇七年前).....	三頁
漢時代 (西紀前二〇六年—西紀二四年).....	三
後漢時代 (西紀二五年—二二〇年).....	三—四
三國南北朝等時代 (西紀二二一年—五八八年).....	四—五
隋時代 (西紀五八九年—六一七年).....	五
唐時代 (西紀六一八年—九二三年).....	五—八
五代時代 (西紀九二三年—九五九年).....	八—九
宋南宋時代 (西紀九六〇年—一二七八年).....	九—一一
元時代 (西紀一二七九年—一三六七年).....	一一—一二
明時代 (西紀一三六八年—一六六一一年).....	一二—三九
清時代 (西紀一六二七年—一九一一年).....	三九—一三〇

民國時代(西紀一九一二年以降).....一三〇

日本

王朝以前(西紀一二九二年前).....一一

鎌倉時代及建武中興時代(西紀一一九三年—一三三六年).....一一—二二

室町時代(西紀一三三七—一五七三年).....二二—二四

足利滅亡後、信長秀吉時代(西紀一五七四年—一六〇二年).....二四—二五

江戸時代(西紀一六〇三年—一八六七年).....二五—二四

維新以後(西紀一八六八年以降).....二五—二五

朝鮮

三國以前(西紀六六八年前).....五

新羅一統時代(西紀六六九年—九一七年).....五—八

高麗時代(西紀九一八年—一三九二年).....八—二

李朝時代(西紀一三九二年—一九〇九年).....二—二六

人蔘史  
第一卷

下人蔘思想篇目錄

第一章	支那に於ける本草學の起原と其 發達經過及人蔘との關係に付て	一
第二章	人蔘の世に出たる年代	五三
第三章	人蔘と云ふ名稱の考察	六九
第四章	人蔘と他の五蔘との關係	八五
第五章	人蔘の根の人形を爲せる者を尊ぶ思想に付て	一〇一
第六章	仙人の服食と人蔘との關係	一二七
第七章	星と人蔘との關係	一四三
第八章	人蔘の發生を以て瑞祥とせし事に付て	一五九
第九章	古代人蔘と稱せられし植物の原基に付て	一六七

# 人蔘史 第一卷

## 上 人蔘編年紀

本編は文獻に現はれたる人蔘記事の中、年紀の判然せるもの、みを採擇し。其要領を年代順を以て列記し、人蔘と人生の關係、其發生期より今日に至るまでの推移變遷の跡を觀るべく、約一千九百年間の經過を關係ありし各國を通じて時間的に記し。第二卷以下の部分的記述と相照應して人蔘の歴史的脈絡系統を明にせんとするに在り矣。素より編年史に非ず、史的考察は既に各編に述べたる所なるを以て、之を略して編年紀とし。唯文獻に出たるものを撮要するに止めたり。故に某る年代のことは甚だ粗漏に失し、某る年代のものは詳細に過ぐるが如き不整一あるを免れず。其缺點は第二卷以下各編中に説ける考證を以て之を補ふを得べし。

本編は最初編纂計畫の時、第八卷に人蔘年表として入るゝ豫定なりしも、卷首自序に記せる如く考慮の結果都合により本卷に入るゝことせり。

先秦時代

皇紀六一二一年以前

崇神天皇四九年

△此年代ニハ人蔘ノコト一切文獻ニ無シ。其ノ之レ有リトセルモノハ皆假托ノ偽書ニ據レルモノニシテ信ズルニ足ラズ。(一巻下五八頁以下全部)

皇紀自六一三年至八八〇年一六八年間

崇神天皇五〇年—  
神功皇后二〇〇年

漢初ヨリ  
後漢獻帝迄

西前三三—  
同四八

○支那 前漢元帝ノ時ノ人史遊ノ著『急就章』ニ參ノ名初メテ出ヅ。是人參ノ原名ト想ハルルモノノ初メテ文獻ニ現ハレタルモノ也。

(一巻下六四・六六・九一・七卷二六六—二六八)

西前五〇—  
後八

○支那 前漢末ニ著作セラレタル所謂諱書『春秋諱』『禮緯』ノ二書中ニ人參ノ記事出ヅ。(一巻下六五・一四三—一五七)

○支那 後漢安帝ノ時ノ人許慎著『說文』ニ「人蔘」ノ名アリ「上黨ニ出ヅ」ト其原產地ヲ記セリ是明カニバナツクスギンセンダヲ指セルモノ也。

(一巻下七九・七卷四三六—四三九)

西紀一〇七  
—一二四

西一四八—  
一六七

西一九六—  
二二〇

西二一〇—  
二三二

三國・南北  
朝時代

西二二〇—  
二二六

西四八三—  
四九六

○支那 後漢桓帝ノ時ノ人王符ノ『潜夫論』ニ醫藥中ノ人參ヲ國ノ良賢ニ喩ヘタル記事アリ。(一卷下六四)

○支那 後漢獻帝建安年間ノ著述ト認メラルル張仲景ノ『傷寒論』ニ人參ヲ配セル處方二十一方(總處方百十三方ノ中)出ヅ。是確實ナル人參醫藥記事ノ最初ノモノ也。(一卷下三三・九三・五卷三四四—三五七)

○支那 後漢獻帝建安十五年ヨリ建興十年頃迄ノ間ニ三國魏ノ吳普『吳普本草』ヲ著ハス中ニ人參アリ其性味ニ付ニハ神農桐君・雷公・岐伯・黃帝・扁鵲等ノ說ヲ引キアリ(第五卷九九—卷下二—二二頁參照)右六氏ノ名ヲ假托シテ著作セラレシモノ此時代存在シ各人參記事アリシヲ知ル。

皇紀自八八一年至一二四八年六六八年間

神功皇后二二年—  
崇峻天皇元年

○支那 魏文帝ノ記ス所ニ薺芎ヲ以テ人參ヲ亂ルノ記事アリ。

(二卷一七八—一八〇・七卷三三—三三八)

○支那 齊武帝時代ノ人梁陶弘景『神農本草經』ヲ修訂シ又別ニ『名醫別錄』ヲ

隋・唐ヨリ  
宋前迄

西四三五―  
五四六

西五一三

西六二七

西六五七

西七〇一

著ハス二書共ニ人參ヲ衆藥ノ上位トス。(一巻下一五―二七・五巻一四五)

# 皇紀自一二四九年至一六一九年三七一年間

崇峻天皇二年―  
村上天皇天德三年

△文獻ニハ記載ナキモ高句麗ヨリ魏ニ人參ヲ貢獻シタリト推定サル。(二巻五―六)

○朝鮮 百濟武寧王十二年、梁ノ武帝ニ人參ヲ貢獻ス。史ニ明記セルモノナシ

梁ノ陶弘景ノ『名醫別錄』ニ百濟貢スル所云々トアルニ據ル。(二巻四―五)

○支那 唐ノ高祖武德十年、新羅眞平王ヨリ人參ヲ貢獻ス。(二巻六)

△唐初上黨郡・樂平郡・河南府・安東都護府ヨリ人參ヲ貢セシム計一百七十斤ナリ。(二巻一八〇―一八一)

○支那 唐高宗顯慶四年正月、蘇敬ハ志寧等ト共ニ『神農本草經』ニ大修改ヲ加

エ且圖ヲ加エ『新修本草』ヲ著シ、此事業ヲ監シタル李勣此年月之ヲ上ル。

(一巻下一五―二七)

○日本 文武天皇ノ大寶元年ニ撰定シタル大寶令ニ醫生ハ『新修本草』ヲ學ブ

ベキ條文アリ。此時日本ニ於テハ既ニ人參ナル藥材ノ存在ヲ知リタルモノ

也。新修本草ヲ唐ニテ撰進シタルヨリ四十餘年ノ後早クモ此書日本ニ傳ハ

リシナリ。(五卷三六・四二)

西七一三—  
七五五

○支那 唐玄宗ノ時撰シタル『唐六典』ニ人蔘ノ發生ヲ以テ國ノ瑞祥トスルノ條文アリ。(一卷下一五九—一六五)

西七二三

○朝鮮 新羅聖德王十二年四月使ヲ遣ハシ唐ノ玄宗ニ人蔘ヲ貢獻ス。(二卷六)

西七三三

○日本 聖武天皇天平五年ニ撰進シタリト考フル『出雲國風土記』物産中ニ人蔘アリ。之レハ「ニコタ」ト稱セシ別箇ノ植物也。

(七卷六四—六八・四二七—四三〇)

西七三四

○朝鮮 新羅聖德王三十三年、謝恩ノ爲王ノ姪金志廉ヲ遣ハシ唐ノ玄宗ニ人蔘ヲ貢獻ス。(二卷六一—四)

西七三七

○日本 聖武天皇天平九年六月二十六日、大政官符ヲ以テ、當時全國ニ大流行セシ麻疹ニ人蔘湯ヲ用ユベシト諸國司ニ達ス。此人蔘ハ眞物ニ非ズ。

(五卷三七)

西七三九

○日本 聖武天皇天平十一年七月、渤海文王使己珍蒙人蔘三十斤ヲ貢獻ス。是レ日本ニ眞ノ人蔘ノ記事出タル最初ノモノ也。(五卷三七)

西七四二—  
七五五

△唐ニ於テハ天寶年中人蔘ノ貢獻地ヲ增加ス。(二卷一八〇—一八三)

西七四八

西七五四

西七五六—  
七六二

西七六四

四七八一

西七八七

西七九四

○支那 唐ノ玄宗天寶七年、靺鞨ノ諸室韋部族名ヨリ人參ヲ獻ズ。(二卷八)

○日本 孝謙天皇天平勝寶八年六月二十一日、先帝追福ノ爲メ東大寺ニ納メタル願文ノ物品中ニ人參三百二十四斤二兩アリ。但此人參ニハ眞假何レカノ疑アリ。此人參ノ殘今ニ存ズ。(五卷三八—三九)

○支那 唐ノ肅宗ノ時ノ人李珣ノ『海藥本草』ニ新羅國貢スル所ノ者手腳ノ狀人ノ如キアリ、長サ尺餘杉木ヲ以テ夾定シ紅絲之ヲ纏飭ストアリ。

(七卷二八五—二八八)

○日本 淳仁天皇天平寶字八年十月三日、天皇ノ御旨ニヨリ前記正倉院ノ人參小稱五十斤ヲ施藥院ニ下充ス。(五卷三九)

○日本 桓武天皇天應元年八月十八日、前記東大寺ノ人參小稱三十斤ヲ左大臣ノ宣ニヨリ造寺司ニ出充ス。(五卷四〇)

○日本 桓武天皇延暦六年五月、典藥寮ヨリ陶隱居ノ集註本草ト蘇敬ノ新修本草トヲ比檢シ之ヲ採用センコトヲ請ヒ聽サル。(五卷四二)

○日本 桓武天皇延暦十三年前記東大寺ノ人參ヲ四月二十七日ニ百斤、九月十三日ニ二斤十一月十八日ニ一斤ヲ大政官ノ牒ニヨリ内裏ニ進ム。(五卷四〇)

西七九九

○朝鮮 新羅昭聖王元年十月、唐ノ德宗ニ九尺ノ人蔘ヲ獻ズ。人蔘ニ非ズトシテ受ケズ。(二卷七)

西八二二

○日本 嵯峨天皇弘仁十三年五月、前記東大寺ノ人蔘三斤ヲ大政官ノ符旨ニヨリ衆僧病料ニ下ス。(五卷四〇)

西八二六

○日本 淳和天皇天長三年九月一日、前記東大寺ノ人蔘五斤ヲ衆僧ノ病料トシテ下ス。(五卷四〇)

西八六九

○朝鮮 新羅景文王九年、王子ヲ遣ハシ唐ノ懿宗ニ人蔘一百斤ヲ獻ズ。(二卷七)

西九〇一  
九二二

○日本 醍醐天皇延喜年代ニ成リシ『延喜式』諸國調進雜藥中ニ攝津・越前・伊賀・丹波・甲斐・美作・陸奥・伊豫若狹・大宰府ヨリ人蔘ヲ貢進スルノ定メアリ。此人蔘ハ日本産ノニコタグサト稱スル者ナリ、但大宰府ハ唐ヨリ來リシモノト認ム。又同書ニ人蔘ノ發生ヲ以テ瑞祥トスルノ文アリ。此時人蔘ハ日本ニ無シ、前記『ニコタ』ト稱スル別箇ノ植物ナリ。又此式ハ從前ヨリ朝廷ニ行ハレ來リシ事項ヲ編シタルモノナレバ、右ノ定ハ猶以前ナルベク『唐六典』ノ規定ノ模倣ト認ム。(一卷一五九—一六五・二卷四四九・五卷四三・七卷四二七—四三〇)

西九二五

○支那 後唐莊宗同光三年二月、渤海王大譚諤ヨリ人蔘ヲ貢獻ス。(二卷八)

西九二六

○支那 後唐莊宗元年四月渤海王大諲譔ヨリ人參ヲ貢獻ス。(二卷八)

西九二九

○支那 後唐莊宗天成四年八月高麗太祖ヨリ人參ヲ貢獻ス。(二卷一一)

西九三七

○支那 後晉天福二年四月契丹主ヨリ人參ヲ進獻ス。(二卷八)

西九四四

○朝鮮 高麗惠宗元年後晉出帝ニ人參ヲ貢獻ス。(二卷一一)

△此時代契丹ヨリ高麗ニ年不定期ニ人參ヲ貢進スベク命ズ。(二卷一一)

宋・南宋元  
末時代

西九六八

○支那 宋太祖開寶六年尙藥劉翰道士馬志外七人ニ詔シテ諸本草ヲ詳校セシ

メシ『開寶本草』成リ刊行シ廣ク天下ニ頒ツ。本書ハ人參ノ藥用觀念ヲ普及

セシメタルモノナリト謂ヒ得、此年以降宋ノ官撰本草書亦同ジ。(一卷下二八)

西一〇一九

○支那 宋眞宗天禧三年高麗顯宗ヨリ人參ヲ貢獻ス。(二卷一一)

西一〇三〇

○支那 宋仁宗天聖八年高麗顯宗ヨリ人參ヲ貢獻ス。(二卷一一)

△年代不明大抵此時代唐ニ於テハ大原府・平陽府等ノ人參產地ヨリ人參ヲ貢テ定ム。其中上黨郡ヘハ一千斤ヲ課ス。(二卷一八四)

西一〇三六

○高麗 靖宗二年中樞院ハ王ガ近ゴロ進貢セシメシ人參一千斤存ズルニ制旨

皇紀自一六二〇年至一九九七年三七八年間

村上天皇天德四年 | 後醍醐天皇建武四年

ヲ以テ更ニ五百斤ヲ進メシメントセシニヨリ、貢物ハ民ノ膏血ナリ妄ニ斂スベカラズト奏ス。王悦バズ。門下省モ亦駁奏ス、王之ニ從フ。知ルベシ此人蔘ハ營利的ノモノナルヲ。(二卷二九八—二九九・三卷五五)

西一〇六〇

○支那 宋仁宗嘉祐五年八月嘉祐補注本草成リ同十一月刊行ス。本書ハ嘉祐二年八月詔シテ之ヲ撰バシメシモノ也。(一卷下二八・二九)

西一〇六一

○支那 宋仁宗嘉祐六年五月『圖經本草』成リ同七年十二月刊行ス。本書ハ嘉祐補本草ト一體ヲ成スモノ也。(一卷下二九)

西一〇八〇

○高麗 文宗三十四年七月、宋ノ神宗ニ人蔘一千斤ヲ貢獻ス。(二卷一一)

西一〇八一  
西一〇八六  
西一〇九四

○高麗 文宗三十五年三月、宋ノ神宗ニ人蔘一千斤ヲ貢獻ス。(二卷一一)

(四卷七五・六卷一五〇—一五一)

西一〇八

○支那 宋徽宗大觀二年ニ唐愼微ハ證類本草ヲ撰シテ上ル。之ヲ板行ス。其後八年ノ後政和六年ニ曹孝忠ハ勅命ヲ受ケ之ヲ校補シ『政和新修經史證類

備用本草』ト名ケ板行ス。(一卷下三〇—三一)

西一一一八

○支那 宋徽宗政和八年十二月女眞ハ人蔘ヲ賚シ朝覲ス。(二卷九)

西一三二

西一四二

西二四三

西二七七

西二七九

西二九七

西二九九

西一三〇〇

○支那 南宋理宗紹興二年閏四月、高麗高宗ヨリ禮部員外郎惟清・閣門祇候沈起ヲ遣ハシ入貢人參五百斤ヲ貢獻ス。其使惟清亦其三分ノ一ニ當ル額ヲ獻ズ。(二卷一一)

○朝鮮 高麗忠惠王後ノ四年三月、政丞ハ職稅ヲ蠲クヲ請フ。是ヨリ先王ノ特命ニヨリ嬖人寧夫金江陵道ニ往キ人參ヲ索ム。時ニ蔘價貴トシ寧ハ擅ママニ職稅(品階ニ應ジ布ヲ徵ス)ヲ課シ爲メニ兩班ノ女ニシテ髮ヲ剪テ賣ル者アリ。(二卷一九九)

○朝鮮 高麗忠烈王三年四月、將軍張舜龍ヲ遣ハシ元ノ世祖ニ上表シ、元ヨリ人ヲ遣ハシ來リ人參ヲ採掘スルヲ罷メンコトヲ請フ。同七月、元ノ世祖ニ上書シテ貢參ヲ罷メンコトヲ請フ。(二卷一二)

○朝鮮 高麗忠烈王五年十月、元ノ世祖ニ人參ヲ獻ズ。(二卷一二)

○朝鮮 高麗忠烈王二十三年十一月、元ノ成宗ニ人參ヲ獻ズ。(二卷一二)

○朝鮮 高麗忠烈王二十五年十二月、元ノ成宗ニ人參ヲ獻ズ。(二卷一二)

△忠烈王年代王ノ妃ハ人參ヲ宋ニ送付シ營利事業ヲ爲シ民爲メニ其徵收ニ苦シム。(二卷一八五・三卷五五)

○朝鮮 高麗忠烈王二十六年十二月、元ノ成宗ニ人參ヲ進ム。(二卷一二)

西一三〇一

○朝鮮 高麗忠烈王二十七年十二月、元ノ成宗ニ人蔘ヲ進ム。(二卷一一)

室町時代  
ヨリ徳川  
前迄

皇紀自一九九八年至二二一六年間

後醍醐天皇曆應元年  
後陽成天皇慶長七年

西一三五八

○朝鮮 高麗恭愍王七年十二月、元ノ順宗ニ人蔘ヲ獻ズ。(三卷一一)

西一三七六

○朝鮮 高麗辛禑王二年、羅興儒ヲ日本ニ遣ハス。元寇後通信絶エシヲ回復セ  
ントセシニ出ヅ。此時禮物トシテ人蔘二十斤ヲ賚ラス。日本ニ於テ之ヲ間牒  
ト思ヒ囚ヘシモ後放ツ。此人參足利義滿ノ許ニ進メタル如シ。

(二卷二九—三〇)

西一三七八

○朝鮮 高麗辛禑王四年十月、使ヲ日本九州ニ遣ハシ、今川了俊ニ海賊ノ禁ヲ請  
フ。此時人蔘ヲ贈ル。(二卷三二)

西一三九二

○朝鮮 高麗恭讓王四年二月、明ノ太祖ニ人蔘六十觔ヲ獻ズ。(二卷一一)

西一三九二

○支那 明太祖洪武二十五年、李成桂革命高麗王氏ニ代ハリ國ヲ朝鮮ト號ス。  
明太祖ハ朝鮮ニ對シ附庸國トシテ貢物ヲ定ム。其中ニ人蔘アリ。(二卷一四)

西一三九九

△李朝初期貢物ノ人蔘斤數不明ナレド推定スレバ大抵一年計五六百斤ナリ。右ハ常貢ト正朝、節日、皇帝誕辰日、皇太子ノ同上等ヲ合セタル數量也。其外臨時ニ一千斤ヲ獻ジタルコトモアリ。文宗以後ニ至テハ約半額トナル。

(二卷一四一・二五)

○朝鮮 李朝定宗元年七月、來鮮ノ使者ニ授ケテ足利義持ニ人蔘五十斤ヲ贈ル  
同月來鮮セシ使者ニ授ケテ大内義弘ニ人蔘ヲ下賜ス。(二卷七〇)

同年八月足利政府ニ使者ヲ遣ハス。其國交贈品トシテ足利義持ニ人蔘ヲ贈ル。(二卷三六)

西一四〇二

○朝鮮 李朝太宗二年五月、人蔘二十斤ヲ宗貞茂ニ下賜シ、其使者ニ授ク。

(二卷七〇)

同年五月、足利義滿ノ使者來鮮セシ時人蔘五十斤ヲ托シ下賜ス。(二卷七〇)  
同年六月、來鮮ノ使者ニ授ケテ人蔘五十斤ヲ足利義持ニ回禮トシテ贈ル。

(二卷三六)

西一四〇五

○朝鮮 李朝太宗五年九月、北京ニ赴キシ使節ガ國禁ノ人蔘ヲ賚シ私貿易ヲ爲セシヲ司憲府ヨリ彈劾ス。(三卷五七)

△此後歷代使節一行ガ此國禁ヲ冒セシコト多シ。(二卷三一六―三一九・三二七―三二八・三三四―三四六)

西一四〇五

○支那 明成祖永樂三年、滿洲ノ開原ニ二箇所、廣寧ニ一箇所、馬市ヲ開キ、女真人

西一四〇六

ニ貿易ヲ許シタリ。此馬市ニ於テ人蔘モ亦取引セラル。(二卷一九〇・三卷七)  
○朝鮮 李朝太宗六年二月足利義持ニ使者ヲ遣ハシ人蔘百斤ヲ贈ル、途中船覆没シテ達セズ。(二卷二六)

同年四月、鴨綠江沿ノ江界泥城、義州、宣州以北ノ山地ニ假小屋ヲ構エ、僧人ノ集會スルヲ禁ズ、且越江營利ヲ禁ズ。人蔘ヲ採取シ營利スルコトモ其理由ノ一ナリ。(二卷二二)

西一四三西

○朝鮮 李朝太宗十三年四月、王ハ北京ニ赴ク使節ニ人蔘ヲ給シ絹織物ヲ買シ來ラシム。(三卷五八)

同年十月、刑曹ハ泥城節制使ハ官物ノ人蔘ヲ以テ支那人ト貿易シ私用ニ資シタル件ニ付罪ヲ請ヒ本人ヲ巡禁司ニ囚フ。(三卷五七)

西一四一四

○朝鮮 李朝太宗十四年五月、巡禁司ハ東萊ノ倭館(對島代官屋敷)ニ於テ人蔘其他ノ禁物ヲ貿易スル大官多キヲ啓ス。王ハ問フ勿ク人ヲシテ知ラシム勿ラシム。(二卷二六・三卷五八)

西一四一五

○朝鮮 李朝太宗十五年四月、江原道都觀察使ハ太祖開國ノ初諸貢物ハ民弊無キ適當ノ數量ヲ定メタルニ今加定ノ議アリ人蔘ノ如キ其ノ數多ク來年ノ分

ヲ先取セルモノアリ、更ニ議ヲ定ムベシト啓ス。(二卷三〇四・三卷七七)

西一四一七 ○朝鮮 李朝太宗十七年閏五月、北京ニ赴ク使節一行ノ貿易品中人蔘ノ量ヲ制限ス。(三卷五九)

西一四二〇 ○朝鮮 李朝世宗二年閏正月、使ヲ足利政府ニ遣ハシ報聘、足利義持ニ人蔘五十斤ヲ國交禮物トシテ贈ル。(二卷三六)

西一四二三 ○朝鮮 李朝世宗五年十月、是ヨリ前北京ニ赴キシ國使ガ國禁ノ人蔘ヲ賚シタルコト發覺シ司憲府ヨリ彈劾セララル。(三卷五九―六〇)

西一四二四 ○朝鮮 李朝世宗六年二月、使ヲ足利政府ニ遣ハシ回禮、國交禮物トシテ足利義量ニ人蔘百斤ヲ贈ル。(二卷三六)

西一四二五 ○朝鮮 李朝世宗七年正月、獻物ヘノ回賜トシテ人蔘五十斤ヲ九州澁川滿頼ヘ、其使者ニ授ク。(二卷七〇)

同年五月、日本足利義持ノ使トシテ來リシ使僧ニ授ケ、國交禮物トシテ人蔘百斤ヲ贈ル。(二卷三六)

西一四二七 ○朝鮮 李朝世宗九年、平安道ノ貢蔘ヲ半減ス。(三卷一七五)

西一四二八 ○朝鮮 李朝世宗十年六月、人蔘三十斤ヲ宗貞澄ヘ下賜、其使人ニ授ク。

(二卷七〇)

同年十二月、使ヲ足利政府ニ遣ハシ國交禮物トシテ人蔘二百斤ヲ足利義教ニ贈ル。(二卷三六)

○朝鮮 李朝世宗十一年、明ノ宣宗ニ奏請其歲貢中ヨリ國産ニ非ズトノ理由ヲ以テ金銀ノ免除ヲ受ケ人蔘ノ貢額ヲ増加シ其他白綿紙ヲ以テ之ニ代ユルコトトナリ。茲ニ國初以來屢奏請シテ懸案トナリシ問題解決ヲ見タリ。其翌年ヨリ北京行使節一行ハ銀ヲ携帶セシヲ遠慮シテ罷メ、銀ノ代リニ當時銀ニ準スルノ貨幣價值アリシ人蔘各人十斤ヲ携帶スルコトトナル。此人蔘ハ初メハ使節各人ガ平安道觀察使ニ通牒シテ調辨セシガ、後戶曹ヨリ給スルコトトナル。其定額モ漸々増加ス、此定メハ宣祖ノ時迄行ハル中頃再ビ銀ヲ以テシタルコトアリ、或ハ銀ト人蔘ヲ以テセシコトアリ。

(二卷二三・三卷二七・一九二―一九三)

○朝鮮 李朝世宗十二年二月、來鮮セシ足利政府ノ使者ニ授ケ國交回禮品トシテ足利義教ニ人蔘百斤ヲ贈ル。(二卷三六)

○朝鮮 李朝世宗十三年三月、來鮮セシ足利政府ノ使者ニ授ケ國交回禮品トシ

西一四二九

西一四三〇

西一四三二

テ人蔘五十斤ヲ足利義教ニ贈ル。(二卷三六)

同年十二月、琉球國王へ國交贈品トシテ人蔘百斤ヲ其來鮮セシ使ニ授ク。

(二卷三三)

西一四三三

○朝鮮 李朝世宗十四年四月、戶曹ノ啓ニヨリ王ハ咸吉道ヨリ年末ニ濟用監ニ納ムル常貢外ノ人蔘ノ負擔重キニヨリ此中幾分ヲ減ズ。(二卷三〇七)

同年九月使ヲ足利政府ニ遣ハシ國交禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義教ニ贈

ル。(二卷三六)

同年中成鏡道ノ貢納人蔘負擔過重ナルヨリ幾分ヲ減額ス。(三卷一五六)

西一四三三

○朝鮮 李朝世宗十五年八月、人蔘二十斤ヲ對馬宗貞茂へ下賜、其使人ニ授ク。

(二卷七一)

西一四三五

○朝鮮 李朝世宗十七年、黃海平安二道貢蔘額ノ幾分ヲ減ズ。(三卷一七五)

西一四三八

○朝鮮 李朝世宗二十年四月、對馬宗貞盛へ人蔘五十斤下賜、其使人ニ授ク。

(二卷七一)

西一四四三

○朝鮮 李朝世宗二十五年六月、大內教弘へ人蔘五十斤ヲ獻物ニ回賜、其使人ニ授ク。(二卷七一)

同年十月、回禮トシテ足利政府ニ使ヲ遣ヘシ足利義勝ニ禮物トシテ人蔘百斤ヲ贈ル。(二卷三六)

○朝鮮 李朝世宗二十六年正月、人蔘五十斤ヲ大内教弘ヘ獻物ニ回賜、使者ニ授ク。同月來鮮セル足利政府ノ使僧ニ授ケ國交禮物トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

西一四四六

○朝鮮 李朝世宗二十八年三月、人蔘ヲ宗貞盛ニ特賜、其使人ニ授ク。(二卷七一)

西一四四八

○朝鮮 李朝世宗三十年八月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

西一四五〇

○朝鮮 李朝文宗即位ノ年、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

西一四五三

○朝鮮 李朝端宗元年六月、琉球國王ヘ國交贈品トシテ人蔘二十斤、其使ニ授ク、其使ヘモ同二斤下賜ス。(二卷三三)

同年十一月、西鴨綠江沿ノ閩延、茂昌、虞芮ノ三郡ヲ徹シ、次デ世祖元年ニ慈城郡ヲ廢シ以上皆其民ヲ移シ、永ク空曠ノ地トシ之ヲ廢四郡ト稱ス。對岸女真人ノ屢侵襲シ來ルニ因ル。女真人ノ侵入ノ一理由トシテハ同地ハ人蔘ヲ多

ク産スルニ由ル。(二卷二〇一・二二一・二三〇一六二)

西一四五六

○朝鮮 李朝世祖二年七月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

西一四五七

○朝鮮 李朝世祖三年五月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

西一四五九

○朝鮮 李朝世祖五年六月、來鮮セシ日本ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

同年八月、使ヲ足利政府ニ遣ヘシ國交禮物トシテ足利義政ニ人蔘百斤ヲ贈ル船途中ニ覆沒達セズ。(二卷三七)

西一四六一

○朝鮮 李朝世祖七年四月、對馬宗成職ニ人蔘二十斤ヲ特賜ス、世祖ヨリ使ヲ遣ハス。(二卷七二)

西一四六二

○朝鮮 李朝世祖八年正月、琉球國王ヘ國交贈品トシテ人蔘百五十斤、其使ニ授ク。其使ニモ二人各十斤ヲ下賜ス。(二卷三三)

同年十二月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ贈ル。(二卷三七)

西一四六五

○支那 明憲宗成化元年、是ヨリ前東寧衛等ノ軍民私ニ境外ニ出デテ人蔘ヲ採ル、建州女眞ノ爲ニ傷ケラル餘ノ二十三人朝鮮ノ境ニ入ル、朝鮮國王(世祖)送來ス。(二卷一六七—一六八)

西一四六六

○朝鮮 李朝世祖十二年五月、王ハ平安道寧邊外八邑ノ人蔘貢納額ノ幾分ヲ人民ノ負擔資力恢復迄減額ス。(二卷三〇七)

同年中江界府ノ貢納人蔘五十斤ヲ人民疲弊ノ恢復スル迄半減ス。

(三卷一六四)

西一四六七

○朝鮮 李朝世祖十三年八月、琉球國王ヘ國交贈品トシテ人蔘百五十斤ヲ其使ニ授ク。使者二人ニモ各十斤ヲ下賜ス。(二卷三二二)

西一四六九

○朝鮮 李朝睿宗元年三月、朝鮮ノ商人南邊ニ於テ日本人ニ人蔘五十斤ヲ密貿易セシコト發覺シ、本人ヲ斬ニ處シ其連類ヲ流刑且三浦ノ私貿易ヲ禁ズ。

(二卷三二七)

同年六月、對馬宗貞國ニ人蔘十斤特賜ス。其使僧ニ授ク。(二卷七二)

○朝鮮 李朝成宗卽位ノ年、對馬宗貞國ヘ人蔘五斤ヲ下賜ス其使人ニ授ク。

(二卷七二)

西一四六九

西一四七〇

○朝鮮 李朝成宗元年九月、使ヲ對馬ニ遣ハス、宗貞國ニ人蔘二十斤ヲ下賜ス。  
其使ノ序ヲ以テ小貳賴忠ニ人蔘二十斤ヲ下賜ス。(二卷七二)

西一四七一

○朝鮮 李朝成宗二年十二月、琉球國王へ國交贈品トシテ人蔘五十斤、其使ニ授ク。其使ニモ人蔘ヲ賜與ス。(二卷三三)

同月、來鮮セシ足利ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義政ニ

贈ル。(二卷三七)

西一四七三

○朝鮮 李朝成宗四年九月、大内政弘ノ獻物ニ對シ人蔘十斤ヲ回賜ス。其使僧ニ授ク。(二卷七二)

△此時代頃ヨリ女眞ノヌルハチ(後ノ清ノ太祖)ハ人蔘貿易ニヨリ富ヲ増シ其勢力ヲ増大ス。(三卷五一—五六)

西一四七四

○朝鮮 李朝成宗五年八月、大内政弘ノ獻物ニ對シ人蔘十斤ヲ回賜ス、其使人ニ授ク。(二卷七二)

同年十二月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ

足利義尙ニ贈ル。(二卷三七)

西一四七九

○朝鮮 李朝成宗王十年七月、琉球國王へ國交贈品トシテ人蔘百斤ヲ其使者ニ授ク。使者ニモ人蔘ヲ賜與ス。(二卷三三)

西一四八〇

○朝鮮 李朝成宗王十一年七月、琉球國王へ國交贈品トシテ人蔘二十斤ヲ其使者ニ授ク。使僧ニモ人蔘ヲ賜與ス。(二卷三三)

西一四八二

○朝鮮 李朝成宗十三年五月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義尙ニ贈ル。(二卷三七)

西一四八三

○朝鮮 李朝成宗十四年十月、大内政弘ノ獻物ニ對シ人蔘三十五斤ヲ回賜ス其使僧ニ授ク。(二卷七二)

西一四八七

○朝鮮 李朝成宗十八年四月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ國交回禮品トシテ人蔘百斤ヲ足利義尙ニ贈ル。(二卷三八)

同年八月、大内政弘ノ獻物ニ對シ人蔘三十五斤ヲ回賜ス、其使僧ニ授ク。

(二卷七二)

西一四八八

○朝鮮 李朝成宗十九年十二月、鴨綠江沿ヒ州城ノ軍士ガ越境人蔘ヲ採取シ滿洲土人ノ生業ヲ害スルニヨリ、明文禁約ヲ請フト、明ノ遼東指揮司ヨリ移咨シ來ル。(二卷三二)

西一四九〇

○朝鮮 李朝成宗二十一年十月、大内政弘ノ獻物ニ對シ人蔘二十斤回賜、其使僧ニ授ク。(二卷七三)

西一四九二

○朝鮮 李朝成宗二十三年十月、北京ニ赴ク使臣ノ子弟及通事等ガ多數ノ人蔘ヲ携帶ス此裏面ニ富商大賈ノ存在スルコトヲ筵臣ヨリ啓ス王ハ之ヲ不問ニ付ス。(三卷六〇—六一)

同年十二月琉球國王へ國交贈品トシテ人蔘四十斤ヲ其使臣ニ授ク。使臣ニモ人蔘ヲ賜與ス。(二卷三三)

西一四九六

○朝鮮 李朝成宗二十五年六月、來鮮セシ足利政府ノ使僧ニ授ケ人蔘百斤ヲ國交回禮品トシテ足利義植ニ贈ル。(二卷二七)

△此以後モ足利政府ト交通シタルニヨリ國交贈物トシテ人蔘ハ使用セラレタルモト推定セラル、モ中宗實錄以下ニハ其品目ノ記載ヲ省略セルニヨリ之レヲ知ルヲ得ズ。

西一五三七

○朝鮮 李朝中宗三十二年十二月、領議政ハ各地方官ガ貢物ノ人蔘ニ名ヲ托シ民ヨリ濫徵シテ北京行ノ通事ニ付シ貿易ヲ爲ス弊ヲ述ベ王ハ今後濫徵ノ弊ヲ戒ム。(三卷六一—六二)

西一五三八

○支那 明世宗嘉靖十七年ノ定メ、遼東都司ヨリ納ムル人蔘(滿洲人蔘)ノ額一年八百斤トス。大明會典ニ出ヅ。(五卷二二)

△日本慶長年代ヨリ萬治年代迄約五十年間ハ未ダ人蔘ハ餘リニ藥用トシテ貴ハレズ。從テ朝鮮ヨリノ輸入量モ多カラズ、故ニ對馬ガ貿易上此人蔘ニヨリ利シタルコト甚ダ妙シ。(三卷二五〇・五卷六三—六五)

西一五六七

○支那 明神宗萬曆二十四年李時珍『本草綱目』ヲ著ハシ之ヲ進ム。

西一五七三

○朝鮮 李朝宣祖六年十月、鴨綠江沿ノ住人多ク先方ニ越境シ人蔘ヲ採ルハ北京ニ赴ク使臣ノ一行ガ多ク人蔘ヲ賚シ去ルニ基因ス。此越江採蔘ヲ禁斷セヨト筵臣ヨリ王ニ意見ヲ申ス。(二卷一三二)

西一五七五

○支那 明神宗萬曆三年、滿洲ニ於テ開設セシ馬市ヲ清河、靈陽、寬甸ノ三所ニ開設(永樂年代馬市開始ヨリ此時迄其位置ニハ屢變更アリ)ス。人蔘モ亦多量ニ取引セラル。(三卷八)

西一五七五

○露國 アウグスチンノ寺院ノ僧侶マルチン、アルチニユウス氏ガ支那ニテ人蔘ヲ得シコトノ記錄アリ。此レ恐ラク西人ガ人蔘ノコトヲ記シタル最初ノモノナラン。

西一五九〇

○朝鮮 李朝宣祖二十三年三月、使ヲ日本ニ遣ハシ國交禮物トシテ人蔘百斤ヲ豊臣秀吉ニ贈ル。(二卷三九)

西一五九九

○朝鮮 李朝宣祖三十二年七月、採蔘ノ滿洲人十餘名江ヲ越エ麻田嶺附近ニ侵入多數ノ人蔘ヲ採取セル旨平安道兵使ヨリ馳啓アリ。如此事實ハ此時代年年有之。(二卷一三三)

西一六〇一

○朝鮮 李朝宣祖三十四年、全國ノ人蔘貢納額一千九百斤ナリ。(三卷一七八)

○朝鮮 李朝宣祖三十五年三月、明使顧天峻人蔘ト銀トヲ多量ニ恟掠シ朝鮮ノ一域兵火ヲ經タル如ク、民生困疲スルニ至ル。(二卷五四・三卷一二四)

徳川時代

皇紀自二二六三年至二五二七年二六五年間

後陽成天皇慶長八年  
孝明天皇慶應三年

○朝鮮 李朝宣祖三十六年五月、蔘贊官ハ人蔘ノ貢納ニ防納ノ弊アリ。人民ハ當然定メラレタル負擔以上ヲ負擔シ苦痛甚シク流亡スル者アルニ至ルヲ言フ。防納トハ貢物ヲ一手ニ受負ヒシ者ガ人民ヨリ定數以上ヲ加徴シ或ハ廉價ニ勒賣シ巨利ヲ貪ルコト、及如何ナル良品ヲ提納スルモ之ヲ検査官ガ不合格品トシ、御用商人ノ手ヨリ納ムル物ニ非ザレバ收受セザルコトヲ云フ。國初ヨリ大弊アリシモノナリ。又貢物ヲ實物納トセズ其代價ヲ見積リ徴收シ之ヲ京城商人ニ給シ其手ヨリ納メシムルヲ京貢ト稱ス。京貢トスルハ一種ノ恩典トセララルニ至ル。(二卷一七・三卷九二)

○朝鮮 李朝宣祖三十六年六月、明ノ神宗ヘ進獻ノ人蔘九十斤産蔘地ヨリ完納セズ。使節ノ出發期迫リ其調辨ニ困惑ス。(二卷二〇)

西一六〇四

○朝鮮 李朝宣祖三十七年七月、平安道御史ハ近ゴロ訓練都監ガ使ヲ出シ、買蔘ノ公文ヲ以テ、實價十分ノ一ニ當ル布ヲ給シ、人蔘ヲ勒買スルノ弊アルヲ云フ

(三卷六三)

同十月、平安道御史ハ當該官吏ハ御用商人ト結托シ、人蔘防納ノ弊アリ、産蔘地ノ民負擔ニ苦シミ散亡スル者アルニ至ルヲ言フ。(三卷九二―九三)

○支那 明神宗萬曆三十八年、明人滿洲ニ於テ女真人ヲ苦メントシテ、人蔘ノ不買同盟ヲ行フ。女真人ハ人蔘ノ朽敗ヲ恐レ、急ニ賣ラントシテ、正當ノ價ヲ得ズ、會長ヌルハチ(後ノ清ノ太祖)煮製ヲ教エ、急ニ賣ラズ、民ヲ利セシム。

(二卷一七二・三卷九)

西一六〇六

○朝鮮 李朝宣祖三十九年六月、之レヨリ前、平安道産蔘地ニ赴ク商人ニハ證明書ヲ給シ、之レ無キ者ニ取引ヲ禁ジ、犯ス者ハ人蔘ヲ沒收シ、且重罪ヲ科スルコトトセシモ、情實ニヨリ此禁行ハレズ。(二卷二二・三一〇)

同月、把蔘ノ製造ヲ嚴禁シ、重刑ヲ以テ處罰スルコトトス。此禁ハ密貿易ノ源ヲ杜グコトト明朝ヘノ進獻品ニ缺乏ヲ來セシニ因ル、把蔘トハ煮製シタルモノヲタバニ束ネシモノニシテ、壬辰ノ役、明ノ應援軍ニ隨ヒ來リシ支那商人

ニ習ヒ製造ヲ初メタルモノ也。(二卷二二・三一八・七卷四七五)

同月戸曹ハ人蔘私賣ト私探ノ禁行ハレズ、八道觀察使ニ戒飭ヲ請フ。

(三卷九二―九三)

同年八月、琉球漂人ヲ北京ニ送リ琉球へ轉送ノ時、國交贈品トシテ人蔘ヲ國王ニ贈ル。(二卷三三)

此年支那本土ノ人朔州地方ニ五十名三十名ト殺到シ人蔘ヲ採取シ民財ヲ掠ム。(二卷一三四)

○朝鮮 李朝宣祖四十年正月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ國交禮品トシテ德川秀忠ニ人蔘二百斤ヲ贈ル。(二卷四〇)

同五月人蔘防納ノ弊ヲ革メントシテ人蔘價格ヲ公定シ直接ニ官ヨリ買取ノ法ヲ定ム。(貢納負擔地ノ人民ヨリハ其價ヲ徵收シ)防納關係者利ヲ一朝ニ失シ群怨衆怨之ヲ沮毀セントス。(三卷九三)此法ハ後直チニ破レ行ハレズ。

同年十月、司諫院ハ防納ノ惡弊甚シク貢納地生民ノ膏血盡ク。勢家貴族士大夫皆防納ニ關係アリ商人ト利ヲ分ツヲ言フ。此防納中ニハ人蔘モ含ム。

(三卷九三―九四)

西一六〇七

○日本 慶長十二年、徳川家康ハ伊達政宗・佐竹義宣ニ朝鮮ノ人蔘種子ヲ與ヘ、汝等ガ領國ハ朝鮮ノ正東ニ當レリ氣候大抵同ジカルベシ之ヲヨク作り出サバ日本總國ノ爲ナラント栽植セシム。(四卷二二三)

西一六〇八

○朝鮮 李朝光海君即位年六月ニ來リシ明ノ差官二人ハ多量ニ人蔘ト銀トヲ誅索討求シ、國庫ノ缺乏ヲ來ス。(二卷五五・三卷一二四)

西一六〇九

○支那 明神宗萬曆三十七年遼東巡按御史熊廷弼ハ女真人ヲ苦シメントシテ二箇年間支那商人ヲシテ人蔘ノ不買同盟ヲ行ハシメ爲メニ人蔘沍爛スルモノ十餘萬斤ニ至ル。之ノ爲女真人ニ切骨ノ怨恨ヲ買フ。

(二卷一六三・一七二・三卷二二・一〇七)

西一六〇九

○朝鮮 李朝光海君元年四月ニ來リシ明使熊化ハ多量ノ人蔘ヲ誅求獲得シテ去ル。(二卷五五―五六・三卷一二四)

同年六月ニ來リシ明使劉用冉登ノ二人ハ人蔘六百斤ト銀二萬七千兩ヲ誅求シ國庫缺乏ニ至ル。(二卷五六・三卷一二五)

此年支那本土人四十餘名採蔘ノ爲、平安道田子洞地方ニ攔入シ、軍兵死傷スルニ至ル。(二卷一三四)

西一六〇九

○日本 慶長十四年、文祿慶長ノ役ニテ一時朝鮮ト通交貿易杜絶セシヲ、此年條約ヲ結び東萊ニ於テ朝鮮ト對馬ノ貿易再開セラル。人蔘モ亦取引セラル。

(三卷一二七—一二八)

△此年朝鮮ニ於テハ對馬ヨリ來ル使送船ト稱スル貿易船ヲ一年二十五隻ニ制限シ、外ニ臨時用向ノ來船ヲ許ス。此各船ニハ貿易品ノ人蔘アリ之ヲ單蔘ト稱ス。爾後此單蔘ハ引續キ明治ノ前迄給セラレタリ。但船數ハ漸次減少シ、又人蔘ノ量モ減少シ後ニハ代銀錢ヲ給スルコトトナル。(二卷八五—一〇六)

西一六一〇

○朝鮮 李朝光海君二年、明ノ神宗へ進獻ノ人蔘ニ困シミ、把蔘ヲ以テ代用スルコトヲ奏請シテ許サレ爾來之ヲ以テ明ノ滅亡ノ前迄進獻ヲ續ケタリ。其缺乏ハ濫獲ニヨリ大ナル者ノ無クナリシコトト、密貿易盛トナリシニ由ル。

(二卷二二二)

西一六一四

○朝鮮 李朝光海君六年九月ニ來リシ明ノ差官ハ多量ノ銀ト人蔘ヲ誅求シ去ル。(二卷五六—五七・三卷一二五)

西一六一五

○日本 元和年間佐藤信淵ノ高祖父歡庵秋田ニ朝鮮種ノ人蔘ヲ栽培ス。爾來續クコト百七十餘年。(四卷二二四—二二五)

西一六一六

○朝鮮 李朝光海君八年九月、司憲府ハ江界府ノ判官ガ貪慾ニシテ人蔘ヲ斂誅シ民ハ命ニ堪ヘズ、之ヲ罷職トセンコトヲ請フ。(二卷三二二—三二二)

西一六一六

○支那 清太祖天命元年、是ノ時明ノ沿邊ノ民其境ヲ越エ採蔘探礦(砂金)ス。太祖命ジテ之ヲ殺サシム、約五十餘人ヲ殺ス。(二卷一六八)

△此時代支那需用人蔘ノ供給地滿洲ニヌルハチ(後ノ清ノ太祖)勃興シテ明ト事ヲ構エ爲メニ人蔘ノ取引停止シ支那ニ於ケル其價暴騰シ、朝鮮ニ需用ヲ仰ギ、朝鮮ノ直段モ暴騰ス。(三卷一〇一—一〇二)

西一六一七

○朝鮮 李朝光海君九年五月、使ヲ徳川政府ニ遣ハシ國交禮物トシテ人蔘二百斤ヲ徳川秀忠ニ贈ル。(二卷四〇)

西一六一七

○支那 清太祖天命二年、明ヲ征セントシ七大恨ヲ書シ天ニ盟フ。其一條ニ明人越境人蔘採取ノ事アリ。(二卷一六九)

西一六一八

○朝鮮 李朝光海君十年七月、慶尙道觀察使ヨリ貿易對馬人ノ東萊ニ留館スル者一千餘名ニ上レリ、戶曹ヨリ早ク彼等ノ請求スル人蔘其他ノ物品ヲ下送シ滯留セザル様ニスベシトノ啓アリ。實ハ對島側ヨリ前渡シタル銀ハ通譯ノ脈絡ニヨリ支那北京行國使一行ノ通譯ノ手ニ交付サレ、北京ヨリドンス生絲等ヲ買來リ之ヲ東萊ニ輸送シ更ニ對島側ト貿易スルニヨリ、其期間對馬側ハ之ヲ待チ居ルモノ也。(三卷一三三)

西一六二一

○朝鮮 李朝光海君十三年四月ニ來リシ明使二人ハ前後ニ無キ誅求ヲ敢テシ、人蔘一千斤、銀七萬餘兩ヲ勒收シテ去ル。國庫空乏トナル。

西一六二三

(二卷五七一五八・三卷一二二五)

○支那 明熹宗天啓二年、明ノ毛文龍朝鮮平安道ノ椴島ニ入り營ヲ設ケ兵ヲ張リ、清ノ南下ヲ牽制ス。此時大ニ貿易ヲ行フ。爾來彼ガ殺サルル迄七年間人蔘亦彼ガ營利品日ノ一トナル。(三卷四二―以下)

西一六二三

○朝鮮 李朝仁祖元年五月、人蔘ヲ貢物トシテ中央政府ニ徵取スルノ弊ニヨリ人民ノ滿洲領ニ侵入シテ還ラザル者多ク、又採蔘ヲ強制セラルル爲、江邊ノ兵士十中八九ハ逃亡スト特進官ヨリ王ニ進言ス。(二卷一三四)

西一六二三  
一六四九

○朝鮮 李朝仁祖年代ニ北京行使節一行ガ銀ノ代リニ携帶シ行キ旅費機密費トスル人蔘ヲ一人八十斤ニ制限ス。北京禮部ノ咨文ニ其數量多ク、亂雜ナルヲ戒告シ此斤量トスベシト通達シ來リシニ因ル。此レ八包ノ稱ノ起原也其後人蔘缺乏シ復銀ノ携帶ヲ許スコトトシ、人蔘一斤ヲ銀二十五兩ニ換算シ人蔘八十斤ノ代リニ銀二千兩ト定ム。此時ハ銀ハ自辨トナル。

(三卷一九二―一九三)

西一六二四

○朝鮮 李朝仁祖二年五月、椴島ヨリ來リシ毛文龍ノ使ハ銀一千五百兩ヲ以テ人蔘ヲ強制貿易ス。都民ノ怨苦甚シ。(三卷四四―四五)

同年八月、使ヲ徳川政府ニ遣ハシ、國交禮物トシテ人蔘百斤ヲ徳川家光ニ贈ル。(二卷四一)

同年十一月、椴島毛文龍ノ處ニ人蔘ヲ賣ルコトヲ禁ジ、舟路ノ要處ヲ譏察セシメ犯人ハ梟首ス。當該官ノ取締怠慢ノ者ハ拿鞠スルコトトス。

(二卷三一八―三一九・三卷四四―四五)

△日本寛永年間、明ノ歸化人日向ノ醫師何欽吉ハ日向諸縣郡ノ山中ニ於テ竹節人蔘ヲ發見シ、之ヲ人蔘代用品トシテ使用ス。是實ニ竹節人蔘使用ノ始メ也。(第七卷三六九―三七〇)

西一六二五

○朝鮮 仁祖三年二月、平安道ノ人蔘賣買ヲ禁ズ。明使來ルノ報アラバ其前ニ國ガ買入ルルヲ豫期シ藏シテ賣ラズ價暴騰スルニ至ル。且密カニ椴島ノ毛文龍ニ賣ルニ由ル。(二卷五八・三卷四五)

同年六月ニ來リシ明使二人ハ、銀十萬七千兩・人蔘二千一百斤ヲ誅求劫奪シテ去ル。此時其調辨ニ四苦八苦シ當時椴島ニ蟠居セシ明ノ梟雄毛文龍ヨリ、後日米ト人蔘トヲ以テ償却スル約ニテ銀三萬餘兩ヲ借入ル。

(二卷五八―六〇・三卷一二五)

○朝鮮 李朝仁祖四年六月ニ來リシ明ノ詔使二人ハ人蔘五百餘斤ヲ誅求ス。

(二卷六一・三卷一二五)

西一六二六

同年七月、平安道山中ニ探蔘ノ支那本部ノ人處トシテ無キハ莫ク、特ニ江界府ノ管下ニ多ク、人民其弊ヲ受ク甚シ。此探蔘人中毛文龍ノ發遣シタル者最多シ。(三卷四八)

同月、椴島ノ毛文龍ハ使ヲ發シ來リ人蔘千斤ノ貿易ヲ強要ス。戸曹ハ二百斤ヲ許ス。(三卷四六)

○朝鮮 李朝仁祖六年十二月、金(後ノ清)ヨリ來リシ使、京城ニ於テ携來セル人蔘四百八十斤ヲ出シ、強制賣付ヲ行フ。國ノ財政ニ資セントスル爲ナリ。

(三卷一六一—一七)

同月、毛文龍ノ部下ハ仁祖ヨリ明ニ使ハセシ使節ノ船ヲ襲ヒ、人蔘ト銀ヲ掠奪ス。(三卷四六)

同月、椴島中ニ探聞ノ爲入リシ接伴使ノ仁祖ヘノ狀啓ニ、毛文龍ハ部下ノ兵一千餘名ニ探蔘(滿洲及朝鮮ニ入り人蔘採取)ヲ主ラシムトアリ。

(三卷四七—四八)

○支那 清太宗天聰三年五月、羅璧等兵一千ヲ率キテ新城ニ赴ク。途中毛文龍探蔘船(鴨綠江ヲ溯ル)四隻ニ遇ヒ六十人ヲ殺シ六十人ヲ傷ク。

(二卷一七一・三卷四八)

西一六二九

○朝鮮 李朝仁祖七年十月筵官ハ近來各衙門ガ公ニ憑リ私ヲ營ム其商行爲ノ利人蔘ニ過グルモノ無シ。爲メニ平安咸鏡等産蔘地ノ人民最モ苦メリト曰フ。(三卷六四―六五)

西一六三一

○朝鮮 李朝仁祖九年三月四日金(後ノ清)ノ使平安道ニ來リ仁祖王ニ書ヲ致シ人蔘十斤ヲ禮物トシテ贈ル。(二卷四七―四八)

同年閏十一月金(後ノ清)ノ使來リ本年五月及七月ニ朝鮮人越境採蔘セシコトニ付テ王ニ注意ス。(二卷一三五)

西一六三三

○朝鮮 李朝仁祖十一年金(後ノ清)ノ使平壤ニ來リ仁祖王ニ書ヲ致シ人蔘十觔ヲ禮物トシテ贈リ來ル。(二卷四八)

西一六三四

○朝鮮 李朝仁祖十二年六月ニ來リシ明使ハ人蔘一千四百斤銀二萬兩ヲ誅求シテ去ル。此時モ國庫缺乏其經理調辨ニ困阨ス。(二卷六二―六三・三卷一二五)

同月金使國境ニ來ル。朝鮮ガ毛文龍ト人蔘八百斤ヲ銀萬餘兩ニ交易シタリト之ノ件ヲ詰責ス。(三卷四七)

西一六三五

○支那 清太宗天聰九年七月使ヲ朝鮮ニ遣ハシ仁祖ニ書ヲ送リ屢越境採蔘者

西一六三五

ノ有ルヲ責ム。(二卷一三六一—一三七)

○朝鮮 李朝仁祖十三年四月、金ノ使人蔘七十六斤ヲ賚シ來ル。(強ヒテ貿易セシメントスルタメ也。(三卷一八一—一九)

同十一月、是ヨリ前渭原ノ人三十六人滿洲領ニ越境探蔘ス。王ハ當該管轄ノ郡守僉使萬戸ノ三人ヲ誅ス。(二卷一三三—一三六)

西一六三六

○朝鮮 李朝仁祖十四年八月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ國交禮物トシテ人蔘五十觔ヲ德川家光ニ贈ル。(二卷四一)

西一六三六

○支那 清太宗崇徳元年、太宗ガ大兵ヲ擧ゲ朝鮮ヲ討伐スル前ニ天ヲ祭ツテ之ヲ告ゲタル文中ニ、朝鮮人ガ屢滿洲領ニ侵入シ探蔘スルヲ禁ゼズノ記文アリ

(二卷一一七—一一八)

西一六三九

○支那 清太宗崇徳四年正月、使ヲ遣ハシ平壤ニ至リ諭書ヲ仁祖ニ下シ朝鮮人ノ越境探蔘ヲ責ム。(二卷一三七)

同年、兵部旨ヲ奉ジ朝鮮ヘ回咨越境探蔘人ヲ處斷スベキヲ言フ。

(二卷一三七)

西一六三九

○朝鮮 李朝仁祖八年二月、金ヨリ來リシ使人蔘二十餘駄ヲ賚シ來リ四月安州

西一六四〇

ニ於テ強ヒテ交易セントス。(三卷一七一—一九)

○支那 清太宗崇徳五年十一月、使ヲ義州ニ遣ハシ朝鮮仁祖ニ勅諭書ヲ送り、其罪狀十二箇條ヲ舉ゲアル中ニ、越境採蔘其罪一ナリトアリ。

(二卷二一八—一九)

同年、朝鮮人ノ越境採蔘者百十其中捉ヘタル二人ヲ當時藩陽ニ質トナレル仁祖ノ王世子ノ前ニ致シ其朝鮮ノ不取締ヲ責ム。(二卷二三八)

西一六四二

○朝鮮 李朝仁祖二十年十月、北道ノ民六十五名越境採蔘シ先方ノ軍兵ニ捉ハル。之ヲ藩陽ニ質トナレル王世子ニ引渡ス、之ヲ押送シ來ル。罪人ハ夫々處刑シ、當該管轄甲山吉州ノ官ト鎮將ヲ處分ス。(二卷二三八)

西一六四三

○朝鮮 李朝仁祖二十一年二月、使ヲ德川政府ニ遣ハシテ德川家光ニ國交禮物トシテ人蔘八十觔ヲ贈ル。(二卷四一)

同九月、備邊司ハ平安道ノ邊民ガ越境採蔘シテ刑辟ニ觸ルルハ、守令邊將ガ其收稅(人參實物稅)ヲ利トシ嚴禁セザルニ由ル。且平安道ノ監司、兵使モ亦人蔘貿易ノ營利的行爲アリト啓ス。(三卷六六)

同年、江界ノ人四十餘名越境採蔘シ、又五十餘名追到シ清人二名ヲ殺傷、三十

六名ハ捕エラル。本件清ヨリ査問ノ勅使ヲ發シ來ル。十月責任者タル江界府使僉使等ヲ囚フ。(二卷一三九)

同年、清使ハ太宗ノ勅諭ヲ捧ゲ來リ、朝鮮人ノ越境採蔘シテ潛カニ明朝ト賣買スルヲ責ム。(二卷一三九)

△朝鮮仁祖ノ代明ノ崇徳年間人蔘ノ缺乏甚シク其貢獻不能トナリ毅宗ニ奏請シテ允ヲ得白綿紙ヲ以テ之ニ代ユルコトトナル。(二卷二五)

○朝鮮 李朝仁祖二十三年二月、清ノ世祖ノ勅使平壤ニ來リ、江界府使ヲ拿致シ之ヲ囚フ。府民越境採蔘ノ故也。(二卷一三九—一四〇)

同年三月、越境採蔘人五十餘名ノ清ニ囚ハレシ者ヲ贖罪ス。瀋陽ニ存在セシ元ト王世子ノ田ト牛馬ヲ以テス。(二卷一四〇)

同年、清使、碧潼ノ越境採蔘犯人十七名ヲ帶送シ來ル。内兩班ノ二人ヲ斬、其他決杖ス。(二卷一三九)

西一六四六

西一六四八

○朝鮮 李朝仁祖二十四年、越境採蔘人十名ヲ梟示、絶島定配等ニ擬律シ、四月、清國戶部ニ咨復シ、八月、擬奏ノ如ク處斷スベシト回咨アリ。(二卷一四〇—一四一)

○支那 清世祖順治五年、國初ヨリ大臣優遇ノ主旨ヨリ之ニ採蔘權ヲ與ヘアリシヲ停止ス。(二卷一三九)

西一六四九

○支那 清世順祖六年ニ皇族タル王貝勒公等ガ國初ニ於テ定メラレタル人蔘採取人夫派遣ノ件其人員ノ定メニ據ルベク之ニ背キメルモノハ此特別優遇ヲ停止シ其人員等ヲ重罪ニ處スルコトヲ題准ス。

(二卷二二四・二三八・二三九・三卷二二―二二)

西一六五一

○朝鮮 李朝孝宗二年、徳川政府ニ信使ヲ派遣セントシ其國交禮物ノ一タル人蔘調辨ノ時僞惡品多キニヨリ、嚴重検査シ且之ヲ發見セバ重究コスコトニ決定ス。(二卷三三〇)

西一六五二

○朝鮮 李朝孝宗三年十一月、清ノ世祖ノ勅使來ル。越境採蔘人等ノ處斷ヲ命ズ。首犯ヲ絞、他ハ一等ヲ減ジ、當該管轄地方長官、兵使等罷職、罰俸等ノ處分ニ付ス。(二卷一四一)

西一六五三

○朝鮮 李朝孝宗四年七月、此前北京ニ赴キシ國使一行中ノ通事張兄弟二人及貴仁ハ國禁ノ人蔘ヲ多量ニ賣ラシ私カニ貿易ノ事北京衙門ヨリ移咨アリ。三人ヲ囚フ其中貴仁杖死セシニヨリ王ハ怒ツテ當該官タル刑曹判書同參議、同佐郎ヲ拿フ。張兄弟ハ徒三年ニ處セシモ數日ノ後ニ特赦ス。此時代北京使行ノ人人蔘ヲ持行カザル者無シ又北京ヨリノ咨文ニ國王ノ蔘三十斤アリ

シコトヲ記セリ。(二卷三三五・三卷六六―六七・三三五)

此年北京行使節ガ携帶セシ所謂八包ノ銀ハ此時復々人蔘トシ一人八十斤トス。(三卷一九三)

西一六五五

○朝鮮 李朝孝宗六年十月、使ヲ德川政府ニ遣ハス。國交禮物トシテ人蔘五十觔ヲ德川家綱ニ贈ル。(二卷四一)

西一六五八

○支那 清世祖順治十五年、八旗下ノ人民及旗外ノ人民人蔘ヲ盜採スル者ノ罪ヲ定ム。(二卷三三九―三四〇)

西一六六〇

○朝鮮 李朝顯宗元年正月、清國禮部ヨリ咨アリ。前年十二月越境採蔘シタル者ヲ處分シ奏スベシト曰フ。右慈城人十一人ハ斬ニ處ス。江界府使以下僉使等ノ當該官ハ革職又ハ徒配トス。(二卷一四一―一四二)

西一六六一

○朝鮮 李朝顯宗二年十一月、越江採蔘シ先方ニ捕ハレシ三人ヲ斬ニ處シ、當該管轄龍川府使、僉使等ヲ革職徒配ニ處ス。(二卷一四二)

△支那清國初ノ定メ、人蔘採取人が自己ノ領分ヲ越エテ採取スル者偷盜ヲ以テ論ジ人蔘ト人畜ハ没入ス。

(二卷三三八)

西一六六二  
一七二二

○支那 清聖祖康熙年代、人蔘官採地域ガ國初ヨリ盛京管下ナリシヲ、吉林、寧古塔、烏蘇里、阿勒楚略綏芬、伯都訥三姓等ノ地方ニ擴張ス。財政乏缺ニ因ル。

(三卷一九六一—一九八・三卷二三以下)

西一六六五

○露國 ウヲルム氏人蔘ニ關スル論文ヲ發表ス。

西一六六〇  
一六七四

○朝鮮 李朝顯宗年代、北京行使節ノ携帶セシ人蔘ヲ復タ銀トシ、堂上官上通事ハ各銀三千兩、堂下官ハ同二千兩トス。(三卷一九三)

西一六六一  
一六七二

△日本寛文年代ニ入り、人蔘ノ藥用漸ク増加セリ。是レ醫藥思想ノ普及ニヨル。

(三卷二五〇—二五一・五卷六三—六六)

西一六六九

○朝鮮 李朝顯宗十年十月、平安觀察使ハ禁蔘節目カ煩苛ニ涉リ特ニ越犯豫防ノ爲、四月ヨリ九月迄邊將ト各地方官ガ其民ヲ點檢スル爲メ農事廢セラレ田疇荒ルルニ至ルト啓ス。(二卷三五四)

西一六七〇

○朝鮮 李朝顯宗十一年九月、茂山鎮僉使ハ民ニ火藥ヲ給シ越江採蔘セシメ利ヲ分チシコト發覺。犯人ハ斬、僉使ハ囚ヘ革職。(二卷一四二)

同年、咸鏡道洪原外三邑ノ蔘布(人蔘ノ代リニ布ヲ納ムルモノ)ヲ半減ス。

(三卷一五六)

西一六七一

○日本 寛文十一年十月二十六日、奉行ヨリ下ノ如ク達シタリ。諸國ニ於テニ七藥一切停止、右犯者ヲ訴人スレバ褒美ヲ與フルコト。此中ニ人蔘ヲ包含スコト無論也。(二卷五〇四)

西一六七三  
一七二五

△日本延寶年間ヨリ享保ノ中頃マテハ人蔘ノ藥用頓ニ増加シ、人蔘貴重心甚シク昂マリ。對馬ノ手ニヨリ朝鮮ヨリ輸入シタル量甚シク一年四五千斤ニ達セルコトアリ、從テ對馬貿易ノ利ヲ大ニシタリ。此頃ヨリ人蔘ノ代用品トシテ日本産他ノ植物ニ何々人蔘ト名ヲ付ケ用ユルコト行ハレ漸次盛トナリ、後ニハ其品種三四十二及ブ。御種人蔘普及ニ至リ止ム。(第七卷全部)

西一六七四

○日本 延寶二年、宗對馬守ヨリ對馬ノ商人松岡伊左衛門ニ人蔘座ヲ申付ケ江戸横山町一丁目ニ開店ス、是ヲ以テ人蔘座ノ最初ノモノトス。對馬ハ幕府ニ對シ人蔘ヲ藥種問屋ニノミ拂下グルトキハ其價格ヲ左右スル弊アリトシ此ノ座ノ開設ノ許可ヲ受ク。是ニ於テ對馬ノ人蔘ハ屋敷賣ト座賣ノ二トナル此座ハ元祿二年八月迄存續ス。(二卷四六一)

西一六七六

○支那 清聖祖康熙十五年、議准。朝鮮ニ越境シテ採蔘セシ者ノ率領ノ頭目及出資者ヲ絞ニ處ス。(二卷二〇〇)

西一六七六

○朝鮮 李朝肅宗二年四月、人蔘ヲ誅求シ營利行爲ヲ行ヘル江界府使ヲ拿問ス(二卷三五四)

西一六七九

○日本 延寶七年十月二十日、老中大久保左京亮ヨリ對馬屋敷ノ役人ヲ呼出シ、此頃人蔘拂底セルハ對馬ガ藏ニカコヒ置キ賣控ヲ爲ス爲ナリトノ世上取沙汰アル旨ヲ以テ注意ス。右ハ朝鮮ヨリ出荷少ナキ爲ナリト千二百斤ノ着荷

ト向ケ先キヲ記シ、辨明書ヲ差出ス。(二卷四六七―四七〇)

西一六七九

同年、老中ノ命ニヨリ、江戸對馬屋敷家老ヨリ、人蔘取扱計算書ヲ提出ス。

(二卷四六六―四七〇・三卷三六一―三六二)

西一六八二

○朝鮮 李朝肅宗八年五月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ、德川綱吉ニ國交禮物トシテ、人蔘五十斤外ニ三十斤ヲ贈ル。(二卷四一)

西一六八二

○日本 天和二年五月、奉行ヨリ毒藥竝ニニセ藥ノ停止、犯者ハ罪科ニ行フコト、同類タリトモ訴人スレバ褒美ヲ下サルコトヲ達ス。此中ニ人蔘ヲ包含スルハ無論也。(二卷五〇四)

西一六八二

○支那 清聖祖康熙二十一年、採蔘人ニ印票ヲ給シ、携帶セシメ、盜採者ヲ兵員ヲ派シ巡察取締ルコト、及其當該官員、兵員ノ不正行爲ノ、刑罰及職務懈怠ノ賞罰等ヲ定ム。(二卷二〇六・二四〇―二四二)

西一六八五

○日本 貞享二年七月十一日、ニセ人蔘、不良人蔘ノ商賣堅ク停止ノコト。右ノ品アラバ早々申告ノコト他ヨリ發顯スレバ罪科ニ行ハルベキコト、右觸書トシテ發ス。(二卷五〇四)

西一六八五

○朝鮮 李朝肅宗十一年十一月、邊將ガ採蔘軍ヲ作り、越境大規模ニ採蔘セシ大

事件發覺ス。當該地ノ僉使ハ罪ノ免ルベカラザルヲ覺リ自縊シ、厚州鎮ノ軍官上兵連續自縊シ、犯人ノ捕ハルル者相續キ邊民逃散ス。本件清國聖祖ノ命ヲ受ケタル查問使來リ、犯人ノ中二十七人ヲ斬ニ處シ。平安監察使以下當該地方官、軍官ヲ降級革職、徒流等ニ處ス。清朝ヨリ肅宗王ニ罰銀二萬兩ヲ課ス。本件ニ關シ捕エタル平安咸鏡ノ民百三十九名ハ放免ス。(二卷二四三—一四五)

○朝鮮 李朝肅宗十二年、禁蔘事目ヲ定ム。要項ハ東萊府對馬貿易ニ於テ人蔘ノ潛賣買、北京行使節一行ノ密カニ人蔘ヲ賣ラス取締及豆滿江、鴨綠江ヲ越境シテ人蔘ヲ採取スル者ノ取締、當該地方官ノ責任處罰、其他清トノ互市場ニ於テ人蔘潛賣ノ取締ニ關スルモノニシテ、犯者ニ對スル嚴刑ヲ定ム。

(二卷二三八—三四〇)

○日本 貞享三年、此以前ニハ何等制限無カリシヲ此年對馬ノ朝鮮貿易資金ヲ金一萬八千兩、銀ニシテ一千五百貫ニ制限ス。海外ニ金銀流出ヲ防グ幕府ノ政策ノ一端ノ現レナリ。此資銀ハ大部分人蔘買入ニ用ユルモノ也。

(三卷二八六—二八九)

○朝鮮 李朝肅宗十四年ニ「江界禁蔘節目」ヲ定ム。要項ハ人蔘ノ出入ハ總テ戶

曹ニ於テ專管ス。江界ニ赴ク蔘商ニハ許可證ヲ給シ證トシ其以外ノ者ノ取引ヲ禁ズ。江界ノ人蔘官採ハ軍人ヲ以テ監督トシ行フ。其他密賣買者及不正人蔘製造者ノ取締處罰等。(二卷三四〇—三四二)

○朝鮮 李朝肅宗十五年十月朝鮮ノ商人三人對馬ノ商人ト人蔘ヲ密貿易セシコト發覺シ右三人ヲ死刑ニ處シ東萊府使ヨリ對馬太守ニ警告ト共ニ犯人ノ處分ヲ要求ス。(二卷三三六)

○日本 元祿二年東萊貿易ニ於テ人蔘ノ取引ヲ絶チタリシニヨリ對馬島守宗義眞ハ書ヲ朝鮮禮曹參議ニ送り出賃ヲ求ム。之ニ對シ禮曹參議姜世龜ハ回答シテ人蔘ノ產出減少ト且淸國領ニ越境採蔘シ事端ヲ發生スルニヨリ蔘禁ヲ嚴ニシタリ人蔘有ル時ハ貿易ヲ許シ無キ時ハ許サザルハ已ムヲ得ズト云フ。サレド此時及其前後密貿易ハ盛ニ行ハレタリ。(二卷四五六—四五九)

○日本 元祿三年四月十二日去年以來人蔘拂底ニテ對馬ノ人蔘指定賣下人伊勢屋孫八方へ毎朝夥敷人參買受人詰寄セ前日ノ宵夜中ヨリ大勢町中ニ相詰喧嘩口論等ヲ爲ス者アリ。對馬役人ヨリ兩町奉行へ念ノ爲右ノ趣申出ヅ。

西一六八九〇

西一六八九

西一六八九

(二卷四七〇)

西一六九〇

○日本 元祿三年七月、幕府ハ麴町三丁目長谷川安清ニ和人參(竹節人參ノコト)ヲ製造商賣スルコトヲ許シ、且凡テ木藥屋ニ於テハ和人參ノミヲ賣リ唐人參、朝鮮人參ヲ交ゼ賣ルコトヲ禁止シ。背ク者ハ處罰スルコトノ觸書ヲ發ス。

(二卷五〇〇)

同年八月九日、津輕越中守浪人人參ヲ買受他ニ賣レバ利益アルコトヲ聞キ、下谷龍閑町ノ人參座ニ押掛ケ來リ。締切後ナルニヨリ賣ラザル趣ヲ聞キ、脇差ヲ拔キ自殺ノ風ヲ爲シ、取押ヘラレ大騒トナル。(二卷四七〇)

西一六九〇

○朝鮮 李朝肅宗十六年八月、慶興府ノ人民豆滿江ヲ越エ先方ニ於テ北京ヨリ來リ採蔘セシ人ヲ殺シ人蔘ヲ掠奪セシ事件アリ。同年九月清ヨリ審問使來リ捕ヘタル七人ヲ斬ニ處ス。(二卷一四五—一四六)

西一六九〇

○日本 元祿三年八月ヨリ對馬ノ人參座ハ下谷池ノ端中村伊兵衛トナル、同月上野ノ代官ヨリ買人込合火ノ用心惡シト達シ、下谷龍閑町ニ移轉ス。同月右伊兵衛買人ニ對シ邪儉且買人ノ士ニ處外アットノ貼紙アリ、町奉行ヨリ伊兵衛ヲ町内預トス。(二卷四六一)

同年九月二十九日、老中阿部豊後守ヨリ對馬屋敷ノ家老ヲ呼出シ。人參座

へ買人殺到シ其ノ中ニハ營利的ノ買人アリ、病家へ十分行渡ラザルニ付鑑札ヲ定メ、其所持者ノミニ賣渡シ必ズ病家ノ手ニ入ル様致スベシトノ命令ヲ下シ。對馬ハ之ヲ承諒シ其内規ヲ定メ幕府ニ差出シ之ヨリ鑑札携帶者ノミニ賣下グルコトトナル。(二卷四七〇—四七四)

同年十月、幕府ハ御觸書ヲ以テ朝鮮人參ヲ高直ニ賣買スル者急度曲事可被<sub>レ</sub>仰付ト町中殘ラズ觸レシム。之レハ對馬屋敷賣、同人參座賣以外ノ賣買ニ對シテナリ。(二卷四七四—四七五)

○日本 元祿四年、對馬ノ人參座ヲ江戶駿河町堺屋七郎兵衛引受、寶永六年迄續ク。(二卷四六一)

○朝鮮 李朝肅宗十九年三月、春川府使ハ人蔘貢納ニ蔘商ガ防納ノ弊アルヲ上陳シ蔘商ニ今後此事アラバ嚴刑ニ處シ當該地方官ハ罷職トスルヲ請ヒ王ハ之ヲ採納ス。(三卷九六一—九七)

同月、春川府使ハ人蔘貢納ノ代納錢ノ負擔重ク、人民ノ困窮セルニヨリ救濟策ヲ講ズベキヲ啓ス。(二卷三五四)

○朝鮮 李朝肅宗二十年、北道飢饉ニヨリ咸鏡道ノ蔘布ヲ此年限リ全免ス。

西一六九三

西一六九一

西一六九四

西一六九五

(三卷一五六)

○日本 元祿八年、此頃ヨリ唐人參ト稱セシ滿洲産人參長崎貿易ニヨリ清商ノ手ヲ通ジ多ク日本ニ入ル。(三卷三八四—三八五)

西一六九六

○日本 元祿九年春、對馬ハ人ヲ東萊ニ遣ハシ、從來朝鮮トノ貿易ハ慶長銀ヲ使用シ來リシガ、元祿八年幕府ハ金銀ヲ改鑄セシニヨリ此新銀ヲ以テ歩引通用スルコトヲ交渉シタルニ、島守ノ書面ヲ以テスベキコトヲ東萊府ヨリ主張セリ。(三卷二二七)

西一六九八

○日本 元祿十一年七月、對馬島守ハ新銀ヲ貿易ニ使用ノ件ニ付東萊府使ニ書面ヲ送リ。同十二月東萊府使ヨリ本件謹ンデ既ニ朝廷ニ稟旨シ、商賈輩ヲ飭諭シテ通行セシムル旨ノ回答アリタリ。(三卷三二七—三二八)

西一七〇〇

○日本 元祿十二年、新銀ハ前ノ慶長銀ト比シ歩引計算ノ率ニ付對馬側ト朝鮮側ニ主張ノ相違アリ。貿易停頓シ人參江戶ニ於テ拂底トナル。

(三卷三三五—三三九)

西一七〇〇

○朝鮮 李朝肅宗二十六年四月、東萊府使ハ獨斷ヲ以テ日本ノ新銀ヲ商賈ニ受取シメシ件ニ付テ廟堂ノ問題トナリ、其責任ヲ問ハル。五月東萊ノ開市ヲ停

止ス。八月對馬ハ十萬兩ノ新銀ヲ提供シ開市ヲ請ヒ許サル。日本ノ新銀卽元祿銀ハ澁難ノ末慶長舊銀純分百中八十二比シ元祿新銀六十ノ率ニテ朝鮮ニ於テ受取ル事トナリ、實際ノ通用ハ此年ヨリ初メ四箇年間貿易ニ用キラレタリ。(三卷三四〇—三四一・三四二—三四三)

同年十一月、三水縣監ハ附近邊將十一人ト密謀人蔘ヲ採取セルコト發覺平安觀察使ヨリ罪スルヲ請フ。(二卷三五四—三五五)

○日本 元祿十三年對馬ハ幕府ニ情願シ朝鮮貿易資金公定額ニ金一萬二千兩ヲ増加シ、金三萬兩銀ニシテ一千八百貫トナル。此資銀ハ大部分人蔘買入ニ用ユルモノ也。(三卷二八七—二八九)

○日本 元祿十四年二月幕府ヘ對馬ヨリ内願セル朝鮮トノ人蔘貿易資金缺乏ニヨリ、金三萬兩拜借ノ件(前年十月十八日付)許可ス。返濟ハ六箇年賦利息無し。幕府ガ斯ク對馬ニ便宜ヲ與ヘタルハ、對馬ハ祿高少ナキニ朝鮮外交ノ費用ヲ辨ゼルハ主トシテ朝鮮貿易ノ利ニ賴ルコトト、一ハ人蔘ハ必要藥材ニシテ醫藥行政上ヨリ之ガ供給ヲ適當ナラシメン爲也。以下同ジ。

(三卷二九〇・二九三—三〇三)

西一七〇一

同年十二月二十五日、幕府ハ和人參(竹節人參)商賣ハ長谷川安清、香具屋信濃二人ニ許シ。他ノ者ノ取引ヲ禁ジ、犯者ハ處分スベキ旨觸書ヲ以テ相達ス。

(二卷五〇〇)

○支那 清聖祖康熙四十年、私怨ノ爲メ無關係ノ者ヲ人參盜探者トシテ拏獲シタル者ノ罪ヲ定ム。(二卷二四三)

同年、開採ノ官山ヲ定メ、採取シタル人參ハ自今總テ内務府ニ送付シ、其辨理ニ任セシムルコトニ定ム。(二卷二〇二—二四三)

西一七〇四

○朝鮮 李朝肅宗三十年二月、慶源、慶興、鍾城ノ民越江清人四名ヲ殺シ、人參ヲ掠奪ス、犯人四名ヲ斬ニ處シ、當該地ノ萬戶府使ハ徒流或ハ革職降級等ニ處ス。

(二卷一四六—一四七)

同年、人參ニ雜物ヲ挿入シ、賣買シタル者ノ罪ヲ論ジ、犯人ハ邊遠定配、賣買者ハ杖、人參ハ官沒ス。(二卷二二二)

西一七〇五

○日本 寶永二年六月三日、對馬屋敷家老ヨリ鬚人參ハ價廉ニ下層者ニモ買易ク、江戸ニ賣出サ、便ナラント老中ニ伺出許シヲ受ク。此レヨリ前對馬ハ鬚人參ヲ少許大阪ニテ賣拂フ。又江戸ニ於テモ對馬系外ノ小賣所ニ於テ唐朝

鮮ノヒゲ人蔘ハ少許取引サレアリタリ。此後朝鮮ヒゲ對馬ノ手ニヨリ多ク輸入セラレ。爲メニ中階級以下ニ人蔘ノ惠及ズ。(二卷四七五―四七六)

同年八月、對馬ノ人蔘座堺屋七郎兵衛ヲ江戶町奉行所ニ呼出、此頃人蔘ニ仕込物有ル不正品アリト注意ス。右ニヨリ對馬屋敷留守居ヨリ右ハ書面ニテ東萊對馬屋敷ノ方ヘモ注意シアルモ、近來渡來ノ人蔘ハ大概殘ラズ仕込物有之ヲ云爲スレバ取引ノ量減少スルニ付、不得已受取居ル旨老中ヘモ度々其趣申入置アリ且朝鮮人蔘ノ中ニ唐人蔘、和人蔘、日本製竹節人蔘等ヲ交ユルハ商人ガ利得ノ爲爲ス業ナリト、辨明書ヲ差出ス。(二卷四七六―四七八)

○日本 寶永四年正月二十二日、對馬ハ人蔘賣値段増加ノ承認ヲ幕府ノ老中及勘定奉行ニ申請シ、人蔘取扱ニ係ル諸費用計算書ヲ差出ス。

(三卷三六二―三七〇)

○朝鮮 李朝肅宗三十三年六月、清人江ヲ越エテ侵入シ來リ採蔘ス。本件鳳凰城ニ通知ス。(二卷一四七―一四八)

同年「禁蔘節目」ヲ定ム。同王十四年ニ定メタル節目ノ追加ナリ。

(二卷三四二―三四三)

西一七〇八

同年江界府ノ稅蔘ヲ年額三十斤ト定メ、買入補助トシテ木綿若干ヲ下付シ其名ヲ常平蔘ト稱ス。此負擔ハ肅宗ノ初年江界府使ガ人夫ヲ入山採取セシメ徵收セルニ初マル。此常平蔘ノ取扱ト其額ハ正宗年代迄四回ノ變更アリ

(三卷一六六一—一六七)

○日本 寶永五年二月二十八日、人參拂底ニ付此頃毎日半斤賣トセシヲ、人參到着ニ付爾後一斤賣トスルコトヲ對馬家老ヨリ老中ニ届出其承認ヲ得。此後人參着荷ハ在倉品ノ工合ニヨリ一日一斤賣、半斤賣、一斤半賣等其都度老中ヘ伺出承認ヲ得テ實行ス。(二卷四七九—四八〇)

西一七〇八

○朝鮮 肅宗三十四年八月、暗行御史ハ江原道進上人蔘ニ弊甚シキヲ極言ス。

同十二月同觀察使ハ右ニ關スル不正行爲ニヨリ拿問セラル。(二卷三五五)

同年、江原道ヨリ貢納ノ人蔘幾分ヲ減額ス。(三卷一五八)以下哲宗ノ代迄數回少シヅツ減額ス。

西一七〇八

○日本 寶永五年、對馬ハ寶永改鑄ノ新銀ヲ貿易ニ使用方ヲ書面ヲ以テ東萊府使ニ交渉シ。東萊ニ於テ分析セシニ純分甚ダ鮮キヨリ、此案件ヲ一蹴シ貿易又停頓ス。(三卷三四三—三四八)

西一七〇八

○朝鮮 李朝肅宗三十四年禁蔘節目ヲ定ム。主トシテ平安道義州竝江界ニ關スルモノニシテ、密貿易密賣買ノ取締及處罰ニ關スルモノ也。

(二卷三四三—三四四)

西一七〇九

○日本 寶永六年對馬ノ人蔘座ヲ江戶兩國米澤町鈴木屋伊兵衛ニ指定ス。享保三年迄續ク。(二卷四六一)

西一七一〇

○朝鮮 李朝肅宗三十六年四月、東萊府使ハ戶曹及各衙門ニ於テ其名ヲ以テスル對馬トノ貿易ニ付テ、人蔘モ亦其代價ノ前渡銀多額ナルニヨリ商人ノ取引ヲ害スルニヨリ可成小額トスベシトノ意見ヲ上陳ス。(三卷六八)

同年七月、是ヨリ前渭原ノ民九人越境シ清人採蔘中ノ者五人ヲ殺シ人蔘ヲ掠奪ス。其犯人四人ハ斬、當該地方官ハ流、監司、兵使ハ革職トス。

(二卷一四八—一五〇)

西一七一〇

○支那 清聖祖康熙五十年、從來人蔘盜探犯人ハ北京ニ押送セシメシヲ、爾後每年北京ヨリ當該官ヲ派遣シ盛京將軍奉天府尹ト會同事件ヲ終審スルコトト

ス。(二卷二四二)

西一七一〇

○朝鮮 李朝肅宗三十七年五月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ國交禮物トシテ德川吉

宗ニ人蔘五十觔ヲ贈ル。(二卷四一)

同年八月、不正僞作ノ人蔘多ク、王ハ廟堂ヲシテ稟議セシメ、其造作人ハ嚴刑ニ處シ、斯ル不正不良品ヲ封進シタル地方官ハ責任ヲ問ヒ、嚴罰ニ處スルコトス。(二卷三三一—三三二)

○日本 正徳元年五月、對馬ハ東萊府ニ書ヲ送リ、特鑄銀ノ通用ヲ請ヒ、府使ニ於テ分析セシニ、純分慶長銀ニ同ジキヨリ之ガ通用ヲ許シ、人蔘貿易流通スルニ至ル。特鑄銀トハ對馬ノ願ニ依リ幕府ガ特ニ其貿易用トシテ鑄造セシモノ也。(三卷三二六・三四三—三五〇)

同月、毒藥竝ニニセ藥ノ賣買ヲ禁ジ、犯者ヲ重罪トス、同類ナリトモ申告セバ罪ヲ宥サレ、褒美ヲ下サルルコトト右觸書ヲ以テ達ス、此中ニ人蔘ヲモ包含スルハ無論ナリ。(二卷五〇四)

○清 聖祖康熙五十年、人蔘盜採犯人未終審ノ者獄ニ充滿シ、時炎暑ニ際シ死亡スル者多シ。皇帝ノ上諭ニヨリ、特別減刑シテ速ニ終結セシム。(二卷二四三)

○日本 正徳二年十月十五日、將軍家宣今曉薨去シ、江戶市中不殘閉店仰付ラレシガ、前ニ將軍綱吉薨去ノ時、人蔘座ニ於テ人蔘賣下ハ中止セザリシガ、今回ハ

如何ニスベキヤヲ對馬役人ヨリ伺出シニ。店ハ閉ムルモ穩便ニ賣渡ベシト仰付ラル。(二卷四八〇—四八一)

同年對馬ノ人蔘座鈴木屋伊兵衛淺草黒船町ニ移轉ス。(二卷四六二)

○日本 正徳三年五月對馬ハ其賣拂ノ人蔘代ハ金貨ノミニテ受取ルコトヲ老中ニ内願シタリ。其理由ハ幕府ノ金ト銀トノ公定比率ト實際ノ通用トニ差アリ。拜借金返納ハ金ヲ以テセザルベカラズ一年一萬兩以上ノ損害アルヲ以テ也。幕府ハ遂ニ此願ヲ許サズ。人蔘代ハ金銀何レニテモ賣ラシム。

(三卷三七二)

○朝鮮 李朝肅宗三十八年江原道江陵ニ於テ人蔘調達ニ窮シ原本タル錢ヲ徵收シ之ヲ各農民ニ強制的ニ貸付ケ高利ヲ徵シ其錢ニテ貢納ノ人蔘ヲ買入ルル方法ヲ始メ。其他ノ邑モ爾後之ニ倣ヒ初メタリ。弊害甚シカリシモノ也

(三卷一六二)

○日本 正徳三年十一月對馬ハ朝鮮ヨリ見本的ニ取寄シ類違人蔘ト稱スル價格約倍ニ當ル者ノ輸入賣出方ヲ勘定奉行ニ伺出。幕府ハ價ノ高キ故ヲ以テ之ヲ不許可トス。(二卷四八一・七卷五八二—五八五)

西一七二三

西一七二三

西一七一四

○英國 一七一四年、宣教師 Father Tartoux ハロンドン王立學會々報ニ「Ginseng ト稱スル韃靼人蔘ノ敘述」ト題スル一文ヲ發表ス。此一文ハ後ニアメリカ人蔘發見ノ機縁トナル。(四卷四四〇—四四一)

西一七一五  
一七二八

○日本 正徳五年徳川家繼病アリ特ニ對馬ニ命ジ極品ノ人蔘ヲ朝鮮ニ求メシメ、對馬ヨリ東萊府使ニ交渉シタレドモ要領ヲ得ズ。家繼ノ薨去後本交渉ハ享保三年ニ至リ落着シタリ。(二卷四四—四六)

西一七一七

○朝鮮 李朝肅宗四十二年十一月江界府使ハ人蔘ニ關スル橫斂不正行爲ニヨリ司諫院ヨリ劾啓セララル。(二卷三五五)

西一七二六  
一七三五

○日本 享保年間、會津藩主ハ藥園ヲ開キ、幕府ニ朝鮮人蔘ノ種ヲ請ヒ之ヲ試植ス。(四卷二六〇)

同尾張藩主ハ藥園ニ御種人蔘ヲ植ユ。(四卷二六五)

西一七二六

○日本 享保元年十月、對馬ハ幕府ニ對シ既ニ六年前ヨリ朝鮮ニ支拂フ人蔘代一箇年繰越拂ト相成居、貿易上ノ利益ニ付一箇年分トシテノ貿易資銀千四百十七貫五百目ニ相當スル金十箇年賦ニテ拜借シタシト内願、不許可トナル。

西一七二六

○米國 一七一六年、ケベツクニ在リシ宣教師 Father Lafitan、ハ英領カナダ、モン

トリオールノ森林中ニ於テ、後ニアメリカ人蔘(Quax, quinquetfolia, L.)ト命名セラレタル植物ヲ發見シタリ。其動機ハ前記ロンドン王立學會々報人蔘記事ノ寫本ヲ一七二四年ニ於テ一讀シ、斯ノ如キ植物ハ必ズカナダノ森林中ニ存在スベシトノ假定信念ノ下ニ、爾來搜索ヲ續クルコト二箇年。其不斷ノ努力ハ報ヒラレテ偶然ニモ發見セラレタルモノ也。(四卷四四〇—四四一・七卷一一)

西一七一七

○日本 享保二年幕府ハ對馬ノ貿易資銀ヲ正徳改鑄銀ニ引換ヘ渡ス。正徳改鑄銀ハ慶長銀ト同ジク純分八〇ナリ。對馬ハ此銀ヲ爾來人蔘貿易ニ使用ス

(三卷三二六—三五二)

同年正月、前年出願ノ理由ニヨリ内願シ、對馬ハ幕府ヨリ銀五百貫目ヲ拜借ス。(三卷二九〇)

西一七一八

○朝鮮 李朝肅宗四十四年、朝鮮ヨリ對馬ニ給スル(實ハ貿易)單蔘ノ年取引額ヲ七百斤ト定ム。(事實ハ此以上大量ノ密貿易行ハル)

西一七一八

○佛國 S. Vaillant 氏ト其著 *Semo de structura Florum*, ニ於テ支那人蔘ニ對シ學名ヲ付ス、是實ニ西人ガ此植物ニ對シ學名ヲ付シタル最初ノモノナレド世ニ行ハレズ。(七卷六一九)

△此以後一八四三年、露國メーヤーガ、パナツクス、ギンセンゲナル學名ヲ付スル迄ニ人參ニ學名ヲ命ジタル者  
外國人數人アルモ世ニ行ハレズニ止ミタリ。(七卷六一九—六二二)

西一七一八

○佛國 J. F. Laffan (Ginseng)ノ著作發刊ス。(六卷三六一)

西一七一八

○日本 享保三年、後ニ人參博士トモ云フベキ、田村藍水江戸ニ生ル。

西一七一九

○日本 享保四年六月二十二日、幕府御用番久世廣之ノ用人ハ對馬屋敷ノ留守  
居ヲ呼出シ、人參ノ形態ヲ尋ネ繪圖ヲ作り差出サシム。是幕府ガ人參栽培ニ  
着手セントシタル準備若クハ研究的行爲ト認ム。(四卷二二九—二三〇)

西一七一九

○朝鮮 李朝肅宗四十五年十月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ德川吉宗ニ國交禮物ト  
シテ人參五十觔ヲ贈ル。(二卷四一)

西一七二〇

○日本 享保五年五月、植村左平次藥草御用仰付ラル。(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七二一

○日本 享保六年、幕府ハ伊勢松坂ノ人松本駝堂ヲ紀伊伊豆ニ遣ハシ藥草ヲ採  
ラシム。此時熊野山中ニ於テ竹節人參ヲ採リ獻ス。幕府之ヲ吹上御苑ニ植  
ユ。(四卷五四六・七卷三四一)

同年十月二十五日、宗對馬守ハ前ニ內命アリシ朝鮮人參生根(三本)ヲ密カニ  
朝鮮東萊駐在ノ奉行ニ命ジテ苦心シテ取寄セ幕府ニ獻上ヲ了ス。是レ幕府

ガ救世濟民ノ見地ヨリ人蔘ヲ自作自給セント發意シ、其實行ニ着手シタル最  
初ナリ。此人蔘ハ江戸府内ノ御藥園ニ植エシモ活着セザリシト推定ス。

(四卷一七一—一八・二三一一—三三九・二四八ノ次ノ表)

○日本 享保七年正月二十六日、宗對馬守ハ幕府當局者ノ内命ニヨリ再ビ朝鮮  
ヨリ密カニ人蔘生根六本ヲ取寄セ、此日水野和泉守ニ呈出シ將軍ニ獻上ス。  
此中二本ハ小野寺預リ小石川藥園、他ハ他ノ藥園ニ植付シモ活着セザリシト  
推定ス。(四卷二四〇—二四八ノ次ノ表)

同月、長崎在留南京船主沉茗園ニ對シ長崎奉公所ノ譯官ハ人蔘ノ種植方法  
ニ付テ問合ハス。蓋シ幕府當局者ヨリ前年長崎奉行ニ内命シタルモノニシ  
テ日本ニ於テ人蔘ヲ種エントスルノ準備行爲ノ一端也。(四卷二四〇—二四五)  
同年、本草家阿部友之進蔣翁ハ藥草御用ヲ以テ召出サレタル後、朝鮮ヨリ種  
子ヲ取寄セ日本ニ種植セバ成育スベシトノ意見ヲ上陳ス。

(四卷二二八—二二九)

○日本 享保九年三月二十九日、勘定奉行ヨリ對馬屋敷ノ家老ヲ召寄セ下級者  
ノ爲人參値段引下ゲ方及人蔘座不直ノ所行アリシニ付取替方ヲ命ズ。

同年九月幕府ノ老中水野忠邦ハ對馬ノ家老ヲ召寄せ、小石川養生所(今日ノ慈惠病院ニ相當ス)ノ使用料トシテ毎月人參五兩ヅツ町奉行ノ印鑑ヲ以テ可相渡仰付ク。(二卷五三九)

西一七二四

○支那 清世宗雍正二年、人參盜探犯人審理遲延シ、盛京ノ獄ニ於テ死亡スル者多ク、之ニ因リ取扱ヲ改メ、北京ヨリ當該官ノ派遣ヲ罷メ、盛京、寧古塔各其地ニ於テ速カニ審理判決シ、年末纏メテ上奏スルコトトス。(二卷二四三―二四四)

西一七二五  
一七二六

○朝鮮 李朝英宗年代、江原道ノ貢參ニ付テ關東參契ト稱スル貢納人參受負商人組合ヲ設ク、貢納地ヨリ錢ヲ徵收セシモノヲ此組合ニ下付シ人參ヲ納付セシムルモノニシテ弊害甚多ク、錢ヲ受ケテ品物ヲ納メズ、其怠納錢十萬兩ニ至ル。(三卷一六三―一六四)

同年代、滿洲側ヨリ江ヲ越エテ侵入シ來リ採參スル者多キヨリ三月、五月、七月ノ三期各約一箇月間其地方ノ住民ヲ以テ其監視ニ充テ之ヲ把守ト稱ス民大ニ苦シム。(二卷一二五)

西一七二五

○支那 清世宗雍正三年羅馬法王ヘネザクト十三世ノ使來ル。之ニ回答ノ國

西一七二五

書ヲ托シ法王ニ回禮品トシテ人參ヲ世宗ヨリ贈ル。(二卷四九)

○日本 享保十年、長崎在留清商俞枚吉滿洲人參生根三本ト種一百餘粒ヲ獻ズ本件ハ四五年前幕府ヨリノ内命ニヨリ、長崎奉行ヨリ命ジタルモノナリ。本人ハ心利キタル人ヲ遣ハシ當時參禁嚴ナル滿洲ニ潛入シ、身命ヲ賭シ機智ヲ働カシテ四年間ノ千辛萬苦ヲ嘗メテ得タルモノ也。此種系統ノ者日光ニ栽培セラレタリ。(二卷二四〇—二四五)

西一七二六

同年九月、幕府ハ駿河久能山藥園ヲ開キ、人參ヲ植ユ。(四卷二五三)

○支那 清雍正五年、ポルドカル王、ジオアン五世ノ使來ル。之ニ托シテ世宗ヨリジオアン五世ニ國交禮物トシテ人參ヲ贈ル。(二卷四九)

西一七二六

○日本 享保十一年、服部範忠『人參譜』ヲ著ハス。(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七二七

○朝鮮 李朝英宗三年四月、清人二十八人探參ノ爲越江侵入シ來リ朝鮮人ヲ殺傷ス。(二卷二五〇—二五一)

西一七二七

同年、不正人參ヲ造成セル者ハ論ズルニ死刑ヲ以テス。(二卷三三二)

○日本 享保十二年十二月九日、内命ニヨリ宗對馬守ハ三度朝鮮ヨリ密カニ人參ヲ取寄セ、其生根四本ヲ此日水野和泉守ノ手ヲ經テ將軍吉宗ニ獻上ス右四

本ノ中三本ハ前々朝鮮ヨリ取寄セ對馬ニ植付置キシ、モノ、一本ハ朝鮮ヨリ取寄セ種ヲ蒔キ生ヘ出シ者也。(四卷二四〇―二四八ノ次ノ表)

同月二十八日、宗對馬守ハ四度ビ朝鮮ヨリ人參生根七本ヲ密カニ取寄セ水野和泉守ノ手ヲ經テ將軍吉宗ニ獻ズ。(四卷二四〇―二四八ノ次ノ表)

○日本 享保十三年八月二十八日、ニセ人參ヲ賣リタル小野道順ヲ品川ニテ獄門トス。(二卷五〇五)

同年十一月十三日、宗對馬守ハ幕府當局者ノ内命ニヨリ、朝鮮ヨリ人參種六十粒ヲ取寄セ水野和泉守ノ手ヲ經テ將軍吉宗ニ獻上ス。蓋シ此種子ヲ蒔付シモノガ繁殖シ御種人參ノ元祖トナリシモノカ。(二卷二四〇―二四八ノ次ノ表)

同年十二月二十八日、和田長純『人參辨』ヲ著ハス。(六卷三三二―三三三)

同年、宗對馬守ハ五度ビ朝鮮ヨリ人參ノ生根八本ヲ取寄セ水野和泉守ノ手ヲ經テ將軍吉宗ニ獻上ス。(四卷二四〇―二四八ノ次ノ表)

○朝鮮 李朝英宗四年咸鏡道明川外六邑ノ蔘布ノ率ヲ人蔘一斤ニ付三十匹ト改定ス。(三卷一五六)

○支那 清世宗雍正七年、安南王ノ使來ル。之ニ授ケテ世宗ヨリ國交禮物トシ

テ人蔘ヲ贈ル。(二卷四九)

△此商ニ安南ヨリ人蔘ヲ貿易センコトヲ求請シタレドモ清朝ハ之ヲ許サザリシ。

西一七三〇

○日本 享保十五年、十二月十四日、ニセ人蔘ヲ賣リタル元四郎ヲ品川ニ於テ死罪。(二卷五〇五)

西一七三〇

○朝鮮 李朝英宗六年十二年、不正人蔘造作犯人ノ檢察ヲ嚴ニシ地方官ニ通達ス。(二卷三三二)

西一七三一

○支那 清ノ世宗雍正九年、豆滿江下流磴々磯ニ於テ官兵ノ手ニ於テ人蔘密採團八百餘名ヲ捕フ。(二卷一五一)

西一七三一

○朝鮮 李朝英宗七年、不正人蔘密賣發覺ノ時ハ偽造銀錢律ヲ以テ論ジ時ヲ待タズシテ斬トス。(二卷三三二)

西一七一一

○日本 享保十六年五月、町醫者吉田其庵和人蔘(竹節人蔘)製法、藥種問屋へ相渡賣弘ノ旨幕府ヨリ町觸ニテ告知ス。

西一七三三

○日本 享保十八年八月、有斐西章次『人蔘辨』ヲ著ハス。(六卷三一四―三一五)

同年十月、幕府ハ齋田甚三郎外三名ノ製法シタル和小人蔘(竹節人蔘)ノヒゲ藥種問屋改會所ニテ検査ノ上一般ニ賣ルコトヲ許シ、右製法ニ似セタル者ノ

賣買ヲ禁ズ、右觸書ヲ以テ相達ス。(二卷五〇〇—五〇一)

同年十二月、植村左平次人參寒養ヒ御用ノ爲日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七三三

○朝鮮 李朝英宗九年、廢四郡ノ地ニ清人ノ入り來リ小屋掛ヲ爲シ小部落ヲナシ採蔘スル者多シ。朝鮮ノ人モ亦此地ニ人蔘ヲ密採ス。(二卷一五二—一五三)  
同年、平安道高山里ノ軍官ハ蔘夫二十餘人ヲ率ヒ越江シ、清人採取ノ人蔘ヲ掠奪ス。主犯ハ斬以下輕重處斷ス。(二卷一五二)

西一七三四

○日本 享保十九年十二月、對馬ハ幕府ニ内願シ人參買入資金十箇年賦トシテ金壹萬兩拜借ス。此拂込延滞シ延享元年迄十二箇年間ニ八千兩拂込殘二千兩ヲ十箇年賦トス。(三卷二九〇・三〇七—三一〇)

西一七三四

○朝鮮 李朝英宗十年、朝鮮人越江シ清國ノ採蔘人九人ヲ殺シ人蔘ヲ掠奪ス。主犯三人從犯二十五人ハ斬當該平安節度使革職、江界府使、古山里僉使ハ流刑  
(二卷一五三—一五四)

同年、江界府ノ貢蔘ヲ戶蔘ト名ク。同府ニハ種々ノ名稱ノ人蔘負擔アリ、此分ハ戶ニ課シタル故ニ斯ク名ケタルモノナルヘシ。而シテ此戶蔘ハ王ノ醫

藥用ノ外ニ宗親重臣等ニ給ス、此分初メハ現物、此時ハ其代錢ヲ給付スルモノ也。(三卷一六五—一六七)

○日本 享保二十年三月、唐人參座ヲ立テ江戸本石町三丁目長崎屋源右衛門ニ仰付ケ價格ヲ公定シ高ク賣ルコトヲ防ギ町人ハ名主ノ印鑑ヲ座ニ渡置キ病人用ニノミ賣ラシムルコトトシ一般ニ觸書ヲ發ス。此座ニハ專賣權ヲ附與シタルニ非ズ。其唐人參ト稱スルハ長崎ヨリ輸入スル滿洲人參ノコト也。

(二卷四九三—四九五)

同年三月、町醫岩永玄浩、杉山養元ノ製造シタル竹節人參ノ効能唐人參ト同様ナリトシ、傳馬町二丁目虎屋平右衛門方ニテ賣弘ヲ許可シ。其値段等モ觸書ヲ以テ幕府ヨリ相達ス。(二卷五〇一)

同年九月、幕府ハ松前藩ニ對シ人參ヲ植ユベキ命アリ。家臣工藤某人參ノ苗ヲ携ヘ江戸ヨリ福山ニ來リ之ヲ植ユ。(四卷二五六)

△日本享保末年ヨリ對馬ノ人蔘貿易漸ク衰退ノ兆アリ。是レ日本ニ於テ支那人蔘及アメリカ人參ノ輸入幕府官營御種人參ノ賣下ニヨル。

○支那 清高宗乾隆年代、唐秉鈞人參攷ヲ著ハス。(六卷三〇九—三二〇)

△此年代ヨリ滿洲ノ山中ニ於テ密カニ人蔘ヲ栽培スルコト山民ノ手ニ於テ行ハル。此レガ後ノ人蔘栽培ノ濫觸トナル。四卷(七九—八〇)

○日本 元文元年二月及十月十一月ノ三回植村左平次人參御用ノ爲日光ニ至ル。(四卷二四八ノ次ノ表)

同年十一月、幕府ハ貧民ニシテ人參服用難相成者ニ、町奉行所ニ願出レバ人參ノ莖葉ヲ下サルル旨一般ニ公示ス。此時代ハ日光ノ官營人參漸ク將ニ繁殖セントシ産額豊富ナラズ、下層者ニ官營品普及シ得ザリシ時也。

(二卷五三八)

○日本 元文二年、幕府ハ宗對馬守ニ對シ朝鮮貿易ハ人參ノ外ニ物々交換トシ金銀ヲ多ク渡サザル様可致事ト達ス。(三卷二八九)

同年、此前年幕府ハ又モヤ金銀ノ改鑄ヲ行ヒ純分ヲ低下セリ。對馬ハ此新銀ガ人參貿易ニ通用セザルニヨリ、元祿ノ時ノ例ニヨリ朝鮮貿易ノ爲特鑄銀純分百中八十ノモノヲ鑄造下付方ヲ願出、許サレ此ヲ以テ人參取引ニ用ユ。

(三卷三五二―三五八)

同年、坂上玄臺(田村藍水ト同一人)『人參譜』ヲ著ハス、文中御種人參ノコト無シ。此年同人ハ御種人參種子二十粒ノ下賜ヲ受ク。(四卷二四八ノ次ノ表)

同年、幕府ハ此年ヨリ年々銀三百三十九貫ヲ對馬ノ朝鮮貿易人參買入資金

ノ中へ補助トシテ下給ス。其理由ハ幕府ノ改鑄銀貨従前ノ慶長銀ヨリ純分少ナク、東萊ニ於テ受取ラズ。慶長銀ノ位ニ吹直シタル特鑄銀ト稱スルモノトシ使用スルコトトシ、對馬ヨリ新銀二千一百二十六貫二百目ヲ出シ幕府ヨリ前記銀ヲ補給シ銀座ニテ改鑄スルコトトナリシニ由ル。爾來此特鑄銀ヲ以テ對馬ハ人蔘買入資銀ニ充ツ。(三卷二九〇)

西一七三八

○日本 元文三年五月幕府ハ日光ニ於テ栽植セシ人蔘繁殖セシニ付廣ク全國ニ栽作ヲ普及セシムベク江戸本石町岡肥後方ニ於テ其種子ヲ賣渡スコトト定メ。右公示ス無代價トセザリシハ實際ノ栽培者ナラザル者ガ要求シテ種子ノ無駄トナル多キヲ慮リシニ因ル。(二卷五二三・四卷二四八ノ次表)

同年、幕府ハ日本全國ノ人蔘栽培希望者ニ種ヲ下付シ其作付ヲ獎勵ス。此時其栽培方法ヲ書付トシテ頒布ス。(二卷五二三・四卷三二九―三三一)

西一七三八

○支那 清高宗乾隆三年、従前人蔘盜採犯判決濟ノ者ハ北京ニ押送スルノ例ナリシヲ改メ、其地ニ於テ處決シ犯人他地ノ者ハ直接原籍ニ發送スルコトトス

(二卷二四四)

西一七三九

○日本 元文四年四月、幕府ハ前年公示セシ如ク人蔘ノ實ヲ賣下グベク、其期間

ヲ六月中旬ヨリ七月中旬迄トシ。此期間ヲ過グレバ實カタマリ惡シク成ルニヨリ早々相調ヘヨト一般ニ公示ス。(二卷五一四)

同年十月二十五日、町奉行ハ役人ヲ對馬屋敷ニ遣ハシ、坐賣人參艷惡シク悉ク鉛仕込アリト家老ニ屹度申渡ス。(二卷四八二)

西一七三九

○朝鮮 李朝英宗十五年五月、趙顯命ハ近來人參缺乏セルハ開城密賣商人ノ爲ナリ其刑ヲ重クスベキヲ上言ス。(三卷六九)

西一七四〇

○支那 清高宗乾隆四年、皇室用人參斤量ヲ一箇月四等參十斤、五等參四十斤ト定ム。(二卷二四四)

西一七四〇

○日本 元文五年正月二十六日、城内勘定奉行所ヘ對馬留守居ヲ呼出シ人參ノ袋ヲ持出、人參半兩ノ内六分ハ鉛ヲ仕込有ルヲ示シ注意ヲ與フ。(二卷四八二)

同月二十七日、町奉行所ニ對馬ノ留守居ヲ呼出シ、近來朝鮮座人參殊ノ外惡敷皮計リノ人參ニテ内ヲ粘リ堅メタル類多シト注意ス。(二卷四八二—四八三)

同年七月、大和宇陀郡森野藥園ニ幕府ヨリ朝鮮人參種百粒ヲ下賜セラレ、之ヲ種植シ、爾來引續キ培栽ス。(四卷二八四)

西一七四〇

○朝鮮 李朝英宗十六年九月、江界府ノ民男女二十一人越犯採參セントシ清ノ

西一七四一

高宗ノ送ル所ノ探蔘軍ニ捕エラル。平安觀察使及兵使ノ責任ヲ問ヒ各罷職トス。(二卷一五四―一五五)

○日本 寛保元年五月、植村左平次人蔘御用ノ爲日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

同年七月、對馬ハ財政窮迫ニ立到リ江戸ノ商人鳥飼甚九郎外一人ヨリ毎年銀五百貫ヲ借受、人蔘ノ管理ヲ一部委ヌルコトトシ家老ト證文ヲ取替ハス。

(三卷三一五―三二五)

西一七四二

○日本 寛保二年四月、植村左平次人蔘御用ノ爲日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七四三

○日本 寛保三年十一月二十一日、町奉行ヨリ江戸對馬屋敷ノ留守居ヲ呼出シ、不正人蔘ノ件ニ付達ス。其答近來朝鮮人蔘殊ノ外惡シク相成云々右ハ朝鮮人ノ仕業ナル故十分注意スル様國許ヘ達スベシ云々。(二卷三三二)

西一七四四

○朝鮮 李朝英宗二十年八月、探蔘ノ爲支那人對岸ヨリ江界府管内ニ侵入シ來ル山東ヨリ來ル盜探ノ者也。(二卷一五五)

西一七四四

○日本 延享元年三月二十日、町奉行ヨリ對馬ノ留守居ヲ呼出シ人蔘粗惡ノ件

ニ付注意ヲ與フ。(二卷四八三)

同年三月、植村左平次人參御用ノ爲日光ニ至ル。(四卷二四八ノ次ノ表)

同年七月、對馬ハ人參買入資銀トシテ銀六百貫目拜借。返濟ハ寶曆五年七

月ヨリ十箇年賦トス。(三卷二九〇・三三三―三三四)

同年八月、幕府當局者ハ本草御用阿部友之進蔣翁ニ御種人參種五百十五粒ヲ下賜シ、其預ケ地神田紺屋町ノ藥園ニ種植シ花實ノ様子月々言上スベク仰付ク。(四卷二二八―二二九・二四八ノ次表)

同年、不正人參ノ件ニ付町奉行所ニ對馬屋敷ノ留守居ヲ呼出達ス。

(二卷三三二)

西一七四五

○日本 延享二年、對馬ノ人參座鈴木屋伊兵衛類焼ニヨリ堀田出羽守屋敷跡ニ假ニ移轉ス。(二卷四六二)

同年七月、植村左平次人參御用ニテ日光ニ至ル。(二卷二四八ノ次ノ表)

同年、京都鷹峰御藥園預四代目ノ林道壽朝鮮人參御用ヲ以テ參府シ、拜領ノ朝鮮人參ヲ其藥園ニ栽培シ製造御用ヲ勤ム。(四卷二五二)

○朝鮮 李朝英祖二十二年四月、續大典成ル。此中ニ王ノ敎命ニヨリ發セラレ

西一七四六

タル人蔘ニ關スル斷片的ノモノヲ此大典中戸典ノ中ニ編入ス。主トシテ密貿易密賣買ニ關スルモノ也。(二卷三四四―三四六)

○日本 延享三年五月及八月ニ植村左平次人蔘御用ニテ日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

同年七月、幕府ハ對馬ニ金一萬兩ヲ下賜ス。對馬守勝手元必迫救濟ノ爲也人蔘貿易資金補助ノ意ヲモ含ム。(三卷二九〇・三一〇―三一―)

同年八月、日光山下ニ於ケル幕府官營ノ人蔘ハ其栽培ニ成効シ繁殖セシニヨリ入札ヲ以テ藥種屋共ニ拂下ゲ、和製人蔘ト名ケ藥種屋共ニ勝手次第ニ賣出サシメ、其代價ハ殘ラズ作人ニ與フルコトニ定メ、一般ニ公示ス。

(二卷五一六―五一七)

同年十月二十四日、小石川諏訪町伊勢屋清左衛門、糺町九丁目大坂屋多四郎二人方ニ於テ和國人蔘、竹節人蔘製造商賣スルコトヲ許シ、觸書ヲ以テ相達ス

(二卷五〇一)

同年十月二十八日、江戸本石町二丁目岡肥後、拉大傳馬町藥種屋共ニテ朝鮮種ニテ作リシ(幕府官營日光栽植品)人蔘(製品)販賣ノ旨一般ニ公示ス。

(二卷五一七—五一八)

同年、加藤忠懿『和漢人蔘考』ヲ著ハス。(六卷三一五—三一六)

西一七四六

○朝鮮 李朝英宗二十二年、清國採蔘ノ人四百六十人、木皮船四十五隻ニ分乗シ、鴨綠江ヲ溯ル、盛京ニ移咨、鳳凰城ニ命ジ官兵ヲ派ス。(二卷一五五)

西一七四七

○朝鮮 李朝英宗二十三年七月、領議政ハ江原道ノ蔘弊甚シク、民ハ其苛重ノ負擔ノ弊ヲ受クト上言ス。(二卷三五五)

同年八月、此頃人蔘缺乏シ、王ノ藥用スラ乏シキニ至ル。北京禮部ニ移咨シ、北京ニ於テ買入ヲ許可セシムトヲ請フ。禮部允サズ。(二卷三二七)

同年十一月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ、德川家重ニ國交禮物トシテ人蔘五十觔ヲ外ニ六十觔ヲ贈ル。(二卷四一)

同年江原道貢蔘負擔ノ各邑ニ於テハ官ヨリ下附セラルル人蔘買入補助錢ニテハ不足シ、田稅ニ加徴シテ之ヲ支辨ス。爾來哲宗年代迄數回、此取扱ヲ變更シ。又貢蔘ノ額ヲ減ズ。(三卷一五九—一六〇)

同年、日本行信使ノ行ニ要スル信蔘二百斤ノ中、百斤ヲ咸鏡道ニ特別負擔トシテ卜定ス。(三卷一五七)

西一七四七

○日本 延享四年五月、植村左平次人蔘御用ニテ日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

同年、對馬ノ人蔘座鈴木屋伊兵衛類焼立退先假營業所ヨリ元ノ淺草黒船町ニ還居ス。(二卷四六二)

同年、田村藍水『人蔘耕作記』ヲ著ハス。此記事ハ元文二年以來自己ガ栽培シタル經驗ニ基キシモノニテ、日光ノ御種人蔘ノ栽培トハ關係無シ。

(四卷二四八ノ次ノ表・六卷三一九―三二二)

西一七四八

○日本 寛延元年六月、及九月ニ植村左平次人蔘御用ヲ以テ日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七四九

○日本 寛延二年四月、及五月ニ植村左平次人蔘御用ヲ以テ日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七五〇

○日本 寛延三年五月、植村左平次人蔘御用ヲ以テ日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七五一

○日本 寛延四年五月、勘定奉行ハ對馬屋敷ノ家老ヲ呼出シ。此年長崎表ニテ長崎奉行ト議定シタル條項即人蔘朝鮮ヨリ到着セバ幕府ノ役人立會ノ上品

質斤量ヲ検査シ、封印ノ上交付シ。賣捌ノ時ハ又立會ノ上封印ヲ解キ更ニ封印スルト云フ監督方法ヲ申渡ス對馬ハ大ニ困リ、五月十六日ニ此方法ハ幕府ニ人參ヲ押差ヘラレタル如ク聞エ借銀先ニ不信用トナリ迷惑スルニヨリ封印ヲ爲サザルコトニ嘆願セシモ、聞届ラレズ。如斯幕府ガ監督ヲ嚴重ニセシハ、從前對馬ガ賣客ミ賣控ヲ爲シ人參ノ價ヲ高クシ賣ルコトノ疑ト人參現在高輸入斤量等ノ申告ニ實ヲ得ズ。一ハ幕府ヨリ人參買入トシテ巨額ノ資銀ヲ融通セシニ由ル。(二卷四八五―四八六・三卷二六〇―二六一)

同年九月、對馬ニ元文銀四百五十貫ヲ貸下グ。理由ハ前々ニ記セル所ニ同ジ。(三卷二九一)

同年、對馬ノ人參座ハ一時人參拂底ト資金缺乏ニヨリ、對馬屋敷ニ於テハ屋敷賣ノミトシ、座賣ヲ中止セシガ。茲ニ再ビ座賣ヲ初メ、人參座ヲ下谷新橋通伊勢屋九郎右衛門ニ指定ス。廢シタル年代不明。(三卷四六一)

○日本 寶曆元年十一月、小石川御藥園ヨリ禁裏及仙洞御所(上皇)ニ人參ヲ獻上ス。(四卷二五〇)

同年、坂上玄臺『參製秘錄』ヲ著ハス。(六卷三二四―三二五)

同年、小石川御藥園芥川預リ區ニ人蔘畑三箇所百十五坪現在セリ。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七五二

○日本 寶曆二年二月、病家ニ非ズシテ人蔘ヲ買フ者ノ取締ヲ勘定奉行、長崎奉行ヨリ老中ノ意向ヲ以テ對馬留守居ニ達シ。疑敷者ハ留置キ又ハ捕フルモ差支ナシトス。本件ハ武士ガ印鑑ヲ以テ人蔘ヲ買入ルル權利アルヲ惡用シ、町人ヲ人蔘座ニ遣ハシ買入利ヲ圖リシ者アリシニ因ル。(二卷四九二―四九三) 同年四月ニ植村左平次人蔘御用ヲ以テ日光ニ至ル。(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七五三

○朝鮮 李朝英宗二十九年四月、對馬ニ給スル單蔘ニ不正品多キニヨリ東萊ノ對馬代官ハ前年ノ總量ヲ京城ニ返送ス。朝鮮政府ハ造蔘ノ人ヲ嚴刑、戶曹判書ハ罷職トス。(二卷九二―九三・三三二)

西一七五三

○日本 寶曆三年八月、植村左平次人蔘御用ヲ以テ日光ニ至ル。

(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七五四

○日本 寶曆四年二月、幕府ハ大和國吉野郡下市村岡谷彦右衛門ニ和人蔘、竹節人蔘製法賣弘。江戸竹川町松屋半兵衛、南傳馬町伊勢屋孫八方ニテ本朝人蔘ト名ケ商賣スルコトヲ許シ。大人蔘、刻粉、肉折、鬚等ノ品目眞人蔘ニ擬シ其代

價等ヲ觸書ヲ以テ相達ス。(二卷五〇一—五〇二)

○朝鮮 李朝英宗三十年五月、前江界府使ヲ珍島ニ流ス。人蔘ノ誅求侵虐ノ慘ハ水火ヨリモ甚シク、人民妻ヲ賣リ子ヲ鬻ギ流亡逃散スル者千以上ニ至ル等ノ罪跡ニ因ル。(二卷三五五—三五六)

同年十二月、王ハ橫城縣監ニ上京ヲ命ジ蔘弊ヲ聞ク。蔘弊ノ爲民支フル能ハズ流亡殆ンド盡ク云々。(二卷三五五)

同年、江界府ノ戶蔘ヲ革罷シ丁錢ヲ糊ム。丁錢トハ人民年十五ヨリ六十九迄人蔘人頭稅トシテ一年錢一兩ヲ納メ、此錢ニテ人蔘ヲ買ヒ納メ或ハ其錢其儘ヲ納ムルヲ云フ。(三卷一七四—一七五)

同年、對馬ニ給スル(實ハ貿易)ノ單蔘ニ不足ヲ告ゲ江界ヨリ買入(ト云フモ其價ノ半ニモ達セズ實ハ強制徵收也)ルルコトトシ其名ヲ例質蔘ト云フ。此額以後變更アリ。(三卷一六七—一六八)

同年、東萊府使ヨリ對馬ニ給スル貿易ノ人蔘タル單蔘不良品多ク、對馬ハ怒ツテ一年分ノ單蔘ヲ東萊對馬屋敷ノ門前ニ燒却ス。是レヨリ前年々ノ單蔘不正品多ク對馬ノ受取ラザルコト十年分ニ及ブ。朝鮮政府之レヨリ取扱法

ヲ改ム。(二卷九三—九五)

西一七五五  
○日本 寶曆五年七月幕府ハ對馬ニ向フ三箇年間金一萬兩ヅツ下賜。人蔘買入補助トシテ也。(三卷二九—三一)

同年、田村藍水『藥肆人蔘類集』ヲ著ハス。自己培養人蔘ヲ製法セシ記事アリ。(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七五六  
○日本 寶曆六年二月松岡玄達『廣蔘品』ヲ出版ス。(六卷三三〇—三三二)

西一七五六  
○朝鮮 李朝英宗三十二年、從前戶蔘ト稱シ貢納人蔘買入費ニ充ツル爲戶別稅ヲ徵シタルヲ罷メ火田稅ニテ買入上納スルコトトシ之ヲ蔘火稅ト稱ス。此後憲宗二年迄ニ四回其額及取扱方法ヲ變更ス。以上江原道ノコト也。

(三卷一六一)

西一七五七  
○朝鮮 英宗三十三年十月、王ハ命ジテ造蔘犯人二人ヲ死刑ト島配ニ處シ、赫山別將ハ共謀ノ疑アリ拿問ス。(二卷三三三)

西一七五八  
○日本 寶曆八年六月幕府ハ對馬ニ人蔘貿易資金トシテ金一萬兩貸下グ。

(三卷二九一)

同年、幕府ハ田村藍水ヲ小普請並三十人扶持ニテ仰付ラレ人蔘製法御用ヲ

西一七五九

勤ム。同人ガ年一度日光ニ赴キ栽培ニモ干與セシハ此年ヨリ安永年間迄約十五六年也。(四卷二四八ノ次)

○朝鮮 李朝英宗三十五年八月、人蔘缺乏シ、北京禮部ニ咨文ヲ發シ北京ニ於テ買入ノ許シヲ請フ。禮部允サズ。(二卷三二七—三二八)

同年十月一日、江界府外十鎮堡蔘戶分等式例(負擔ノ等級ト之ニ應ズル人蔘代錢ノ額ヲ定メタルモノ)及各司へ人蔘上納ノ總數蔘價、定式ノ節目ヲ定ム。

(三卷一七〇—一七五)

西一七六〇

○日本 寶曆十年八月、松江藩主松平宗衍ハ御側役ニ命ジ江戸青山ノ藩邸ニ於テ御種人蔘ヲ試作セシム。(四卷二六八)

西一七六三

○朝鮮 李朝英宗三十九年八月、使ヲ德川政府ニ遣ハシ德川家治ニ國交禮物トシテ人蔘五十觔ヲ贈ル。(二卷四一)

西一七六三

○日本 寶曆十三年八月十三日、老中ノ命ヲ以テ廣東人蔘(アメリカ人蔘)ノ商賣ヲ堅ク停止シ觸書ヲ發ス。此レハ本品ガ眞ノ人蔘ニ非ズ僞物ニシテ其効力無シト認メタルニ因ル。(二卷四九七・七卷一一七一—一二四)

同年十一月二十七日、幕府ハ神田紺屋町三丁目岡田次助方ヲ朝鮮種人蔘座

トシ、其旨公示シ官製品ヲ賣ラシメ。對馬ノ人蔘座ニ於テ實行セル如ク、武家ハ印鑑ヲ遣シ置キ町々ノ分ハ名主ノ印形ヲ以テ買受シメ、病家ニ行亘ル方針ヲ取レリ。而シテ此レハ專賣ニ非ザルガ故ニ市内賣藥店ニ於テモ此座ヨリ買受シ物ヲ賣ラシメ、一方官製品以外ノ私製品モ自由ニ賣ラシメタリ。

(二卷五一七・五一八)

同年、名古屋藩ハ人蔘栽培事業ノ大擴張ヲ策シ、五月本草學者松平君山ハ山東谷ニ地ヲ相シ、同七月三萬五千粒ヲ蒔付ク。(四卷二六六)

同年、日光幕府官營ノ人蔘繁殖シテ五萬株トナル。(四卷二四八ノ次ノ表)

同年、田村藍水、先ニ出版セシ『人蔘耕作記』寶曆十年ノ火災ニヨリ板木燒失、此年増補、明和元年ニ刊行ス。(六卷三一九―三二二)

同年、幕府ハ長崎會所ニ對シ支那トノ貿易ノ人蔘ハ銅六分俵物四分ノ割合ヲ以テスベク命令ス。俵物トハ煎海鼠干鮑、鱧、鰯ヲ云フ。(三卷三八六)

○佛 國王ルキ十四世ハシヤムノ公使ヨリ朝鮮人蔘ノ贈呈ヲ受ク。

○朝鮮 李朝英宗四十年滿洲領ヨリ江ヲ越エ侵入シ採蔘スル者増加シタルニ因リ江岸ノ把守ヲ増加ス。(二卷一二五・三六〇―三六一)

○日本 明和元年三月、此時ヨリ幕府ハ其官營人參ノ栽培擴張並製造擴張ノ爲メ御勘定組頭土山甚十郎、勘定役篠木勝之助、駒場御藥園植村左源次、製法方田村元雄等ヲ野州・奥州・上州・信州ニ派遣シ人參種子及生根ヲ買入ル。此事安永五年迄續ク。(三卷四一七)

同月十六日、幕府ハ朝鮮人參種御買上御用ヲ勤メタル勘定組頭土山甚十郎、勘定役篠木勝之助、駒場御藥園植村左源次、小普請高力式部組田村元雄同製法御用ヲ勤メタル河合平八郎、河上平之丞等ニ銀ヲ賞與ス。

△爾後安永五年十二月迄野州・奥州・常州・信濃等ニ人參根買上ノ爲赴キタル植村左源次・田村元雄・勘定奉行伊東備前守・勘定方役人ニ數回時服・金・銀ノ賞與アリシコト柳營日記・御徒方萬年記・寛政年録等ニ出ヅ。

同年五月二十七日、長崎ニ於ケル唐人參値上ニ付キ、唐人參座賣價格ヲ幾分引上グルコトヲ幕府ハ承認シ、其價格ヲ一般ニ觸出ス。(二卷四九五)

同年九月三日、長崎奉行ニ於テ、南清商人ガ禁ヲ犯シ輸入シタル廣東人參即アメリカ人參四百五十斤ヲ唐人屋敷門前ニ於テ燒却ス。

(二卷四九八・七卷一一七一―一二四)

同年十二月二十四日幕府ハ此頃日光ノ人參生産モ増加シ、猶東北生産地ヨリ買入官製品増加セシニヨリ。岡田治助ノ人參座ノ外ニ、關八州・東海道大阪

等下賣人三十四名ノ藥店ヲ指定シ、直段ヲ可成廉價ニ定メ公示シ、日本全國ニ普及ノ方法ヲ取レリ。(二卷五一八一—五二二)

同年、田村藍水『人蔘耕作記』ヲ增補再版ス。初版木寶曆十年火災ニヨリ燒失セシニヨル。(四卷二四八ノ次ノ表)

○日本 明和二年ノ春、甲斐國逸見與兵衛ナル者一橋殿ヨリ御種人蔘種六十二粒ノ下賜ヲ受ケ之ヲ植ユ佳品ヲ出セリ。(四卷二八三)

同年、從前長崎貿易ニヨリ日本ニ入來リシ唐人蔘此年以後當分入り來ラズナリス。(三卷三八五)

○日本 明和三年、熊本藩ニ於テハ藤井景助ニ人蔘栽培方仰付ラル。此藥園ハ寶曆六年ニ開設シタルモノニシテ前々ヨリ人蔘ハ植付アリシモノ也。

(四卷二七七)

同年、支那貿易船人蔘ヲ多量ニ持渡ル俵物二分、諸色八分ノ代物替トス。代物替トハ天草、スルメ、椎茸等々ヲ云フ。(三卷三八三—三八六)

○日本 明和四年閏九月、幕府ハ更ニ江戸市中ニ官製人蔘下賣人トシテ藥種店十七人ヲ指定分布増加シテ公示シ、江戸市民ノ買入ニ便ニスルト同時ニ日本

諸國へノ供給ヲ廣メントシタリ。(二卷五二二―五二三)

西一七六八

○朝鮮 李朝英宗四十四年四月、平安觀察使ハ江界ノ蔘弊ヲ上疏。其負擔苛重ニシテ爲メニ六百餘戸ノ減少セルヲ曰フ。(二卷三五七―三六〇)

西一七六七

○支那 清高宗乾隆三十二年、人蔘官採人夫ハ汪清門ヲ出デ入山シ、其取締官兵ハ哈嗎河地方ニ赴キ駐屯、秋期人夫ノ還ルヲ俟チ人蔘ノ検査ヲ行ヒ、之ヲ收取スルコトニ奏定ス。(二卷一九五)

西一七六七

○支那 清高宗乾隆三十二年奏准。蔘票一張毎ニ人蔘五錢ヲ徵收シ、其總額ノ六分ノ一ヲ盛京官蔘局ノ費用ニ充當シ、其六分ノ五ハ北京ニ納付スルコトトス。之ヲ公用蔘ト稱ス。(二卷二二八・三卷二七一―三二二)

西一七六九

○朝鮮 李朝英宗四十五年十一月、滿洲人蔘ノ賣買ヲ禁ズ。時ニ人蔘ノ價踴騰シ、北京ヨリ之ヲ買來ル者アリ。其實人蔘ニ非ズ。遂ニ此禁アリ。

(二卷三二八)

西一七七〇

○日本 明和七年四月、名古屋藩山東谷ノ人蔘畑ハ成績不良人蔘年々減少スルニヨリ不殘掘取り、御下屋敷ノ藥園ニ移植ス。(四卷二六八)

同年六月二十九日、唐人參長崎表ニテ拂底ニ付江戸唐人參座ヲ當分休止ス

此旨觸書ヲ發ス。爾來此座ヲ再開セズ。(二卷四九五・三卷三八七)

同年八月十日、幕府ハ更ニ官製人蔘賣弘人二人ヲ指定シ、上野・下野・陸奥・出羽・信濃等ニ行商セシメ、相對値段ヲ以テ賣廣メシメ。同年十二月晦日ニハ、右兩人ニ伊豆・駿河・甲斐・遠江・三河・佐渡ニ迄賣弘メシム。而シテ傳馬町藥種屋竝ニ南傳馬町・伊勢町住居ノ下賣人ノ下賣ヲ停ム。(二卷五三三―五三四)

同年、幕府ハ對馬ノ財政必迫朝鮮トノ交貿中絶ニ付、此年ヨリ年々銀參百貫ヅツ下賜ス且銀九百貫ヲ貸下グ。(三卷二九一―三一二)

○朝鮮 李朝英宗四十六年、王ハ「蔘菑小識」ヲ著ハシ板行ス。(五卷三四次ノ圖版)

同年、江原道江陵ニ於テハ百方算段スルモ貢納人蔘買入錢足ラズ。補蔘庫ヲ設ケシモ猶足ラズ、遂ニ軍役負擔ニ出役セザル者ヨリ一名ヨリ錢一兩五錢ヲ徵收シ之ヲ人蔘買入費ニ充ツ。之ヲ補蔘番錢ト稱ス。(三卷一六二)

○朝鮮 李朝英祖四十七年、鴨綠江岸ノ把守ニ人蔘ヲ採取セシムルヨリ苦役ニ堪エズ、逃亡ス。(二卷二二五―二二六・三六〇)

△英宗ノ末年ヨリ慶尙道ノ山間ニ於テ山民ノ手ニ於テ密カニ小規模ニ人蔘栽培ヲ初ム。其秘密ニセシハ貢納品ニ混入シテ利ヲ得ントスルニ因ル。其後此栽培品ニテ支那向商品トシテ紅蔘ノ製造ヲモ又僅カニ初ム。

(三卷一八五・四卷九八一―一〇二)

○日本 明和八年、唐人參拂底シ長崎ニテ小賣セシヲ長崎奉行ヨリ差止ム。

(三卷三八七)

同年九月、小西長左衛門『人參考』ヲ著作ス。(六卷三三八—三三九)

同年十一月十九日、幕府ハ官製人參賣弘人ノ手先ノ者、地方ニ於テ不法ノ儀有リ御仕置申付シニ付、爾來希望者ニノミ賣ラシメ押賣ヲ禁ジ右様ノ者アラバ留置スベシト公示ス。(二卷五三七)

同年十二月、幕府ハ更ニ上州新田本町ノ藥種屋一人ヲ指定シ、相模安房下總常陸ニ相對直段ヲ以テ官製人參ヲ賣弘メシム。(二卷五二四)

同年十二月晦日、幕府ハ藥種商江戸ニ五人、大阪ニ一人ヲ指定シ。畿内・山陰・山陽・北海道・九州ノ三十三箇國ニ官製人參ヲ相對直段ヲ以テ賣弘メシメ、且人參賣弘希望者ハ京大阪人參賣弘會所ニ申込マシム。且人參賣集代金ハ月延上納ヲ許シ其間金融業務ヲ爲サシム。(二卷五二四)

○朝鮮 英宗四十八年正月、是ヨリ前江界府使參弊ニ付テ上疏アリ。王ハ大臣ト之ヲ議ス。其弊ハ一年二節採蔘ノ爲入山三箇月農ヲ廢シ又採蔘シ得ザリシ者ハ家ヲ賣リ田ヲ賣リ身ヲ賣リ子ヲ賣ル哭聲道ニ滿チ逃散相踵ギ、十年前

ノ二萬戸今九千トナル九千ノ戸ヲ以テ九萬二千餘兩ノ役ニ應ズ云々。

(二卷三六〇—三六一)

同年七月、掌令ハ三水府ノ蔘弊ヲ疏論シ、歷代ノ府使ガ蔘ノ代納布ヲ勒徴シテ巨利ヲ博スルヲ云フ。(二卷三六一)

△此頃ヨリ朝鮮慶尙道・全羅道ノ山中ニ於テ漸ク人蔘ノ栽培創メラル。(四卷九九—一〇一)

西一七七二

○日本 安永元年十二月、幕府ハ更ニ前掲官製人蔘下賣ノ仲間ニ大阪ノ藥種商一人、江戸ノ同上二人ヲ増加ス。(二卷五二五)

西一七七三

○日本 安永二年、松江藩主ハ出雲意宇郡東津田村ニ人蔘畑ヲ作ル。(四卷二六九)

同年、前年ヨリ此歲ニカケ傳染病大流行、此年江戸中ニテ三月ヨリ五月迄九萬人ノ死者アリ。幕府ハ江戸町々へ官製人蔘五兩宛下賜シ、救病ニ充テシム

(二卷五三八—五三九)

西一七七四

○日本 安永三年五月、幕府ハ長崎奉行ニ内命シ對馬ニ西洋貿易ヲ指導獎勵スル爲ト稱シ其實對馬ノ財政、行政、人蔘貿易等ノ事ヲ偵察スル爲隱密的人物ヲ派遣ス。同人ハ詳細探查シ九月復命ス。(三卷三七四—三七七)

同年、長崎支那貿易ノ唐人參ハ代物替トス。(三卷三八七)

同年、松江藩主ハ城内木苗方ニモ又人參畑ヲ起ス。(四卷二六九)

西一七七六

○支那 清高宗乾隆四十一年、清ノ陸烜『人參譜』ヲ著ハス。(六卷三〇七—三〇八)

西一七七六

○朝鮮 李朝正宗即位年、平安觀察使ハ江界ノ蔘弊甚シク人民困瘁極マレルヲ上啓シ。幾分ノ負擔ヲ減ズ。(二卷二八二)

西一七七六

○日本 安永五年、田村藍水歿ス。淺草北寺町眞龍寺ニ葬ル。二代元雄父ノ業ト職ヲ襲フ。(四卷二四八ノ次ノ表)

西一七七七

○朝鮮 李朝正宗元年七月、江原道ノ蔘弊救濟ヲ議ス。遂ニ決スル所無シ。(二卷三八二)

西一七七七

○日本 安永六年、東萊府通譯官ガ八包ノ法ヲ改正シ北京貿易ヲ盛ニシ、其結果東萊ノ對馬貿易ヲ盛ニセントシ(彼等ガ利益ノ爲ニ)中央政府ノ要人、義州府尹ニ策動シ。其消息ヲ對馬側ニ漏シ。對馬島守ヲシテ朝鮮政府ニ公文ヲ發シテ相策應セシムルコトヲ内々提示シ。對馬ハ特使ヲ東萊ニ派ス。

(三卷二〇四)

西一七七八

○日本 安永七年閏七月、幕府ハ更ニ藥種商江戸ニ四人、京都ニ一人ヲ指定シ、畿

内及東海・山陰・山陽・南海・東山ノ諸道及九州ノ四十三箇國ニ官製人蔘ヲ賣弘メシメ、右國々ニ於テ人蔘賣弘希望ノ者ハ大阪ノ朝鮮種人蔘賣弘會所ニ申込マシム。且人蔘代月延上納其間金融ヲ許スコト前ニ同ジ。(二卷五二五)

○朝鮮 李朝正宗四年二月、江界ノ蔘弊劇甚民ハ支エ難キニヨリ領議政ハ其救濟策ニ付キ意見ヲ啓ス。(二卷二八三)

同年十月、慶尙觀察使ヲ刑推遠配ス。同人ハ貪慾限リ無ク種々ノ不正行爲ト共ニ人蔘ノ納入ニ際シ商人及係醫官ト結托シテ不正ノ利益ヲ獲得セルニ因ル。(二卷三八三—三八四)

○日本 安永九年、幕府ハ命令シ長崎支那貿易ノ唐人蔘ハ、六分俵物四分諸色替トセシム。(三卷二八七)

○日本 天明年代、長崎商人中村盛右衛門ノ手ニテ、初メテ幕府官製ノ御種人蔘ヲ支那ニ輸出ス。之レヨリ本人ノ一手扱トナリ子嘉右衛門ノ代ニ及ブ。

(三卷三九八)

○日本 天明二年、長崎支那貿易ニ持渡リノ唐人蔘ハ干鮑、錢、糧米トセシテ代物替ヘトス。(三卷三八七)

西一七八〇

西一七八〇

西一七八一  
一七八八

西一七八二

○朝鮮 李朝正宗七年十一月、原春道暗行御史ハ同道人蔘貢納ニ付テ係官ト商人ト結托惡弊アリ。其人民ノ負擔ニモ苛重不公平多ク困厄スルヲ云フ。備邊司ハ之ガ矯正策ニ付テ意見ヲ覆啓ス。(二卷三八五—三八六・三卷九九)

○朝鮮 李朝正宗九年、大司憲ノ上疏ニ、東萊貿易ニヨリ朝鮮ニ流入セシ銀貨近來入り來ラズ銀融必迫シ北京ニ赴ク使節一行ノ銀ニ缺乏スルコト。爲メニ通譯ノ北京貿易ノ資金ニ缺乏シ。利益之ヲ以テ公費ニ充ツ生ゼズ、困難ノコト。右銀ハ東萊北京間ヲ循環流通シ國內ノ銀融ヲ助ケ居リシモノナルコトヲ言フ。其日本銀ノ入ラザルハ長崎貿易開ケ、生絲反物ヲ同地ニテ貿易シ、又日本ニ人蔘ノ栽培行ハレ朝鮮ヨリ人蔘ヲ買フコト甚ダ少クナリシ爲也。

(三卷一三七—一三八)

同年二月、原春道暗行御史ハ關東江原道大關嶺東ノ、海沿諸邑貢蔘ノ弊ハ蔘商ノ防納ニ基因シ、貢納負擔人民ノ受クル弊甚シキヲ言フ。(三卷一〇〇)

同年十月、嶺南暗行御史ハ慶尙觀察使ガ商人竝ニ醫官ト結托シ、人蔘收納ニ不正行爲アリ。門客ヲシテ六千兩ヲ利セシメシコトヲ上疏ス(三卷一〇〇)

同年、江原道觀察使ハ原州ガ貢納人蔘買入費ニ苦メルヨリ、社還穀一萬五千

石ヲ流用シ、其利米ノ半額ヲ人蔘買入費ニ充テ、殘半額ヲ原本ニ償還シ八年ノ後全部償了スル方法ヲ創ム。之ヲ補蔘穀ト稱ス。(三卷一六三)

西一七八六

○朝鮮 李朝正宗十年四月、江陵蔚珍、三陟ノ蔘稅錢ヲ減額ス。(二卷三八七)

西一七八七

○日本 天明七年十一月二十三日、幕府ハ神田紺屋町ノ人蔘座ヲ廢シ、元飯田町中、坂上人蔘製法所ニテ自由ニ誰ニテモ賣渡スコトニ改メ。從來ノ印鑑印形等ノ取扱ヲ廢シ、且代價ヲ引下グ此事ヲ公示シタリ。人蔘製造量モ多クナリ一般ニ藥用普及シタルニ因ル。(二卷五二六)

西一七八七

○朝鮮 李朝正宗十一年五月、江原道杆城ノ人蔘負擔額ヲ減少ス、蔘弊甚シキニ因ル。(二卷三八七)

同年、江界府使ハ上疏シ、蔘弊劇甚、民生ヲ聊セズ、逃亡相續ギ、三十六年間ニ戸二萬餘、今僅カニ四千五百戸トナル云々。(二卷三七二—三七六)

同年、信蔘三百斤ノ内、百四十斤ヲ平安道負擔、其中四十斤ヲ江界負擔トス。

(三卷一七六)

同年、此頃東萊ニ於ケル人蔘貿易不振トナリ、一年僅カニ三十斤ニ滿タザルニ至リ、通譯利ヲ失ヒ、生計困難トナル。其減少ハ日本ニ於テ人蔘栽培發達セ

シニ基ク。(三卷二五二)

同年、日本行信使ノ行ニ要スル人蔘三百斤ノ中六十斤ヲ特別負擔トシテ咸鏡道ニ割付ク。(三卷一五七)

○日本 天明八年正月二十二日、廣東人蔘賣買停止ノ禁ヲ解キ、病症ニヨリテハ效能モ有之、下々迄容易ニ買求メラレ候爲賣買勝手次第ナリト觸書ヲ發ス。

(二卷四九八)

同年、長崎在幕府藥園寫生圖ニ人蔘畑アリ。(四卷二五二)

西一七八九

○支那、清高宗乾隆五十四年、卷查呼蘭ニ試驗的ニ人蔘ヲ採取シ、忽チ之ヲ停ム

(二卷一九九)

西一七九〇

○朝鮮、李朝正宗十四年五月、平安道觀察使ハ狀啓シ、江原前府使毒ヲ貂蔘ニ流ス。請フ貂蔘ヲ寶トセザル者ヲ得テ民蘇ルベシ云々、後任者ニ正直ノ者ヲ任命スベキヲ諷ス。(二卷二七一・三三七)

同月、咸鏡道暗行御史ハ咸鏡及鏡城ノ御用商人ガ六鎮ノ守令ト結托シ、人蔘ノ禁ヲ冒シ共ニ利益ヲ分ツヲ復命ス。(二卷三八七—三八八・三卷六九)

同年六月、平安觀察使ハ江界ノ蔘弊ヲ啓ス。爲メニ民疲弊シ流亡相續ギ昔

數萬ノ戸今四千トナル云々。(二卷三八八)

同年八月、梁山郡守ハ人蔘貢納ニ當リ當該官ト御用商人トノ間ニ弊アルヲ上疏シ、其納入ヲ京貢(負擔民ガ費用ヲ出シ京城御用商人ニ一任スル方法)トスベキヲ上疏ス。(二卷三八八—三八九)

同年十月、譯官等柵門後市ヲ罷メンコトヲ請フ。事清國ニ關係アリ決スルニ至ラズ。其理由ハ同所ニ於テ紅蔘密貿易行ハレ司譯院通譯ノ營利事業タル北京ニ於ケル紅蔘貿易ノ障礙トナリ、利ヲ失スルニ因ル。柵門後市トハ義州ノ對岸鳳凰城ノ東二里ニ設ケラレシ木柵ノ門ニシテ肅宗年代清國ヨリ茲ニ開市セシモノニシテ、朝鮮使節一行ガ門ヲ出デ西ニ向フヤ其一行中ノ荷物隊ハ故ラニ步調ヲ後ラシ貿易ヲ茲ニ行フヲ謂フ。(三卷一九九—二〇〇)

同年十二月、江陵縣監ハ上疏シテ蔘弊ノ矯革スベキヲ曰フ。(二卷三九〇)  
△此頃人蔘ノ栽培全羅・慶尙・江原ノ各道及開城ニ及ビ漸ク盛大ナラントス。(四卷一〇一—一〇六)

○日本 寛政二年八月、幕府ハ一般ニ對シ唐蠻藥ノ苗及朝鮮種人蔘ノ苗ヲ下渡サルルニ付、希望者ハ諸國ニ在ル幕府直轄ノ藥園ニ願出ベシト公示ス。

(二卷五一四—五一六)

同年十二月、日光山下ノ人參官營モ、其製造モ、製法所ニテ官賣セシコトヲモ罷メ。從前栽培ハ理由無キ者ハ許ザザリシヲ、自由耕作自由販賣トシ。右觸書ヲ以テ一般ニ公示ス。其理由ハ此頃廣ク諸國各藩ノ公私共ニ栽培モ製造モ行ハレ、醫藥行政上ヨリ官營トスルノ必要ナキニ至リシニ因ル。

(二卷五一—五二)

同年、幕府ハ藥用植物ノ種苗配布ヲ行ヒ、之ヲ獎勵セル時博多ノ内海仁右衛蘭溪ハ率先栽培シ朝鮮人參ヲモ栽培ス。(四卷二七六)

西一六九〇  
○支那 清高宗乾隆五十五年、人參採取票割充盛京ノ五千張中ヨリ二千張ヲ減ジ、吉林、寧古塔ノ同票數四千張ヨリ一千張ヲ減ズ。濫獲ニ因ル人參ノ減少ニヨル。(二卷二〇八)

西一六九一  
○朝鮮 李朝正宗十五年十一月、江界府使ハ蔘弊ヲ上疏ス。蔘貢ヲ特ニ江界ノミニ重課スルノ不合理ヲ論ジ、此邑終ニ空トナラント痛憤ノ意文外ニ見ハル  
(二卷三七六—三七九)

西一六九二  
○日本 寬延四年六月十八日、幕府當局者ハ對馬屋敷ノ人參在庫品全部ヲ檢査シ封印ヲ施シ爾後賣渡ノ時々役人立會之ヲ開キ又封スルコトトス。

(二卷四八六—四八七・三卷二六〇—二六一)

同年八月七日、勘定奉行ヨリ對馬屋敷ニ命ジ人蔘ノ値段及賣下人蔘ハ一  
箇月分丈封印ヲ解キ交付シ再封印ノコト等々ニ取扱ハシム。

(二卷四九〇—四九二・三卷二六〇—二六二)

同年、ニセ廣東人蔘ヲ作り賣リタル攝州東成郡平野町和泉屋喜八及無宿宗  
兵衛ヲ引廻ノ上死罪。(二卷五〇五)

西一七九二

○朝鮮 李朝正宗十六年十月、前記正宗九年ノ條ニアル理由ニヨリ人蔘貿易不  
振日本銀ノ入ルコト少ナク、國內銀融必迫シ。又通譯ハ利益無キヨリ生活困  
難世襲ノ此職ヲ捨テテ他ニ轉業スル者多ク。爲メニ國家必需ノ銀ニ缺乏ス  
ルコトト、一方國家必要ノ機關タル通譯ノ救濟ハ當面ノ問題トナル。

(三卷一三八—一三九)

西一七九三

○日本 寛政五年十一月、京都鷹峰幕府藥園(林道壽預)ニ延享二年以來朝鮮人蔘  
ヲ栽培シ來リシヲ此時右差止ラル。(四卷二五二)

同年、福岡藩主ハ御庭内ニ藥園ヲ仕立テシ時、内海蘭溪自家藥園ノ人蔘其他  
ノ藥草ヲ獻ジテ之ヲ植込。(四卷二七六)

○支那 清高宗乾隆五十九年ニハ吉林人參官採人夫ノ積年ノ怠納銀十六萬三千餘兩ニ達シ、皇帝ヨリ之ヲ特免ス。怠納銀トハ公定ノ斤量ヲ納メ得ザル人夫ヨリ其不足額ヲ銀ニ換算シテ徵收スルモノ及食料其他ノ費用ヲ前渡セルモノノ計算ヨリ出タル額。(二卷二四四―二四五・三卷一九六)

同年、吉林ニ於テハ人參採取人所得トナルベク定メタル人參一兩ニ付テ、上中下ニ別ケ銀二十兩十六兩十二兩ヲ徵收シ積ミ置キ、採取人ノ不納缺損ニ充當スルコトトス。(二卷二〇八―二〇九)

同年、此年人參ノ實ヲ山中ニ蒔キ育成スル山民ノ行爲ヲ禁ジ處罰スルコトトス。官參ニ混入シ其品位ヲ損ズルヲ以テ也。以後道光年代迄屢之ヲ禁ズ  
(四卷八〇―八一)

○日本 寛政七年七月、佐藤成裕『溫故齋蕘志』ヲ著ハス。(六卷三二五―三二六)  
同年、會津藩ハ本草學者佐藤成裕ヲ招聘シ、人參其他ノ栽培ニ當ラシム。  
(四卷二六〇)

○朝鮮 李朝正宗二十年、滿洲人ノ江ヲ渡ツテ侵入シ來リ人參ヲ盜採スル者甚多クナリ、江岸把守ノ番人ニ兼テ人參ヲ採ラシムルコトヲ止メ、專ラ防守ニ充

西一七九六

テシモ逃亡者相踵グ此後ニ至リ遂ニ把守ヲ罷ム。(二卷一二五—一二六)

○日本 寛政八年、福岡藩主黒田齊清ハ公儀ヨリ拜領ノ人蔘苗五本ヲ博多ノ藥種商タル本草學者内海蘭溪ニ下付シ、其經營ノ藥園ニ植付シム。(四卷二七六)

西一七九六

○朝鮮 李朝正宗二十年、對馬ニ給スル(實ハ貿易ノ)單蔘ニ不良品多ク、紛訖絶エザルヨリ。東萊府該事務擔當ノ通譯ニ其買入價ヲ下付シ、利益損害擧テ一任ス。(三卷一六九)

西一七九六  
一八二〇

○支那 清仁宗嘉慶年間、齊々哈爾呼蘭黒江城域ノ人蔘ヲ採取セシヲ奉旨停止ス。(二卷一九八)

△此頃ヨリ滿洲ノ人蔘栽培ノ祕密ニ行ハレシモノ漸ク公然トナル。(四卷八一—八二)

西一七九七

○朝鮮 李朝正宗二十一年三月、是レヨリ前王ハ水原ニ築城セシモ人集ラズ、富商二十餘人ニ紅蔘專賣權ヲ與ヘ城内ヲ殷盛ニセントセシモ實行スルニ至ラズ。(紅蔘ノ文字初メテ史ニ出デタルモノ也)遂ニ水原居住目的ニテ住家ヲ築造スル人民ニ紅蔘ノ尾蔘契(組合)ノ權利ヲ分與ス。(三卷二〇二—二〇三・二〇九)

同年六月、王ハ大臣ニ諮問シ紅蔘ヲ八包ニ充當スルコトトス。八包トハ國初ヨリ北京ニ赴ク國使一行ガ其旅費機密費ノ一部ヲ支辨スベク、人蔘ヲ携帶

シ行キ貿易スルコトヲ許シタルニ始マリ。後ニ銀ニ換算シテ銀トシ又或ハ銀ト人蔘トヲ混ジテ携帶セシガ、人蔘産出減少シ銀ノミトナリ。其銀モ復缺乏シ空包トナルコトアリ、國使一行ハ非常ニ困難セシガ、茲ニ至リ初メテ又紅蔘ヲ用ユルコトトナリ。節目ヲ定メ其制限量ヲ節使ノ行ハ九十斤、曆行ハ三十斤、別用件ノ時ハ三十斤以下等々ニ定メ銀携帶時代ヨリ定マレル權利株ノ如キ包窠ト稱スル持分ニ按排シテ充ツ。此時ノ制定主旨ハ通譯ノ疲弊救済ト、紅蔘密貿易ヲ防止スルニ出ヅ云々トアレド、實ハ通譯ガ自己ノ利益ノ爲メニスル裏面策動ニ因リシモノ也。(二卷四〇二―四〇五・三卷二〇四―二〇六)

△以下朝鮮ノ人蔘記事包蔘紅蔘トアルモノハ栽培人蔘ヲ紅蔘ニ製造シタルモノ。單ニ人蔘トアルハ、自然生ノモノ也。

此以後通譯ガ紅蔘貿易權ヲ其手ニ收メ、爾來李太王甲午改革(明治三十七年)ニ至ル迄不正ノ行爲至ラザルナカリシ。

西一七九八

○朝鮮 李朝正宗二十二年六月、延日縣監ハ慶尙道人蔘貢納ニ付テ防納ノ弊アリ民ノ負擔苦重ナルヲ上疏ス。(二卷三九一・三卷一〇〇)

西一七九九

○日本 寛政十一年、松江藩人蔘畑ハ比年成績良好ナラズ、且其擔當技術者津田新藏ノ死亡ニヨリ人蔘畑ヲ廢ス。(四卷二六九)

西一八〇〇

○支那 清仁宗嘉慶五年、人蔘産額減少シテ蔘票引受人無キニ苦ミ盛京將軍ハ管下各海港ノ出船ニ課スル税ノ中ヨリ蔘票引受人無キ票數ニ一票銀二十兩ヲ補助スルコトト定ム。(二卷二四六)

同年、盛京奉天省ノ燒酎製造業者ニ麵五千塊ニ蔘票一張ヲ割充引受シム。此業者ハ何等公課無カリシニ因ル。又蔘票引受人定數ニ充タザルニヨリ此苦策ニ出ヅ。(二卷二四六—二四七)

西一八〇一

○支那 清仁宗嘉慶六年、盛京ノ蔘票三千張ヲ二千五百張ニ、吉林寧古塔ノ二千張ヲ一千張ニ裁減シタリ。人蔘産出ノ減少ニヨリ原額ヲ維持スルヲ得ザルニ因ル。(二卷二〇九)

西一八〇三

○朝鮮 李朝純祖三年二月、江界府使ハ江界府ヘノ特別負擔タル信蔘ノ割充苛重ニシテ錢十萬五千餘兩、之ヲ實徵セバ十室九空トナラン、特ニ補助ヲ下給セラレタシト報告ス。(二卷三九二)

同年二月、對馬ニ給スル單蔘取扱不都合ノ廉ニヨリ東萊府關係吏員ヲ嚴罰ニ付ス。十年前ヨリ不良不正品ヲ給シ對馬ハ受取ラズ積リテ六十九斤餘ノ不渡トナリ、對馬ヨリ東萊府使ニ嚴告セシニ由ル。(二卷九五)

同年閏六月二十八日、對馬ノ奉行ヨリ東萊府ニ對シ單蔘ノ不良不正品多キニヨリ警告ヲ發ス。(二卷九六)

同年、北京使節ノ包蔘(紅蔘)貿易ノ取扱方法ヲ變更シ使節ノ攜帶ヲ罷メ商人ニ一任シ司譯院ハ其稅錢ヲ徵收シ之ヲ配分、一部ヲ收得トシ一部ヲ公費ニ充テ。且從來ヨリ定マレル攜帶量ノ權利料ヲ商人ヨリ收得ス。

(三卷二〇九—二一四)

西一八〇三

○日本 享和三年三月、幕府ハ前ニ人蔘ノ官營ヲ廢止セシガ、茲ニ再ビ野州一圓ヲ(元ノ日光山下ノ官營地)御用作トスルコトニ取定ム。以下官營ヲ廢シテハ再ビ初メシハ一人蔘ノ品質低下シ品不足ニヨルナランモ、又一方前ノ官營關係者ノ收益ヲ失スルヲ慮カリシニ因ル。(二卷五二二・三卷四一九)

同年、會津藩家老田中玄宰ハ出雲ヨリ人蔘ノ種ヲ取寄セ栽培シ、爾來藩營ノ人蔘業劃期的ニ盛大トナル。(四卷二六〇—二六一)

○日本 文化元年三月、幕府ハ從前官製人蔘ヲ元飯田町中坂上人蔘製法所ニテ賣下ゲシヲ罷メ。製造品全部ヲ本町三丁目藥種問屋十三軒ニ拂下ゲ一割ノ口錢ヲ以テ府内藥種問屋ニ賣渡サシムルコトトシ人蔘代ハ店頭ニ揭示セシ

西一八〇四

ム(二卷五二六—五二七・三卷四一九)

文化年間、箱館奉行ハ七重村ニ人蔘ヲ栽培ス。(四卷二五七)

○日本 文化二年、松江藩ハ再ビ人蔘栽培事業ヲ始ム。此前年藩主ノ命ヲ受ケ日光ニ至リ其栽培製造法ヲ見習ヒシ小村茂重ノ歸リシニヨル。意宇郡古志原ニ人蔘畑ヲ開ク。(四卷二七〇—二七一)

西一八〇五

○日本 文化三年、出雲藩ニテハ百姓ニモ人蔘ヲ作り習ハセ畑數ノ増加ヲ計ル

(三卷二七一)

西一八〇五

○支那 清仁宗嘉慶十年、人蔘官採人夫ニ幾分利益多キ方法ヲ定メ行フ。人蔘産額減少シ官採人夫志望者ノ減少ニ由ル。(二卷三三二)

西一八〇七

○支那 清仁宗嘉慶十二年、盛京將軍ハ奏請シテ蔘票ノ十分ノ七ヲ燒鍋ニ割り充引受セシメ、殘十分ノ三八採取人ヲ募集スルコトトシ、其補助トシテ一票銀七十五兩ヲ給シ、其總額四萬四千餘兩ハ船稅中ヨリ流用スルコトト定ム。燒鍋トハ燒酎釀造業者ニシテ何等公課ノ負擔無カリシニヨリ蔘票ノ引受ヲ押付ラレシモノ也。而シテ此燒鍋ノ引受ハ前ヨリ行ハレシモノ也。如斯變則不合理ノ變通ヲ認ムベカラザル理由ハ、將軍等ニ強ヒテ一定ノ人蔘額ノ納付

ヲ命ゼルニヨル。其此ヲ命ジタルハ國庫及宮内ガ經理上其收入ヲ見込計上セルニヨル。(二卷二二一・三卷三三三―三三四)

同年六月、從前船稅ヨリ流用シテ蔘票ノ引受人無ク處理末了ノモノニ補助セシ銀額ヲ一票ニ對シ七十五兩ニ増額ス。而シテ今後盛京將軍ヨリ其補助額増加ノ申請ヲ許サズ。(二卷二四七・三卷三二一―三三七)

西一八〇七

○日本 文化四年、持渡ノ唐人蔘(長崎支那貿易)ハ六分俵物、四分諸色ノ代物トス

(三卷三八七)

同年四月十六日、大田南畝ガ小石川白山ノ藥園ヲ拜觀セシ時、人蔘僅カニ種植シアリ。(四卷二五〇)

西一八〇七

○朝鮮 李朝純祖七年四月、是ヨリ前江陵府使ハ人蔘貢納ニ付テ官ヨリ補助スル錢額不足シ民戸ニ徵スル錢萬餘兩、民渙散ノ境ニ在リ云々ト陳疏ス。

(二卷三九二・三卷一六〇)

西一八〇九

○朝鮮 李朝純祖九年五月、東萊府ハ對馬ト人蔘ニ關スル釐弊約條ヲ定メ九月ヨリ實行ス。單蔘不良品ニシテ前七箇年ノ分ヲ對馬ガ受取ラズ紛訟ヲ重ネシニ因ル。(二卷九六―九七)

西一八一〇

○朝鮮 李朝純祖十年、北京行使節ノ時ニ行フ紅蔘貿易ノ斤數ヲ増加シ且一切舉ゲテ灣商(義州商人)ニ一任シ、十一年七月ヨリ施行スルコトトシ節目ヲ作成ス。此時ノ北京語譯官ハ義州生レ世襲ノ者ニシテ、灣商トハ同穴ノ狐狸トモ云フベキ關係ヲ有ス。(二卷四〇九—四二二・三卷二二四—二二五)

同年、開城ノ人蔘栽培業盛大トナリシニヨリ、京城ニ在リシ蒸包所ヲ開城ニ移轉ス。蒸包所ノ位置ハ密造ノ利便ニ關係アルヨリ、此後京城ト開城ト相爭奪ス。(二卷四〇六)

西一八一〇

○日本 文化七年、小野蘭山『廣參說』ヲ著ハシ廣東人蔘ノ眞ノ人蔘ニ非ザルヲ説ク。(六卷三二八—三三〇)

同七年、長崎奉行ヨリ御種人蔘ノ支那輸出ハ長崎會所扱及和蘭屋嘉兵衛ノ外ハ取扱ヲ許サズ。若發見セバ現品沒收ノ上處罰スベキ旨相達ス。嘉兵衛ハ父盛右衛門ノ代(天明年代)ヨリ引續キ本品ヲ一手ニ取扱ヘル者也。

(三卷三九九—四〇一)

西一八一〇

○朝鮮 李朝純祖十一年五月、使ヲ對馬ニ遣ハシ將軍徳川家齊ノ襲職ヲ賀ス。此時、徳川家齊ニ國交禮物トシテ人蔘三十觔ヲ贈ル。(二卷四一—四三)

同年七月、包蔘節目ヲ定メ。北京行使行携帶紅蔘ノ公定數量ヲ増加ス。且紅蔘貿易ヲ舉ゲテ義州商人ニ一任ス。(二卷四〇八―四二二・三卷二二四―二二六)  
同年、江戸行信使ノ行ハ廢シタルニ由リ從來主トシテ江界府ニ強制割充タル信蔘ハ之ヲ廢止ス。但其代錢ハ依然トシテ徵收セリ。

(二卷三六七・三卷一七〇)

○支那 清仁宗嘉慶十六年、盛京ノ蔘票千九百四十六張ヲ千七百五十二張ニ裁減ス。是濫獲ニ因ル人蔘ノ産出減少ニヨリ採取者ノ利益減少シタル爲メ蔘票引受人ノ避役ニ因ルモノナリ。(二卷二〇九・三卷三二―三六)

同年ニハ前記船稅流用ガ年々増加スルヲ防グ爲メニ嘉慶十二年ノ額四萬四千餘兩ヲ定額トシ此以上ニ増額ヲ奏請セシメザラシム。

(二卷二二―二二二・三卷三二―三六)

○朝鮮 李朝純祖十三年、江界府使ハ採蔘入山夫役ヲ革罷ス。是ヨリ前民ヲ驅ツテ入山約三箇月困瘁此期ニ至リ極リタリキ。(二卷三九三)

○日本 文化十三年、出雲藩ニテハ幕府ニ出願シ許可ヲ得テ三都・北國・長崎ニ人參ノ販路ヲ廣ム。(四卷二七一)

西一八一

西一八一三

西一八一六

西一八一七

○日本 文化十四年、出雲藩ニチハ木苗方ヲ常平方附屬ニ移管シ、人蔘畑ヲ約三倍ノ五百畑ニ擴張ス。(四卷二七二)

西一八一七

○朝鮮 李朝純祖十七年十一月、順川ノ人江界ヨリ越江留住探蔘、吉林將軍ノ手ニ捕エラレ押送シ來ル。本人ヲ梟首ス。(二卷一五六)

西一八二〇

○日本 文政三年、秋田藩ハ城西ニ藥園ヲ創設ス。人蔘モ植ユ。又在方ニモ支園ト云フベキモノヲ諸所ニ設ク。後ニ人蔘十萬本ヲ製スルニ至ル。

△此頃ヨリアメリカ人蔘ノ支那向輸出増加シ一八二一年以降一八八八年頃迄ニ多キ年ハ六十萬磅少キモ三四十萬磅ニ上ル。皆自然生ナリ。(四卷四三三)

西一八二二

○日本 文政四年、金澤藩村松標左衛門(小野蘭山ノ門人)關東ニ赴キ人蔘種植法ヲ學ビ來リ、能美郡澤村ニ在リシ藩ノ人蔘畑ヲ改良ス。(四卷二六二)

西一八二二

○朝鮮 李朝純祖二十一年、包蔘ノ稅錢中ヨリ三千三百兩ヲ司譯院ノ驅債中ニ繰入ル。驅債トハ上級官吏ノ外出ノ時前驅疾行スル奴隸ノ使用費トシテ給與スル錢也。實ハ大抵奴ヲ使用セズ。(三卷二一六)

西一八二三

○朝鮮 李朝純祖二十三年、包蔘ノ斤量ヲ大々的ニ増加シ二千斤トス。表面ノ理由ハ密貿易ヲ防グニ在リト云フモ、實ハ通譯ガ策動シテ彼等ノ利益ヲ増大

セントスルニ出デタルコト疑無シ。(二卷四一三―四一四・三卷二一六―二一七)

同年十一月、對馬ニ給スル單蓼ハ九年ノ時ノ條約ニヨリ不良品ハ取替ユルコトヲ約セシガ、其後其取替品モ亦不良ニシテ對馬ハ受取ラズ、紛訂多キニヨリ朝鮮政府ハ毎年錢四萬五千兩ノ人蓼買入費ヲ東萊府通譯官ニ下付シ、該事務ヲ一任スルコトトス。(二卷九七―九八)

○朝鮮 李朝純祖二十四年從來北京ニ於テ行フ紅蓼貿易ハ商人ニ一任セル外ニ使行自帶ノ分二千斤有リシヲ此ヲモ全部商人ノ手ニテ行ハシムルコトトス。(三卷二一八)

開城ニ在リシ蒸包所ヲ京城ニ移轉ス。通譯側ノ策動ニ因ルモノ也。此後又開城ニ移ス。(二卷四〇六)

○日本 文政八年出雲藩ニ於テハ人蓼事業盛大トナリ、松江天神橋東誓願寺南ニ人蓼役所竝製造所ヲ新築ス。(三卷二七一・四卷二七一)

○國籍不明 リチャード氏ハ人蓼ノ藥効ニ付テノ論文ヲ發表ス。

○朝鮮 李朝純祖二十七年三月、平安觀察使ハ前楚山府使ヲ囚ヘ狀聞處置ヲ請フ。人蓼ノ賣納酷ニシテ濫刑ヲ行ヒ死スル者三名、民ハ家ヲ傾ケ産ヲ破リ買

西一八二四

西一八二五

西一八二六

西一八二七

ツテ納ム、一境ノ内兵燹ヲ經タル如シ云々。(二卷三九三)

同年、紅蔘貿易ノ定額ヲ増シテ三千斤トス。(三卷二一八)

○日本 文政十二年八月、會津藩主ハ其藩製人蔘ヲ支那ニ輸出スルコトヲ幕府ヨリ許可ヲ受ク。(三卷四〇一—四〇六)

同年、出雲藩ノ人蔘事業ハ盛大トナリ。畑數八千、製造高二萬餘斤ニ増加ス  
(四卷二七二)

同年、幕府ハ侍醫法眼石坂宗哲ニ命ジ日光人蔘根ヲ試驗的ニ製造セシム。

西一八二九

○朝鮮 李朝純祖二十九年、江界ノ蔘弊、民切骨ノ瘡トナル。備邊司ノ言ニヨリ

貢蔘ヲ錢納トス。(二卷三九三)

西一八三〇

○朝鮮 李朝純祖三十年、紅蔘貿易定額ヲ減ジテ二千斤トス。(三卷二一八)

西一八三〇

○日本 文政十三年秋、石坂宗圭ハ清ノ唐秉鈞ノ『人蔘攷』ヲ複刻ス。

(五卷一二六・六卷三〇九—三一〇)

西一八三一

○日本 天保二年、幕府ヨリ諸國人蔘中會津人蔘一萬斤ノ外ハ輸出(長崎ノ支那貿易)スベカラズト達ス。(三卷四〇七—四〇八)

△此前後紅蔘ノ密貿易盛ニ行ハレ其取引ハ主トシテ義州ニ於テ行ハレ、公認ノ秘密トナリ義州府ニ於テハ之ニ對シ關眼稅ト俗稱セラレシ稅ヲ徵ス。(二卷四一五・三卷二二〇)

○朝鮮 純祖三十二年九月、社蔘貿易定額ヲ大々のニ増加シ原定三千斤ノ外ニ五千斤ヲ増加シ八千斤トス。此時ノ稅錢ハ十萬兩也。如此斤量ノ激増セルハ北京ニテ行フ貿易外密貿易行ハレシニ因ルモノ也。(三卷二九—三二〇)

同年、是ヨリ前對馬ニ給スル單蔘兎角遲レ勝ニナリ、或ハ全額ノ中幾分給與セザルコトアリ、對馬側ヨリ屢督促セシモ埒明カズ。茲ニ於テ擔當ノ通譯ト約條ヲ定メ通譯ヨリ覺書ヲ入ル。其事務不整ハ通譯ノ使ヒ込等ニ因ル。此時通譯ヨリ銀錢ニテ代納スルコトトス。(二卷一〇一—一〇二)

同年、日本行信使ノ要スル人蔘百三十八斤ノ内七十斤ヲ特ニ咸鏡道ニ特別負擔トシテ割付ク。(三卷一五八)

同年、越犯吉林地方ニ採蔘シ捕エラレ押送シ來ル犯人二名ハ梟首、當該觀察使節度使革職。(二卷一五七)

○支那 清宣宗道光十二年、盛京官蔘局ノ經費不足シ、盛京將軍ヨリ奏シ戶部ニ於テ調査シ人蔘ノ換算率採取人ヨリ徵取スル銀ヲ改メ、且檢査取締ノ方法等ヲ改メ局ノ經費ハ銀一千四百六十兩ト定ム。(二卷二五五—二五七)

○日本 天保三年、會津藩ハ四年前ニ許可ヲ得タル人蔘支那輸出ノ件此年ヨリ

西一八三三

長崎會所ニ賣込始メテ輸出ス。(三卷四〇一―四〇六・四三〇―四四〇)  
 ○日本 天保四年、出雲藩ヨリ幕府ニ出願其藩製人蔘三千斤支那輸出(長崎支那貿易)ノ許可ヲ得タリ。之レヨリ前文政年代ヨリ商人ノ手ニヨリ長崎ニ送ラレ支那ニ向ケラレタリ。(三卷四〇七―四〇九・四四二―四四六)

西一八三三

○朝鮮 李朝純祖三十三年、信蔘六十八斤ヲ江界府ニ七十斤ヲ平安道江界外ノ産蔘地ニ負擔セシム。(三卷一七六)

西一八三三

○澳國 植物學者、ネース・フロン・エツセンベツク氏ハ人蔘ニ關スル論文ヲ發表

西一八三五

○日本 天保六年十二月、幕府ハ石坂宗哲ニ官製人蔘ノ製造ヲ命ジ、其製品ハ本町・大傳馬町兩組合藥種問屋ヘ拂下。右問屋ヨリ府内藥種屋ヘ原價ヲ以テ賣渡一割ノ口錢ヲ加ヘ、一般ニ賣拂ハシム。且値段ヲ店頭ニ掲ゲシム。且右人蔘ニ他國産人蔘ヲ交ユルヲ禁ズ。(二卷五二七―五二八・五三五)

西一八三六

○支那 清宣宗道光十六年、廣寧所屬ノ燒鍋ガ不景氣ニヨリ過半休業セルニヨリ其ニ割充アル蔘票ノ處理不能トナル。戶部ハ本件ニ付テ調査シ且其業者ノ休業廢業ヲ詐ル者勿ラシムル方法ヲ定ム。(二卷二二三―二五七)

西一八三七

○日本 天保八年十月四日、本草家亡羊山本篤慶ハ是ノ前水戸中納言ヨリ竹節

人參ノ生育方竝製法方申上ベク仰付ラレ、大和吉野天ノ川邊ニ赴キ實地調査ノ上此日付ヲ以テ書類ヲ進ム。(四卷五四六—五四七)

○朝鮮 李朝憲宗五年、江原道補蔘庫(肅宗三十八年ニ創メラレシモノ)ノ弊害多キニ鑑ミ全部之ヲ革罷シ、其滯納利息錢ヲ全部免除ス。(三卷一六二)

○米國 S. Rafinesque 氏ハアメリカ人參ヨリ「カンフル」ニ類似セル物質ヲ抽出ス此レ人參ニ對スル化學的檢討ノ最初ノモノナリ。(五卷五〇一—五一九)

○朝鮮 李朝憲宗七年閏三月、此前ヨリ義州ニ於テ紅蔘ノ密貿易盛ニ行ハルルニ至ル。其理由ハ年三四回ノ北京行使節ノ行ガ柵門及北京ニ於テ行フ貿易ニテハ激増セル支那ノ需用ヲ足シ得ベクモアラザルニ基ク。而シテ其密貿易ハ通譯及其同穴ノ商人ガ關係セルコト無論ナリ。其取引地ハ主トシテ義州ニシテ官ニ於テ之ヲ半公認シ闔眼稅ト俗稱セラレシ稅錢ヲ義州府ニ於テ徵收シタリ。闔眼トハ目ヲフサギ見テ見ヌフリヲスルノ意也。五月包蔘ノ斤量ヲ増加ス。其額ハ司譯院ヲシテ適宜ニ安排セシメ。稅錢十萬兩以上ノ斤量ニ出ル勿ラシム而シテ紅蔘ノ所管ハ此時ヨリ司譯院ト戸曹トノ二官廳トナル。(二卷四一四—四一五・三卷二一九—二二〇)

西一八三九

西一八四〇

西一八四一

西一八四二

○日本 天保十三年五月、東萊通譯ヨリ相渡スベキ單蔘ト及其代銀支拂差支ヘ十箇年賦ヲ以テ支拂フベキ旨通譯ヨリ釜山對馬屋敷ノ代官ニ證書ヲ差入ル

(二卷一〇六)

同年、九月二十五日、此前年十二月幕府ノ老中水野忠邦ハ世上ニ於テ物價昂騰庶民ノ困難ハ總テ江戸ノ問屋組合ガ商權ヲ壟斷スル爲ナリトノ非難アルニ考ヘ問屋組合ナルモノハ總テ解散ヲ命ジタリ。依之從前ノ如ク藥種問屋ニ官營人參賣下ヲ一任シ難ク吹上御所ニ於テ毎月三回拂下且藥種問屋ニ拂下一割ノ利益ヲ以テ一般ニ賣ラシム。(二卷五二八―五三三)

西一八四二

○露國 藥劑師ガラウ氏ハ人參ニ關スル論文ヲ發表シ。主トシテ植物學上ノ分類ヨリ研究シ、人參トアマリカ人參トノ識別法ヲ記ス。

西一八四三

○露國 C. A. Meyer, 氏 (Panax Ginseng) ヲ著述刊行ス。此メーヤーガ名ケタルモノノ遂ニ學名トナル。(六卷三六一・七卷六二一)

△此後人蔘ノ學名ハ西洋ノ學者ニヨリ變改、又ハ命名ヲ別ニシタルモノ多キモ何レモ世ニ行ハレズ。

(七卷六一九―六二四)

西一八四三

○日本 天保十四年十二月、此年老中水野忠邦ノ幕政大改革アリ。再ビ日光山下ノ人參官營ヲ罷メ、其栽作ヲ勝手次第トシ可成良好ナル人參ヲ作立候様ニ

西一八四四

ト廣ク公示ス。(二卷五二二)

○日本 弘化元年、信濃國北佐久郡志賀村神津孝太郎ハ日光ヨリ種ヲ求メ人參ヲ栽植ス。爾來野州・雲州等ヨリ種苗ヲ求メ數回失敗ニ屈セズ、安政頃ニ至リ成効ス。(四卷二八六―二八七)

同年八月、幕府再ビ野州一圓ヲ御用作トスルコトニ極メ一般ニ公示ス。其理由トスル所ハ此度右人參御用ニ付「トアレド、前述ノ如ク關係吏員等ガ收益アル情實ニ因ルモノナラン。(二卷五二二―五二三)

西一八四五

○朝鮮 李朝憲宗十一年、弊害アリシ英宗年代ニ定メタル關東蔘契ヲ解散ス。

(三卷一六三―一六四)

西一八四六

○日本 弘化三年十二月、幕府ハ其官營ノ野州産人參、吹上御所拂下品ト他國産ト混淆賣買セラルルニ至リシニヨリ、此混淆ヲ禁ジ且野州御用作地ニ於テハ參根竝ニ人參種ノ賣買ト人參隱シ作リヲ禁ジ一般ニ公示ス。

(二卷五一五―五一六)

西一八四七

○支那 清宣宗道光二十七年、盛京將軍ヨリ蔘票ノ半減ヲ奏請シ、戶部ハ詮議ノ上一千七百五十二張ヨリ五百九十一張ヲ減ズ。此時ニハ最早人蔘官營ニ破

綻ヲ生ジ遂行不能ヲ暴露セルモノ也。(二卷二二三・三卷三七―三八)

同年、盛京將軍ヨリ人蔘票處理改定ノ件ヲ上奏ス此官業ハ濫獲ノ爲人蔘減少シ採取人利ナキニヨリ之ヲ引受ケズ、根本ニ動搖ヲ來シタル者ナリ。結局總票額一千七百五十二張ヨリ五百九十一張ヲ減ズ。(二卷二五七―二六五)

○朝鮮 李朝憲宗十三年、紅蔘貿易額ヲ二萬斤ニ増加ス。其稅錢ハ二十萬兩トナル。三月更ニ開城ノ爲ニ二萬斤ヲ加フ。開城蔘業盛大トナリシニ因ル。

(三卷二二五)

西一八四八

○日本 嘉永元年六月、佐久間象山(藩主眞田幸貫ノ顧問格ニテ藩政ニ參與ス)野村ヲ巡視ス。前ニ人蔘ヲ試種セシメシモノ生育良好ナルヲ見テ種子ヲ貸付ケ一層廣ク栽培ヲ獎勵セントシ、三箇村ノ役人ヲ呼出シ希望者ト種子ノ量トヲ記シ差出サシム。(四卷二六二)

○朝鮮 李朝憲宗十四年、包蔘(紅蔘)稅ヲ減ジテ五萬兩トス。

(二卷四〇五・三卷二二五)

西一八四八

○日本 嘉永元年、米子藩主ハ會津郡幡鄉村ニ人蔘畑ヲ開キ出雲種ノ人蔘ヲ蒔付、爾來人蔘ヲ藩ノ事業トシ民間ノ栽培ヲ禁ズ。(四卷二七四)

西一八四九

○日本 嘉永二年七月、前年ノ單蓼給付遅延シ、東萊府通譯ヨリ三年ノ延期ヲ請ヒ、釜山對馬屋敷ニ證書ヲ差入ル。(二卷一〇六)

同年、宇和島藩ニ於テハ、東宇和郡勿之町ニ藥園ヲ開キ、シーボルト門人二宮敬作ヲシテ主ラシム。一反六畝歩ニ人參ヲ栽植ス。(四卷二七五)

西一八四九

○朝鮮 李朝哲宗即位年、紅蓼貿易額ヲ半減シテ二萬斤トス。供給夥多ニヨリ支那ニ於ケル價格低下シ、通譯ノ利益減縮ニ因ル。又紅蓼原料タル水蓼ヲ過剩ナラシメ、其價ヲ叩キ落シテ買入レトセシモノニシテ、皆通譯ノ策動ニ因ル。此時代ヨリ通譯側ト開業人參耕作者側ト漸ク相反目スルニ至ル。

(二卷四〇五・三卷二二五)

西一八五〇

○朝鮮 李朝哲宗元年九月、蒸包所(紅蓼製造所)ヲ開城ヨリ京城ニ移轉セントスルノ議アリ。通譯側ノ策動ニ基クモノニシテ、密造ニ便ナル爲也。開城側ノ反對ニヨリ、其議遂ニ止ム。(二卷四〇六)

西一八五一

○朝鮮 李朝哲宗二年八月、紅蓼貿易額ニ復二萬斤ヲ加ヘ、四萬斤トシ、包蓼稅十六萬兩ヲ減ズ。開城留守(地方官)ハ開業蓼業者ノ爲ニ謀リ、通譯側ノ惡謀ニ對抗シ、紅蓼原料ヲ二萬斤ニ止メ、他ハ悉ク白蓼ニ製造セシメ、其價ヲ保タシム。是

ニ於テ開業蔘業者ト通譯側ノ反目甚シク延ヒテ開業留守ト司譯院提調トノ論争トナリ各上疏シテ難辯論争ス。是ニ於テ當時垂簾ノ政ニ臨メル故憲宗王妃ノ下敎ニヨリ、雙方ノ顔ヲ立テテ斯ク決シタルモノナリ。

(二卷四〇六・三卷二二五—二二六)

西一八五一

○日本 嘉永四年十二月二十九日、是ヨリ前老中水野忠邦失脚後阿部正弘老中トナルニ及ビ、町奉行筒井政憲ハ前年問屋組合ヲ解散セシ以來物價低落セザルノミナラズ、商業ノ統制ヲ失ヒ需供調攝セズ金融必迫、商業不振ヲ來セリト其再興意見ヲ提出セリ。正弘ハ之ヲ町奉行遠山景元ニ諮問シ此年ニ至リ遂ニ問屋組合ヲ再興シタリ。玆ニ於テ吹上役所ニテ官營人參ヲ賣下グルヲ罷メ、前ノ如ク本町及大傳馬町ノ藥種問屋組合ニ拂下、一割口錢ヲ以テ各賣藥店ニテ賣出サシム。(二卷五三一—五三五)

西一八五三

○朝鮮 李朝哲宗四年八月、紅蔘製造公定額ヲ減ジテ二萬五千斤トス。蓋シ支那ヘノ供給夥多ニヨルモノナリ此後少額ノ増減屢行ハル。(三卷二二六)

西一八五一

○支那 清文宗咸豐三年、皇帝ノ旨ニヨリ人蔘官採事業ヲ停止ス。其動機ハ此時南方ニ長髮賊ノ亂起リシニ因ルド雖モ、既ニ此事業ハ破綻ヲ來シ遂行不能

西一八五四

ニ向ヒシニ由ル。而シテ蔘票一千一百六十一張ノ數ハ之ヲ其儘トシテ發行シ、許可制トシア此票ヲ受クル者ハ自由ニ採取セシム。一票一人、銀九十兩ヲ徵シ官蔘局ハ存置ス。(二卷二二三—二二四・二六五—二六六・三卷三七—三八)

○米國 Carriques 氏ハアメリカ人蔘ヨリ一種ノ糖原質バナクシロン、バナコンヲ抽出シ Panacium ト命名ス。(五卷五〇一—五〇二)

西一八五九

○日本 安政ノ初、幕府再ビ松前領タル北海道ヲ直轄トシ箱館奉行ヲ置クヤ、七重村ニ藥園ヲ開キ人蔘圃六萬坪ヲ設ケ事ニ熟練セル會津藩士黒河内五八郎ヲ聘シテ事ニ當ラシム。(四卷二五七)

西一八六〇

○日本 萬延元年閏三月二十二日、江戸本石町長崎屋源右衛門ニ仰付ケ唐人蔘座ヲ江戸長崎會所ト改稱、右同人ニ會所附御用達仰付ク。(二卷四九六)

西一八六〇

○朝鮮 李朝哲宗十一年 朝鮮人越境採蔘九百二十根、長甸ニ於テ清國旗兵ノ巡視ニ遇ヒ二人ニ重輕傷ヲ負ハシメ逃亡ス。右犯人二名ヲ懸賞捕獲シ、當該前觀察使節度使、前義州府尹、清城僉使竝ニ革職流二千里。(二卷一五七—一五八)

西一八六一

○日本 文久二年三月、佐渡奉行所内藥園ニ人蔘ヲ植ユ。(四卷二五四)

西一八六四

○朝鮮 李太王元年、紅蔘製造公定額ニ更ニ一萬五千斤ヲ増加ス。且下教ニヨ

リ銀穴ヲ革罷ス、銀穴トハ北京行國使ガ銀ヲ八包トシ携帶セル時代ヨリ其銀ヲ自辨シ得ザル時ハ商人ニ出資セシメ其商人ヲ從者ノ名ニテ北京ニ伴行シ貿易ハ舉テ其商人ニ一任シ其貿易權利トシテ取リシ權利株ヲ言ヒ、紅蔘携帶以後ニ於テモ此株ハ一種ノ權利トシテ紅蔘貿易上ニ働キタリ。

(三卷三二六—三二七)

西一八六四

西一八六七

○朝鮮 李太王二年、北京行國使一行ノ紅蔘携帶斤量ヲ増加ス。(三卷三二七)  
○露國 マキシモウキツチ氏ハ日本人參竝滿洲人參ノ區別ニ關スル論文ヲ發表ス。

### 維新以後

## 皇紀二一五二八年以降

明治天皇明治元年以降

西一八六八

○朝鮮 李太王五年九月、開城ノ蔘圃ニ人蔘耕作稅ヲ課ス。同三年江華島ヲ佛艦砲撃ノ後軍備ヲ整ヘ江華ニ兵ヲ増派スル等軍費多端ニシテ國用足ラズ之ヲ補ツ目的ニ出ヅ。(三卷三二八)

西一八六八

○露國 ラチンスキー氏ハ朝鮮人參ノ根ノ解剖ニ關シテ詳細ナル論文ヲ發表

ス。

西一八六八

○獨逸 Seemann, B. 氏ハ人參ニ關スル論文ヲ發表シ、バナツクス屬ヲ五種ニ分類シ、(1)北米カナダ産バナツクス、トリフヨリウム(2)同上産バナツクス、クキンクエフヨリウス(3)滿洲及朝鮮産バナツクス、ギンセン(4)東印度産バナツクス、ギンセン、ウヲーリツチ(5)同上、バナツクス、ビビンナチフキヅム、トス。

西一八六九

○日本 明治二年、新政府ハ下野上都賀郡板荷村人參製法所ヲ拂下ゲ之ガ官營ヲ罷ム。(二卷五三五)

西一八七〇

○日本 明治三年十二月、北海道官營人參栽培事業ヲ廢止ス。

(四卷二八八―二八九)

西一八七二

△日本明治五年、對馬ニ對シ德川政府ノ初期ヨリ對馬ガ朝鮮ト條約ヲ結ビ歲遣船ト稱シ一年一定ノ船舶ヲ送り對馬ガ外交主體トシテ貢獻等ノ名ニ於テ貿易ヲ行ヒ來リシ、其歲遣船ノ停止ヲ命ズ。此時迄人參ハ僅カニ年數十斤ツツ貿易セラレタリ。(二卷八〇一―八〇六)

西一八七三

○日本 明治六年一月三十日、出雲藩營ノ人參事業ハ維新ノ際新政府ニ引繼ガレシガ此年事業財産一切ヲ松江市松本歡次郎外十名ニ四萬七千六百餘圓ニテ拂下グ。(三卷四四五―四四六)

西一八七五

○日本 明治八年北海道七重勸業場ニ於テ中絶セシ人參栽培事業ヲ再開始ス

(四卷二八八—二八九)

西一八七六

○日本 明治九年四月、札幌官園ニ於テ人蔘栽培事業ヲ開始ス。(四卷二八九)

西一八七八

○日本 明治十一年五月、札幌本廳ニ於テ人蔘種子ヲ有珠郡移民ニ貸付ケ斯業ヲ獎勵ス。(四卷二八九)

西一八七九

○日本 明治十二年五月、小野職愨、ハムカゴニンジンヲ以テ御種人蔘ニ誤ルヲ辨スノ論文ヲ發表ス。(四卷二九)

西一八八一

○朝鮮 李太王十八年七月、紅蔘製造公定額ヲ二萬五千二百斤トス。(三卷二二二)

西一八八三

○朝鮮 李太王二十年七月、紅蔘製造公定額二萬二千斤ノ外ニ五千斤ヲ加定ス(三卷二二三)

同年、北京行使行ノ紅蔘携帶量ハ官員一人二十斤、從人一人十斤ト定ム。此斤量制限ハ清國ヨリ限定シ之ヲ無稅トスル旨ヲ通牒シ來レルニヨル。中江鎮ニ於テ貿易ノ紅蔘ハ百對十五ノ從價稅ヲ徵ス、此事ハ奉天ノ官憲ト朝鮮ノ官ト結締ノ條約ニヨル。(三卷二二三)

同年(明治十六年)仁川ヲ開港シテ以來仁川及京城居住ノ日本商人ガ紅蔘ヲ

同港ヨリ長崎ニ向ケ密輸出ス(長崎商人ノ手ニヨリ支那ニ輸出ス)ルコト行ハ  
ル。其品ハ韓國官製ハネ出品及韓國人密造品也。

(二卷四一七—四二〇・三卷二〇二・六卷五一九—以下)

西一八八四

○朝鮮、李太王二十一年五月條約ニヨリ朝鮮ヨリ支那ニ輸入スル紅蔘ニ百分  
ノ十五ノ從價稅ヲ徵セラル。(三卷二三三)

同年、紅蔘ノ製造權全部ヲ宮中ニ占奪シ、其公定額ヲ一萬五千斤トシ内一萬  
斤ノ權利ヲ譯官側ニ與ヘ、五千斤ヲ宮中ノ營利トス。是レハ紅蔘ノ利ヲ見テ  
垂涎措ク克ハズ、從前其筋ノ人々ヨリ提供セラルル好餅ニテハ満足セズ、食指  
動キテ遂ニ攫握セルモノ也。(二卷四二〇—四二二・三卷二四四—二四五)

西一八八四

○露國 ガリ—グ氏ハ人蔘ノ研究論文ヲ發表シ、バナクシロン・バナコンノ二ノ  
物質ヲ抽出セルコトヲ記ス。

西一八八五

○朝鮮 李太王二十二年、紅蔘製造公定額ニ五千斤ヲ増加シ二萬五千二百斤ト  
ス。(三卷二三四)

西一八八六

○朝鮮 李太王二十三年清國禮部ニ前年咨請セシモノ允サレテ北京行使行携  
帶紅蔘計百六十斤ヲ三百二十斤ニ増加シ無稅トス。右ノ額以上ノ分ハ商人

西一八八九

ノ例ニヨリ税ヲ納ム。(三卷二三三—二三四)

○西紀一八八九年、露人 Davydow 氏ハ、ウスリー産ノ人蔘ヨリ糖原質ヲ抽出シ、バナキロント命名ス。(五卷五〇一—五〇三)

△一八八九年、此頃ニ至リ米國森林中發生ノ人蔘ハ濫獲ノ爲漸ク減少シ初メテ其栽培業起ル。支那向輸出モ漸次減少シ此年十七萬磅トナル。(四卷四四三)

西一八九一

○米國 オンタリオ州ノ立法會議ハ野生人蔘ヲ絶滅ノ域ヨリ保護スルノ趣旨ヲ以テ、毎年九月一日ヨリ翌年一月一日迄人蔘ヲ刈取又ハ拔取ヲ禁ジ、犯ス者ハ罰金ニ處シ其半ヲ告發者ニ給スルノ法令ヲ發布ス。(四卷四四一)

西一八九四

○朝鮮 李太王三十一年、日清戰爭ノ結果朝鮮ハ獨立國トナリ、北京行使節モ廢セラレ從テ司譯院モ廢セラレ、紅蔘ニ關シテ有セシ司譯院ノ利權モ總テ消滅シタリ。一ニ日本ガ朝鮮ノ内政ニ干涉シ舊式政治ノ腐敗面ヲ廓清セルニ因ルモノ也。而シテ七月二十四日ヲ以テ紅蔘ノ宮中營ヲ廢シ度支衙門ノ所管トシ、紅蔘ハ京城資本家ニテ蔘業ヲ營メル者ニ一萬五千斤ヲ製造セシメ税一斤五十兩ヲ徵ス。是ニ於テ從前ヨリ紅蔘ニ纏綿セル惡弊ハ一掃セラレタリ一方最モ惡弊アリシ貢物ハ全部廢止シ、度支部ヨリ宮内府ニ王室所要ノ經費ヲ毎年送附シ、王室所要物品ハ總テ宮内府ニ於テ買入レ調辨スルコトナレリ

茲ニ於テ五百年來民ヲ困メシ人蔘ノ貢納モ亦廢止セラレタリ。

(二卷四二二—四二四・三卷一八二—一八三・二三四—二三五)

△從前開城ノ栽培人蔘種子ハ全羅道錦山ヨリ購入セシガ、東學黨ノ變起リシ以來同地ヨリ購入不能トナリ依テ日本ヨリ種子ヲ購入セリ。然ルニ此頃ヨリ赤腐病發生シ爾來蔓延ス。

同年九月、度支部衙門ニ於テ包蔘規則ヲ發布ス。此規則ハ日本法規ノ體裁ニ倣ヒ近代的ノ文句ヲ以テ日本式ニ制定シタルモノニシテ從前ノ惡弊ヲ打破シ蔘政ヲ常軌ニ整頓シタルモノニシテ營業者ノ自由ヲ認メ徵稅ノ方法ヲ定メ密造、密貿易ヲ禁ジ且從前行ハレタル種々ノ惡弊ヲ嚴禁シタルモノナリ

(二卷四二二—四二四・三卷二四四)

西一八九五

○韓國 李太王三十二年九月五日、法律第一四號ヲ以テ包蔘規則中ニ改正ヲ行ヒ紅蔘輸出稅一斤ニ對シ十元トス。同月四日農商工部令第七號ヲ以テ紅蔘蒸造規則ヲ發布ス。

同年、人蔘稅十萬元ヲ國庫ノ收入豫算ニ入ル。(三卷二三三—二三五)

西一八九五

○日本 明治二十八年、露國宮内省御料官農學士長イクリンゲン氏ハ會津ニ至リ人蔘栽培ニ付テ調査ス。

西一八九七

○獨逸 Hams, H. 氏ハ一八六八年ニ、ゼーマン氏ガ發表シタル、バナツクス屬五

西一九九七

西一八九八

種ノ外ニ更ニ「バナツクス、レペンス」ノ一種ヲ加フ。

○日本 明治三十年、出雲全國ノ人蔘業者ハ同業組合ヲ設立シ、斯業ノ統制ヲ計ル。(四卷二九六—二九七)

○韓國 李太王光武二年、紅蔘ノ利權ヲ宮中ニ掌握セントスルノ陰謀熟シ、六月二十四日布達第四一號ヲ以テ宮内府内藏司職掌中ニ「蔘政ト各礦」ト其利權多キ事業ヲ加エ、此等ノ利ヲ宮中ニ收ムル法ノ根據ヲ定メタルノミニテ其他ノ合法的手續ヲ取ラズ。其陰謀ノ張本人タル内藏司卿李容翊ハ此ノ秋ニ至リ突如舊式ニヨリ啓下即皇旨ノ書面ヲ奉ジ傲然トシテ開城ニ下リ、紅蔘製造ヲ宮中ノ手ニ收メントスルヤ。開城人民ノ激昂甚シク、李容翊ハ暴民ノ爲襲撃ヲ受ケ身ヲ以テ免カレ京城ニ逃ゲ歸レリ。此時開城民ハ積年ノ憤怒勃發シ各人ハ曰ク、吾人ハ蔘業ニ頼ラザルモ祖先ノ祭祀ハ絶タザルヲ得ベシト各自所有ノ人蔘種子ヲ悉ク燒却蕩盡セリ。此紅蔘ニ對スル處置ハ、前ニ日本ガ内政改革ニ手ヲ下シタル時ニハ好ンデ其改革ヲ爲シタルニ非ズ。唯日本ノ勢力ニ餘義無ク盲從シタルモノナレバ、日本ガ朝鮮ヨリ手ヲ引クヤ忽チ彼等ノ慾望スル惡政ニ後戻リヲ爲シタルモノ也。

(二卷四二五—四二六・三卷二四四—二四六)

西一八九八

同年、法律第十四號ヲ以テ紅蔘稅一斤ニ對シ銀十圓ト定ム。(二卷四二五)

西一八九八

○米國 一八九八年、此前年迄ハ數十萬磅ノ支那輸出人蔘皆天產品ヲ以テセシガ、此年ヨリ初メテ幾分ノ栽培品ヲ交ユ。(四卷四四三)

西一八九九

○日本 明治三十二年、農商務省農事試驗場技師花井藤一郎氏ハ出雲ノ人蔘栽培地ニ就キ其病害ヲ調査研究シ發表ス。(四卷三九五—三九六・四二九)

西一八九九

○韓國 李太王光武三年、紅蔘製造權ハ盡ク內庫ニ移屬セシメ、渾テ宮內省內藏院ノ所管トナリ、蔘政ハ內藏院卿之ヲ管理シ。同八月、蔘政課長ヲ置キ之ヲ開城ニ派シ、採造ヲ監督スルコトニ法制ヲ改メ。此秋、內藏院卿李容翊ハ皇城鎮衛隊ヲ率ヒ開城ニ入り、其援護ノ下ニ終ニ紅蔘ノ製造ヲ終ヘタリ。爾來其製造法定額定リナク多キハ六萬七千斤ニ至ル。(二卷四二六・三卷二四四—二四五)

西一九〇〇

○韓國 李太王光武四年十一月二十七日、韓國蔘政檢察大員大三輪長兵衛ト三井物産合名會社代表吳大五郎トノ間ニ三箇年ノ期限ヲ以テ紅蔘委託販賣ノ契約成立ス。(二卷四二六—四二七・三卷二四五—二四六)

西一九〇〇

○米國 一九〇〇年七月、H. P. Kelsey氏ハ「土壤ト人蔘栽培ノ基礎的要件」ヲ論述

ス。(四卷五一三)

西一九〇一

○日本 北海道北見地方ニ於テ上湧別村人ハ人蔘ノ栽培ヲ初ム。爾來明治四十四年迄ニ北見各地ニ栽培セル者多シ。(四卷二九〇—二九一)

西一九〇一

○米國 此頃日本ヨリ人蔘ノ種子ヲ輸入シ、栽培シテ之ヲ米國人蔘ニ交ヘテ支那ニ輸出シ、爲メニ其聲價ヲ墜シタルヨリ組合ノ制裁及法令ニヨリ取締リ遂ニ止ム。(四卷二八八)

西一九〇二

○日本 明治三十五年四月、井上圓治氏ハ竹節人蔘ヨリ一種ノ糖原質ヲ抽出シ種々ノ試験ヲ行ヒ論文ヲ發表ス。(五卷五〇三—五〇四・五一九—五二〇)

西一九〇二

○韓國 李太王光武六年、韓國內藏院卿李容翊ト三井物産會社代表小田柿捨次郎トノ間ニ紅蔘委託販賣ノ交渉ヲ開始ス。

西一九〇二

○獨逸 *Baeger, H.* 氏。人蔘ノ歴史ト種類ニ付テノ論文ヲ發表ス。  
△此數年前ヨリ米國人蔘栽培地ニ於テ今迄ニ無カリシ病害發生シ其被害此後年ヲ追フテ劇甚トナリ漸ク其研究ト對策ニ注意セラル。

西一九〇三

○韓國 李太王光武七年四月十五日、內藏院卿李容翊ト三井物産合名會社代表人小田柿捨次郎トノ間ニ韓國官製紅蔘ヲ委託販賣スルノ契約成立ス。此年以降優ニ一百万圓内外ノ利益ヲ宮內府ニ納入ス。如此巨額ノ貨幣ガ纏リテ

宮中ニ入りシコトハ前古未曾有ノコト也。

(二卷四二六―四三三・三卷二四五―二四六・六卷五四六―五四九)

西一九〇四

○米國 Von Hook, J. M., 氏ハ米國人蔘ノ病害ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三二)

同國 Von Hook, J. M. 氏ハアメリカ人蔘ノ萎凋病ニ付テ研究ヲ發表ス。

(四卷五〇一)

西一九〇五

○米國 Reed, H. S. 氏ハ耕作人蔘ノ菌ニヨル害病ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇―四三三)

西一九〇五

○韓國 李太王光武九年ニ至リ宮内府ノ雜輩ハ紅蔘賣價ニ對シ不當ノ高價ヲ唱ヘ事ヲ遲延セシメ三井トノ契約實行ヲ妨ゲントセリ。玆ニ於テ日本公使林權助ハ數回忠告ヲ試ミシモ埒明カズ二月二十八日公文ヲ以テ宮内大臣ニ不當要求ヲ頑固ニ主張スレバ本使ハ覺悟アルベシト通牒シテ終ニ落着シタリ。(二卷四二七―四三二)

西一九〇五

○米國 Adershold, R. 氏ハ人蔘ノホサビ病菌ニ就テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇―四三二)

西一九〇五

○米國 ドクトルアイベルホーフ氏ハ人蔘エキスを患者ニ與ヘタル結果ヲ發表ス。(五卷五二〇—五二二)

西一九〇五

○日本 明治三十八年、京都醫科大學ノ藤谷功彦氏ハ出雲人蔘ヨリ一種ノ糖原質ヲ發見抽出シ、バナキロント命名シ藥理作用ノ一端ニ付テモ實驗ヲ行ヒ、其論文ヲ發表ス。(五卷五〇一—五〇三、五二二)

西一九〇六

○露國 ガルヅキヤロ氏ハウスリー人蔘ノ化學的成分ト動物ニ及ボス効力ニ付テ、研究ヲ發表ス。(五卷五二四—五二七)

西一九〇六

○日本 明治三十九年、朝比奈泰彦、田口文太二氏ハ人蔘ヨリ糖原質ヲ抽出シサボニンニ屬スルモノナルコトヲ種々試驗ノ結果發表セリ。  
(五卷五〇三—五〇四・五二二)

西一九〇六

○米國 Von Hook 氏ハ人蔘腰折病菌ニ罹レル人蔘ノ處置ニ付テノ研究ヲ發表ス。(四卷四三〇—四三三)

西一九〇七

○日本 明治四十年、農商務省農事試驗場技師堀正太郎氏ハ前年ヨリ出雲人蔘一種ノ病害ニ付テ研究シ之ヲ腰折病ト命ジ發表セリ。

西一九〇七

△清德宗光緒三十三年、此年ノ人蔘總輸入額(アメリカ、滿洲、朝鮮、日本)二十五萬八千二百三十一斤ナリ。  
(四卷三九九―四〇三―四二九)  
(五卷二四)

西一九〇七

○米國 Whetzel, H. H. 氏ハ人蔘ノ病害ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇―四三三)

西一九〇七

○韓國 李王隆熙元年、從來行ヒシ紅蔘ノ委托販賣ヲ止メ紅蔘拂下ヲ行ヒ、三井物産會社獨商世昌洋行清商裕豐順、同ジク同順泰ヲ指示入札シ同順泰ニ落札ス。

同年、人蔘ノ栽培竝ニ病害ノ研究ニ付テ理學博士三宅驥一氏ヲ囑託トス。

西一九〇七

○韓國 李王隆熙元年、紅蔘ノ宮内府經營ヲ廢止ス。此前年月韓協約ニヨリ韓國ハ日本ノ保護國トナリ此年統監府開設伊藤統監ノ着任韓國各要部ニ日本人官吏ヲ配置シ庶政ノ根本的一大革清ニ向ヒタリ。茲ニ於テ從來伏魔殿ノ觀アリシ宮中府中ヲ嚴別シ、帝室有國有財産調査局ニ於テ調査ノ結果勅令三十號ヲ以テ經理院ヲ廢止シ勅令三十五號ヲ以テ蔘稅及專賣官蔘ノ收入ハ全部國庫ノ收入トス。(二卷四四四―四四五・三卷二四五―二四六)

西一九〇八

○韓國 李王隆熙二年一月、元宮内府經理院ヨリ度支部司稅局ニ蔘政事務財産

等舉テ引繼ヲ了ス。(二卷四四五—四四七)

同年三月、韓國勸業模範場技師町田咲吉氏ハ人蔘(赤腐病)腐敗根中ニ寄生セ  
ル細菌ニ付テ發表セリ。(四卷四〇三)

○韓國 李王隆熙二年七月、度支部官制ヲ改正シ紅蔘專賣ニ關スル事務ヲ度支  
部大臣ノ管理トシ。紅蔘ノ管理監督及通告處分ニ關スル事項ヲ同部司稅局  
ノ所管トシ次ニ司稅局ニ蔘政課ヲ新設シ開城ニ出張所ヲ置ク。

同月、法律第十五號ヲ以テ人蔘稅法ヲ發布シ耕作者ヨリ稅金ヲ徵ス。同月  
其施行細則ヲ定ム。

同年八月、度支部訓令一八二號ヲ以テ人蔘稅法施行上處理方法ヲ定ム。

同年、當局者ハ人蔘耕作方法ノ合理的指導、病害ノ研究、病害蟲害ノ豫防ト制  
遏ノ指示實行、病根ノ治療、苗圃ノ共同消毒、水蔘賠償價格ノ決定、其賠償金ノ前  
渡、紅蔘製造方法ノ試驗、其改良優良耕作者ノ獎勵等ニ着手實行ス。

同年七月三十日、韓國度支部令二十二號ヲ以テ紅蔘原料耕作區域ヲ京畿  
道開城、長湍、豐德ノ三郡。黃海道金川、兎山、平山、瑞興、鳳山ノ五郡ニ指定ス

同年、紅蔘拂下ニ付テ三井物產、上海ノ蔘商組合大吉昌號ニ指定入札トシ大

吉昌號ニ落札ス。(二卷四四八)

△同年韓國政府ノ紅蔘專賣收入ハ六十六萬五千百十五圓也。歳入總額ノ二十分ノ一也。(三卷二四六一二四七)

同年七月二十日、法律第十四號ヲ以テ紅蔘專賣法、同第十五號ヲ以テ人蔘稅法、同月二十一日度支部令第十八號ヲ以テ紅蔘專賣法施行規則ヲ發布シ。同十月十日法律第二十五號ヲ以テ水蔘賠償金先渡ニ關スル件ヲ發布ス。

(二卷四四七)

同年十月、司稅局甲第二八四六號ヲ以テ人蔘稅法中面積標準ノ從來ノ稱呼一問<sup>カシ</sup>ノ面積ヲ定ム。

同年、韓國度支部司稅局蔘政課ヨリ「第一回蔘政報告」ヲ刊行ス。(五卷三五二一)  
同年、韓國度支部司稅局ヨリ「藥用人蔘調查報告書」ヲ發刊ス。(六卷三五七七)

○日本 明治四十一年、東京帝大農科大學白井光太郎氏ハ内地及朝鮮ノ人蔘病害ニ付テ研究ヲ發表ス。(四卷三九六―四二九)

同年、農事試驗場技師上田榮次郎氏ヲ囑託トス。同氏ハ内地及朝鮮ニ於ケル人蔘赤腐病ノ研究ヲ發表ス。(四卷三九八)

同年、北海道上川地方ニ人蔘栽培事業初マル。(四卷二九二―二九三)

西一九〇九

○韓國 李王隆熙三年一月二十一日、勅令第三號ヲ以テ蔘政局官制發布、開城ニ蔘政局ヲ置キ局長事務官技師ヲ配置ス。同七月二十日度支部令二十一號ヲ以テ人蔘特別耕作區域ヲ指定シ。九月一日度支部告示第十四號ヲ以テ水蔘賠償價格ヲ定ム。(二卷四四七)

同年十一月、度支部官制ヲ改正シ人蔘事務ノ爲事務官一、主事五ヲ増員ス。  
同年、韓國度支部司稅局蔘政課ヨリ、第二回蔘政報告ヲ發刊ス。

(六卷三五三—三五四)

同年、紅蔘ノ拂下ニ付テハ清商組合大吉昌號ト三井物産トヲ五箇年ノ期限ヲ以テ指定入札、三井ニ落札ス(二卷四四八)

同年、當局者ハ蔘苗ノ檢査消毒ノ實行、土性ノ研究ヲ行ヒ且白蔘共同製造所ヲ設置セシム。

○米國 Rankin, W. H., 氏ハ米國人蔘ノ根ノ黒腐病ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三二)

同國 Whetzel, H. H. 氏ハ米國人蔘根ノ腐病軟ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三二)

西一九〇九

西一九〇九

同國 Whetzel, H. H. 氏、Rankin, W. H. 氏ハ人蔘根ノサビト根ノ赤腐病ニ付テノ研究ヲ發表ス。(四卷四三〇—四三三)

○日本 明治四十二年、上田榮次郎氏ハ人蔘赤腐病ノ細菌學的研究ヲ發表ス。

(四卷三九九—四二九)

西一九一〇

○韓國 李王隆熙四年一月、蔘政局官制ヲ公布シ之ヲ開城ニ置キ、從前度支部司稅局蔘政課ヲ廢シ其事務ヲ移ス。

同年二月十四日、度支部訓令二〇號ヲ以テ度支部蔘政局分課規程ヲ定ム。

同年二月、度支部蔘政局ヨリ「人蔘豫察試驗成績報告」ヲ發刊ス。技師富家正義、技手園部剛二郎二氏ノ前二年間ノ研究ヲ纏メタルモノ也。(六卷三五七)

同年、韓國度支部蔘政局ヨリ「第三回蔘政報告」ヲ發刊ス。(六卷三五四—三五五)

同年、人蔘耕作者ニ低利資金ノ融通、試作場ノ設置、滿洲、日本、米國等ニ人ヲ派遣シ人蔘耕作ノ視察調査、蔘種ノ共同購入等ヲ實行シ蔘業組合ヲ開城ニ設置セシム。

西一九一〇

○米國 Whetzel, H. H. 氏ハ腰折病菌ニ依リテ原因スル所ノ人蔘ノカビニ付テノ研究ヲ發表ス。(四卷四三〇—四三三)

西一九一〇

○日本 明治四十三年八月、日韓併合ト共ニ朝鮮總督府專賣局官制公布セラレ  
出張所ヲ開城ニ置ク。

同年、朝鮮總督府專賣局開城出張所ヨリ『第四回蔘政報告』ヲ發刊ス。

(六卷三五五)

西一九一一

○日本 明治四十四年二月、朝鮮總督府令二一號ヲ以テ人蔘耕作獎勵規則ヲ發  
布ス。

同年十二月、朝鮮總督府ヨリ『米國蔘業調査書』ヲ發刊ス。前年官命ヲ以テ  
專賣局技師富家正義、同囑託三宅驥一ノ二氏米國ニ赴キ米國人蔘ニ就テ調査  
シタル復命書也。(六卷三五七)

同年、北海道太櫓地方ニ於テ人蔘栽培事業初マル。(四卷二九三—二九四)

△此年、朝鮮總督府紅蔘專賣收入豫算ハ九萬八千二百九十八圓ニシテ總歲分ノ二百四十五分ノ一也。(三卷二四六)

同年、朝鮮總督府專賣局ハ、紅蔘原料栽培地タル指定區域ノ面積ヲ蔘苗圃ハ  
四萬間<sup>カ</sup>以内、成苗移植蔘圃ハ三十萬間<sup>カ</sup>以内ニ制限ス。紅蔘三萬斤ノ生産ヲ標  
準トシタルモノニシテ、趣旨ハ支那ノ需用ニ應ジ供給夥多ヲ防グニ出ヅ。

○米國 Rankin, H. H. 氏ハ人蔘ノ根腐病ノ原因ニ付テノ研究ヲ發表ス。

西一九一二

(四卷四三〇—四三三)

同國 Whetzel, H. H. ハ人蔘ノ病害ト之ガ對策ニ付テノ研究ヲ Reed, H. S. 氏ノ研究ト合セテ發表ス。(四卷四三〇—四三三)

同國 Rosenbaum, J. 氏ハ米國人蔘ノシイルビヤ菌ノ傳染試驗ニ關スル研究ヲ發表ス。(四卷四三一)

西一九一三

○日本 明治四十五年三月、朝鮮總督府所屬官署ノ官制改正。專賣局ハ廢止セラレ、其事務ハ舉ゲテ司稅局所管ニ移リ、同局ニ專賣課ヲ置キ、專賣局開城出張所ハ司稅局專賣課開城出張所ト改稱ス。

同年『第五回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府專賣局開城出張所ヨリ發刊ス。

(六卷三五五)

同年、朝鮮總督府專賣課開城出張所ニ於テ『人蔘病害研究ノ一端』ヲ發刊ス。  
(四卷四二九)

西一九一三

○日本 大正二年八月、朝鮮總督府告示第二百六十八號ヲ以テ、紅蔘原料耕作區域ヲ更ニ京畿道開城、長湍、豊德、黃海道金川、兎山、平山、瑞興、遂安、鳳山、黃州、平安南道中和。以上十一郡ニ指定ス。

同年『第六回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府司稅局開城出張所ヨリ發刊ス。

(六卷三五五)

西一九一四

○日本 大正三年二月、朝鮮總督府告示第五十二號ヲ以テ紅蔘原料耕作區域ヲ京畿道開城・長湍。黃海道金川・平山・瑞興・鳳山・遂安・黃州。平安南道中和以上九郡ニ指定ス。此改正ハ府郡廢合ニヨル。

同年、朝鮮總督府專賣課開城出張所ハ『人蔘試作成績報告』第一號ヲ發刊ス

(六卷三五八)

同年『第七回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府司稅局開城出張所ヨリ發刊ス。

(六卷三五五)

同年七月、吉田利一・吉光寺錫ノ二氏ハ朝鮮人蔘煎ノ人體ノ新陳代謝ニ及ボス影響ニ付テノ論文ヲ發表ス。(五卷五二八)

同年十二月、朝鮮總督府ト三井物産會社ト爾後五箇年間紅蔘ノ拂下契約ヲ結ブ。

○米國 Mc-clintock, J.A. 氏ハ米國ミシガン州ニ於ケル人蔘病害ノ研究調査報

告ヲ發表ス。(四卷四三二)

西一九一四

同國 A. R. Harding 氏 (Ginseng and other Medicinal plants) ヲ著述發刊ス。

(六卷三六〇)

同國 M. G. Kains 氏 (The Ginseng) ヲ著述刊行ス。(六卷三六〇)

同國 Rosenbaum, J. 氏ハ人蔘腰折病ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇—四三三)

右同氏ハ人蔘ノ菌核病及根腐病ニ付テノ研究ヲ發表ス。(右 同)

西一九一五

○米國 Rosenbaum J. 氏ハ人蔘ノ病害ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇—四三三)

西一九一五

○日本 大正四年、朝鮮總督府官制改正。司稅局ハ廢止セラレ度支部ニ專賣課ヲ置キ開城ニ其出張所ヲ置ク。

同年、度支部專賣課開城出張所長伊森賢三ヲ蔘業調査ノ爲北米合衆國ニ派遣ス。

同年『第八回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府度支部專賣課開城出張所ヨリ發刊ス。

(六卷三五五)

同年七月、近藤平三郎、田中儀一ノ二氏ハ朝鮮人蔘成分ニ關スル研究ヲ發表

ス。(五卷五二〇—五二六)

同年一月、佐伯矩氏ハ朝鮮人蔘ヨリホマニシ・コマゾール外一ノ物質ヲ抽出シ其新陳代謝ニ及ボス影響ニ付テノ論文ヲ發表ス。(五卷五二九—五三〇)

同年、瀧元清透氏ハ人蔘ノ飴色軟化病ニ付テノ研究ヲ發表ス。同年、中田覺五郎瀧元清透ノ二氏ハ人蔘ノ病害ニ付テノ研究ヲ發表ス同年八月、中田覺五郎氏ハ人蔘菌核病ニ付テノ研究ヲ發表ス。(四卷四三二)

○米國 Rosenbaum, J. 氏 ヲ Zinssmeister, C. L. 二氏ハ人蔘根腐病ノ原因及之ニ因ル人蔘ノ死活ニ付テノ論文ヲ發表ス。(四卷四三〇—四三三)

同國 Rosenbaum, J. 氏ハ人蔘菌核病ニ就テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇—四三三)

同國 Brierley, W. B. 氏ハ人蔘赤サビ病菌ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇—四三三)

同國 Horling, B. G. 氏ハ人蔘圃床ノ蒸汽消毒ノ結果ニ付テノ研究ヲ發表ス

(四卷四三〇—四三三)

同國 Bessy, E. A., ハ米國人蔘ノ某ル不正常ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(六卷四三〇)

同國 Rosenbaum, N. 氏ハアメリカ人蔘腰折病ニ付テ詳細ナル研究成績ヲ發表ス。(四卷五三九)

西一九一六

○米國 Whetzel, H. H. 氏ハ人蔘病害ト其對策ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇—四三三)

同國 Bram, J. W., ハ米國人蔘ノ腐根病蒸汽消毒ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(六卷四三〇)

西一九一六

○日本 大正五年二月、北海道内務部ヨリ『北海道ニ於ケル人蔘ニ關スル調査』ヲ刊行ス。(六卷三五二—三五二)

同年『第九回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府度支部專賣課開城出張所ヨリ發刊ス。

(六卷三五六)

同年、朝鮮總督府ハ『米國蔘業調査復命書』ヲ發刊ス。本冊ハ前年命ヲ承ケ蔘業調査ノ爲北米合衆國ニ赴キシ度支部專賣課開城出張所長伊森賢三ノ復命書也

西一九一七

○日本 大正六年『第十回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府度支部專賣課開城出張所ヨ

リ發刊ス。(六卷三五六)

同年、酒井和太郎氏ハ人蔘中酸性物質並芳香性揮發油ノ藥理ニ關スル試驗成績ヲ發表セリ。(五卷五三六—五三七)

○日本 大正七年十月、近藤平三郎・山口誠太郎二氏ハ朝鮮人蔘ノ成分第二報ヲ發表セリ。(五卷五三七—五三九)

同年『第十一回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府度支部專賣課開城出張所ヨリ發刊ス。(六卷三五六)

○米國 Zinsmeister, G. L.氏ハ人蔘ノ根腐病ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(四卷四三〇—四三三)

○日本 大正八年朝鮮總督府ト三井物産會社ト爾後六箇年間ノ紅蔘拂下契約ヲ結ブ。

同年、朝鮮全羅道同福吳享南氏ハ百餘年來中絶シタル同福人蔘ヲ栽培再興ス。(四卷一一一)

○日本 大正八年一月二十八日、酒井和太郎ハ朝鮮人蔘ノ藥理作用ノ論文ヲ發表セリ。(五卷五四〇—五四一)

西一九一八

西一九一八

西一九一九

西一九一九

同年三月、瀧元清透氏ハ人蔘ノ病害ニ付テノ研究ヲ發表ス。

同年八月、官制改正ニヨリ度支部ハ廢止セラレ新ニ財務局ヲ置ク度支部專賣課ハ財務局專賣課トナリ、開城ニ其出張所ヲ置ク。

同年『第十二回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府財務局專賣課開城出張所ヨリ發刊ス。(六卷三五二)

西一九二〇  
○米國 Jager. J. 氏ハ人蔘菌核病ニ就テノ研究ヲ發表ス。(四卷四三〇—四三三)

西一九二〇  
○日本 大正九年『第十三回蔘政報告』ヲ朝鮮總督府財務局專賣課開城出張所ヨリ發刊ス。(六卷三五六)

同年九月、佐藤剛三氏ハ朝鮮人參エキスノ新陳代謝ニ及ボス影響ニ付テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五四一—五四六)

同年十月、朝鮮總督府制令第二十四號ヲ以テ紅蔘專賣令ヲ發布ス。是迄舊專賣令ヲ施行シ來リシガ不備ノ點多キニ因ル。同十一月總督府令一六八號ヲ以テ紅蔘專賣令施行規則ヲ發布ス。右十一月十五日ヨリ施行ス。

同年十二月、近藤平三郎、天野梅太郎、二氏ハ朝鮮人參及會津人參ノ成分第三報ヲ發表セリ。(五卷五四八—五五一)

西一九二二

○日本 大正十年三月、朝鮮總督府專賣局官制公布セラレ蔘政ハ總テ專賣局ニ移屬シ、財務局開城出張所ハ京城專賣支局開城出張所トナル。

同年四月、朝鮮總督府令一〇六號ヲ以テ水蔘賠償價格ヲ定ム。

同年『蔘政概要』ヲ朝鮮總督府京城專賣支局開城出張所ヨリ發刊ス。

(六卷三五六)

同年、紅蔘製造副製品、粉末紅蔘内用蔘精(エキス)浴用蔘精(液汁)ヲ製シ之ヲ拂下グ。

西一九二二

○日本 大正十一年、齋藤系平氏ハ朝鮮人蔘ノ糖尿病ニ對スル作用ニ就テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五四七)

同年、齋藤系平氏ハ朝鮮人蔘ノ實驗的過血糖ニ及ボス作用ニ付テノ再報ヲ

發表セリ。(五卷五二二)

同年二月、阿部勝馬・齋藤系平ノ二氏ハ朝鮮人蔘ノ有効成分ニ關スル研究ヲ

發表セリ。(五卷五五三)

同年、有馬純三・宮崎三郎ノ二氏ハ本邦産人蔘ノ有効成分ニ就テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五三―五五四)

同年三月、朝鮮勸業模範場技師中田覺五郎、同技手瀧元清透ノ二氏ハ人蔘ノ各種病害ニ關スル研究ヲ纏メテ一冊トシ發刊ス。(四卷四〇五—四二九)

同年四月、朝鮮總督府ハ紅蔘ノ生産三萬五千斤ヲ標準トシ、指定區域内人蔘成苗移植面積ヲ増加シ三十三萬五千坪トス。

同年八月、齋藤糸平氏ハ朝鮮人蔘ノ實驗的過血糖ニ及ボス作用ニ就テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五五四—五五五)

同月、朝鮮總督府令第一〇九號ヲ以テ紅蔘專賣令施行規則ノ一部ヲ改正ス  
同年九月、稻田進氏ハ朝鮮人蔘ノ物質代謝ニ及ボス實驗特ニ水分ニ就テヲ發表セリ。(五卷五五六—五五七)

同年十一月、朝鮮總督府制令第十一號ヲ以テ紅蔘專賣令中一部ヲ改正シ皮付白蔘ノ輸出移出ニ制限ヲ加フ。

○日本 大正十二年五月、廣川幸三郎氏ハ朝鮮人蔘越幾斯ノ尿中總窒素、總硫酸及エーテル硫酸ノ排出ニ及ボス影響ニ付テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五五七)

同年八月、開城蔘業組合孔聖學氏ハ紅蔘販路視察ノ爲支那各地ヲ漫遊調査シ「中遊日記」ヲ著ハス。

同年九月、今村美多氏ハ朝鮮人蔘配糖體ノ「アドレナリン」糖原質ニ及ボス影響ニ付テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五五八)

同年十一月、村山義溫、板垣武熹ノ二氏ハ竹節人蔘ノサボニンニ就テノ研究第二報ヲ發表セリ。(五卷五五九—五六一)

同年『蔘政概要』ヲ朝鮮總督府專賣局ヨリ發刊ス。(六卷三五六)

△以下毎年同一冊子ヲ續刊シ(昭和四年ヨリ人蔘要覽ト改題) 昭和十三年ニ至リ停ム。

○日本 大正十三年五月、朝鮮總督府令第二三號ヲ以テ紅蔘專賣令施行規則ノ一部ヲ改正ス。

同年十月、稻田進、高永珣、二氏ハ朝鮮人蔘ノ利尿作用ニ關スル研究第二報ヲ發表セリ。(五卷五五九)

○日本 大正十四年六月、專賣局官制ヲ改正シ蔘政事務ハ本局直轄トナリ、專賣局開城出張所ト改稱ス。

同月朝鮮總督府令第六九號ヲ以テ人蔘耕作獎勵規則ヲ發布シ優良耕作者ヘ獎勵金ヲ交付ス。

同年十月、朝鮮總督府專賣局ハ『人蔘採種又ボルドウ液撒布ガ根ノ發育ニ

及ボス影響ニ就テ』ヲ發刊ス。(六卷三五八)

○日本 大正十五年六月、米川稔氏ハ人蔘ヨリ抽出セル配糖體「ジンセニン」ノ藥物學的研究ニ付テ發表セリ。(五卷五六一—五六三)

○日本 昭和二年五月、朝鮮總督府令第五四號ヲ以テ紅蔘專賣令施行規則ノ一部ヲ改正ス。本年ヨリ指定區域内ニ於ケル成苗移植面積ヲ増シ三十五萬六千坪トス。

同月、馬場治郎・中尾利光二氏ハ人蔘エキス不正品ノ鑑別ニ付テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五六四—五六七)

同年六月、朝鮮總督府告示第二〇一號ヲ以テ紅蔘原料栽培指定區域ヨリ黃海道遂安、黃州、平安南道中和以上三郡ヲ削ル右地方ハ蔘業不振トナリ振定區域タルノ面目無キレ至リシニ因ル。(四卷二一〇)

同七月、馬場治郎・中尾利光二氏ハ朝鮮人蔘アルコホルノ末梢神經ニ對スル作用ニ就テノ研究ヲ發表セリ。(五卷五六八)

本年ヨリ昭和十一年迄ノ紅蔘拂下ヲ朝鮮總督府ト三井物産會社ト契約ヲ結ブ。

西一九二八

○日本 昭和三年一月、中田覺五郎、瀧元清透二氏ハ人蔘病害ノ研究ヲ『朝鮮作物病害目錄』中ニ併セ記シ勸業模範場ヨリ發刊ス。

同年二月、高永珣氏ハ朝鮮人蔘内服ニヨル尿量ノ減少ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五七〇—五七一)

同月、山口一香氏ハ朝鮮人蔘ノ酵素ニ付テノ研究ヲ發表ス。

(五卷五六八—五七〇)

同年六月、朝鮮總督府專賣局開城出張所ヨリ『人蔘ニ關スル研究報告』第二號ヲ發刊ス。本冊ハ人蔘栽培試驗成績ニ關スルモノ也。(六卷三五八)

同年九月、京城帝國大學(藥理學教室)教授醫學博士杉原德行氏ヲ專賣局囑託トス。

同年十一月、朝鮮總督府專賣局開城出張所長農學士伊森賢三氏ハ蔘圃ト氣候ニ關スル研究ヲ發表ス。(四卷二〇九—二一〇)

同年十一月、佐々木貞次郎氏ハ朝鮮人蔘エキスノ物理化學的性質靜的表面張力ト表面活性ニ付テノ研究ヲ發表ス。(五卷五七一—五七五)

同年十二月、朝鮮總督府專賣局開城出張所ハ『人蔘ニ關スル研究報告』第三

號ヲ發刊ス。本冊ハ人蔘作柄ト氣象トノ關係ヲ研究シタルモノナリ。

(六卷三五八)

同年、杉原德行氏ハ『漢藥朝鮮人蔘ニ就テ』ノ一文ヲ發表ス。

○米國 合衆國農務省ハ『Ginseng Culture』ノ一九二一年ニ刊行セルモノヲ修補刊行シ當業者ノ參考ニ資ス。(六卷三六一—三六二)

○日本 昭和四年一月、閔丙祺氏ハ朝鮮人蔘ヲ以テラツトヲ飼養シ其作用ノ實驗的研究ヲ發表ス。(五卷五七五—五七七)

同年三月、大島芳生氏ハ朝鮮人蔘エキス中ノ尿中總窒素硫酸及クレアチンノ排出ニ及ボス影響ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五七七—五八〇)

同年八月、大島芳生氏ハ朝鮮人蔘エキスノ「Jaffe」色彩反應及人蔘成分中ノ揮發油ノ生體內ニ於ケル運命ニ付テノ研究ヲ發表ス。(五卷五八〇—五八一)

同年九月、大島芳生氏ハ朝鮮人蔘エキスガ尿中ノ總窒素クレアニチン及硫黃ノ排出ニ及ボス影響ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五八二—五八三)

同年九月、朝鮮總督府專賣局ハ『人蔘禮讚ト蔘精ノ榮』ヲ發刊ス。

(六卷三五八)

西一九二八

西一九二九

同年九月、平安北道江界郡化京面山中ニ於テ重量八十二匁ノ山人蔘ヲ發見採取者ハ之ヲ三千三百圓ニ賣ル。是レ近年ノ山人蔘取引高價ノレコード也

(七卷二〇二)

同年、紅蔘生産四萬斤ヲ標準トシ、成苗移植面積ヲ三十六萬三千坪ニ増加ノコトニ專賣局ニ於テ定ム。

○日本 昭和五年一月、関丙祺氏ハ朝鮮人蔘ノ實驗的研究其二、朝鮮人蔘ヲ以テ飼養セル、ラットニ於ケル二三瘧毒ノ中毒現象及致死量ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五八三—五八四)

同年一月、関丙祺氏ハ朝鮮人蔘ノ實驗的研究其三、朝鮮人蔘ヲ以テ飼育セル、ラットニ於ケル二三麻痺毒ノ中毒現象及致死量ニ就テノ研究ヲ發表ス。

(五卷五八四—五八五)

同年三月、野々村茂子、大島芳生ノ二氏ハ朝鮮人蔘ノ一般組成及米國人蔘ノ一般組成ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五八六—五八九)

同年六月、小竹無二雄氏ハ配糖體ノ化學的研究第一報、朝鮮人蔘ノ配糖體ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷六二〇—六二三)

同年七月、篠田信二氏ハ『滿洲ニ於ケル藥用人蔘ノ生産及取引』ヲ發行ス。  
 同年九月、朝鮮總督府告示第三八七號ヲ以テ指定區域京畿道ノ項ヲ開城府・  
 開豐郡・長湍郡ニ改ム、府郡ノ區域ノ變更ニ因ル。

○米國 アメリカ合衆國農務省ハ、連年人蔘病害ノ甚カリシ後此年ニ於テ (*Crimis eng. Diseases and their control*) ノ一九一六年ニ發刊セシモノニ補修ヲ加エ各種  
 病害ノ概況症狀原因等ニ付テ記シ當業者ノ注意ヲ喚起セリ。(六卷二六一)

○日本 昭和六年一月、閔丙祺氏ハ朝鮮人蔘ノ實驗的研究其四、朝鮮人蔘ヲ以テ  
 飼育セル、ラットニ於ケル二三神經毒ノ中毒現象及致死量ニ付テノ研究ヲ發  
 表ス。(五卷五八九—五九〇)

同年一月、閔丙祺氏ハ朝鮮人蔘ノ實驗的研究其五、朝鮮人蔘ト米國人蔘トノ  
 有効成分其他ノ比較研究ヲ發表ス。(五卷五九〇—五九三)

同年二月二十日、開城蔘業組合ハ創立滿二十周年紀念式ヲ舉行シ功勞者ヲ  
 表彰シ、且『紀念誌』ヲ發刊ス。(六卷三五九)

同年二月、成島正氏ハ朝鮮人蔘中ノ抗神經炎性ビタミンニ就テノ研究ヲ發  
 表ス。(五卷五九三)

同年、朝鮮總督府專賣局ハ紅蔘原料タル人蔘成苗移植面積ヲ三十七萬九千坪ニ増加ス。

同年四月、大島芳生氏ハ朝鮮人蔘ガ生體組織内クルチオンニ及ボス影響ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五九四)

同四月、大島芳生氏ハ朝鮮人蔘エキスノ尿中排泄ニ及ボス影響ニ付テノ研究ヲ發表ス。(五卷五九八)

同月、大島芳生、野々村茂子二氏ハ朝鮮人蔘ノ還元糖及非還元糖ノ量ニ付テノ研究ヲ發表ス。(五卷五九五—五九七)

同四月、野々村茂子、大島芳生ノ二氏ハ朝鮮人蔘ノ一般組成及無機鹽類含有量ニ就テノ研究ヲ發表ス。(五卷五九九—六〇二)

同年五月、金夏植氏ハ朝鮮人蔘ノ各種成分ノ藥理的作用ニ付テノ第一報告、バナツクス酸ノ研究ヲ發表ス。(五卷六〇二—六〇五)

同年、日支事變勃發シ其結果支那各地ニ於テ日貨排斥起リ紅蔘ノ支那輸出殆ンド杜絶シ滯貨トナル。爾來年々滯貨ヲ見ル。

同年七月、金夏植氏ハ朝鮮人蔘ノ各種成分ノ藥理學的作用ニ付テノ第三報

告サボニンノ藥理的作用ニ付テノ研究ヲ發表ス。(五卷六〇五—六〇六)

同年九月、金夏植ハ朝鮮人蔘ノ家兎ノ血液像ニ及ボス影響ニ付テノ研究ヲ發表ス。(五卷六〇六—六一〇)

○昭和七年二月、尹基寧氏ハ朝鮮人蔘ノ血清中カルシウムイオン竝ニカリウムイオンニ及ボス影響ノ研究第一報告ヲ發表ス。(五卷六一〇—六一二)

同年三月、金夏植氏ハ朝鮮人蔘各種成分ノ制糖作用ニ就テノ研究ヲ發表ス

(五卷六一二—六一三)

同年四月、朝鮮總督府專賣局ニ於テ人蔘史發刊ヲ企策シ今村鞆ヲ囑託ニ任命シ其事業ニ着手ス。

○支那 中華民國二十一年十二月、趙燾黃氏ハ上海國立中央研究所ニ在リテ『中國新本艸圖誌』第一集人蔘ヲ著ハス(六卷三四九—三五〇)

同年、趙黃燾氏ハ是レヨリ前朝鮮・日本・アメリカノ各種人蔘ノ構造ノ顯微鏡檢査ノ結果ヲ中國新本草圖誌ニ載ス。(五卷六一四—六一八)

同年、吳冠民氏ハ是ヨリ先日本・滿洲人蔘ノ含有量ヲ檢定シタルモノヲ中國新本艸圖誌ニ載ス。(五卷六一三—六一四)

西一九三三

○日本 昭和八年四月、朝鮮總督府專賣局ハ『人蔘神艸』ヲ發刊ス。

(六卷三五八―三五九)

同年六月、尹基寧氏ハ朝鮮人蔘ノ「カルシウムイオン」並ニ「カリウムイオン」ニ及ボス影響ノ第二報告ヲ發表ス。(五卷六一九―六二〇)

同年、專賣令施行規則ヲ改正シ、從前指定區域外、鮮内各地ノ人蔘栽培ノ免許ハ各其府尹、島司、郡守ニ屬セシテ、各地專賣支局長ノ所管ニ改ム。且從來人蔘ノ耕作ヲ爲シ居ラザル府郡、島ニハ新ニ耕作スルヲ許サザルコトトス。

同年十二月、朝鮮總督府令第一三八號ヲ以テ、紅蔘專賣令施行規則ノ一部ヲ改正ス。

西一九三四

○日本 昭和九年四月、朝鮮總督府令第五三號ヲ以テ、紅蔘專賣令施行規則ノ一部ヲ改正ス。

西一九三五

○日本 昭和九年五月、開城人蔘同業組合ハ『高麗人蔘ニ就テ』ヲ發刊ス。

(六卷三五九)

同年、支那ニ於ケル日貨排斥ニヨル紅蔘滯貨ニ鑑ミ、朝鮮總督府專賣局ハ此年春季ノ分ヨリ、人蔘栽培面積三分一ヲ減ジテ二十五萬坪トス。

同年八月二十八日、朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第七卷』蔘名攷彙篇ヲ發刊ス。

○日本 昭和十年九月十五日、朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第二卷』人蔘政治篇ヲ發刊ス。

同年四月、開城蔘業組合ハ同地ニ人蔘神社ヲ建立ス。

○日本 昭和十一年十一月五日、朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第四卷』人蔘栽培篇ヲ發刊ス。

同月二十四日、開城府ニ資本金二百萬圓ヲ以テ開業蔘業株式會社創立セラレ事務所ヲ同府高麗町一五〇番地ニ置ク。事業ハ指定耕作區域内生産ノ人蔘(紅蔘原料外)ヲ以テ白蔘ヲ製造販賣スルモノニシテ其聲價ヲ高メ事業ノ統制ヲ計ルニ在リ。

同年十二月、京城帝國大學心理學教室高月亮太・大塚鎧ノ二氏ハ『朝鮮人蔘ノ効力ガ白鼠ノ學習ニ及ボス影響』ナル心理學研究ヲ發表ス。(六卷四六三)  
同年朝鮮總督府專賣局ハ支那ニ於ケル紅蔘ノ賣行稍良好ナルニ考ヘ人蔘栽培面積減坪ノ三分ノ一ヲ増加ス。

○日本 十二年三月三十一日、朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第五卷』人蔘醫藥篇ヲ發刊ス。

同年、三井物産會社ト本年ヨリ昭和十七年迄五年間紅蔘拂下ノ契約ヲ結ブ。

同年九月、京城大學豫科竹中要氏ハ『人蔘細胞ノ染色體ニ關スル研究』ヲ發

表ス。(六卷四五九—四六〇〇)

△昭和十二年朝鮮總督府豫算紅蔘專賣收入ハ百六十七萬八千七百六十二圓ニシテ專賣總收入ノ約四十分ノ一、歲入總額ノ約百分ノ一ニ當ル(三卷二四六—二四七)

○日本 昭和十三年三月二十日、朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第三卷』人蔘經濟篇ヲ發刊ス。

○日本 昭和十四年三月三十一日、朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第六卷』人蔘雜記篇ヲ發刊ス。

○日本 同十四年、福岡農科大學福永俊太郎氏ハ『朝鮮人蔘ノ細胞學的研究』ヲ發表ス。(六卷四六一—四六二)

○日本昭和十五年四月朝鮮總督府專賣局ニ於テ『人蔘史第一卷』人蔘編年紀、人蔘思想編ヲ發刊ス是ニテ大體人蔘史ノ黃述ヲ終リ唯附錄(索引正誤)ノ一卷ヲ殘ス。

西一九三八

西一九三八

西一九四〇

本年朝鮮總督府專賣局ハ支那事變後ニ於ケル紅蔘ノ賣行ヲ見越シ指定區域内人蔘ノ栽培面積ヲ昭和八年ノ定メニ復舊ス。







人蔘史 下 人蔘思想篇

緒言

凡そ事物の研究は其根本に立入り深く穿索するに非ざれば其本體を究むることを得ず。本卷に於ては人蔘てふもの、根原に觸れて解説し、旁眞面目に人蔘の事を研究せんとする人に基礎觀念としての豫備智識を與ふるを目的とす故に先づ第一に支那本草學と人蔘の關係を敘し。第二に人蔘の世に出たる時期乃ち支那に於て人蔘が醫藥界に一個の良藥として認識せられ一般に通用するに至りし時代はいづの世なるかを説き。第三に人蔘を尊重する思想の中、其療病の効驗とは全く關係無き思想は何により淵源濫觴せしかを明かにし。次に以上第二、第三に關聯ある側面の事項に就て闡解したるものにして、即人蔘に關する唐宋以前に於ける思想的觀點より論究考證せんとするものなり。

## 第一章 支那に於ける本草學の起原と其發達經過及人蔘との關係に付て

人蔘の事を研究せんとする者は、否人蔘に限らず總て漢藥の事を知らんとするには先づ本章標示の命題に付て深く研鑽し根本觀念に觸れたる基礎智識を養備するを必要事とす。否らざれば其觀察動もすれば皮相に流れ眞髓に徹透するを得ざるに至るの憾あり。人蔘史各篇に於ては事に聯し時に關し多少此點に説を及ぼし釋明したることあるも未だ系統的に述べたることあらず。茲には更に此事に就て要綱脈絡を備へて抽象統説を試みんとするものなり。

凡そ藥物の學は醫學が相當に進歩發達して後藥物の良否如何が疾病の治療に關係深きを曉るに至りし後分科發達するを過程順序とすること當然の經過にして、洋の東西其揆を一にする所なり。支那の醫學は其起原を神農黃帝に假託するも是素より虛構の妄説にして信を措くに足らず。殷周時代に於て醫學が甚だ幼稚の域を脱せざりしことは、殷の宰相に巫咸及其子巫賢あり當時巫事の尊重せられしを見るべく、『書經』金縢に周の武王の病あるや太公と召公が

○此違セズト從前  
ノ學者藥ヲ受クル  
釋スルニ達セズト  
ニガ藥ヲ必要トスル  
ベシ。

王の爲に龜卜せんとし、周公が天に禱祝して病癒へしことを記し、醫療に及ばず『論語』子路十三に：：南人言へる有り曰く人にして恒(良心ナ)なくんば以て巫醫と作る可からずと、善いかな其徳を恒にせずんば或は之に羞を承スむと、子曰く占はざるのみ：：。

從前ノ學者此ノ巫醫ノ二字ヲ以テ巫ト醫トノ二者ニ解セルモノアルモ誤リ也。此レガ巫ト醫トヲ兼ネタル一人ナルコトハ、古代何レノ國ニ於テモ巫ト醫トハ混合シテ同一物タリシコトニ徴スベク下記『說苑』ノ記事及『漢書』列傳許楊傳ニ：：少フシテ術數ヲ好ム王莽ノ時姓名ヲ變ジテ巫醫トナルトアルニヨリ其一人ナルコト甚ダ明白也。

とあり又『同書』郷黨第十に：：康子藥を饋る拜して之を受く、曰く丘未だ達せず敢へて嘗めず：：とあり。藥を重んぜざりしを見る。

『周禮』天官には食醫ありて王の飲食物を掌り、疾醫あり萬民の疾病を掌り、瘍醫あり腫瘍金瘍折瘍の事を掌り、獸醫あり獸病獸瘍を掌るとあり。右の記事周代八百六十七年間の何時の年代の事に當るかは不明なれど、假りに中期後文化の見るべきものありし時とするも餘りに醫事制度が井然とせるに過ぐるの感あり。其文中五味五穀五藥を以て藥を養ひ、五氣五聲五風を以て其死生を眡し

之を兩にしては九竅の變を以てし、之を參にしては九藏の動きを以てす：。凡そ和春は多酸、夏は多苦、秋は多辛、冬は多鹹、調ふるに滑甘を以てす：。とある如きは、『素問』の説ける基礎醫理に頗ぶる相適應せるものあり。周代に斯る醫理思想無きが如く、素問が戰國時代の末より秦を経て漢の初期迄に數人の手に於て累加著作せられしとの書誌學上の通説を是認すれば、此記事疑を懐くべき價値なしとせず。且又周禮は全然僞書にして、漢の劉韻の僞作なりと稱するものあり、又或は眞僞混合せりと説くものあり、未だ以て遽かに此記事を肯定すべからず。一方『春秋左氏傳』其他を見るに、それ等の書は其記事周末の王侯重臣等の身邊の起居動靜に詳しく觸れ居るものなるが、其疾病に付ては醫療に關するものは、卷二十晉侯病あり、卜人曰く實沈臺駘の祟なり、史此の鬼神を知らず、子産に問ふて高辛氏の二子の名にして星辰の神となれるものなることを記し、同卷に晉侯醫を秦に求む、秦伯醫和をして之を視せしむ。曰く是を女室に近く(交接過度)と謂ふ疾、蠱の如し、鬼に非ず、鬼神の祟に非ず、食に非ず、惑ふて志を喪へり：云々。

劉向の『新序』に許の悼公瘡を病み、藥毒を飲んで死すとある等、僅かに見はれ

他は下記の如き醫藥を用ゐざりしもののみ也。

左氏傳卷二十一に：晉侯病あり韓宣子客を迎ふ私語して曰く寡君疾に寝ぬる今に三月なり。竝に羣望望祀し山川に祈禱することに走れども加ふるありて瘳ゆる無し。今黃熊寢門に入ると夢む其れ何の厲鬼ぞや。

同卷二十四に：齊侯疥し遂に疢す期にして瘳えず。諸侯の賓疾を問ふ者多く在り梁丘據畜款と公に言つて曰く吾れ鬼神に事ふること豊かに先君より加ふるあり。今君疾病にして諸侯の憂を爲すは是れ祝史祈禱を司どる役人の罪なり：。

同卷二十九に：昭王病あり卜するに曰く河祟を爲せり王祭らず大夫諸を郊に祭らんことを請ふとあり。

漢の劉向の『説苑』卷一君道にも：楚の昭王疾あり之を卜するに河祟を爲せり三夫三牲を用ゐんことを請ふ：云々とあり。

『説苑』卷十九修文には：古は菑有る者は之を厲と謂ふ。君一時素服して有司をして死を弔し疾憂を問はしめ巫醫をして匍匐して之を救ひ湯粥して之を方す：。

○禁。  
○黃河。

○牛羊豕。

○災。  
○急性傳染病。

○齊。

○祈禱スル役人。

『晏子春秋』には：景公疥して且つ瘡す替牟にして已えず。會譴梁丘據晏子を召して問ひて曰く、寡人の病病なり史固と祝佗をして山川宗廟を巡らしむ。犠牲珪璧備具せざる莫し、數其れ常に先君桓公より多し。二子者を殺し(小兒ノ犠牲)以て上帝に説かんとす云々：。會、梁二人は之を可なりとせしも晏子が之を諫めて止みし記事あり。

以上の例示の如く春秋戰國時代に於て諸書の記事中醫に及びたる記事甚少なし。知るべし疾病の對策は主として祈禱巫呪を以てせしことを。

先秦の作と稱せらる『山海經』五藏山經を見るに藥は食ふもの、服するもの(衣類の中に入れ置くこと)佩ふるものとの三あり。醫術と厭勝との混合せるを察すべく、以上記す如く醫學幼稚なる先秦時代に於て藥物學が發達すべき理無し。斯學の發達は漢代に於て醫學が長足の進歩を遂げたる時より始まる。之を説かんとするには先づ本草なる語の意義を明かにせざるべからず。

本草の文字の始めて現はれしは『前漢書』郊祀志(平帝の時)に：侯神方士使者副佐本草待詔七十餘人皆家に歸す：とあるものにして、次に同書平帝紀四年の條に

○此全文後段ニアリ。

：：徵天下通知逸經古記天文麻算鍾律小學史篇方術本草及以五經論語孝經爾雅教授者在所爲駕一封輶傳遣詣京師至者數千人：。

此文は句讀の切り方にも疑あり假に前記の如くすべきものとしてフリ假名と返り點をなせり隨つて猶其解し方にも疑あり。

(一) 逸經より本草迄は古逸書を徵し、五經以下爾雅迄は其教授者を徵したるか。斯く解する時は至る者の數千人は多きに過ぐ。(二) 全部の教授者を徵したりと解せば逸經古記も其教授者と云ふこと、なり意義を爲さず。(三) 全部の古書を徵したるものにして、教授者の在る所に通知しと讀み教授者の在る所よりも古書を徵したるものにして、教授者其人を徵したるに非ずと解せば、其數千人は唯古書を携持して京師に來りしこと、なり意義を爲さず。(四) 此文の書き方は當を得ざるも逸經古記の二は古書を徵し、其他は教授する者をも徵し古籍をも徵したりと解すを妥當なりとすべし。

同書卷九十二游俠傳第六十二に。

樓護字は君卿、齊の人、父は世醫也。護少ふして父に隨ひ醫と爲る、長安貴戚の家に出入す。護醫經本草數萬言を誦す、長者咸な之を愛重す、共に謂つて曰

く君卿の材を以て何ぞ宦學せざる乎。是の辭に繇り其父に經傳を學ぶ……。とあるを本草の文字の最初のものとする。本草の語原に付ては二説あり、第一説は『前漢書』藝文志に

黃帝內經 十八卷

外經 三十七卷

扁鵲內經 九卷

外經 十二卷

白氏內經 三十八卷

外經 三十六卷

旁篇 二十五卷

大醫經七家二百十六卷

湯液經法 三十二卷

神農黃帝食禁 七卷

右經方十一家三百七十卷

經方者本草石之寒溫、量疾病淺深、假藥味之滋、因氣感之宜、辯五苦六

1  
此括弧の如く區劃して解釋し、十一家とは黃帝・扁鵲・白氏・神農と大醫經ノ姓名不掲の七家を加へたるものと考ふ。但總卷數の計算に合はず。

1

7

1

辛<sup>ツ</sup> 致<sup>レ</sup>水<sup>ノ</sup>火<sup>ヲ</sup>齊<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>通<sup>シ</sup>閉<sup>シ</sup>解<sup>シ</sup>結<sup>シ</sup>反<sup>シ</sup>之<sup>ニ</sup>平<sup>ニ</sup> 及<sup>テ</sup>失<sup>ス</sup>眞<sup>ニ</sup>宜<sup>シ</sup>者<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>熱<sup>シ</sup>益<sup>シ</sup>熱<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>寒<sup>シ</sup>增<sup>ス</sup>寒<sup>シ</sup> 精氣内傷  
不<sup>レ</sup>見<sup>ル</sup>外<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>獨<sup>リ</sup>失<sup>ス</sup>也 故<sup>ニ</sup>諺<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>有<sup>リ</sup>病<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>治<sup>シ</sup>常<sup>ニ</sup>得<sup>ル</sup>中<sup>ニ</sup>醫<sup>ヲ</sup>。

右一句中「本草石之寒温」の上二字を採りて本草と名けたりと爲すものなり。

此説は批議すべきものあり。即漢書の筆者は後漢の班固なり、此文班固が筆に成れりとせば其遙に前漢成帝時代に既に本草なる名詞あることに合せず。強ひて言はゞ、此經方の定義が既に前漢の何等かの書に出で居り、此れを班固が採り用ひたりと考せざるべからざる無理あり。

此點に付ては、故藥學博士中尾万三氏は『漢書藝文志より本草衍義に至る本草書目の考察』中に於て左の如く詳論せり。

…先づ右ノ「經方者本草石之寒温云々」ノ記文ヲ以テ漢書ノ著者デアル班固ガ加フル所トスレバ右ノ説ハ全々時代ニ於イテ合ハヌ事ニナル。何トナレバ班固ガ漢書ヲ書イタノハ西紀後九〇年頃デ、本草ト言フ文字ノアルノハ前述スル如ク西紀前ノ成帝ノ時デアル。然レバ本草ト言フ文字ガ前ニアツテ其字義ノ出所ガ後ニアルト言フ事ニナリ、甚ダ談ガ合ハヌ事ニナル。若シ斯クノ如シトスレバ諸種ノ疑問ガ此ノ談ノ合ハヌ事カラ起リ、本草ノ字義ハ到底解シ難イ事ニナル。處ガ右ノ經方云々ノ記文ヲ以テ、劉向ガ校書ノ時、或ハ子ノ劉韻ガ七略ヲ奉上スル時カラアル記文デ、班固ガ其舊ヲ存ジテ書イタモノトスレバ、略ボ右ノ記文ハ本草ノ語源ト稱シ得ル。其ノワケハ漢ノ成帝ガ天下ニ遺書ヲ求メ

タノハ河平三年デアルカラ、西紀前二六年デアル。而シテ劉向父子が講書ノ詔ヲ受ケテ居ルノモ同年デアルカラ、劉向ガ七略ノ書ヲ校書シ出シタノモ同年カラデアラウ。處ガ劉向ハ成帝ノ綏和二年即チ西紀前七年ニ死シ、子ノ韻ガ此ノ年ニ即位シタ哀帝ノ詔ヲ承ケテ又校書ヲ引キ繼イデ居ルガ、現存セル山海經ノ卷九卷十三ノ卷末ニ「建平元年四月丙辰待詔太常屬臣望校、侍中光祿勳臣龔侍中奉車都尉光祿大夫臣秀領主省」ナル文字ガアル。此ノ秀ト言フノハ劉韻ノ事デ、建平元年ハ西紀前六年ニ當ツテ居ル、即チ劉向ガ死ンダ翌年ニ校書シタ山海經ヲ奉ツテ居ルノデアルガ、恐ラク七略モ此時ニ奉ツタモノデアラウ。蓋シ劉韻ハ大司空師丹ノ怒リニ觸レ、師丹ハ同年ノ秋ニ免ゼラレテ居リ、劉韻ハ其七略ヲ奏上シ終ツテ居ル可キデアル。即チ建平元年四月云々ト山海經ニ殘ル校書ノ記文ハ、校書ヲ終ルト同時ニ七略ヲ奉呈シタト想ハセルニ充分ナルモノデアル。斯ク七略ガ出來タ年代ヲ定メ「經方者本草石之寒溫云々」ノ記文ヲ七略ニ劉秀又ハ劉向ガ付シタ記文トスレバ、本草ノ語源ハ本草ナル文字ノ初メテ記サレテ居ル時代トハ略ボ同時代トナリ、本草ノ語源ガ右ノ記文カラ起ツタト言フニ差シタル不都合ヲ來サヌ事ニナル、様デアアルガマダ充分トハ言ヘヌ。

但シ之ヲ尙ホ明白ニサセル爲ニハ成帝ガ本草待詔ヲ罷メタ年ヲ知ル必要ガアル。帝ハ建始元年（西紀前三二年）ニ即位シ、丞相ノ匡衡御史大夫ノ張譚ガ上奏シテ仙人祠・陳寶祠ノ如キ案ノ文公カラノ祠ヲ止メテ居リ、其翌年又候神・方士・使者等ノ祠ル四百十數箇所ノ祠竝ニ其他ノ神祠ヲ罷メテ居ル。此ノ神祠ヲ罷メル時、候神・方士・使者・本草待詔ガ家ニ歸ラサレテ居ルノデアルカラ、丁度西紀前三十一年ニハ既ニ本草ナル文字ガアリ而モ本草待詔ナル役名モアツタ。即チ此時ハ劉韻ガ七略ヲ奉呈シタ時カラハ二十五年前デアアル。劉向ガ子ノ韻ト共ニ校書ニ從ツタ河平三年カラハ五年前ニ當ル。此

ノ如ク本草ト言フ文字ノ始メテ見エテ居ル時代ト本草ナル語源ノ記文アル時代トハ互ヒニ年代ニ於テ大差ナキ事トナルガ。尙ホ語源ノ記文ガアル時代ヨリ本草ト言フ文字ノアル時代ノ方ガ前デアツテ「經方者本草石之寒溫」ト言フ記文カラ本草ト云フ言葉ガ出來タトスルニハ不都合デアアル。

故ニ此ノ記文ヲ本草ノ語源ト爲スベクハ多少ノ想像ヲ之ニ加フル必要ガアル。藝文志ノ序ニ班固ハ漢ノ武帝ガ書籍ノ逸亡シタノヲ闕ミ、藏書ノ策ヲ建テ寫書ノ官ヲ置キ諸子傳説等ニ至ルマデ之ヲ集メタト言フテ居ル。之等ノ書物ハ劉向ノ時代即チ成帝ノ時ニ至ルト多數逸亡ノモノモ有ツタカモ知ラヌガ、隨分ト澤山ニ集マツテ居タ。劉韻ハ此ノ狀況ヲ記シテ「孝武帝丞相公孫弘ニ敕シ廣ク獻書ノ路ヲ開ク百年ノ間書山ノ如クニ積ム。外ニハ則チ太常太史博士ノ藏アリ、内ニハ則チ廷閣廣内秘室ノ府アリ」ト言ツテ居ル、成帝ノ時逸亡セル遺書ヲ天下ニ求メタトハ言ヘ、當時宮廷ニ在ツタ書物カ頗ル多數デアツタ事ハ右ノ記文ニ依テ明カデアリ。又タ劉韻ガ百年ノ間ト言ツテ居ル年代モ亦元朔五年ニ溯レバ、大略百年ニナツテ此ノ記文ガ成帝當時ノ實際ヲ述ベテ居ル事ヲ知り得ル。

右ニ依テ想フニ劉向父子ガ七略ノ書目分類ハ劉向ノ時ニ初マルモノデ無ク、既ニ武帝藏書ノ時カラアツタモノデアラウト想ハレル。勿論百年間ノ年代ヲ經テ居ルノデアアルカラ其ノ分類ニ多少ノ變化ハアツタカモ知レナイガ、大體ニ於ケル分類ハ武帝當時ノモノデアラウト思ハレル。其分類ヲ劉向ナリ又班固ナリガ引繼イデ藝文志トシ記シテ居ルモノデアラウ。想フニ多數ノ書ヲ藏スル場合簡單乍ラ分類スルノハ當然デアリ、又其分類ニ簡略ナ説明或ハ定義ノ如キモノチ付シ置クモ亦有り得ベキ事デアアル。故ニ漢書藝文志ニ陰陽家ヲ説明シテ。

陰陽者順時而發推刑德隨斗繫因五勝假鬼神而爲助者也。或ハ技巧ヲ説明シテ

技巧者習手足便器械積機關以立攻守之勝者也。

ト言フ如キハ班固又ハ劉韻ノ加ヘタ説明デ無ク、分類ノ必要上之等ヨリ以前ニ於テ誌サレテ居タ言葉デアラウ。此ノ如キ假定ヲ置イテ他ノ分類ヲ見ルト。

儒家者流蓋出於司徒之官助人君順陰陽明教化者也。

ト言フ迄ガ古キ説明デ、是以下ニ記サレテ居ル「游文於六經中留意於仁義之際云々」ノ如キ劉向ガ加ヘル所カ或ハ更ニ班固カ加ヘル所デアラウ。神僊家ノ條ニ「神僊者所以保性命之真而遊求其外者也」トアル迄ガ古ク、其以下ニ於イテ「聊以盪意平心同死生之域云云」ト言フハ新ラシイモノデアラウ。又タ醫經ノ説明ニ於テモ「醫經者原人血脈經絡骨髓陰陽表裏以起百病之本死生之分」ト言フノガ恐ラク原文デ、之レヨリ以後ノ「而用度箴石湯火所施調百藥齊和之所宜至齊之德猶慈石取鐵以物相使拙者失理以瘞爲劇以生爲死」ト言フハ劉向或ハ班固ノ加フル所デアラウ之ト同様ニ「經方者本草石之寒溫量疾病之淺深假藥味之滋因氣感之宜辨五苦六辛致水火之齊以通閉開結反之於平及失其宜者以熱益熱以寒增寒精氣內傷不見於外是獨失也故諺曰有病不治常得中醫」ナル記文中「反之於平」マデガ古記テ、以下ハ後ニ付ケ加ヘラレタモノデアウ。

斯クノ如ク藝文志中ニ加ヘラレタル分類ノ説明中ニ既ニ武帝ガ藏書ノ計畫ヲ建テタ以來ノ文字(何レノ時代カ明確ニ分ラヌガ)ガ有リトスレハ「經方者本草石之寒溫云々」ノ記文モ亦古クカラアツタ文字デアリ、藥ノ事ヲ書イテ居ル書物ヲ此經ノ部ニ入レル所カラ藥ノ事ヲイットハ無シニ本草ト言ヒ初メ、成帝ノ時ニハ既ニ本草待詔ト言フ如キ名稱サヘ生ズルニ至ツタト考ヘル事ガ出來ル。而シテ廣ク經方ト呼ムデハ醫術ノ藥ト間違ヒ易イ所カラ經方中更ニ本草ナル新字ヲ造ツテ方士ノ藥ニ對スル文

字トシタモノデアルマイカ。斯ク考ヘル時ニ於テハ「經方者本草云々」ノ文字ガ本草ト言フ語源トシテ時代ニ於テ撞着ガ無ク解シ得ラレル。但シ之レニハ上記長々ト記ス如キ假説ヲ置ク必要ガアル次第アル。何レニシロ本草ナル文字ハ武帝以後成帝ニ至ル百年間程ノ間ニ出來タ新字デアツテ、而モ成帝ヲ去ル遠カラザル時ダラウト想像シ得ル。而シテ本草ナル文字ハ其字ノ出來タ時代ニ於テハ、方士ノ説ク藥ニ對スル字デアツタラシク思ハレルガ、神仙ノ道ガ追々流行シ無クナリ道教ノ如キモノガ起リ大ニ宗教的氣分ニ移リ行クニ從ヒ、其藥ハ當然獨立シテ發達スベキ醫術ノ藥ニ併合セラレ、本草ト言フ言葉ハ廣ク藥品ヲ取扱フ言葉トナリ、後世ニ於テハ其由來ガ忘レラレテ終フタ爲メ醫藥ノ言葉ト計リ信ズルニ至ツタモノト考ヘラレル。

此説考證を盡し參考すべき節々多きも結局想像説に過ぎず。唐の李勣は此の「本草石之寒溫」云々の記文を：：此れ乃ち經方を論ずるの語、而して本草の名無し：：云々と、全く本草なる術語と無關係のものとして看過せり。又一面より考ふれば「本草石之寒溫」六字の上二字を取れりとの説は上二字が總體の意味を約略抽象せざる點に——文字を苟くも造句せざる支那學者通例の風として——も疑あり。第二説は凡そ藥は鑛物、動物、植物の三種を用ゆれども、其中植物たる草が最多きより名けられたりと爲すものにして、即僞蜀の韓保昇が其著『蜀本草』に於て：：藥に玉石草木蟲獸あり、而るに本草と謂ふ者は諸藥の中に草類

最も多き爲なり：と説きしに始まると雖も、此説にも亦疑點なきに非ず。元來本草學なるものは仙人となるべく又は不老長壽を求むべき藥を起點として出發したるものにして、其仙道の藥には礦物質最多く植物は甚だ少きことに合致せず。強ひて臆測すれば仙藥の礦物質のもの、例之は丹砂を化して黄金と爲すと云ふ如きは、秦の始皇の時に於ても其成功せざることば試験濟にして、漢の武帝の時にも復同一の轍を履み、虚欺發覺して殺されし者もある程なりしかば、爾後此種の山師的方士は未開拓の植物界に力を注ぎ深山靈地等より得體の知れぬ容易に虚偽の發覺せぬ珍異の植物を探し來り、之に神祕色を賦與して久服を説きたるにより草を本とするとの意味より、本草と名けられたるに非ざるかとも考へらる。されど此も亦想像説たるに過ぎず。

○平帝。  
 宋の寇宗奭は『本草衍義』の鈔例、上に於て：帝紀元始五年天下方術本草に通知する者を所在に擧げ輶傳遣はして京師に詣る、此に但だ本草の名を見る終に何の代よりして作るかを能く斷ずる能はず：とあれど、前述の資料より考へて平帝より溯り武帝迄百餘年間の中に出來上りたるものなりと斷じ得べく語原の鑿穿は暫らく措き、其本草と云ふ語の持つ意味は時代に隨ひ内容に多

少の變化あり。凡そ漢時代の藥は二の系統あり、一は仙道に云ふ服食の藥にて之を久服せば仙人となり得べきもの也。此中には仙人と成らざる迄も少くとも不老長生即元氣を保持し老衰を防ぐ藥、今日にて言へばホルモン劑の如きものを包含するは無論也。二は腹痛せば之に某る藥を與へ外傷せば之に某る藥を塗抹すると云ふ如きものにして仙道の方士とは別個に古くより儼として存在せしことは必然にして、漢に大醫院の存在せしことに徴すべく、寧ろ神仙道が中途より藥の領分に進出したるは僭越變態なりと謂ふべく之二者が後に相接近し相融合すべきは自然に起るべき現象なり。故に其經過の道程に於ける情勢により本草なる語の内容に變化ありとすべく、藥物學が元と仙道の服食より發達し後に至り漸々分離して實際の藥物學らしき體裁を具へたる其劃期は、後漢の末神農本草經異本は別とし今日に謂ふ所の神農本草經の出來上りし時代なりとす。其後三國及魏晉に至り醫學の發達に伴ひ藥物學も亦進歩したり。晋の張華『博物志』卷一物産の條に。

：名山神芝を生ず、不死の草：。名川大川、孔穴相内和氣出づる所則ち石脂玉膏を生ず、之を食へば死せず、神龍、靈龜穴中に行く矣：。神宮、高石沼

中に在り、神人有り、麒麟、琪芝、神草多し。英泉あり、之を飲んで服す、三百歳乃ち不死を覺ゆ。瑯琊を去る四萬五千里：。員丘山上不死樹有り、之を食へば乃壽し。赤泉有り、之を飲めば不老、大蛇多し、人の害を爲す、居るを得ず：

晋の葛洪の『抱朴子』内篇卷四に抱朴子曰く：。其次に五靈丹經一卷有り、五法有る也。丹砂、雄黃、雌黃、石硫黃、青礬、石磁石、戎鹽、太乙餘糧を用ひ、亦六一泥を用ひ、及神室祭醮之を合する三十六日にして成る。又五帝の符を用ゐる五色を以て之を書す人をして死せしめず：。等の如き數多きの仙藥を載せあり。右の如きものは普通の藥とは全く分離したるものにして、藥と謂ふよりは神符とも稱すべし。其後五胡十六國に及び戰亂相續ぎ總ての學問は一時衰退に歸せしが、唐が天下を統一せし後、文運隆興し、更に西域、印度等と交通大に開け、本草の學も亦醫學の進歩に伴ひ、長足の發達を遂げたり。其經過は本草書に由つて觀るを捷徑とす。依て以下に神農本草經より宋本草に至る迄の本草書に付て説明すべし。

一 神農本草經

△本書の作者と著作の時代

晋の張華『博物志』文籍考に：：太古の書今に見存する者神農本草經山海經：：あり云々。是を上古神農の作なりとする者唐宋時代より明清時代の學者比々皆然りと雖も其無稽なること論無し。梁の陶弘景は神農本草經集注に於て、書中に後漢の郡縣の名出るを以て張仲景か元化等が原本に附加せるならんとの推定説を唱へたるも、唯想像説にして確實なる根據なし。近代の書誌學者及本草學者は後漢の末期何人かの手に於て神農に假托して作られ、而も唯一人が一時に成したるに非ず、數時に別々の數人の手に於て成されたりとの説は殆んど一定せる所にして、之を以て正説とすべし。

△其異本

後漢時代に流布せし神農本草經なるものが唯一種に非ず、數種ありて夫の中の一種又は數種が、後代に傳はり居りしことは。

『淮南子』卷五時則訓に：：孟春の月には：：螻螻鳴き丘螻出で、王瓜○生じ苦菜出づ：：の王瓜○の後漢の高誘の注に：：本草段槧に作る：：とあり晋の張華の『博物志』卷四藥論の條に。

：：神農經に曰く、上藥命を養ひ五石之れ練形、六芝之れ延年と爲す也。中藥性を養ふ合歡忿を蠲き、萱草憂を忘る。下藥病を治す大黃實せるを除き、當歸痛を止むるを謂ふ也：：。

神農經に曰く、藥物大毒あり口鼻耳目に入るべからざる者即人を殺す。一に曰く鈎吻。二に曰く鴟、狀は雌鷄の如し中山に生ず。三に曰く陰命赤色木に著て其子を懸く、海中に出づ。四に曰く内童狀鵝の如し亦海中に生ず。五に曰く鴈羽雀の如し黒頭赤喙亦た螭蝮と曰ふ、海中に生ず雄を蝮と曰ひ雌を螭蝮と曰ふ也。

神農經に曰く藥種五物有り、一に曰く狼毒、占斯之を解く。二に曰く巴豆、藿汁之を解く。三に曰く黎蘆、湯之を解く。四に曰く天雄、烏頭、大豆之を解く。五に曰く斑茅、戎鹽之を解く。毒采小兒を害す、乳汁解く先づ食飲二斗……。

同卷戲術の條に。

神農本草に云ふ、鷄卵琥珀と作すべし。其法伏卵、段黃白渾雜なる者を取り煮て尙軟きに及び意に隨つて刻みて物に作り、苦酒を以て漬すること數宿、既に堅くして内に粉を着く、中に佳なる者乃ち眞を亂る矣。此れ世の恒に用ゆ

る所作つて成らざる者無し：：。

『抱朴子』内篇卷十一仙藥に：：抱朴子曰く神農四經に曰く上藥人をして身安命延せしめ昇つて天神と爲り、上下に遨遊し、萬靈を使役し、體に毛羽を生じ、行厨立ちに至らしむ。又曰く、五芝及丹砂、玉札、曾青、椎黄、雌黄、雲母、太乙、禹餘糧を餌し、各之を單服すべし。皆人をして飛行長生せしむ。又曰く、中藥性を養ふ下藥病を除く、能く毒蟲をして加へず、猛獸犯さず、惡氣行せず、衆妖併せ辟けしむ。又孝經神契を援て曰く、椒薑濕を禦き、菖蒲聰に益し、巨勝延年、威喜兵を辟く、皆上聖の至言方術の實録也。明文炳然而して世人終に信せず歎息すべき也。

同外篇卷三十九廣譬に。抱朴子曰く、神農九疾せざれば則ち四經の道垂れられず、大禹胼胝せざれば則ち玄珪の慶集らず：：。

唐李石の『續博物志』に

本草經に曰ふ、虎嘯いて風生じ、龍吟じて雲起る、磁石鍼を引き、琥珀芥に入る、漆、蟹を得て散じ、麻は漆を得て湧く。桂は葱を得て軟、樹は桂を得て枯る、戎鹽卵を累ね、瀨膽杯を分つ、其氣爽、之れ相關感する也。

『唐類函』には：

本草經に曰ふ、太一子曰、凡そ藥の上なる者、命を養ふ、中なる者、性を養ふ、下なる者、病を養ふ……。

『大平御覽』卷六百六十九、道部服食上に。

神農經に曰く、上藥人をして身安命延せしむ。又之れ五芝、丹砂、曾青、雲母、太一、禹餘糧を餌し、各以て單服せば、人をして長生せしむ。

中藥性を養ふ、下藥病を除く、此れ上聖の至言、方術の實録也。仙藥の上なる者、丹砂、次なる者、黄金、白銀、衆芝、五玉、五雲明珠也。黃精と朮と之を餌し、粒を卻く、或は凶年に遇ふ、以て粒を絶つべし。之を米脯と謂ふ。

右各書に記す所により、各其異本たること明かにし、同名の異りたるもの數書存在せし也。恐らく此等の書の記載、振皆全然仙道的のものにして、此れが本來の神農經の姿にして、後の神農本草經の基本となりしこと、其本經の出來上りし後に於ても猶ほ唐宋の代に迄、其異本の傳はりしことを知る。

右の外郭璞の山海經の注に、本草に何々とあるものは、後の神農經の文に適合せず。右は何の本草かは不明なれど、前掲高誘の淮南子注の本草と同じく、神農

本草經の異本と察せらる。

△其傳來

『隋書』經籍志には(1)神農本草八卷(2)神農本草雷公集注四卷ありしことを記し猶同書には梁に(3)神農本草五卷(4)神農本草屬物二卷(5)神農明堂岡一卷(6)陶弘景本草經集注七卷(7)陶隱居本草十卷在りしことを記せり。

梁の陶弘景は當時唯一つ残つて居りし四卷本の神農本草多分(2)ナランを基とし之に他の本草的古典を參酌して大改訂を加へ。神農本草經を修補し藥品三百六十五に更に三百六十五を加へ、從來主として仙道的のものなりしを主として藥學的のものとしり。此書今存せず、唯唐宋の諸本草書及大平御覽中(日本に於ては唐の新修本草の殘卷、醫心方の中の引用)に引用せる記文により其數斑を知るの外なし。後世に至り明の盧復、清の孫星衍、日本の森立之が其復原本を完成せしも、元來殘簡遺文に據りたるものなれば、未だ完全なりと云ふことを得ず。

二 吳普本草 (佚)

梁に吳普本草六卷ありしこと隋書經籍志に記さる。吳普は三國魏の廣陵

○此ノ三百六十五ヲ加エトアルハ名醫別錄ノ藥數也

の人にして『後漢書』華佗の傳中に：：廣陵の吳普彭城の樊阿皆佗に従つて學ぶ、普は佗の療に準ずるに依り、全濟する所多しとあり。梁の本草書中『華佗弟子吳普本草』あり、本書亡佚して傳はらざるも『太平御覽』の中に斷片的に各藥物に對する性味効用等が記されあり。其片貌を見ることを得。其記事、中神農黃帝桐君扁鵲李氏等の説を引き記しあり。御覽に現はれたる片貌より見れば、前記各書より引ける性味及自己の考ふる性味を記せること甚詳し

三李譜之本草經 (佚)

梁に『李譜之本草經』一卷及同人の『藥錄』六卷ありしこと、隋書經籍志に出づ。(二)に引ける李氏とあるを李譜之とせば、吳普より前の人となる『本草綱目』には李氏藥錄に對する韓保昇の言後蜀の人同人著獨本草の文中にあるものの李當之は華陀の弟子神農本草經三卷を修め少しく行はる：：とあり。此文に依れば神農本草經の修補なる如し。右の外隋以前に存せし本草書左の如し。

○神農本草經

三卷 (隋書經籍志)

○蔡英本草經

四卷 (右同)

○神農トハ神農本  
名ノ書カ、黃帝ハ  
岐伯ヨシテ、黃帝  
定ム：トアルモ  
味セシメ本經ヲ  
ノカ。桐君ハ黃帝  
ノ氏ト稱セラル  
君采藥、扁鵲ノ書  
醫藥ハ本ダ何ノ書  
アルモ出テズ李氏  
アルハ李譜之本草  
カ李氏本草ナリ  
ベシ。

○子儀周末ノ人ナ  
レバ此書假托ナル  
コト論無シ

○本草經略 一卷 (右同)

○徐杏本草 二卷 (右同)

○本草經類用 三卷 (右同)

○姚最本草音義 三卷 (右同)

○甄立言本草音義 七卷 (右同) (日本現在書目ニハ三卷)

○本草集錄 二卷 (右同)

○本草鈔 四卷 (右同)

○本草雜要決 一卷 (右同)

○甘澐之本草要方 三卷 (右同)

○依本草錄藥性 三卷錄一卷 (右同)

○原平仲靈秀本草圖 六卷 (右同) (新舊唐書)

○子儀本草 (晋の荀勗の中經簿)

○神農本草屬物 二卷 (梁七錄)

○蔡邕本草 七卷 (右同)

○談道術本草經鈔 一卷 (右同)

○小兒用藥本草

二卷 (梁七錄)

○趙贊本草經

一卷 (右同)

○秦承祖本草

七卷 (右同)

○王季瑛本草經

三卷 (右同)

以上皆佚

### 唐以後の本草書

○新修本草 目錄二十一卷、圖二十六卷、圖經七卷、計五十四卷

(佚) (殘帙日本に存ず)

世に唐本草と謂ふ。

唐高宗代、司空英國公李勣奉勅、朝議郎蘇敬主として撰に當り、他の頑仁楚外十九人と共に編述し、顯慶四年完成す。梁の神農本草經が既に百年を経過し、實用に不適の部分あるにより、此を本として大改修を加へ、藥一百一十四種を増加したるものにて、實に本草學即藥學の一大進歩として見るべき劃期的なものなり。

○食療本草 三卷 (佚) (敦煌出の殘帙、ロンドン大英博物館に存ず)

同州の刺史孟詵撰、開元年間張鼎増補し、藥八十九種を加へ、食物による治病

の補養を説けるものなり。

○本草拾遺 十卷 圖經十卷 (佚)

開元中京兆府三原縣尉陳藏器撰。神農本經に陶弘景、蘇敬の補修あるも、猶遺逸多しとして著はず。

○蜀本草 (佚)

後蜀二代の主孟昶の時、翰林學士韓保昇が諸醫士と共に唐本草を本とし増補し撰したるもの也。

○海藥本草 六卷 (佚)

掌禹錫は『南海藥譜』の撰人知れずと曰ふ。李時珍は此書を海藥本草の事なりとし、唐の肅宗代李珣の作とせり。支那南方所産の藥物療疾の効を説く

○藥性本草 (隋末甄權) (佚)

宋の掌禹錫は藥性論凡四卷撰人の名を著はさずとあるも。李時珍は本草綱目中に本書を唐の甄權の著とし、且此人は扶溝の人隋に仕へ秘書正となる、唐の太宗の時百二十歳。帝其第に幸し訪ふに藥性を以てす、因て此書を上るとあり。

○四聲本草 (五卷)

唐の蘭陵の處士蕭炳の撰。本草藥名の上一字を取て、平・上・出・入の四聲を以て討閱に便にしたるものと掌禹錫は曰へり。即本草の索引なり。

○刪繁本草 五卷

掌禹錫曰ふ開元時代唐潤州の醫博士兼節度隨軍楊損之の著。本草中の不急及未用の者を去りたるもの也。

○本草音義

弘志約の本草音義二十八卷、李含光の本草音義二卷新唐書にあり

(佚)

○本草性事類 一卷 (佚)

掌禹錫云ふ、何の代の人かを詳かにせざる京兆の醫師杜善方の撰。本草の藥名を以て性に隨ひ解事す。

○食性本草 十卷 (佚)

掌禹錫云ふ、南唐の陪戎副尉劍州醫學助教陳士良の撰。陶隱居以來諸家の藥の飲食に關するものを類附し、食醫諸方を以てす。

右の外新舊唐書及日本見在書日に左の書目あり、著述年代不明。

○神農本草

三卷 (新舊唐書)

- 雷公集譚神農本草 四卷 (新唐書)
- 吳氏本草因吳普 六卷 (新舊唐書)
- 李氏本草 二卷 (新唐書)
- 原平仲靈秀本草圖 六卷 (新舊唐書)
- 殷子巖本草音義 二卷 (右同) (日本見在書目一卷)
- 本草用藥要妙 九卷 (新舊唐書)
- 本草要術 三卷 (右同)
- 本草要妙 五卷 (新唐書)
- 陶弘景集注神農本草 七卷 (新舊唐書)
- 甄立言言一作權本草音義 七卷 (新唐書)
- 本草藥性 三卷 (新舊唐書)
- 李含光本草音義 二卷 (新唐書)
- 鄭虔胡本草 七卷 (新唐書)
- 本草病源合藥節度 五卷 (舊唐書)
- 陶弘景本草集經 七卷 (右同)

○釋羅升注雜注本草

(日本見在書目)

○仁捐新修本音義

一卷 (右同)

○楊玄本草注音

一卷 (右同)

宋、南宋の本草書

○開寶本草官撰 (佚)

宋の太祖開寶六年に、尙藥奉御劉翰、道士馬志外七人に詔して諸本草を詳校せしめしものにして、神農本草經名醫別錄を骨子とし新修本草、本草拾遺、本草音義等を參酌して二十卷、藥を九百八十三種とし鏤板刊行し、廣く天下に頒ち民衆の衛生に資したるものなり。

○嘉祐補注本草官撰

本書は嘉祐二年八月の詔に：：從來朝廷より藥方の書を諸郡に頒ち、人民の醫疾に便にせしが。貧民は之に依り處方を知ることを得るも、藥を調ふるを得ざるを慮り錢を賜ひ豫じめ藥方を按して藥を調合し置き、人民に施與することゝし。太常少卿掌禹錫、秘閣校理林億、同張洞、殿中丞館閣校勘蘇頌に命じ右從前の處方を校正せしむ。是れ本書の作らるゝ基にして、是より從來の

○開寶本草ニハ開  
寶新修定本草ト開  
寶重定本草トノ二  
種アリ後考ノ年代  
ハ不明。

本草書の訂正補増を行ひ、且つ各路の州縣に命じて標本を集め又は實物の圖を呈上せしめ。嘉祐五年八月に此事業を完成せり。之を更に校訂せしめ、同六年十一月に至り印刊せり。其藥を増し計一千八十二種に及ぶ卷數二十。

○圖經本草 (佚)

本書は前項の書と合せて一體を爲すものにして、前書の稿本成りし後、嘉祐三年十月に掌禹錫は顯慶の本草圖竝に圖經が散逸し完本の罕なるに鑑み。諸國より藥品竝附圖を徵し、本草圖竝に圖經を撰述せんことを請ひ。之が容れられ蘇頌を其係の長とし事に着手し、嘉祐六年五月撰を終り同七年十二月板に附したり卷數二十一。

○重廣補註神農本草并圖經 (佚)

此書圖中と陳子承の共著にして、序文に元祐七年四月の日付あり。嘉祐補註本草に幾分補修を加へ且補註が圖經と各別卷となれる不便を考へ、此を合卷せしもの、卷數二十三。

○證類本草 (現存)

著者は蜀州の名醫唐慎微にして、本書は著者が經史諸書の中より、或は實地

の搜聞により藥方を蒐めて多年研究して此書三十一卷目錄一卷を完成し徽宗の大觀二年に献上して板行せらる。其後八年目徽宗の政和六年に曹孝忠は勅命を受け之を校正潤色加刪改正三十一卷として政和新修經史證類備用本草と名け版行せり。其後南宋高宗紹興二十七年八月に大觀本草を王繼先等校定三十二卷釋音一卷を上り版行せり。其後重刊せられしこと多く、甚複雑なり。今判り易く左に示す。

(1) 大觀本草 一名經史證類備急本草 一名經史證類大觀本草 三十一卷 目錄一卷

唐慎微撰、宋の大觀二年官板發刊。

(2) 新修經史證類備用本草 一名政和本草 三十卷

官撰、宋の政和六年官板刊行(1)を改訂したるもの。

(3) 紹興校定經史證類備急本草 一名紹興本草 三十二卷 釋音一卷 (佚) (日本に存す)

(1)を改訂す、紹興二十九年王繼先等撰官刊？。

(4) (1)の重修書、題名不明 三十一卷

元の大徳年間張存惠撰(1)に本草衍義を合併す。

(5) 經史證類大本草 三十一卷 (佚)

元の大徳年間崇文書院刊(4)に同じ。

(6) 重刊經史證類本草 三十一卷 (佚)

明の成化四年官板(4)の原本により、巡撫山東御史原傑平陽の美本を得て刻す。

(7) 重修政和經史證類備用本草 三十卷 (佚)

明の嘉靖二年監察御史陳鳳梧等官費により板刊(6)の板古くして不明瞭となりしによる。

(8) 重刊經史證類大本草 三十一卷

明の萬曆五年に王秋私費刊行(7)と同じ其板不明瞭なるにより彭端更に本書を板刻せしむ。

(9) 元本たる(5)を朝鮮に於て複製したるものなり (佚)

之により日本に於て複製したり「經史證類大觀本草」と名付たる如し。

(10) 右(9)により安永四年十月、日本に於て望月三英三十一卷を翻刻す。

(11) 重修政和經史證類備用本草 三十一卷

右明の成化本(6)により朝鮮にて複製したるもの也。刊記を缺ぎ年月不明

なれど宣祖年代と推せらる。

(以上の記事中故中尾藥學博士の『漢書文藝志より本草衍義に至る本草書目の考察』に負ふ所多し。)

以上列記の外宋南宋に於ては左の本草書ありたり。

○龐安時 本草補遺 (宋史) (佚)

○莊季裕 本草節要 三卷 (佚)

○崔源 辨誤本草 一卷 (佚)

○鄭樵 本草成書 二十卷 (宋史) (佚)

○靳起蛟 本草會編 (佚)

○文彥 節要本草圖 (佚)

宋に於ける本草學即藥物學は唐に比し更に一段と長足の進歩を遂げたり。

元以後に至つては本草學は多くは前代の祖述以外に出でず。唯明の李時珍が四十餘年の努力を費して百家の書に稽へ悉く殘存せる舊本草に採り且自己の創見を加へ分類整頓せしこと、清の吳其濬が植物名實圖考を著はし精確なる圖を作りし此二人の斯道への貢獻は没すべからざるものあるのみなり。

### 本草書と人蔘の關係

○(一)撰興記ニ云  
○(二)天麻山句卷  
○(三)深呼吸ノ如  
○(四)仙語ヨリ出  
○(五)丹健麻治  
○(六)醫術ノ科ト

○(四)肉食ノ科ト

○(五)周ノ始祖ト  
○(六)殷ノ忠臣ト  
○(七)殷ノ忠臣ト  
○(八)殷ノ忠臣ト  
○(九)殷ノ忠臣ト  
○(一〇)殷ノ忠臣ト  
○(一一)殷ノ忠臣ト  
○(一二)殷ノ忠臣ト  
○(一三)殷ノ忠臣ト  
○(一四)殷ノ忠臣ト  
○(一五)殷ノ忠臣ト  
○(一六)殷ノ忠臣ト  
○(一七)殷ノ忠臣ト

人參が本草書に出でたるは梁の陶弘景が修訂したる神農本草經を最初とす神農本草經には各種のものありしこと前に述べたる如し。陶弘景が元本とせしものは仙人服食のものゝ普通の醫藥とが相融合せんとする過渡時代のものにして、後漢の末に於て何人かゝ普通の藥たる人參等々を加へたるものなるべし。されば其元本の中には仙人服食専門のものゝ否らざるものとが相混淆して存在したり。此事は陶弘景が神農經を編したる時の序例現に見ることを得べし。此序例は最も參考となるものなれば其全文を次に示すべし。

隱居先生茅山巖嶺の上に在り、吐納二の餘暇を以て頗ふる意を方技三に遊ばしめ、本草の藥性を覽て以へらく聖人の心を盡すと、故に撰して之を論ず。舊説に皆神農本草經と稱す、余以爲らく信に然りと。昔し神農氏の天下に王たるや、八卦を劃し以て鬼神の情に通じ、耕種を以て殺生四の弊を省く。藥を宣べて病を療し、以て天傷の命を拯ふ。此の三道は衆聖を経て滋す彰はる。文王孔子彖象繇辭人天に幽贊す。后稷伊尹厥の百穀を播き、惠みを群生に被らしむ。岐黃彭扁、振揚輔導して恩含氣に流ふ、竝に歲三千を踰へ、民今に到るまで之に賴る。但だ軒轅以前文字未だ傳はらず、六爻畫象を指垂し、稼穡事に即いて迹

○(八)漢帝ノ臣雷  
公ト相君共ニ醫書

○(九)秦ノ始皇備  
書ヲ權ク。

○(一〇)後漢ノ獻  
帝洛陽ヲ遷カレテ都

ノ權帝別聰ニ冠セ  
ラシ洛陽ヲ捨テ、

志ラントシ執ヘラ  
陸○(一一)元化ハ華

木○(一二)金石、草  
獸、蟲

を成すが如し。藥性の主どる所に至つては當に識識を以て相因るべし。爾らずんば何に由り聞くこと得ん。桐雷八に至り乃ち著して編簡に在り、此書應さに素問と同類なるべし。但だ後人多く更る更る之を修飾するのみ。秦皇九焚く所に醫方卜術は預らず、故に猶ほ全録を得て漢獻遷徒晋懷奔竝に遭ふて文籍焚靡して千に一を遺さず。今の存する所は此の四卷あり、是の本經に出づる所の郡縣は乃ち後漢の時の制なり。疑らくは仲景元化等一一が記す所ならん。又桐君採藥錄あり其花葉形色を説く。藥對四卷は、其佐使相須を説く。魏晋より已來吳普、李當之等更に復た損益す。或は五百九十五或は四百四十一或は三百一十九、或は三品一二混糅し冷熱舛錯し、草石分たず蟲獸辯すること無し。且つ主治する所互に得失あり、醫家備さに見はすこと能はず、則ち識智淺深有り今輒ち諸經を苞カね綜スべ研括煩省し、神農本草經の三品を以て三百六十五を合せ主と爲す。又名醫別品を進むるに亦三百六十五、合せて七百三十種、精麤皆取つて復た遺落無し。科條を分別し物類を區躰し兼て時用地の出る所及仙經道術の須ゆる所を注し銘す。此序録を并せて七卷と爲す、未だ踵を前良に追ふに足らずと雖も、蓋し亦一家の撰製たり。吾世を去るの後諸を

知音に貽す可きのみ。

此序文に據れば、陶弘景が修訂の底本とせし梁に存在したる神農本草經には既に人參は編入されありし也。陶弘景修訂本の神農本草經の人參の全文「氣味甘微寒、無毒、主補五臟、安精神、定魂魄、止驚悸、除邪開心、明目、益智、久服輕身延年」とあるは、縱令陶弘景が多少の修正を加へたりとするも大體は原本に在りしものと考ふべく。其原本編著の時既に人參が一般醫藥上の良藥とし尊ばれ居りしにより編者が上藥の部に入れし關係より他の昔より仙藥とせられ丹砂、雲母、菖蒲、木天門冬等々仙藥とせしものと大抵同様の仙味を附與せりと想はれざるにも非ず。一方神農本草經修訂と相前後して陶弘景が編著せし名醫別錄には人參の藥効を「療腸胃中冷、心腹鼓痛、胸脇逆滿、霍亂吐逆、調中止消渴、通血脈、破堅積、令人不忘」と純醫學的に記し、少しも仙味なし。案するに陶弘景は神農本草經を醫學の參考古典として後世に残すべく其中の甚しく無稽なる部分を削り去りて整頓し。一面純醫學的の名醫別錄を著はし之を以て後代醫藥學の準則とせんとせしものに非ざる無きか。斯く解する時は二者を併せ撰著對立せしめし意志を明かに忖度し得べし。

○第五卷一四五頁  
一四八頁参照。

此以後の醫藥本草の書には、人蔘の効能適症を叙するに大抵本經と別錄の記文を搗き交せて記されあり。猶對症に就ては後代に及べば及ぶ程廣く諸症に用ゐられ、外傷腫物及外用にも用ゐらるゝに至りしは、其實験により効力を知りしに由るものなるべし。

### 參考附記

一金以降の支那の本草書目

#### 金の本草書

○張潔古 潔古本草 二卷

○李東垣 食物本草 十一卷

#### 元の本草書

○許國禎 至元增修本草

○胡仕可 本草歌括

○沈好問 本草類證

○朱震亨 本草衍義遺補 一卷

○同 丹溪本草 一卷

○王好古 湯液本草 二卷

○吳 瑞 日用本草

○滑 壽 本草發揮 一卷

明の本草書目

○胡文煥 食物本草 二卷

○熊宗立 補增本草歌括 一卷

○葉子奇 本草節要 十卷

○徐 彪 本草證治辨明 十卷

○徐彥純 本草發揮 三卷

○徐田誠 本草發揮

○徐鳳石 本草大成藥性賦 五卷

○滕 弘 神農本經會通 十卷

○袁 仁 本草正訛

○趙南星 上醫本草 四卷

○俞汝言 本草摘要

○ 陳嘉謨	本草蒙筌	十二卷
○ 蔡承植	本草蒙筌撮要	一卷
○ 方有執	本草鈔	一卷
○ 李 暉	湯液本草	
○ 李中立	本原辨正	三卷
○ 李中立	本草原始	八卷
○ 李時珍	本草綱目	五十二卷
○ 同	本草單方	
○ 李仲梓	本草通元	二卷
○ 王 鑿	本草單方	八卷
○ 王宏翰	本草性能	
○ 王 綸	本草集要	八卷
○ 王 櫛	救荒本草	
○ 王 機	本草會編	二十卷
○ 汪 穎	食物本草	二卷

- 薛 己 藥性本草約言 四卷
- 黃 淵 本草考證 二卷
- 黃良佑 本草類方 十卷
- 馮淑沙 本草病因 一卷
- 皇甫嵩 本草發明 六卷
- 龔廷賢 本草定衡 十三卷
- 邢增捷 本草輯要 四十二卷
- 劉文泰 本草品彙精要 十卷
- 廬之顛 本草乘雅半偈 二卷
- 盧 復 本草考彙 二十卷
- 盧 氏 本草綱目博議 二十卷
- 劉 默 本草發明纂要 四卷
- 倪朱謨 本草彙言 二十卷
- 翟 良 本草古方講意 四卷
- 周憲王 救荒本草 四卷

○萬 全 本草揄珠

○楊崇魁 本草真詮

○甯 原 食鑑本草

○繆希雍 神農本草經疏

○張介賓 本草正

○張懋辰 本草便

○袁 仁 本草正詛

○葉子奇 本草節要

○徐光啓 救荒本草

○蘭 茂 滇南本草

清の本草書目

○沈 穆 本草洞詮

○沈李龍 食物本草會纂

○張志聰 本草崇原

○張 璐 本草逢原

二卷

一卷

三十卷

二卷

二卷

八卷

附周憲王救荒本草 救荒野譜

二十卷

十二卷

三卷

四卷

- |      |          |      |
|------|----------|------|
| ○張兆嘉 | 本草便讀     | 二卷   |
| ○陳元切 | 本草纂要     | 一卷   |
| ○陳士鐸 | 本草新編     | 五卷   |
| ○陳念祖 | 本草經讀     | 四卷   |
| ○劉若金 | 本草述      | 三十二卷 |
| ○右同  | 本草述錄     | 六卷   |
| ○陸圻  | 本草丹臺錄    | 二卷   |
| ○王翊  | 握靈本草     | 二十卷  |
| ○王子接 | 得宜本草     | 一卷   |
| ○汪昂  | 本草備要     | 四卷   |
| ○右同  | 增訂圖註本草備要 | 四卷   |
| ○程履新 | 山居本草     | 一卷   |
| ○顧元交 | 本草彙箋     | 十卷   |
| ○顧金壽 | 本草必用     | 一卷   |
| ○吳儀洛 | 本草從新     | 六卷   |

- |       |          |      |
|-------|----------|------|
| ○吳世鎧  | 本草經疏輯要   | 十卷   |
| ○趙學敏  | 本草綱目拾遺   | 十卷   |
| ○石 同  | 本草話      | 二十二卷 |
| ○朱鑰   | 惠民本草詩箋   | 十卷   |
| ○黃宮繡  | 本草求真     | 七冊   |
| ○右 同  | 本草主治     | 三卷   |
| ○黃 鈺  | 本草便讀     | 一卷   |
| ○維摩和尙 | 本草分經     | 四冊   |
| ○何 陳  | 本草綱目類纂必讀 | 二十卷  |
| ○唐宗海  | 本草問答     | 二卷   |
| ○高丙研  | 本草簡明圖說   | 四卷   |
| ○楊時泰  | 本草述鈞元    | 三十二卷 |
| ○年希元  | 本草類方     | 十卷   |
| ○李中立  | 本草原始     | 十二卷  |
| ○鄒 澍  | 本草疏證     | 十二卷  |

○右 同 本草序疏要 八卷

○蔡列先 本草萬方鍼線 八卷

○郭汝聰 神農本草三家合注 三卷 (張璠葉桂陳念祖の三家)

○郭章宜 本草滙 十八卷

○屠道和 本草滙纂 十卷

○徐大椿 神農本草經百種錄 一卷

○丁祐保 家庭新本草

○同 食物新本草

○同 化學實驗新本草

### 民 國

○趙黃燾 中國新本草圖誌(第一冊第二冊刊行以後中絶)上海國立科學研究所

## 參 考 附 記 二

### 日 本 の 本 草 書

○深江輔仁 本草和名

二卷

○曲直瀬道三 宜禁本草

二卷

○右 同 本草和解

? (寫)

○貝原益軒 大和本草

十六卷

○右 同 大和本草諸品圖

十一冊

○小野蘭山 大和本草會識

五卷 (寫)

○右 同 救荒本草啓蒙

三卷

○右 同 本草綱目啓蒙

四十八卷

○右 同 本草譯說 一冊 (寫)

○右 同 本草紀聞 十五卷 (寫)

○右 同 本草綱目名疏 七卷

○右原 著 重修本草綱目啓蒙 三十六卷

○稻生若水 本草喉襟 一卷

○右 同 本草圖翼 二卷 (寫) (日本版本草綱目ニ添付ス)

○松岡玄達 本草一家言 十六卷 (寫)

○右 同 袖珍本草雋 一卷

- 右 同 恕庵本草綱目記聞 四卷 (寫)
- 丹波元簡 本草衍義 三卷
- 丹波賴理 本草藥名備考和訓抄 七卷
- 曾 槃 本草綱目纂疏 十六卷
- 畔田伴存 大和本草註疏 三卷 (寫)
- 井岡 冽 大和本草批正 十六卷 (寫)
- 藁科元隆 本草考彙 二十三冊 (寫)
- 井口樂之 本草綱目啓蒙圖譜 二卷 (寫)
- 龜煥景甫 本草綱目固獲編 六卷 (寫)
- 森立之 本草經藥和名考 一卷
- 服部 肅 本草釋思 一卷 (寫)
- 岩淵澄元 本草臆斷 一卷 (寫)
- 多賀常正 本草花か津みの考 一卷
- 遠藤元理 本草辨疑 一卷
- 後藤光生 本草綱目補物品目錄 三卷 (寫)

- |       |               |      |     |
|-------|---------------|------|-----|
| ○山本亡羊 | 大和本草紀聞        | 二卷   | (寫) |
| ○右 同  | 大和本草          | 十册   | (寫) |
| ○阿部春庵 | 本草纂言          | 十三卷  |     |
| ○岡村尙謙 | 本草古義拾遺        | 一卷   | (寫) |
| ○吉田宗恂 | 本草鈜例抄         | 七卷   |     |
| ○鎌井正壽 | 本草正謔          | 一卷   |     |
| ○松平秀雲 | 本草正謔          | 一卷   |     |
| ○山岡恭安 | 本草正々謔         | 一卷   |     |
| ○杉山維敬 | 本草正々謔誤刊       | 一册   |     |
| ○岡本爲竹 | 廣益本草大成        | 二十三卷 |     |
| ○同    | 和語本草綱目(前書ノ改題) |      |     |
| ○同    | 圖畫和語本草綱目      | 十卷   |     |
| ○同    | 本草百味主能諺解      | 五册   |     |
| ○井上玄軾 | 本草製譜          | 二卷   | (寫) |
| ○前田利保 | 本草通串          | 五十六卷 | (寫) |

- 右 同 右附圖 十三册 (寫)
- 右 同 袖珍鑑本草綱目 一卷
- 度會常民 本草品彙 十一卷 (寫)
- 吉田元策 本草物品名彙 二卷
- 內山覺順 本草辨義 四卷
- 服部玄廣 本草和談 四十五卷 (寫)
- 小原良貴 本草餘纂 七卷 (寫)
- 石黑通玄 眞影本草 一帖
- 直海 龍 廣大和本草 十二卷
- 阪本 愼 救荒本草便覽附野譜便覽一卷 (寫)
- 新井了庵 食物本草大成 四卷
- 山岡元隣 食物和歌本草(元文二年增補)三册
- 向井元升 庖厨備用大和本草 三卷 (寫)
- 加藤陸之 救荒本草略說 一册 (寫)
- 分部惟信 物類物草 八卷 (寫)

○後藤 光 本草綱目補物品目錄 二卷 (寫)

○加藤 謙 片玉六八本草 二卷 (寫)

○石黑通玄 皇和真類本草 (寫)  
外數氏

○江馬元益 藥物本草圖彙 十册 (稿本)

○岩崎灌園 大和木經 一卷 (寫)

○右 同 本草穿要 十三卷 (寫)

○右 同 本草圖說 十卷 (寫)

○右 同 本草圖說韻字標目 一卷 (寫)

○右 同 本草圖譜 九十六卷

○右 同 救荒本草通解 八卷

○小野職孝 野譜啓蒙 一卷

○右 同 救荒本草啓蒙 四卷

○木村正辭 本草和名刊誤 一卷 (寫)

○玄 紀 日東本草圖纂 十三卷 (寫)

○飯沼愨齋 草木圖說 二十卷

- 右 同 右後篇 五册 (寫)
- 琉球吳子善 質問本草 五册
- 高田玄柳 片玉本草 一册
- 名越玄醫 閱甫食物本草 二卷
- 鈴木宗因 和語本草 一册 (寫)
- 伊藤圭介 泰西本草名疏 一册 (寫)
- 同右及其他數氏 本草會食品目錄 一册
- 著者不明 大和本草拾遺 七册 (寫)
- 右 同 本草綱目指安 六卷 (寫)
- 右 同 本草要領抄 三卷
- 右 同 和歌本草提要 四卷
- 右 同 本草圖彙 三十一卷
- 右 同 本草摘要 一卷
- 右 同 本草補苴 五卷

(以上の外徳川時代の支那本草書の複刻は略之) (以下明治以降)

○松村任三 本草辭典 一卷

○白井光太郎 本圖圖譜索引 二卷

○白井光太郎外七氏註考國譯本草綱目十五卷

○中尾萬三解説紹興校定經史證類備急本草圖五册 (景印本)

○白井光太郎 本草學論攷 五册

○清水藤太郎 本草辭典 一卷

○濱野知三郎再訂神農本草經森立之著松岡玄達審定三册

○白井光太郎外四氏註考大和本草 四卷

○田中茂種外三氏考定本草綱目啓蒙 (續刊中)

○中尾方三 本草書目考察 一册

### 參考附記 三

#### 朝鮮の本草書

○官 撰 鄉藥集成方 八十五卷

國初權仲和の「鄉藥簡易方」あり俞孝通の「鄉藥採集月令」あり世宗年代に右二書

を基礎として本書を編せしめ同十五年西紀一四三三年刊行本書の中本草記事の部分を切離して

○郷薬本草と稱す。

以上支那・日本・朝鮮の書目は主として本草名あるもののみを掲ぐ。書名に本草の名無くして内容に本草を記せるもの猶多くあれど煩雑に渉るを以て略して擧げず。

# 여 백

○戰國時代ノ越ノ  
參ノコトアリトセ  
ルハ假託タルコト  
論莫シ。

## 第二章 人參の世に出たる年代

人參は最初支那の古代の文化區域に於て藥物として認識せられしに始まるものなれど支那の古典に記す如く、遠く神農・黃帝等の神話時代即ち皇紀前二千年頃に始まりしには非ず。又降つて春秋戰國時代即皇紀百七八十年頃越に於て藥物として認めたる如く記さる即春秋戰國時代に於ける越王勾賤の宰相たりし范蠡の著『計然』に「人參出上黨・潁川・人者善」とありと『太平御覽』に引載せるも此書後人が僞作したる假托の書たること論ずるまでも勿く以上何れも信憑すべからざる架空の説たるを免れず。

著者の研究に據れば以下數章に考證せる如く人參は前漢の中期に於て初めて世は見はれ其の後期に於て初めて藥物たる地位が確認せられしと爲すものなり。

凡そ世界に於ける藥物の起原を稽ふるに『淮南子』脩務訓に：：古は民草を茹で水を飲む樹木の實を采り羸蠟の肉を食ふ時に疾病毒傷の害多し。是に於

○晉ノ武帝ノ時ノ人。

て神農乃ち始めて民に教へて五穀を播種し、土地宜しき燥濕肥瘠高下を相し、百草の滋味水泉の甘苦を嘗め、民をして避就する所を知らしむ、此時に當つて一日にして七十毒に遇ふ：とある如く。又皇甫謚の『帝王世紀』に：岐伯は黃帝の徒也、帝岐伯をして草木を嘗味せしめ、醫病を典主せしめ、經方本草素問の書成り出づ焉：とある如きに起源せるものに非ず。此等の説の非合理なることは奈何に聖王醫宗と雖も單に數百千の草木を嘗めしのみにては何の病に何の草が効ありと云ふことは到底知り得べからざればなり。其記述は何事に何事物の起源を古代神話中の聖王の功に歸せしめんとする支那一流の思想より出たるものにして、採るに足らざる妄説たるや論莫し。然らば藥の起原を何れに求むべきかと云ふに、大概左の四點に出でたりとすべし。

一、人間の本能

動物が疾病・榮衛に對する醫療本能とも謂ふべきものを享有せるを觀る、例之ば猫が其病に効ありと稱せらるゝマタタビ (*Actinidia polygama, Maxim*) を嗜食し、犬・猫が嘔吐の必要ある時に萱草類の某る一定の草を食つて喉頭を刺戟して嘔吐を促がし、犬・ライオン・熊・猿が創傷を連りに嘗めて有害菌の附着を防

○犬ノ外ノ三者ノコト著者ガ李干職見ニ據ル。

ぎ且唾液の効力を用ゐて創面を癒し、蜘蛛の一種が産卵期に腹部を石面等にて冷却するが如き。又鳥類が産卵期に石灰分多き貝殻を啄み、鶴・燕・ウヅラの如き鳥類が育雛期に自己の全く食はざる動物の某る種類を與ふる等斯の如きの事例は潜心研究せば猶多くを發見すべし。人類も遠き始祖たる五十餘萬年前の猿人時代以來、斯る天賦の本能に依り特に甚だ鋭敏なりし嗅覺が極度に働きて、第六感とも謂ふべきものゝ發動により、疾病に際して無意識に某る藥効ある物品を飲食塗抹等に使用したりと想定せられ得。而して此の天賦の本能は智識の發達に反比例して衰退し、就中嗅覺の甚しき喪失變化は此機能に大障害を與へたり。されど今日に於ても猶胃酸の缺乏に際し酸物を食ひコロールの必要に當り鹽を好み攝る如き、婦人の妊孕に方り食物の變化を來すが如く、自然療能として纔かに昔時の本能を殘存せり。而して大古時代に用ゐられし藥物とも謂ふべき物が遙かに後世に使用せられし藥物として傳統せられしとの想定に對して未だ遽かに否定するを得ず。

## 二、偶然の機會に因る藥物の發見

同一の毒物を數人同時に食し、他は死したるに一人のみ助りたり。其人は

次で何を食ひし爲なり。某る一人は某病には罹らず是れは平素某物を嗜食する爲なり。某人瘡癩ありし時偶然某る物が患部に附着し痛疼止みて早く癒えたり、等々の如き事例より遂に藥物を發見したる例は甚多かるべし。

### 三、未開人の素人療法

未開野蠻の域に在る民族間に於て前記(一)と(二)の由來に因る物種を又由來不明の物種を共に素人療法に使用せるもの頗る多く、此等素人療法は醫藥の學問の進歩したる今日に在ても猶廢らずして行はれある狀況なるが。此傳統に因り今日の藥品となりしもの甚多かるべし。其著しき近き時代の例は南亞の土人がマラリヤに規那皮を用ゆるを見て研究し今日のキニネーを作りし如きに見るべし。

### 四、研究試験の結果

未開人の間に於ても疾病の對策に苦心し之が救済に智囊を傾くるは人情の常なれば、種々の試験を行ひ研究の結果——今日の如き科學的ならざるも——適當の藥物を發見したるものも亦多く是有るべし。

凡そ藥は以上(一)(二)(三)(四)が要素となりて發達し學問の進歩と共に今日の藥學

を築き上ぐるの経過を取れるものなるべし。

今此れを人蔘一物に充てはめて考ふるに

(一)に就ては直感的に古代人蔘を藥物として使用したりとする證據とすべきもの無し。唯だ第六卷人蔘雜記篇第九章第七節第八節に於て述べし鳥獸に人蔘の葉・實・根を與へたる試験に依れば、割合に之を食ふ動物多く其中には單に食欲を充す爲なりとは思はれざるふしもあり。又鹿の一種の者が羸弱なる者のみ之を食ふが如きは參考とすべきなり。

(二)に付ては偶然の機會により人蔘の藥物たるを發見したりとは認め難し。

唯だ人蔘の自然産地たりし支那山西省太行山脈一帯の地滿洲國中部北方部の山地及朝鮮の濟州島を除く各山地に於ては其山奥の住民は時々凶荒其他に依り、食糧に缺乏し植物の葉皮果根を食したるは必然に有之なるべく。當時發生多かりし人蔘の根も亦救荒の一品として之を食ひたりしことは——試みに人蔘根を蒸し又煮て食ふに、食物的味覺あり——想定に誤なかるべしと雖。それより藥品に移行したりとする證左は、傳説にも歴史にも之を見ることを得ず(三)に就ては前述産地の土民に於て之を素人藥として採用せられ居りしもの

が遂に採用せられて押しも押されぬ良薬の一となりたりとの疑は十分に存するも、是れも假定説たるに止まり之が證左を擧ぐるを得ず。

(四)の研究試験の結果により人蔘が世に出たりとは當時の醫藥文化の情勢より稽へて之を認め難し。

結局人蔘の薬物として世に出るに至りし迄の経過は今是を釋ぬるに由なし。今日より觀て人蔘が世に出たる年代即ち文籍に現はるゝに至りし時は既に支那文化圏内に良薬の一として廣く普く認定せられたりし時なり。其時代に就て考究するに。

漢初先秦(皇紀四百五十四年西曆紀元前二〇七年)より以前には未だ人蔘は世に顯はれざりしと斷定すべし。

此説の根據としては、以下に列示せる文籍——若しも人蔘が其當時世に用ゐられ居りしとすれば必ず是に載せらるべしと思惟する——に、其名無きを以て證左の一要項と爲すものなり。

○爾雅

爾雅の名は漢の戴德編纂の『大戴禮』の小辨第七四三朝記に孔子が魯の

○神農本草經ヲ指  
ス○此十種ハ次ノ五  
十三種ト重複ス○  
農本草ノ注、唐・代  
本草ノ注

哀公に教へて爾雅を學ばしむ云々と初めて出づ、其の意義に付ては、清の孔廣森の大戴禮補注に：：人坐して五方の言語名物を知る能はず、故に此書に據りて其義に邇づき又以て今古の殊異に通せしめんと欲す：：とあり。後漢の劉熙の『釋名』には：：邇は昵なり雅は義なりとあり。本書の著者を周公なりとするは、魏の張揖が『廣雅』を上るの表に出で。又或は孔子の作にして子夏が益す所、或は叔孫通が補ふ所等の説あるも、其假托たるは學者の意見の一致する所なり。著述の年代に付ては、故内藤虎次郎博士は『爾雅の新研究』に於て七十子を距ること遠からざる時代より戰國初年の間に於て、數人の手により著作せしものが纏められ、此れに猶戰國末より漢初に迨び漸々附益して成れりとの考證あり。兎も角大部分は先秦以前の著作たることは學者の承認する所なり。而して本書の内容は訓詁の學にして言語器具、天地山川、草木禽獸等を釋解せるものなるが、其釋草の部には草類一百六十八を擧げあり、其中晋の郭璞の注に本草(に出たるもの)を引けるもの十種、宋の刑昺の疏に同上本草及本草注、陶注、唐本注を引けるもの五十三種あり、其名稱を檢するに。「木」山荆の如く後代の名稱に變らざるもの。「萑」芟尼の如く幾分變りしも

の葶苈は後「萎繞」藜菟 遠志の如く全然變りしものとの三別あり、後者最も多し右五十三種の外にも藥草猶多し。此時代人參が使用せられたりとせば、必ず漏るゝこと無く載せらるべかりしなり。論者或は曰はん、爾雅は古典の訓詁の爲に作られものにて詩經論語等々に人參の名無之かりしに由り、之を逸したるものなりと。此說一應の理ある如きも、熟ら本書列載の名詞を觀るに、詩經中の物名の如きは甚だ鮮く楚辭・莊子・列子・穆天子傳・呂氏春秋・山海經・戶子・國語等に出たる名詞と同一のもの甚だ多きは既に内藤虎次郎博士の指摘せる所にして前記孔廣森の説を正しとすべし。論者又或は曰はん、人參は人參として知れ互り、何等訓詁の必要無きに因り省かれたる無からん乎と此說も亦當らず、爾雅に載する所の名詞の中には今日より吾人が見て難解とするもの多數に有れど、又一方に左の如く甚平易なるものもあればなり。

△弄 玩也 △宅 居家 △邑外謂之郊 △豕子豬 △春爲青陽 △穀

不熟爲飢 △野馬 △鯉 △卉 草 △茶 苦草

知るべし此書は高等讀書人を目標として著作せるに非ずして通俗を主とする所謂訓詁の書たることを。是を以て觀るも當時人參世に有らば必ず之を本

書より逸するの理無きなり。

### ○穆天子傳

○皇紀前三百四十年

○皇紀九七九年

○竹簡ニ書ケル文

○此道程小川琢治博士ノ穆天子傳考ニ據ル

○桂、薑ハ當時最貴重ナリシ藥材也

本書は周五代穆王が西遊して各地の酋長に會し後西王母酋長のに會見せることを記せるものにして、晋の大康二年汲郡の人魏の襄王の墓を發き竹書數十車を得たり後に『竹書紀年』『汲冢周書』『穆天子傳』と三別名稱して世に傳はれるものなり。穆王が西巡した線路は同書に：：癸酉天子駕を命じ八駿の乘赤驥の鬪造父を御者と爲し：：とある如く今の洛陽附近を發し山西省に向つて北上し雁門に至り長城の北方を通過し遠く新疆省迪化の東に迄及びたるものなり。此大旅行の目的は今日より考へて甚だ明瞭を缺ぐと雖も周室隆盛の時代なり、當時最強大なり西王母の邦と交誼を結び其途中の諸酋族を懷柔撫接するに在りし如し。其途次穆王より諸酋長に與へたる物には金銀器・桂・薑等の藥劑あり。諸酋長より獻じたるものには土産の馬・玉石等々あり。其通過地の中：：穆王洛邑に由り黄河を渡り太行山に赴く、是れ由り漳水滹沱水上の上流を過ぎ雁門を越え雷水上流に至る：：とある、太原より雁門に至る間は太行山一帯人參の主産地にして此當時人參が世に良藥と

して現出し居りしならば記事中には見はるべきものと考へらる、但し必然には非ず。

### ○山海經

此書の内容は、著述の當時に於て全世界と思惟せられたる海内、海外、大荒等の山川、住民、動植物、礦物、其地方にて祀る鬼神、其祭祀方法等々を記述したるものにして、著者は夏の帝王たる禹なりとせらる。此説は漢の哀帝建平元年四月に劉秀が本書を奉る時に上書して：「禹九州を別ち土に任じて貢を作り益（禹の臣）等物の善惡を類し山海經を著す：とあるに基くものなれど、其假托たるや明白にして、遂に其著者を知るを得ず。書誌學者は西紀前四〇〇年—二五〇年、周より戰國時代の間、に於て先づ南山、西山、北山、東山、中山の五經即五藏山經が作られ。秦より漢初迄の間に於て海内、海外、大荒等の經が附加せられたりと考説せり。本書の中には荒誕怪詭の記事混入せるを以て儒教學者の間に於ては異端の書として度外せられしも、後代に至り地理學上其他に於て又他の古典との比較研究の上に於て必要度外すべからざる先秦の古典たることを認めらるゝに至れり。今茲に人蔘研究上より關係ありとする

事項を述べんに、此中に現はるゝ物品を見るに

動物 二七二

礦物 六六

植物 一五八

にして右四百九十六種の中、薬用に供せらるゝとするもの多く、植物のみにても約六十八種に上れり。其薬物の名稱には

薬(白芷) 桂(肉桂) 芎藭(川芎) 朮(蒼朮) 藟(薯蓣) 杞(枸杞) 杜衡 女牀

枳、等々あり五藏山經の中、中山經は今の山西、河南、陝西、泗川、湖南等の地方を包含せられ名山一百九十七植物の數百五十八を擧げあり。若し當時人參が薬として世に現はれ居らば、其産地たる山西太行山脈も右百九十七山中に在るは無論にして、必ず人參のことが出づべき筈なり。人或は曰はん、先秦時代には人參なる植物は未だ發生し居らざりしやも知れず、故に記述無かりし所にならんやと。然れども人參なるものは林相の古ければ古き程よく發生するものにて、後段にある人參が文獻に最初に出たる漢元帝時代より溯り春秋戰國時迄を計算するに約四百餘年に該る、其期間に於て植物の分布發生が一

○括弧内ハ後ノ名稱。

北山經ニハ：  
行三曰ノ大  
北之山曰ノ野  
環北之山曰ノ  
王縣ノ西北ニ  
省トアリ。當  
郡縣ニ當ル。

變する程に氣候地勢地相等に大變化ありしことは認められず。故に本書に其の名無きを以て、又一方第一章に述べたる如く醫藥文化の甚だ幼稚なりし情況に稽へて當時植物たる人蔘の本態は存在せしも、人蔘なる藥物が世に無かりし一證左とするに足るべし。

以上三書の外の經書史書諸子類等々前秦の作なりと認めらるゝ數十家の文獻中には敘述・比喻・形容・假言等々の中に人蔘に關することは片鱗だも現はれ居らず。

神農本草經を神農の作なりと妄信する者は、神農時代に既に人蔘ありとし又三國魏の吳普の著『吳普本草』(太平御覽引)に黃帝が人蔘の味甘無毒とせしこと及戰國時代越王勾踐の臣范蠡の作とせらるる『計然』なる僞書に、人蔘のこと出たることを記しあれど。何れも取るに足らざる虛妄の記述たり。

人蔘は前漢末に至つて初めて文獻中に出現す即ち。

○史游の『急就章』

史游は前漢の元帝の黃門令たりし人にして、本書は萬物の名、人の姓字等を列敘し之に解釋を施せるものにし、童蒙簡牘を學ぶ者の爲に著作せられたる

ものなり。其記事は第廿二に灸判和藥逐去邪黃芩伏令舉苙胡牡蒙甘草苑梨  
盧烏啄付子櫛元華半夏夾艾橐吾弓窮厚朴桂括樓款東貝母薑狼牙遠志續斷  
參土人亭歷桔梗龜骨枯と藥名を列舉せるものなり。

顏本は參を參に作り、人を瓜に作る。是を正しとすべし。葉本は人參に作れ  
ども譌たること既に學者間に説あり。

○春秋緯 運斗樞

○禮 緯 禮緯斗儀

此の二書は前漢末に出來上りしものにして其著者不明なり。此の中に人  
參のこと出つ。本書の由來及其人參記文は第六章に詳説するにより茲には  
省略す。

とあるものにして、此三書皆前漢末年の著述たること學者間に異議なきもの  
なれば。此時代に於ては初めは參なる名を以て、後に人參なる名を以て、藥品の  
一として既に世に通用せることを確認すべし。而して其參なる名が元帝時代に  
初めて出來上りしものに非ずとするも、餘りに多くの年代を経たるものに非  
ざるべし。

後漢代に迫るでは、下に列記の如く人蔘の記事漸く加はる。

安帝の時の人許愼の『説文』に人蔘名あり、上黨に出づと其産地を記せり。

桓帝の時に成りし王符の『潜夫論』思賢第八に：：夫れ世を治むるに眞賢を得ざる譬へば猶ほ病を治するに良醫を得ざるがごとき也。病を治するに當さに人蔘を得べきに、反つて支羅服を得當さに麥門冬を得べきに、反つて烝横麥を得る如きのみ。而して眞に合するを識らずして之を服す、病の侵劇を以て自ら人の欺く所たるを知らざる也：：とあり。

後漢最後の時の人劉熙の『釋名』にも人蔘の名出づ。又後漢末張仲景の『傷寒論』中にも人蔘の處方多く出で前章に於て述べたる『神農本草經』にも出で。其他亡佚せしも後漢時代の著作と考ふる數十の各種本草書、醫藥書に人蔘の載せられたるを考へらる。

以上所説により按ずれば、前漢元帝時代史游の『急就章』を著せし時代參なる名稱の時には之を以て名藥とはせられずして、普通通用藥の一なりしことは其書き振りの遠志、續斷、土瓜等と共に一列に擧げられたるに因り考ふべし。それより七八十年の後に至り人蔘なる名稱となりし時には緯書の二種に帝王の

政治と其發生と關係あるとせし程に重んぜられ。次で後漢に至りては醫藥界の地位を國家に於ける賢良に喩へらるゝ程に重視せられ本草書、傷寒論等醫藥の書(神農本草の外に各種の本草書及醫藥書等の數十の者後漢代に著作せられしこと前章説ける如し)に上藥として認められし程に世に重んぜらるゝに至りし経過を取りしものにして、畢竟醫藥學の進歩と臨床實驗の經驗に由るものと考ふ。其參と人參との二名稱の關係に付ては次章を、其植物原基に付ては第九章を見るべし。



### 第三章 人參と云ふ名稱の考察

凡そ漢藥の名稱緣由に付ては種々の別あり。今植物のみに付て考察するに

(1) 時季との關係より名けられるもの。

迎春半夏欸冬冬青忍冬夏枯草等々の如し。

(2) 人名を以て名けられしもの。

杜仲王孫徐長卿蒲公英等々の如し。

(3) 動物との關係により名けられしもの。

淫羊藿鹿銜草鹿咆草狼毒等々の如し。

(4) 其形狀を形容して名けられしもの。

虎掌狗脊馬鞭牛膝烏頭等々の如し。

(5) 地名を以て名けられしもの。

常山高良迦南蜀葵等々の如し。

(6) 味を以て名けられしもの。

甘草苦參細辛等々の如し。

(7) 色を以て名けられしもの。

紫苑・丹參・白朮・玄參・麻黃・青蒿等々の如し。

(8) 詩的名稱を以て名けられしもの。

王不留行・虎杖・九仙子・千里及・木賊・白頭翁等々の如し。

(9) 其物の性能を以て名けられしもの。

木香・益母草・醉魚草等々の如し。

(10) 其物の本名を其儘藥名とせしもの。

菖蒲・芍藥・牡丹・薑・桂・枳等々の如し。

右例示の外に縁由不明のもの少なからず、人蔘も其一に屬するもの也。此の人蔘名の縁由に就ては明清以來諸種の説あり。

△明の李時珍は『本草綱目』に於て：：時珍が曰く人蔘年深く浸漸長成する者根人形の如き者神有り、故に之を人蔘と謂ふ。蔘字浸に従ふ亦浸の義、浸即ち浸字：：。

明の謝肇淛の『五雜俎』に：：沂陽生曰く參は蔘也、人蔘と名く參は三才也。

△明の薛己の『本草約言』に：：人は形を以て言ふ、參は蔘也、人の元氣を補ふて

參贊の功あるを云ふ……。

△清の黃宮繡は其著『本草綱目求真』に於て形狀人に似たり……功天地と與に並び行はれ悖らず。是れ猶聖帝の世を御す萬民を撫育し參贊位育功天地と與に並立爲參と。此れ參の義の由て起る所而して參の名の由つて立つ所也……。

△清の張隱菴は『神農本草經三家合注』に於て……獨り人參は天宿の光華を乘り、地上の廣厚を鍾め、久々にして人形を成す。三才俱に備る故に人の五臟を補ふを主とする……云々。

△清の沈穆の『本草洞詮』に……人蔘年深く浸漸長成する者根人形の如し故に之を人蔘と謂ふ。

△森立之の『神農本草經攷注』には……參の言たる三也。蓋し此草三極、凡草類に與せず。故に單に參と名く。其根人形を成す故に亦人參と名く、以て其他の五參と分つ也。

右の諸說中人字に就ては異議なきも、シ字に付ては何れも牽強附會の説にして首肯するを得ず。凡そ此の藥材又は藥草を表はす名稱として、單に參又は

藟とせるものと人蔘又は人藟、人蔘等々とせるものとの二様あり。其何れが正しきや、又何故に右の如く二別あるかに付ては、次章、人蔘と他の五蔘との關係に於て説述すべく。茲には漢以來元の代迄の主なる文獻に現はれたる所を見れば。シン字には、

參 藟 藟 藟 蔘

の六様あり。

漢以來各種文獻を見るに、以下に列擧する如く區々に涉れり。

○急就篇 (前漢史游)

參

(顏師古の註…參は人蔘、丹蔘、紫蔘、立蔘、沙蔘、苦蔘を謂ふ也)

○春秋諱運斗樞 (前漢末の著)

人蔘

○禮緯禮斗威儀 (前漢末の著作)

人蔘

○説文 (後漢許慎)

人蔘藥草上黨ニ出ヅ 注本艸經人蔘ニ作ル

(蔘の字の所に之を人蔘なりとする記事なし、蔘、蔘に付ては後段に説明す蔘字無し)

○潜夫論 (後漢王符)

人蔘

○釋名 (後漢劉熙)

人蔘 音蔘或省作蔘

○傷寒論 (後漢張仲景)

人蔘

(宋版の名古屋複製本にも人蔘とあり)

○神農本草經 (後漢末に其前に在りし數種同名の者を修正附加編纂大成と推定す)

人蔘

唐代の諸種本草に引用せるものを、更に宋代の諸本草書に引用せるものには皆人蔘とあり大平御覽の引用にも清の盧復の復原本、森立之の復原本にも皆人蔘とす。

○吳普本草 (大平御覽引) 三國魏、吳普

人蔘

○博物志 (晉 張華)

人蔘

○傅子 (晉 傅玄)

人蔘

○玉篇 (梁 顧野王撰)

蔘 卽人蔘也其狀ノ人ニ類スルヲ以テ故ニ名ク

蔘 蔘ニ同ジ

(蔘の字には人蔘の義の記述無し)

○別醫別錄 (梁 陶弘景)

人蔘

○梁書阮孝緒傳 (唐 姚思廉撰)

人蔘

○廣韻 (隋 陸法言)

蔘 人蔘 藥也

蔘 古文

(參の字には人參の意義なし)

○唐書 (晉(石)の劉昫等奉勅撰)

人參 (地理志太原府貢物の部)

○酉陽雜俎 (唐 段成式)

人參

○爾雅翼 (宋 羅願)

參

(註に春秋運斗樞、禮斗威儀、潛夫論、傅子等を引用せる文中皆人參とす)

○集韻 (宋 丁度)

人蔘 蔘字或ハ蔘、蔘ニ作ル

○六書正譌 (元 周伯琦)

人蔘 上黨ニ出ヅ、艸浸聲ニ从フ、俗參ヲ用ユル非

○宋史 (元 托克托撰)

人參 (地理志太原府貢の部及列傳外國高麗之部皆人參とす)

明以後の文籍大抵人參とせるも、中には間ま稀に人蔘、人蔘とせるものあり。

清代の史書・法令文・公文には多く人蔘の字を用ゐる間、參字又蔘字を用ゐるあり朝鮮李朝以後の文籍には大抵人蔘の字を用ゐ、其理由は人蔘の事を記述すると甚多くそれが前後文章の續きの用字の關係によりては、人蔘の參字と、參入、參觀等の參字と相互誤られ易きに基くものなるべく、「李朝歷代實錄」の如きは、入參、參謁、參差等の參字は故らに俗字たる參字を使用しあり。

さて其シン字が何故に區々となりたるかを考ふるに、蔘が蔘の略字、蔘が蔘の略字にして、後代(明以後?)に用ゐられたること疑を容れず。又蔘字は蔘字と同音にして略ば同形なるにより用ゐられ、蔘字は玉篇にある如く蔘と同音同義、且人蔘の參に草性を與ふる上より用ゐられたるものなるべし。參字に付ては、『説文』『玉篇』共にニンジンに充てあらず。故に明の李時珍の如きは、『本草綱目』に於て、人蔘の蔘字、蔘に従ふ亦浸漸の義、蔘即ち浸後世字文繁なるにより遂に參星の字を以て之に代へ簡便に従ふ。然して誤を承くる日久しく亦變ずる能はず：と述べ。清の陸焄の『人蔘譜』にも右と全く同一の意を述べ。清の王念孫の『廣雅疏證』には：蔘 地精 人蔘也。各本俱に地精 人蔘に作る。御覽・廣雅を引て蔘 地精 人蔘に作る。蓋蔘即蔘字、後人其重複を病んで之を刪

○參ノ字ハ星ノ象  
形文字ナルヲ云フ

○大平御覽ノコト

改するのみ……今御覽に據り訂正……。ある如きの説は全面的に承認するを得ず。葎字が參字となるには、右説の如く繫畫省略より出たることもあるべけれど。他の前漢後漢時代の文籍に參字を使用したりしものも有之しなるべく、現に緯書の如きは初めより參字を用ゐたりし如く。而して又古文獻の文字の變化は唐の張守節が『史記正義』の序例論字例に、古書の文字の相承くる已に久しくして變化せるものあるを説き。

悅は説に 閒は間に 知は智に 女は汝に 蚤は早に 后は後に

漑は既に 嗣は制に

等々數十の例を擧げたる如きに徴すべく。猶現在に於て唐板以前のもの既に亡く、宋版の文籍も甚だ乏しく其原典に如何なる字を使用したるやを知り難く。宋板以降の複刻に於て、又古書の傳寫に於て字劃の繁を煩ひて省字したることあるべきに於てをや。又一面より考ふれば支那の古時同音の字を通用したる例多く參蘧葎等何れをも通用したるやは知るべからず、單に許慎の『説文』の今日に傳はれる文字が正しとするの一事を以て、葎字を最初の古き人參の葎字なりとするは、妥當なりと謂ふべからず。



○神經召爾德ニ雙  
 タル小星維レ參ト  
 昂ト雷々トシテ宵  
 ニ往キ余ト洞トテ  
 抱ク寤トニ命同ジ  
 カラズトニ南國  
 ノ夫人ガ嫉セザル  
 ノ意ヲ述ベタルモ  
 ○毛ハ詩經ヲ傳ヘ  
 タル魯人毛亨ノコ  
 ト  
 ○神農本草經ノコ  
 ト  
 ○説文ニ其ハ菴始  
 メテ生ズルノカタ  
 チトアリ。  
 ○宋ノ太宗ノ雍熙  
 三年餘弦ニ詔シテ  
 説文ヲ校訂セシム

參

聲。

或は省く(以下段注)即今用ゆる參雨參差の字也。凡そ參參參字用ゐて聲と爲す。

人藎 藥草 出上黨 本艸經 作人參

覆也从艸侵省聲

藎 藎 藎

藎藉也从艸侵聲(以下段注)案するに此字疑ふべし。上文藎覆也艸侵に従ふ省聲一に省と不省を以て畫して二字二義と爲すを得ざるや明けし矣。且鉉曰く則ち筥と音義同じと筥因より凶覆の席也且筥を以此を求むれば此に廁するに當らず。

漸近也(以下段注)侵之れ駸々を言ふ也。水部の浸淫理に隨ふ浸淫亦侵に作る：。

儻

右は『説文』の記載なるが右儻 侵字のツクリの 𠄎 古文は 𠄎 にして人が

箒を手を持せる象にて漸近を示したるものとも考ふ。婦の古字は 婦 にして所謂箒掃を執るの意とも考へらるゝも、婦の猶古き字は 𡚦 にして所謂トツグ

也。𦵏は神前の盟を示すものと考へられ。𦵏字も古きは𦵏ならんか。𦵏

必ずしも等ならず、神前の儀仗にして、又は手即ち手にて奉持の象かとも考ふ。

上記に依れば參字は星の象形、𦵏字は象形不明瞭にして、ニンジンなる物の象形字とは認められず。さりとて又會意字に非ざること明かなり。又借音字

とも考へられず、何となれば借音字とすれば其本名は土名たるべく、果して然らばシンなど、云ふ如き簡單なる土名ありしものとは想はれず。又シンなる原

基植物は後段に説く如く一種に非ざるべく、旁以て其借音字に非ざること明かなり。茲に於て深く按ずるに、𦵏又は𦵏字(其ヘンを人にするも水にするも同一

なること前に掲げたる説文、𦵏字段注に浸淫又侵に作るとある如く)は許慎が説文を作りたる前に於て造字されたるに非ざるか、此説の根據とする所を述べんに、同じく説文の𦵏字及桂字を見るに。



桂也。以下段注釋。木。𦵏。木。桂。郭曰。今南人の桂厚皮と呼ぶ者を木桂と爲す。葉は枇杷に似て、大南方草木状を案するに云ふ、桂に三種有り。葉の

枇杷に似たるものを牡桂と爲す、牡と木と同音。許言ふ、𦵏は桂也とある者は桂の一と爲す。桂は𦵏に止まらず、蜀都賦其樹則ち木蘭、𦵏桂あり、劉

○左風莊公二十九年夏鄭人許ヲ侵  
ス凡ソ鍾鼓有ル  
ヲ伐ト曰ヒ無キヲ  
侵ト曰フ。輕キヲ  
ト曰フ。

○會意トハ日月ヲ  
合セ明ラカトシ水  
ト寄キヲ合セ清シ  
スル如キ例。

○𦵏字。釋本ノコ  
ト。𦵏雅。釋本ノコ  
ト。郭ハ郭璞ノ著。

○文選。晉ノ左太  
仲ノ題。郭賦ニ。其  
樹則ち木蘭。桂。枳



○此藎字人夢ノミ  
ニ用キ其他ノミ  
一モ用ヒスル等  
等トセルハ注目  
スベキ点也

(3) 藎 (4) 藎 (5) 藎 (6) 藎の六種あり其中(6)は(4)の畧(5)は(3)の略字たること疑無し。其(1)より(6)迄の中の何れの字が古き典籍に出たりとし之を本來の正しきものとすとの當を得ざることは古代は同音の字を流通して使用したる例あり。又其古典も數回の傳寫複製により本來の字を變じたることにより徵證すべし。而して『説文』の字體は比較的正確なるものにして、其中星の象形たる參字に何等人參の意義なく唯一の藎字を以て人參に充てたるを觀れば、此字を當時の正しきものと考定すべし。又藎字の造字せられたるは象形にも會意にも因りしに非ず。櫻が古く木の王とせられしに對比して、新たに後漢時代に草の王として作られたるに非ざるかの假説を立て得べし。(其のニンベン又サンズイは何等意義なく、ガザリに過ぎずとすべし)猶シンとニンジンとの關係に付ては次章に、其植物原基に付ては第九章に説明すべし。

本稿校正中後藤朝太郎博士より更に參字其他に就て教示を受けたるに付き茲に追補すること、せり。

星  
𠄎

參 鐘鼎文     

古榴補  

𠂔 𠂕 𠂖 𠂗 はすべて人の姿となす。 𠂘 は 𠂙 (𠂚) 形の如くすべ  
て飾りなり。

説文の篆  は後世の形なるを以て元始形を察する上に當てにならず。此字不思議に龜卜辭に未だ見えず。他の例より察するに    入 など合字、つまり其任務にある近衛が星じるしの儀仗を捧げて侍べれるものと見るべきか。

鐘鼎文卜辭共に判じものゝやうで、原始の字義誰しも判定し得ず。説文に解くところ首肯し難し類似の例を澤山あたつて見て推定するの外なし。



## 第四章 人參と他の五參との關係

人參の外に參名ある者甚多し。例之は福參、台參、威勝軍人參、珠參、象牙參、拳參、月下參、阿勃參、架豆參、菊花參等々の如く其數三十餘に上る(以上支那の事也。日本も同様なれど茲には本説と關係無きを以て省く。詳しきは第七卷參名彙攷篇を見るべし)。此等は皆人參が最良靈藥として世に貴重せられし後に於て宋以降全支那の需用に不足し代用品或は擬似人參として世に出現せしものなるが。それ等とは事異なり古くより人參の外に丹參、砂參、玄參、紫參、苦參の五參あり此五參が同時代に騒び存せしか、或は又人參の世に現はれし後に於て他の五參が擬似品として、或は同類品として世に出たるか。若しくは人參より前に於て五參の一若くは二以上が存在せしかに付ては。人參の原基植物を定むる上に於て、又人參名稱を検討する上に於て重要な論據となり。又其不審を啓くべき鍵となるべきものなれば、本章に於て詳しく之を説かんとす。

先づ第一に此五參の一若くは二以上が人參の世に出現する前に存じたりとの假説を立て、検討せんに、最古き資料は先秦の作と稱せらるゝ五藏山經(山

○日本ノ延暦時代  
ノ人和氣慶世ノ著  
藥經大素ニハ苦參  
ニ苦辛ヲ充ツ

○呂后ノコト。

○公乘ハ百官表ニ  
ヨレバ第八ノ爵名

海經』の一部の中なる中山經支那中央部の山地に：：又西九十里陽華の山と曰ふ、其陽金石多し、其陰青雄黃多し。其草諸藁多し、苦辛多し、其狀櫛の如し。(郭璞の注) 其實瓜の如し、其味酸甘之を食つて瘡を已む：：とあるものなり、此苦辛は苦參と同音なれど其形態と味の記より見て別物たること論莫く。又此クシンなる名が後代の苦參に傳統したりとは認められず、結局無關係とすべきなり。

次に『史記』卷の百五扁鵲、倉公列傳第四十五の記事なり、其要領は。

大倉公は齊の大倉の長、臨菑の人にして、姓は淳、于名は意、少ふして醫方術を喜び、高后八年更に同郡元里公乘陽慶に師事す。陽慶は禁方及黃帝扁鵲の脉書、五色診病を悉く傳ふ。人の死生を知り嫌疑を決し、可治を定め、及藥論甚だ精し。之を受けて三年、人の爲に病を治し、死生を決し、驗多し。然して左右諸侯に行游し、家を以て家と爲さず、或は人の治病を爲さず。病家多く之を怨む。文帝四年中人上書し、爲めに刑罪、西の長安に傳するに當る。意に五女有り、隨つて泣く、意怒り罵つて曰く、子を生むも男を生まず、緩急に使ふべき者無し。是に於て少女緹縈父の言を傷み、乃ち父に隨つて西し、上書して曰く、妾の父吏と爲る齊中其廉平を稱す。今法に坐し、刑に當る、妾切に痛む。死者は復た生

くべからず、而して刑者復贖ふべからず。過を改め自新せんと欲するも其道由莫く、終に得べからず。妾願くは入身官婢と爲り、以て父の刑罪を贖ひ、改行自新を得せしめよ。書聞す帝其意を悲み、此歳亦肉刑法を除く。意家居す帝詔し召して病を治し、死生驗ある者何人主名の誰たるを問ふ。

以下淳于意が文帝に答へたるものにて、其取扱たる患者二十一人の病狀症徴・診定・投藥、其他の療法豫後を記し、其中に病理を説けるものにて、其中の一たるもの。

齊の中大夫齠齒を病む、臣意は其左、大陽明脉に灸し、即苦。參湯を爲り日に嗽するに三升、出入五六日、病已む之の風を得、臥に及び開口食して嗽せず。

とあるものなり。所謂五參なるもの、各の名稱は後漢の末に至る迄は凡百の文獻に一も見はれず。唯苦參のみは茲に出たると、次の列仙傳に出たると唯二のみにして大に疑を挟むべきものなり。熟ら此史記の大倉公傳全部に付て検討するに、疑點甚多し即ち。

△史記一篇は司馬遷が簡潔なる名筆を以て要領よく書かれたるものなるが、此大倉公傳のみは淳于意を主體とし、皆臣意云々と答申の文とし、頗詳しく

○史記ハ司馬遷ノ  
後孝景紀ノ孝武  
紀ノ禮書樂書兵書  
漢興以來將相年表  
三王世家ト曰者龜  
策傳蒯徹成ノ三傳  
トヲ失フ。元帝成  
帝ノ間ニ於テ褚少  
孫ノヲ補ヒタリ褚  
ハ他ノ諸家ヲモ  
足セリ。

二十一人の臨床的記録を見る如く冗長に録されあるは、他の全體の筆致と頗ぶる相適はず。此事に付ては既に明の董份嘉靖の進士が：：臣意對問を述ぶる太だ詳し、恐らく太史の法に非ず、然して又褚先生の能する所に非ず。意ふに漢史氏其本を藏し而して褚之を對録する耳：：との意見あり。即ち此項司馬遷の筆に非ず、又褚少孫が自筆の記にも非ず、史官或は史家の手に在りし大倉公の傳を收録せりと云ふに在り。

△秦漢の間に於て醫學は戰國時代に比し大進歩を遂げたりとするも、淳于意の説く所の醫理診候進み過ぎたるの感あり。

△『素問』は秦漢の間に成れりとは――後世の修正補加は別として――諸家の説の一致する所にして。本書は醫理の大經とする所なるが大倉公の説く所之に適合せざるものもあり。

△唐の張守節の『史記正義』に注せる如く、遙かに後世の作、著者不明の『黃帝八十一難經』晉の王叔和の『脈經』の記述に大倉公の説く所相合致する節々多し。

△前漢代に於て處方名の出たるは此記事のみ也。此時代處方は各醫家の相

○列仙傳日本版岡田捉之考異ニハ獨活苦參へ後漢書ノ注ニハ獨活ノ二字無シ苦ハ玄ニ作ルトアリ

○王世貞ノ有象列仙全傳ノ汪雲謫ノ輯補ニハ地黄苦參且家ニ歸ル正也又一行傳記十一卷ヲ載スルトアリ

○劉向。○劉向ノ藝文志ニハ下流ノ賦及劉向賦中劉向ノ賦十一卷ヲ載ス

傳とし世に示さざる風にして處方の現はるゝに至りしは後漢の後期也。以上の諸點より觀て此大倉公傳は後代の遺補若くは竄入と認むべく、隨つて苦參と云ふ藥名が當時存在せしとの證據とは爲し難し現行『史記』が司馬遷の原文と褚氏の補修のみにあらず後人竄入の跡顯著なるものあることは崔適の『史記探源』に詳しく考證せる所なり。

次に劉向の『列仙傳』に、

山圖は隴西の人なり、少ふて好んで馬に乗る、馬之に躓て脚を折る。山中の道人教へて地黄當歸羌活獨活苦參散を服せしむ。之を服すること一歲にして食を嗜まず、病癒へ身輕し。道人を追ふて之を問ふ。自ら言ふ五嶽の使、名山にて藥を採る能く吾に隨はば汝をして死せしめずと。山圖追ふて之に隨ふ六十餘年。一旦歸來し母の服(喪)を家に問ふ、問昔年復た去り之く所を知らず。

とあり。本書に付ては清の姚際恒の『古今僞書考』に、列仙傳は劉向の撰と稱す。陳直齋曰く：：傳凡そ七十二人、每傳に贊有り向の撰に非ざるに似たり。西漢の人の文章は爾らざる也：：。恒案するに漢志向の新序說苑世說列女傳を載す、而して列仙傳無し、其僞なるを證す可し。殆く『列女』に因て此『列仙』あ

○世説ノ注、列仙  
一、歷所ヲ引テ云  
相一檢驗得仙者百四  
十六人其七十四人  
已在佛經放獲得七  
十可以多聞博識者  
幾觀焉。

○陶弘景ハ文登ノ  
條ニ於テ其莖微カ  
ニ人蔘ニ似タリ故  
ニ人蔘ヲ得ルトア  
リテ下記ノ主療同  
ジキヨリ人蔘名ヲ得  
ルト云フコト自得  
家傳着ノ説ヲ爲セ

る歟。其云ふに「百家の中を歴觀し以て相檢驗し仙者百四十六人を得たり。其七十四人已に佛經に在り。故に七十二人を檢得以て多聞博識の者遐觀すべし焉。」と西漢の時安くんぞ佛經有らん其六朝人の所作たる自から疑無かるべしとあり、此苦參も亦前記史記大倉公傳のものと同じく、前漢代に此藥名有りしとの證とはし難し。

元來人蔘の外に五參の同時存在は甚だ不審なるものにして陶弘景は『神農本草經』の注宋の證類本草引沙參の條に於て：「此沙參と人蔘を并せ五參と爲す其形盡くは相類せずして而も主療頗ふる同じ故に皆參名あり又紫參有り一名牡蒙中品：」と人蔘、砂參、玄參、丹參、苦參を五參とし人蔘を五參の中に入れ紫參を度外せり。此の記事五參と云ふ字の見はれし最初のものなり。明の李時珍は本草綱目に於て此陶説を敷衍し變改し其丹參の條に於て：「時珍が曰く、五參は五色、五臟に配す故に人參脾に入る黄參と曰ふ、沙參肺に入る白參と曰ふ、玄參腎に入る黒參と曰ふ、牡蒙肝に入る紫參と曰ふ、丹參心に入る赤參と曰ふ、苦參は則ち右腎命門の藥也。古人紫參を捨て、苦參を稱す未だ此議に達せずして爾り：」。と陶弘景の五參を變改して苦參を除き紫參を加へたり。此説強ひて五

行思想に附會したれども、其別名の白・黄・黒・紫・赤は皆元來五行思想より出で命名されるに非ず。根若くは花の色に因り命名せられたるものにて、李時珍は五行の色の一たる青を缺げるにより、其代りに強ひて間色なりとして孔夫子も惡みたる紫色を配したる如きは、其五行説にも自家撞着ありて適正なりと云ふべからず。

そも此五參なるものの實體は藥として人參と同時に存在し、即其命名の時期が略ぼ同一なりと考ふべし。人參は最初は參と稱せられたるものなること此藥名の最早く顯はれたる漢の子游の『急就篇』には

遠志。續斷。參。土瓜。

とあり人參とは無し。唐の顔師古の注に、

遠志は智恵を益すことを主どる。而して志を強む故に名と爲す。一名萐繞、一名棘菟、其葉小草と名く亦其細小を目する也。續斷一名接骨、即今續骨木と呼ぶ所也。又艸續斷あり其華細ふして紫色、根亦藥用に入る。參は人參、丹參、紫參、玄參、沙參、苦參を謂ふ也。土瓜一名菲、一名芴。

とあり即顏氏は參なる文字を前漢代に於て六參の總名として通行されたり

と認むるものなり。

又清の桂馥『說文解字義證』藎字の條に：人藎藥艸者當爲苦艸謂苦參也、一切經音義十一、蔘說文作蔘苦草也、其類有。多。種。謂丹蔘。元蔘等也。：

右の文、慧琳音義と希麟音義には無し、立應音義明本第十二卷中増一阿含八卷に苦參說文作蔘同所金切苦草也其類有。多。種。丹蔘。元蔘等也。

右二說大同少異なり。顏師古は高祖時代の人、立應は太宗の貞觀時代の僧にして、前後二三十年の差あり。故に時代の差を以て差異を律すべからず。顏説は蔘の名稱中に六參を包含するものと爲し、立説は藎は人參にして一名苦參其中に丹蔘、立參等を包含するものと爲す也。此二説は唐初に於ける俗間の通稱を採りてありしと假定し、記したるか、或は『急就章』又は『說文』當時に遡り考證的に古きを記したるかに付て疑あり。蓋し陶弘景が『神農本草經』を校訂し同時に『名醫別錄』を著はし、明かに六參を區別してより約百四十餘年を経過したる後なれば。俗間に於て前記の如き六參の區別を混同するが如きことは有り得べからず。況んや二人共に博學者なるに於ておや。必ずや古く漢代に遡りて考證的に其當時存在したる資料に根據を置き記されたりと考ふべし。然ら

ば最初は參(又は遼)なる名稱中に六參が包擁せられ居り、後に至り六名稱に分岐したることを知るべし。此事は六參の名稱が殆んど同時に世に出現したることによりても立證せらる、即ち。

△後漢末の作を陶弘景が修訂したる『神農本草經』に六參の名併せて出づ。

六參の名の併せて出たるは此書を以て最初のものと同認む。

△梁の陶弘景の『名醫別錄』に同上(唐本草を引用したる宋本草引)

△魏の吳普の『吳普本草』に六參の名出づ。(太平御覽引)

以後の本草書の六參記事は大抵源據を右三書に發し其流を汲むものなりとすべし。唯張仲景の『傷寒論』中一百三十三方中人參を配合せるもの二十一方他に外の五參を配せるものなし。同氏の處方を集めたりとせらるる『金匱玉函經』の中には人參と苦參を用ゐしものある外に他の四參の配合あるもの無し。されど此を以て當時他の四參が存在せざりしとの證左とは爲し難し。何となれば參なるものが漸六參に分れし張仲景時代は方數も少く數百の藥の藥効の研究も積まず其中主要なる物を使用したりと考ふべければなり。猶參考として六參の別名なるもの左に列舉して考察を加へんとす。

以下の別名は古く漢魏時代各其本名と共に或は其本名以前に存在せしと考へらるゝもののみを掲げ、各其本名が確立したる後に於て別名として命ぜられたるものは之を除く。且同一名を掲げたる文献は其主要なるものを擧げ他は概ね之を除く。

○ 苦 参

- (1) 苦讖『神農本草經』
- (2) 水槐『右同』
- (3) 地槐『名醫別錄』
- (4) 驕槐『右同』
- (5) 菟槐『右同』
- (6) 白莖『右同』

右の苦は其味より出でたること明かなり矣。讖は此名稱外に餘り多くは使用されざる文字にして唯だ『大戴禮』夏小丘に：三月採讖：注艸也とあり此讖何の植物かは不明なれど、野外食用植物なるべし。讖字は表幟の幟字と相通ずる字なれば之に艸を會意し作られし字にて、何等が目じるし草の意なる如

○藥名ニハ其續動  
植物名ト一死セ  
ルモノト別ナルモ  
トアリ

きも(1)には適合せず。(2)(3)(4)(5)の槐字は『爾雅』に：：槐小葉榎と曰ふ。郭注に槐榎と爲すに當る、榎は細葉なる者榎と爲す、大而して皴榎：：とあり。此時代に槐と稱せられし植物の何たるかは不明なれど、後代の槐は日本に於てエンジュと稱する豆科の *Sophora flavescens*, Ait. に當り其羽狀複葉が苦參即ち豆科の *Sophora japonica*, J. クララの羽狀複葉と全く同一なるより命名せられたるものにして。或は之れが藥名の苦參とは別の本名なるやも知れず。白莖に至りてはクララは莖白きにあらず、何の緣由に出たる名なるか不明なり。

藥物たる植物の原基に付ては、時代により異なるものあり。或は別科の二三植物を同一に名けたる例頗ぶる多きも、此苦參のみは昔よりクララに一定せることは、宋の『紹興本草』の圖を見るに、秦州苦參、邵州苦參、西京苦參共に全くクララの形態を描けり故中尾万三博士は此圖の中には唐の蘇頌の『圖經本草』の面目を傳へたるもの多しとの考證に依り、苦參は唐以來其根基に變化無きを曉るべし。

## ○砂 參

### (1) 鈴兒草 『名醫別錄』

(2) 知母 『右同』

(3) 苦心 『右同』

(4) 虎鬚 『右同』

(5) 羊乳 『右同』

(6) 白參 『吳普本草』

現在に於て沙參は、桔梗科のソバナ *Adenophora remotiflora*, Miq. 及トトキ *Adenop  
hora verticillata*, Fisch 等に批定せられ居れど『紹興本草圖』に出たる淄州沙參・歸  
州沙參・隨州沙參は全く形態を異にせる別科の植物にして、宋以前の沙參と稱  
するものには數種ありしなり。(1)は其花の形狀鈴の如きより名けたる前記  
桔梗科のソバナかと想はるゝも不明。(2)は同名異種の藥物『神農本草經』と『名  
醫別錄』に出づ。これはユリ科の植物ハナスゲ *Anemarrhena asphodeoides*, Bur-  
nge に批定せらる。紹興本草の圖を見れば、此ハナスゲと思はるゝ形態の畫  
あり。之を砂參の中に包含せしめたるや否又同一名を別々の藥名に充てた  
るかは不明なり。(3)は苦參との混同なるか。沙參は味苦きものに非ざれば  
なり。(4)は知母が沙參とも稱せられたりと假定し、其根を形容したるものな

るか。(5)は後に沙參と混同せられし同じく桔梗科の植物ツルニンジン *Codonopsis lanceolata*, Benth. Hook. f. が折れば白汁出づるに因み名けたりと推考す。  
(6)不明 (7)根の白きにより六參に分つ時に丹立等と共に色により名けたるものか。

### ○紫 參

- (1) 牡蒙 『神農本草經』
- (2) 山羊蹄 『右同』
- (3) 童腸 『名醫別錄』
- (4) 馬行 『右同』
- (6) 羆戎 『右同』
- (7) 五鳥花 『吳普本草』

現在に於て紫參は葉の裏面紫色を爲せる蓼科のハルノトラノオ *Polygonum tenuicaule* Biss et Moore に充てあれど紹興本草の圖を見れば是と全く各異なりたる三種の圖あり。(1)は全く別箇の藥草王孫の別名にも充てらる(7)の五鳥花はハルノトラノオの花が稍や小禽の飛ぶに似たるより名けられたりと想はるゝも

唐の錢起の紫參の詩によれば「五葩萼を連ねて」とあるに合せず(2)と(3)は或はハルノトラノオの根の一塊根と他の一塊根と連繫せる長き小根に形容せられたりとも考へらるゝ外總て異名の緣由不明なり。

### ○丹 參

(1) 却蟬草 『神農本草經』

(2) 木羊乳 『吳普本草』

(3) 赤參 『名醫別錄』

現在丹參に宛てられあるは唇形科のクワガタンウ *Salvia indica*, L. にして其形態は紹興本草の隋州丹參の畫に相當す。(1)はクワガタンウの花の形態が稍や蟬に似たるより名けられたるか。(2)は不明。(3)はクワガタンウの花及根の色により名けられたりと認む。此藥草の原基は昔より變化なかりしと認めらる

### ○玄 參 又元參

(1) 重臺 『神農本草經』

(2) 咸多 『別醫別錄』

(3) 端 『右同』



者が紛れ易きを防ぐ爲めに。

白蔘 砂蔘の根の色の白きにより又砂中に生ずるもの多きにより

玄蔘 乾し上りが黒きにより

紫蔘 葉の裏の色により

丹蔘 花及根の色の赤きにより

黄蔘 根の色により

苦蔘 其味により

右の如く區別して稱呼したるか、或は某る時代に於て従前藥材名稱の區々に涉りたるを中央に於て學者が甄別分類統一して名稱を一定したるか、何れかなるべし。前掲以外の異名は、其植物の土名と、通俗藥名なるべし。又人蔘なる名稱は黄蔘中偶まに根の人形を爲せるものに名けられしものが後に本名と爲りしものならん。

右著者の想定説なれど、如斯解するときには種々の疑點氷解し理義に合するごとくなるべし。茲に發表して後の學者の批判を俟つものなり。

## 第五章 人參の根の人形を爲せる

### 者を尊ぶ思想に就て

人參と云ふ名稱は其根が人形を爲せるとせるに——實際人形を爲せると爲さざるとは別として——に基き命名せられたりとするに付ては疑無し。されど熟ら考ふるに人參卽 *Panax Ginseng* の根の人形を爲せる者は、田村藍水が『人參耕作記』に於て：：又人形の人參あり一萬根程の内に一根ならでは無きもの也：：と自己が十數年日光山下幕府の栽培地に於て實驗せる結果を見て記せる如く。又輒が開城蔘圃に於て數年間に巨萬の人蔘根に就て實見せる結果も亦大抵藍水の説に一致する點より見るも、人參の根は決して人形を爲し居るものに非ず。右は栽培人參のことなるが、自然生の人參も亦大抵其形態栽培人參に同じ。凡そ栽培人蔘根の形態は滿洲・朝鮮内地の三者に於て各其形態に多少の相違あり。卽滿洲人參はナデ肩にして根付少なく、纖長なり、朝鮮人蔘は肩張り根は多く、纖長ならず、内地人蔘は前二者の中間に在るものなり。而して

右三者の種子を以て相互三地に下し栽培するに、初代は少しく原形を存じ其地の形に半ば變ずるも、二代後は全く其地の形に變形するもの也。又滿洲・朝鮮の自然生人蔘の型も大抵二者の栽培人蔘と同じ。但だ數十年を経たる者は複雑なる根狀を成す者あるのみなり。何れにしても根が人形を爲せると言ひ難し山西太行山脈一帯の地に産し明初に絶滅せし潞蔘又は紫團蔘と稱せし人蔘の形態の詳しきことは今日より之を知るを得ざれども、宋の紹興本草の畫其畫は唐の圖經本草の畫を襲ひたりと考へらるゝ畫を見れば、確かに *Panax ginseng* にして其形滿洲蔘と朝鮮産との中間に在るものなれば、特に人形を爲したりとは考へられず。結局人蔘の根が人形を爲せりとはヨキ加減のアテ推了或は僅かに一を見て萬を推す輕卒の斷定なりと謂はざるべからず。假りに古代人蔘と稱せられたる某る植物原基が後代に人蔘とせし *Panax ginseng* とは異なりたるものなりとするも、縱令如何なる植物なりとするも、おしなべて根が人形を爲せる植物は全く世に存在せざれば、根が人形を爲せりなどと云ふ斷定は其植物を詳しく實見したる上の歸納的論證に非ずして、誤れる演譯的辯證に出たる根據無き虚説なりと謂ふべし。

人參の根が人形を爲せり云々の記事の最も古きものは、三國魏の『吳普本草』に：或は邯鄲に生ず三月葉を生ず小銳枝黒く莖に毛有り三月九月采根根に手足あり面目人の如き者神：とあるものと。梁の陶弘景の『名醫名錄』に：上黨山谷及遼東に生ず根人形の如き者神：とある二記事なりとす。此二書の記述に付ては大に攷究を要すべきものあり。此神と云ふ字に付ては後代の支那醫書本草書に廣く使用せられたる文字なるが、其意味は神効即ち速効又は神妙の効の意義に宛てられあるも、此二書の神は根に神靈ありとせる思想を包含せるものにして、其當時竝に前々よりの傳説を採録したるものと認めらる。而して此文句には矛盾あり、即ち既に根が人形を爲せるに因て人參と名けられたるものなれば、悉く皆人形を爲し居らざるべからざる筈なるに其中より特に人形あるものを神とせるは不可解なりと謂ふべし。按ずるに蓋し吳普の如き陶弘景の如き藥物學既に發達したる時代に在りて斯學の研究に力を致し其發達を助けたる人なれば實際に人參の實物(藥材とせし者)を多く見て一も人形を爲せる物無きを認識したれども尙ほ古よりの傳説を附加し記載したるか或は偶然にありし人形の者を見て記したるものなるべし。

茲に於て溯つて何故に人蔘の根の人形を爲せるとせし物を尊崇するに至りしかを説かんに、凡そ世界何れの地を問はず、矇昧未開の時代に在ては山嶽岩石・地形・植物・動物等に人形は無論人獸の顔面・男女生殖器等に似たるもの其他奇珍怪異の形象の現在を見たる時に於て、是に威靈有りとし、畏怖尊崇するは當然の事にして、一々例證を擧ぐる迄も無く、此風世界各地に存し、現に今日猶其餘習の殘れるは屢々聞見する所なり。其中に就ても人形の自然物を尙ふ思想は宗教が發達して崇拜の對象を人の形と肖たるものに創造せし後に於ては、一層濃厚となるは自然の理なり。而して其中植物に關するものは其信仰の根柢に古代何れの國にも存在せし所謂汎神教の一部たる植物に精靈ありとする思想の存在して基調を爲し、それが人形により更に強めらるるものなること當然なりとす。支那に於ける植物の人形崇拜思想は決して人蔘に限れるものに非ず。猶他にも多くあり以下に之を列示すべし。

『漢書五行志』哀帝建平三年十月汝南西平遂陽鄉樹地に仆れ枝を生ず、人形の如し。身青黄色、面白鬚髮有り稍長し。大凡長六寸一分。京房易傳に云ふ、王德衰ふ下人將に起たんとすれば則木生じ人狀を爲す有り。

晋の張華の『博物志』名山神芝を生ず、不死の草。上芝車馬の形を爲す、中芝人形を爲す、下芝六畜の形を爲す。

『抱朴子』内篇十一卷仙藥の條に：龍銜芝、常に仲春を以て三節十二枝を對生す、下根坐人の如し。凡そ此草芝又百二十種あり、皆陰乾之を服すれば則人をして天地と相畢らしむ、或は千歲二千歲を得：。

『同上』：千歲の栝木其下根坐人の如く長さ七寸。之を刻めば血あり、其血を以て足下に塗らば以て水上を歩行して没せざるべし。以て人の鼻に塗り以て水に入らば之が爲に開く、以て淵底に止住すべし。以て身に塗れば則ち形を隠す見れんと欲せば則ち之を拭ふ。又以て病を治すべし、病腹内に在らば刮腹一刀圭、其腫痛外に在る者其所在に隨つて刮一刀圭、其腫病の所在以て之を摩す、皆手下れば即ち愈ゆ。假令ば左足疾有らば則ち人の左則を刮射する也、又刮して以て巨勝を雜へ燭と爲さば遍ねく地を照す、下に金玉寶藏有らば則ち光青に變ず、而して下垂す挿を以て之を掘れば得べき也：。

『名醫別錄』商陸 咸陽山谷に生ず、人形の如き者神有り。

晋の嵇含の『南方草木狀』楓人 五嶺の間、楓木多し、歲久しければ則ち瘤癭を

生ず。一夕暴雷驟雨に遇ふ其樹聲、長三五尺之を楓人と謂ふ。越の巫之を取つて術を作す。通神の驗有り。之を取る法を以てせざれば則ち能く化去す。梁任方『述異記』南中楓子鬼木の老たる者有り人形を爲す、亦呼んで雷楓と爲す。蓋し癭瘤也、今に至り越巫之を得る者有り、以て鬼神を彫刻し靈異を致すべし。

『朝野僉載』江東江西山中多く楓木人有り、楓樹下に於て生ず。人形に似たり長三四尺、夜雷雨すれば即ち長じ樹と齊し。人を見れば即縮みて舊に依る曾て人有り笠を地に舍く、明日看れば笠子挂つて樹頭上に在り。旱の時雨ふらさんと欲せば竹を以て其頭を束ね之に褻すれば即ち雨ふる、人取つて以て式と爲す。

『大明一統志』安福縣楓木有り狀神人の面目の如し。歳旱ならば泥を以て之を封すれば則ち雨ふる。

『集異志』晋の劉曜の時西明大内の大樹風吹折る、一宿を経て忽ち變じて人形と爲る。髮の長さ一尺、鬚眉長三寸皆黃白色、手を斂むるの狀有り、亦兩脚着裙の形あり、唯目鼻無し。毎夜聲有り十日にして生ず、柯條遂に大樹を成す枝

葉甚だ茂る。

以上に依れば植物人形崇拜思想は人參のみに限らざることゝ曉るべし。其人參と關聯ありと考へらるゝ商陸の事に付て更に詳しく述べんに。商陸は人參と同じく其根に神ありとせられしこと前述の如く梁の陶弘景の『名醫名錄』に記されあり。本書動植礦物總計三百六十の中「神有り」と「せしもの」は人參と此れとの二のみ也。此藥草は『神農本草經』には下品の部に編入せられ水腫疔瘻痺癢を主とり癰腫を除き鬼精の物を殺すとありて、人參が上藥の部に入れられ其効を五藏を補ひ精神を安んじ魂魄を定め驚悸を止め邪氣を除き目を明かにし心を開き智を益す、久服輕身延年とせる如き貴重藥に非ず。然るを之に神有りとせり。此「神有り」と云ふ意は人參と共に藥の神効に非ずして奇怪なる靈力ありとせられしものなることは前段にも述べたる所なるが猶ほ下記により明かなるべし。

商陸の最古き記事は

『易經』に經 **三三** 乾下  
兌上 澤天夬の中に

九五覓薩夬夬中行无咎

とあるものなり、此<sup>〇</sup>莧陸が如何なる植物なるかに付ては説岐る即  
一 莧陸は商陸なりとする説

ト子夏 馬融 鄭元 王肅 鄭樵  
右 商陸は

蕩 蓬蓬 馬尾 夜呼 章柳 章陸 當陸 白昌薈等の別名あり。支那に於ては圃園の側に自生し或は之を栽植して其葉を食用に供したるものにして、學名ヤマゴバウ科のヤマゴバウ *Phytolacca esculenta*, Van Houtt なり。

易經の莧陸が果して右の植物に該當するや否やに付ては多少の疑問あるも、宋の圖經本草の繪を見るに鳳翔府商陸并州商陸の二圖ありて其二つ共に其形態より見てヤモゴボウに誤無く、又易の各家の注疏、爾雅以下の所載に依り易の莧陸もヤマゴボウとヒユの二を指したるものと推定して誤なからん。

二 二個の植物の名稱なりとする説

(1) 莧は人莧 陸は商陸とする説 其中にも右莧をヒユ科のヒユとするものと馬齒莧科のスベリヒユとするものとの二別あり。

董遇 三國 王弼 三國 宋衷 後漢 虞初 漢

〇 爾雅 廣雅 神農本草經 名醫別錄 唐本草

(2) 莧は山羊 陸は其羊の行く所の路とする説

經項氏の玩辭 清の袁枚(隨園隨筆引)

スベリヒユはスベリヒユ科の *Portulaca Oleracea*, L. なれど商陸とは全く形態異なり食用とはせず。

ヒユはヒユ科の *Amaranthus mangostanus*, L. にして葉の形態稍商陸に類し食用とす。ヤマゴボウもヒユも圃間に自生し又支那に於ては共に栽培して食用に供す。

右易經全句の意味に付ては各家の説あり。

王註 莧陸は草の柔脆なる者也之を決す至て易し故に曰夬夬せと。夬の義たる剛を以て柔を決す君子を以て小人を除く者也。而五たび尊位に處し最も小人に比す躬自から決する者也。至尊を以て至賤に敵す其克勝つと雖も未だ多しとするに足らざる也。中に處して行く以て咎を免るゝに足るのみ光に足らざる也。

通解 莧馬齒莧也陸商陸也、一名章陸皆陰氣に感ずる多きの物。此夬夬に在り而して陽剛中の正を以て尊位に居る上六と比す、感じて相説ふ莧陸の如

く然り、其之を決し果さず、故に云ふ、莧陸夬を夬す、中正の徳ありと雖、纔に咎无きを得る決の至れる者に非ず、故に云ふ、中行咎無しと。蓋し人從ふ所を擇ばざるべからず焉。陽を以て夬に處す尙ほ其昵比する所を説び而して其剛徳を喪ふ、纔に中正を以て咎を免るゝを得、然らざれば其身を失ふに幾からざらん乎。

五代丘光庭『兼明書』に夬九五に曰く、莧陸夬、中行无咎、王弼云ふ、莧陸は草の柔脆なる者、子夏の傳に云ふ、莧陸は木根草莖、剛下柔上、馬鄭王肅皆云ふ、莧陸一名章陸、明曰く、諸儒の意皆莧陸を以て一物と爲す、直上六の象と爲す、今莧陸を以て二物と爲す、莧は白莧也、陸は商陸也、莧の象上六陸の象九三、上六の象は陰、莧亦全柔也、九三陽を以て陰に應ず、陸亦剛下柔上也、且莧是れ五五陽共に一陰を決するの卦、九五は陽を以て陽に處す、既に剛且尊而して主親を決し、上六を決す而して九三之に應じて亦將に決せられんとす、故に曰く、莧陸夬々、重言する者は、莧を決し陸を決する也、此に由りて論ずれば、莧陸を二物と爲す亦明けし……本草を按ずるに、商陸一名莧根、一名夜呼、一名章陸、一名烏樞、一名六甲父母……云々。

右の解釋を簡易に説明すれば、夫はツキオトシヒキサクことなり。五陽の爻下に在り一陰の爻上に在り五陽の爻漸く進み上に在る一陰の爻をつき落さんとする時也。君子時を得て小人を排し一爻を决し去れば全く君子の世とならんとす、其決行に付ては中庸を取て行へば過ち無からん：と云ふに在るも、易經は元來迷信的神祕的のもの也、其解釋多くは儒家の牽強附會と獨斷に出づるもの多し。商陸に對する神祕觀念が古代既に存在したりと假定すれば、新釋解を施すべきに似たれども、何分にも八字の短文加ふるに他に資料無く茲には唯だ當時商陸を多く食用に供し居たりとするも、之を裂く云々と中行咎め無しの句に對する從前の解釋は、甚だ當らざるものあるを指摘し置くに止めんとす。

商陸の鬼性に付て記されたるもの前掲名醫別錄の外以下の如きものあり。

唐の蘇恭『新修本草』商陸：：此に赤白二種あり、白き者藥用に入る、赤き者鬼神を見はす甚だ毒あり、赤き者は但だ腫に貼すべし之を服せば人を傷り痢血已まず、人を殺す人をして鬼神を見せしむ。

陸德明(唐の人)又云ふ：：商陸は樟柳也、下に死人有らば則ち上に樟柳を生ず：：(經典釋文?)清袁枚『隨園隨筆』

宋の鄭樵『通志』昆蟲草木略：・商陸は蘧蕩 葛根 夜呼 馬尾 菟陸  
章陸 章柳根 薑：・根人形の如き者神有り道家以て肺を爲る之を鹿肺と謂  
ふ、赤白二種あり白き者服食須ゆ可し赤き者爾雅之を薑茅と謂ふ。

宋の雷斅『炮炙論』花白き者仙人之を采つて肺に作る酒を下すに可也。宋  
の蘇頌の『岡經本草』商陸：・根人形の如き者神有り。古方術家多く之を  
用ゆ亦單服すべし。五月五日采根竹箆に盛り屋東林角に掛け陰乾百日、搗き  
篩ひ井華水に調服す、云ふ神仙の携ふる所也と。

明の錢希言の『瘡園』十三卷に

梁の溪華別駕善繼古を傳し奇を嗜む、詩才清靡弟善術と名を齊ふす中歲間  
に投じ仙鬼を語るを喜ぶ。方士に従ひ樟柳神を鍊る戯に耳報術を學ぶ、後悔  
ひて學を竟むるを肯せず。此鬼耳中に鑽入せらる、耳遂に以て聾す、其身を終  
ゆ聽く能はず。

明の王同軌の『寄園寄所寄』に門人の武辨陳生楊州軍門に寓す、敵を料つて  
奇中有り後何吉陽先生南少司寇に任ず火司爲李克齋公に薦するを以て至つ  
て衙中に居る。人の往事及家居墳墓園宅を談す、諸を掌に指す如し、生挾む所

○此項及次項南方  
熊補氏『樟柳神ト  
ハ何ゾヤ』ニ據ル

樟柳神有り焉。神僅かに三寸許、白面紅衣能く袖より出づ躍つて几上に至る、水を飲む歴々聲有り時而自から嘆じ閩語を作す、謂らく曾て儒生と爲つて死すと而し陳制して之を取る然して相隨ふ久しからず亦當さになるべし矣。

明の謝肇淛の『五雜俎』十卷に

：：易に曰く菟陸夫夫たりと、陸は商陸也下に死人有らば則上に商陸あり故に其根多くは人形の如し、俗に樟柳根と名く是也。是を取るの法夜靜にして人無きに油を以て梟の肉を炙つて之を祭り、鬼火の叢集するを待ちて然る後其根を採り家に歸り符を以て之を煉ること七日なれば即ちよく言語す。一名夜呼亦鬼神の義を取る也。此草赤白二種あり白き者は藥に入る赤き者は鬼を使ふ。若し誤つて此を服すれば必ずよく人を殺す。又荆楚歲時記に三月三日杜鵑初めて鳴く田家之を候す、杜鵑晝夜鳴き血流れて止まず、商陸の子熟するに至つて乃ち止む、蓋し商陸未だ熟せざるの前は、正に杜鵑哀鳴の候也故に夜呼と稱する也：：。

明の陳嘉謨の『本草蒙筌』に商陸 古讚に云ふ其味酸辛其形人に類す、水を療す腫に貼す其効神の如し斯の言之を盡せり矣。

明初李樾の『醫學入門』卷二に：：商陸味酸辛氣亦平、五水を直疏す、神靈有り兼て胸邪身痿痺を療す：：。

明の方密之の『物理小識』卷十二に：：苺若子、雲實、防癸、赤商陸、曼陀羅花、皆人をして狂せしむ。或は鬼を見せしむ。

清の張爾岐の『蒿菴閒話』に：：嘗て聞く馬齒莧、鼈臙と同食すれば鼈瘻を爲す雜へて鼈肉に和し同器之を藏すれば信宿化して鼈と爲る。左道章陸根を刻み人形を爲り之を咒すれば能く禍福を知る：：神醫書又云ふ商陸の花を取り陰乾百日搗末之を服す、臥して欲する所の事を思念す。即ち眼中に於て自から見ゆ。二物眞に草木の妖異なる者其陰氣に感ずるの多き知るべし：：。

以上の記述によりて商陸の人形根が人參の人形根よりも妖質鬼性甚多きを見る。人參も亦鬼性の記事無きに非ず、蓋し最初人形を爲せるもの神有りとせる單純なる考へ方が發展したるものなるべし。其最初のものは劉宋の劉敬叔の『異苑』に：：人參一名土精、上黨に産する者佳し、人形皆具はる能く兒啼を爲す云々と。其小兒の啼聲を便りに人參を掘出せし話出づ。『隨書』五行志にも

○雲仙雜記ニ斐度  
除夜老ヲ嘆ズ曉ニ  
及ブモ纏ネズ燭中  
商陸ノ火凡數バ添  
ユル也。

之に似たる話あり。『平陽府志』にも人參が童形となつて現はれし話あり。宋の羅願の『爾雅翼』にも：：古典の誤記を援ひて：：或は曰ふ上黨に生ずる者人形皆具はる能く兒啼を爲す。とあり。

畢竟するに商陸も人參も根は皆人形を爲せるものに非ず。植物精靈信仰と形態の怪異に靈ありとする思想より出たる一の發現にして商陸も人參もカリ物にして即ち其迷信思想の寓居となりしに過ぎず。一は毒ありて人を麻酔せしめ根に硝石の含有多くよく燃ゆる等により方術の人々に採用せられ、一層其奇怪性あることを誇張せられ。一は最良なる醫藥となりしにより其神祕性が主として其醫藥の効力方面に向けられて實質より以上に人形を爲せると否とに拘らず信仰せらるゝに至りしものなりとすべし。

# 여 백

## 第六章 仙人の服食と人參との關係

仙道が支那醫藥の學問發達の淵源を爲せし事に就ては、第一章に於て略ぼ説明せしが。本章に於ては主として仙人の服食即ち仙人と爲るべく持續して攝取せざるべからざる藥品的物質と、仙人と成り了せし後も猶ほ食ふを要せし物品の中に、人參が存在せしや否や。換言すれば人參は仙藥なりや否やを考證せんとす。此命題の決定は、人參の本質と其發現時期を考定するに大に關係を有すればなり。而して仙人の服食の事を説くには先づ大體に仙人の如何なるものなるか其全貌を説明するの必要あり。そも仙人なるものは世界に於て他に類例無き特殊の存在にして、支那式たる特殊の思想より生れ出たるものなり。其特異なる點は——世界何れの地に於ても、科學の智識皆無にして朦昧なる時代に在ては、人死すれば凶惡なる妖鬼となり、又は崇高なる神靈化して他界に存在するてふ思想は共通に存在すれども。——(A)死せずして其儘に存在を續くることにして即ち仙人は架空の神人に非ずして歴史上現實に存在せし人々が猶生存を續け居ると爲すもの也。仙人の中に尸解仙なるものあり、一旦死し尸

○仙人ノ中ニ例外  
トシテ黄帝ノ如キ  
神ノ中人アリ  
之ハ其當時ニ於  
テ現實ニ存在セ  
ルニシテ  
歴史ノ上ノ人ナリ  
トセザレタル者也

解して仙と爲ると稱せらる。尸解とは蟬のサナギが蟬脱する如きものなれど、殻一つも残さず遺屍皆無となつて其儘脱して其儘の顔貞其儘の肉體を以て仙人と爲るものにして死と認むるを得ざるものなり。(B)仙人既に現實の人間なり、其仙人の棲住する仙界なるものには佳酒あり、美女あり、音楽あり、崇高味はあつても神聖味甚だ薄くして却つて現實界に近し矣。是れ古代の帝王秦の始皇、漢の光武等等々の如き大俗人が仙去を希望して苦心其方法手段に熱中せし所以なるべし。若し否らずして仙界が唯單に壽命長きのみにして無爲恬淡霞を吸ひ露を飲み瘦軀鶴の如く飄々兮たるに安んずるものなれば、人間味ある者誰か是を慾求せんや。(C)而して又所謂仙界なるものは何の存在なるか解釋に苦しむものあり。玉上皇帝なるものを其主權者とし、其下に夫々臣僚に比すべきもの存在して政治機構に比へたる組織あり。宮殿・冠服・乘輿・儀物・旗幟迄帝王に擬したる特別のものありとせしは皆後代の作爲なり。吉凶禍福を司どり人の善惡に應報を與ふるとせしことも、之を道教なる宗教に作り上げし遙かに後代のことなり。昔の仙界は集團的のものあり。個々別箇の世界に離れて獨自棲住せるあり。仙人の行動としては、時間空間を超越して水上空中を自在に往來飛

行し。水に溺れず火に焼けず、白刃も之を傷くるを得ず。時々現世界に現はれて奇想天外的の變幻極り無き神術靈異の奇蹟を示して俗人を驚動啞然たらしむるのみ。或は時に惡人を懲し善人を助け又教を垂れて世を導くことありとするも是本來の使命に非ず。果して然りとせば仙人の性能に付ては各個自己獨善の意識外に何物をも掴み認むるを得ざる也。

以上三點の特異質は世界に於ける各種宗教の中心崇拜物たる神々と大に異なる所なりとす。

仙人の起原が相當に古きことは、後段に記せる春秋戰國の齊の宣王、威王、燕の昭王が仙境に人を遣はせし如きに、同じく『史記』に始皇が燕人盧生をして古の仙人たりと迷信せし、義門、高誓を探し求めしに徴すべく、此思想の萌芽は周代以前に遡るやも知れず。然り而して此の仙人なるものを創造するに至りし經過を考ふるに、大凡そ左の如き思想の混合累積の裡より發生するに至りしものならんか。

一、古代神話中の人が、千歳或は一萬歳生存せしと言ふ如き事を事實としての承認と確信。

二、人間誰もか有する長命の其希望の無限延長。

三、世に景仰せられし偉人が死亡したる後に於ても、猶之が生存しありとする追慕妄想觀念。

四、百歳以上長壽者の現存の目睹、中には三度目の齒が生じ、白髮脱して黒毛を生じたる如き現象の實見、此等長壽者の中には故らに年をより多くし歎きし者もあり、其れを割引無しの信用。

五、既に死したる人が數百年の後出現したと云ふ傳説の信仰。此中には顔貞風格の酷似により誤認せられしものもあるべし。

六、某る藥物に超自然の靈効ありとする信念。

七、『山海經』『西遊記』等に表現せられたる如き。荒誕無稽を喜ぶ支那人思想の特性。

#### 八、蜃氣樓の出現

右の中時々渤海灣に出現消滅する蜃氣樓が神仙思想を煽るに有力なりしことは、春秋戰國時代に渤海灣の南、今の山東に國せし齊の威王、宣王、其北に在りし燕、即今の滿洲南部及直隸の一部を有ちし國の昭王が人を遣はし海に入

り海中の三神山とせられし蓬萊・方丈・瀛州に入らしめ、次で秦の始皇帝及漢の武帝が大に之に甘心して、數ば人を遣はし其仙境を探り不老不死の仙薬を得んとせしことに徴すべく、此事は歴史上著明なる事實なりとす。

九、孔孟の如き儒教と老莊の如き道教とは、當時に於ける二大思潮の流れなり。

老子が：「道の道とすべきは非常の道、名の名とすべきは非常の名、虚極の妙也。無名は天地の始め、萬物の母、無名は妙本也。」と曰へる如き思想に基き、老莊學者が黄帝神農堯舜の如き上古聖人と稱せられし者の仙味を誇張し、理想の世界を仙境に求めしに始まり。後代に至りては此學派の末派又は儒教萬能反對思想の者、物質萬能主義反對思想の者が、及好事奇を好む者等が、愈多く仙人粗製を濫造するに至れりと考らるること。

仙人は上來述べ來りし経過により捏造せられ、世を経ると共に仙人製造要素を増加して、一層多く仙人を製造したるものなるが。既に大體の貌ちの出來しは春秋戰國時代たること、後段に述ぶる如し。孔子の死後と孟子の生時との中間の人、列子・莊子にも左の如き記述あり。

### 『列子』黄帝第二に

○魯齊トシテ審殿  
スルヲ得ズ。

列姑射の山は海河の州中に在り、山上に神人有り。風を吸ひ露を飲み五穀を食はず心淵泉の如く形處女の如く儂せず愛せず仙聖之が臣となり畏さず怒らず。

『莊子』逍遙遊篇に：：藐姑射の山、神人有りて居る焉。肌膚冰雪の如く淖約たる處子の若し、五穀を食はず風を吸ひ露を飲む。雲氣に乗じ飛龍に御して四海の外に遊ぶ：：。

右二書の記事大體同一なるは既に此時代に右の如き傳説流布せしものなりとすべし。而して『莊子』には列子風に御して行くと、列子をも仙人扱を爲せり。而して此春秋の間に於て出來上りの仙人思想を劃期的に勃興せしめしは秦の始皇帝なりとす。

『史記』卷二十八封禪書に

：：騶衍陰陽主運を以て諸侯に顯はる。而して齊燕海上の方士其術を傳へ能く通むず然して則ち怪迂阿諛苟合の徒此より興る、勝て數ふべからず。

威宣燕昭齊の威王・宣王と燕の昭王人をして海に入り蓬萊方丈瀛州を求めしむ。此三神山は

其傳説世人の傳の事渤海中に在り人を去る遠からず、且つ至るを患ふ則ち船すれば風

○騶衍ハ大抵孟子  
時代ノ人。

○始皇ハ泰山ヲ封  
シ、始皇ノ父トシテ  
莊子ノ名也、梁父ハ  
東山ノ名也、祖アリ  
之ヲ始皇ノ祖先ナリ  
禪トス、禪ハ  
禪ノ主體ハ必スアリ  
モ一定セズ。

引て去る。蓋し嘗て至りし者有り、諸僊人及不死の藥皆在り焉。其物禽獸盡く白し而して黄金銀を宮闕と爲す。未だ至らず之を望めば雲の如し、到るに及び三神山反つて山下に居る。蜃氣樓の例影をさす之に臨めば風輒ち引去る、終に能く至る莫しと云。世主甘心せざる莫し……。

とあり又『同書』卷六秦始皇本紀に(二十八年)に

：：齊人徐市等上書して言ふ。海中三神山有り、蓬萊、方丈、瀛州と名く、僊人これに居る。請ふ齋戒を得童男童女と與に之を求めん。是に於て徐市を遣はし童男女數千人を發し海に入り僊人を求む……とあり。同三十一年にも：：韓終侯、石生をして仙人不死の藥を求む……とあり。

始皇は又封禪を行ひたり。封とは當時支那中央の岱宗靈山とせられし今の山東省の泰山に壇を壇き天を祭り奉告するものにして。禪とは之に附隨せる祭なり。『白虎通義』に：：王者の易姓して起る必ず升つて泰山を封するは何ぞ、教告の義也。始め受命の時改制天に應ず、天下太平功成る、封禪以て太平を告ぐる也。必ず泰山に於てする所以は何ぞ、萬物交代の處を所とする也、必ず其上に於てするは何ぞ、高きに因つて天に告ぐる也……とある如く、古へより天命

を承け易姓王位に登りし後瑞祥現はれ徳天下に治きの時に於て之を行ふものとせられ。黄帝、堯、舜等皆之を行ひしと記されあり。特に黄帝は封禪の後龍に乗り昇天仙化せりとの傳説あり。始皇既に六國を滅して天下を統一し、權勢八紘に普ねく自尊心満々たる秋なれば、其封禪を行ひしは自己の徳高きことを後代に迄も誇示せんとすると共に一面仙人化せんとする希望に出たりと考へらる、然るに唯鉅萬の費を消したるのみにして、あこがれし仙境をも探り得ず、不老不死の薬も求め得ず仙人とも成り得ずして封禪を行ひし十年の後に至り案外短命の四十九歳を以て崩するに至れり。茲に於て神仙道は一時衰退に歸せしが、其後八十餘年に至り漢の武帝は神仙道を信ずること篤く『史記』卷十二孝武本紀には左の如く記されあり。

數百歳の人なりと稱する身許不明の少君と云ふ方士を宮中に迎へ入れ、之に尊事し其言ふ所竈を祠れば則ち物を致す、物を致せば丹砂を黄金と化すべく黄金成り以て飲食器とすれば則益壽し。海中蓬萊の僊者を見るべく之を見て以て封禪すれば黄帝の如く死せず、臣嘗て海上に遊び僊者安期生を見たり云々。光武帝之を信じ竈を祠り方士を遣はし海に入り蓬萊に安期生を求めしめ、一方

○催眠術ノ如キモノナラン。

○此時黃河決壊ス

丹砂を化して黄金と爲さんとせしも事一も成らず。其中此イカサマ大山師たる神君は死するに至れり。死後に於ても光武は之を信すること篤く、死に非ず仙去せりと信じ、黄鍾史寛舒をして其方を受けしめ、祠を設けて祭り、猶其神告を聞きたり。此時方士と稱する者が盛んに招致せられたり。齊人少翁なる者、鬼神の方を以て帝に見え、前に死せし帝の幸したる王夫人及竈鬼の容貌を見せしめしにより、大に信用を得て、文成將軍に封せられしも。後詐術を觀破せられ、遂に殺されたり。其後帝は猶懲ず、欒大と云ふ方士を信用し、同人が不死の藥致すべく、黄金成るべく、河決塞ぐべく、僊人致すべしと進言せり。武帝は飽くまでも之を信用し、五利將軍の榮位に叙し、衛の長公主を妻として賜はる等、諸侯の位と同じ待遇を與へ、其勢位内外に隆々たるものあり。方士にして斯の如く權勢富貴を得たる者、未だ有らざる所。之を羨望せる地方の方士は、神仙と禁方を云ふもの、以て雲集するに至り、斯道空前の盛況を光景せり。然るに欒大の言ふ所一も實現せず、遂に其妄言なること判明して、誅を加へられたり。武帝は少翁、欒大の詐術なることを知りし後と雖も、其迷夢は猶未だ覺醒せず。遂に公孫卿なる方士の言により、黃帝に倣ひ、寶鼎を鑄て泰山に封禪を行ひしが、其後の事に付て

『史記』の記す所左の如し。

『史記』封禪書、武帝泰山に封禪せんとして上り、後東海上を巡りし條の次に。

齊人の上疏して神怪奇方を言ふ者萬數を以てす然も驗無き者。乃ち益船を發す、海中の神山を言ふ者數千人をして蓬萊の神人を求む。公孫卿節を持し常に先行し名山を候し東萊に至る。言ふ夜大人長さ數丈なるを見たり、之に就けば則ち見えす、其跡を見るに甚大なるにして禽獸に類すと云ふ。羣臣言ふ有り一老父狗を牽く、言ふ吾巨公武帝を指すに見えんと欲するのみと忽ち見えす上即いて大跡を見る未だ信むず。羣臣老父を言ふ有るに及び則ち大に以爲らく仙人也と。海上に宿留す、予方士傳車及間に仙人を求めしむ千數を以てす。四月還つて奉高に至る：。

(中略。之れより泰山泰山のことに封じ梁夫に禪し風雨の災無かりしにより方士更に蓬萊諸神のことを言ふ、武帝復た東海に至りしも仙人を見ず。方士を遣はし神怪を求め芝藥を採ること千を以て數ふ。後二年公孫卿の言に従ひ仙人を致すべく樓觀を營造し、次で復東海に至り方士求神者をして之を求めしめしも驗無し。又公孫卿の言により甘泉樓宮を造營し其間に於て種々の祭祀を行へり)

今上封禪し其後十二歳にして還る、五岳四瀆に徧ねし矣。而して方士の神人に候祠する海に入り蓬萊を求むる終に驗有る無し。而して公孫卿の候神なる者は猶大人の跡を以て解と爲す效有る無し。天子益怠る、方士の怪迂なる語を厭ふ矣。然も羈縻絶やさず其眞に遇ふを冀ふ此れより後方士の神祠を言ふ者彌衆し。然して其効賭る可き無し矣。

武帝は右の如く酷迷執拗に仙道に熱中せしも仙人に面會する事も得ず、又不老不死の薬をも求め得ず、採薬千餘を蒐集せるのみに終り、又自から仙人たることを得ずして崩するに至れり。其死の前迄も猶半ば曉りつゝも半ば此執着より脱するを得ずして方士を羈縻して留め置きたり。史記の此記事は今日より見れば實に所謂馬鹿げ切つたる次第なるも、此筆を執りし司馬遷は史官として武帝に仕へ、其封禪の當時隨行參列せし一人なれば前記事は信憑すべき確實なるものなり。

武帝の時に隆盛を極めし仙道は其崩後稍や衰へて漸く下タ火となりしも、猶國家に於て神仙に關係ある神祠を祀らしめ、又神仙道を專業とする方士等の輩を宮中に國家の職員として置くことは廢せず。其思想は深く蟠つて殘存した

○以下漢書郊祀志ノ記ス所ニヨル。

りしが、武帝崩後昭帝・宣帝・元帝の三世五十餘年を経て成帝の世となるや、即位の翌年即元始二年に丞相の匡衡と御史大夫の張譚が上奏して此仙人思想の非なるを論じ、以て同年張譚が條奏して禮に應せず、或は復重する祀事を皆罷めんことを請ひ。帝は此奏を可とし、長安、廚官、縣官、給祠、郡國の候神、方士、使者、祠る所凡そ六百八十三所の中、四百七十五所を罷め、又高祖立つる所の梁、晉、秦、荆、巫、九天、南、山、萊、中の屬及老文、渭、陽、孝武、薄、荒、泰、一、三、一、黃、帝、冥、羊、馬、行、泰、一、卑、山、山、君、武、夷、夏、后、啓、萬、々、里、沙、八、神、延、年、の、屬、及、孝、宣、叅、山、逢、山、の、罘、成、山、萊、山、四、時、蚩、尤、勞、谷、五、牀、僊、人、玉、女、徑、路、黃、帝、天、神、原、水、の、屬、を、皆、罷、め。候神、方士、使者、副、佐、本、草、待、詔、七、十、餘、人、を、皆、家、に、歸、せ、り。師古曰く本草待詔は方藥本草を以て待詔する者如此一英斷を施したる成帝も其翌年、匡衡と張譚が事に坐して官爵を免せられし後は、衆庶多く祭禮變動の不可を云ふ者あり、加之に大暴風ありしにより。帝は劉向に故の如くすべきを諮問したりしに、劉向は元來陰陽五行の學に詳しく又仙道に多少の信仰を有せし人なれば、然る可き答申を爲したるにより。其末年頗ぶる鬼神を好み、其繼嗣無きの故を以て多く上書して祭祀を言ふ者あり。方術者皆待詔を得て上林苑中、長安城旁に祠り、其費用甚だ多し。然も貴盛なる者無し。谷、永、上、に、説、て、曰、く、臣、聞、く、天、地、の、性、に

明かにし惑ふに神怪を以てすべからず、萬物の情を知つて闕ふに非類を以てすべからず、諸れ仁義の正道に背き五經の法言に遵はず、而して盛んに奇怪鬼神を稱し、廣く祭祀の方を崇め、報を無福の祠に求む。及び言ふ、世に僊人あり、不終の藥を服食し、蓬輿、輕舉、登遐、倒景、縣圃に覽觀し、蓬萊に浮游す、耕耘五德、朝種暮稷、山石と極り無し、不老不死、黃冶變化、丹砂を治し、黃金に變ずるを云ふ、堅冰淖溺、化色五倉の術、身中五色あり、腹中に五倉神存ず、五色存ずれば死せし五倉存ずれば饑へず、皆姦人衆を惑はし、左道を挾んで、詐僞を懷き、以て世主を欺罔す：：云々。上其言を善しとす：：とあれと。成帝も遂に仙道の迷信を捨て得ざりしなり。成帝の崩後十年の後平帝の四年には、軹傳を以て他の學者等と共に方術本草に通ずる者を徵したること第一章に記せし如し。前漢二百餘年間の帝王紀事『後漢書』王は此の仙道を捨て得ず。後漢の代に至つて其二百餘年間の帝王紀事『後漢書』は簡略に記されあり、仙道信仰の記事鮮きも、光武帝が封禪を行ひ、其列傳に方術三十四人の仙人を擧げあるにより、觀れば、此間に於ても仙道は決して銷沈せざりしなり。

古く春秋戰國時代に於て漸く萌芽の發育し、初めし仙道は秦の始皇を経て漢の武帝に至り、其權勢の力と物質的資財力に培はれて勃然として發展成長を見

るに至れり。其後斯道の盛衰消長ありと雖も仙道の基礎は秦漢に成りて、爾來綿々として後世に傳はり。中間仙人思想否定論者ありしと雖も其思想は牢乎として抜くべからざるに至り、後に道教が宗教化するや、仙道は此中に取入れられて信仰の對象となり。儒教・佛教・道教と鼎立して思想信仰界の分野を占むるに至れり。

大唐六典 卷四に

凡ソ天下觀總一千六百八十七所。一千一百三十七所道士。五百五十所女道士。

每觀觀主一人、上座一人、監齋一人、共ニ衆事ヲ綱統ス。而シテ道士修行三號あり、其一ヲ法師ト曰フ、其二ヲ威儀師ト曰フ、其三ヲ律師ト曰フ、其德高ク思精之ヲ練師ト曰フ。而シテ齋に七名あり：

其五ヲ八節齋ト曰フ

生ヲ修メ仙之法ヲ求ム。

求仙ノ法ヲ修生ス。

とある如く甚盛大なるものとなり今日に及びたり。仙道は一面醫藥本草學の

○俗通ニ於テ仙人ノ風  
一、部ヲ否定シ後漢  
テ、方、劉、向、七、路  
○漢ノ部ヲ否定シ後漢  
方、家、房、中、家、神、家、仙  
家トセリ。  
○漢書藝文志ニハ  
神、仙、十、家、二、百、五、編  
アリ、隋書唐書ノ  
ノ、經、籍、志、ニ、モ、神、仙  
書多シ。

○道教ノ觀ハ佛ノ  
寺ト同一ノモノ也

發達を促進したる利益寄與ありしと共に併せて無稽妄誕の非學理的分子を醫藥の中に加味して其餘臭の害を後代に残すに至れり。

さて説を遡らせて仙人となるには如何なる素質と修行を要するかと云ふに

(1) 宿世の奇縁と其素質あること。

(2) 人間としての徳業を積むこと。

(3) 道引吐納、今日の言葉にて言へば坐禪、深呼吸、按摩等及入山僻處に入り靜坐し精神修養と肉體鍛鍊を積み俗世界と絶縁すること。

(4) 穀を絶ち、某る一定の礦物植物を食ふこと。

(5) 男女の欲を絶すること。

(6) 本人を仙人たらしめんとして先輩たる仙人が行ふ試鍊、それは難行苦行と名狀すべからざる怪絶奇絶なる心命に切逼する危険とに平然として忍び堪ゆること。

(7) 房中の術を行ふこと、これは(5)項と矛盾するものなるが、黃帝が千二百の女を率ゐて上天せり。杜子美、天門冬を服し八十妾を御す、子百三十八有り、日に行くこと三百里。任子季、茯苓を服す、十八年仙人、玉女往て之に従ふ等々

の傳説に由來するものにして後代に至り附加せられたるものなり。方士の中に房中家なる一科を生じ素女經などの黄帝素女假托の書出るに至れり『漢書』藝文志中に房中八家百八十六卷あり。『隋書』經籍志に『素女秘經』『素女方』『玉房秘訣』あり。『唐書』藝文志にも『玉房秘訣』と『素女經』あり。其性行爲の手段は『素女經』に：：一夕十人を御して洩らさざるに在り：：等の如きものにて、後漢書卷一百十二方術列傳冷壽光の傳に：：壽光年百五六十歲可容成公婦人を御するの法を行ふ。常に屈頸鷓息す鬚髮盡く白くして色理イロリ三四十の時の如し：：。其婦人を御する法の注に：：列傳に曰ふ容成公は能く補導の事を善くす精を玄牝ソウペイに取る。其谷神を要し不死守生氣を養ふ者也。髮白く復た黒く齒落ち復た生ず。婦人を御するの術は、握固瀉せず精を還し腦を補ふを謂ふ也：：。又同じく甘始傳に甘始、東郭延年、封君達三人は皆力士也。率ね能く容成婦人を御するの術を行ふ、或は小便を飲み或は自から倒懸精氣を愛畜し、不極視大言：：。數人皆百餘歲及二百歲也。

葛洪『神仙傳』に彭祖の言として交接の道を知らざれば縦ひ藥を服する

○容成公ハ刻向列  
仙傳ニ自カラ黄帝  
ノ師ト稱ス周ノ穆  
王ニ見ユ精ヲ玄牝  
ニ取ル神ヲ谷ケ死  
セズ生ヲ守リ氣ヲ  
養フ者也：：亦云  
フ老子ノ師也  
○唐韋懷太子醫注  
○列子天瑞第一ニ  
黄帝ノ書ニ曰ク火  
神ハ死セズ日ヲ火  
北ト云フ玄牝ノ門  
是ヲ天地ノ根ト云  
フ

○青春男女ノ尿中  
ニハ性ホルモンア  
リ

も無益なり：：とあり。

仙道の事を説ける『抱朴子』内篇卷六：：或は曰ふ房中の事を聞き能く其の道を盡す者單行神仙を致すべし。并せて以て災を移し罪を解き禍を轉じて福と爲すべし。官に居らば高官商賈たらば倍利なりと、信なる乎抱朴子曰く、此れ皆巫書妖妄過差の言、好事増加潤色に於て實を失せしむるに至る。或は亦姦僞虛妄を造作し以て世人を欺誑し、端緒を藏隠し以て奉事を求め、弟子を招集し以て世利を規するのみ。夫れ陰陽の術、高く以て小疾を治むべし、次で以て虚耗を免るべきのみ、其理自から極有り安くんぞ能く神仙を致し及禍を却け福を致さん乎。人は陰陽不交を以て疾患を致すに坐すべからず、若し乃ち情を縦にし欲を恣にし節宜する能はざれば則ち年命を伐ふ。其術を善くする者則能く走馬を却け、以て腦に補ひ陰丹に還す朱腸を以て玉液を金池に采り、三五を華梁に引く、人をして老ひて美色有らしめ、其稟くる所の天年を終へしむ。而して俗人は黄帝千二百の女を以て昇天す、便ち謂ふ黄帝單に此事を以て長生を致すと、而して黄帝荆山の下鼎湖の上に於て飛九丹成り乃ち龍に乗り登天するを知らざる也。黄帝自か

○玄女經ト素女經

ら千二百の女を有つ可きのみにして單行の由る所に非ざる也。凡そ服藥  
 千種三牲の養而して房中の術を知らざるも亦益する所無きなり。是を以  
 て古人、人の輕しく情性を恣にするを恐る、故に之の説を美爲す亦盡く信す  
 べからざる也。玄・素・之を水火に諭ゆ水火は人を煞し而して又人を生かす  
 能く用ゆると不能とに在るのみ。大都其要法女を御す多々益善し如し其  
 道を知らずして之を用ゆ一兩人以て死を速かにするに足るのみ。彭祖の  
 法最も其要なる者其他の經、煩勞難行多し、而し其益と爲る其書の如きを必  
 せず。人少しく能有り之を爲す者口訣亦數千言有り、之を知らざる者百藥  
 を服すと雖も猶長生を得る能はざ也：：。  
 とありて確かに男女交會の事を長壽法の一とし又仙人となる修行の一手段  
 とせしを認むべし。

上記(4)の藥材的物には如何なる物が用ひられしかを詮索するに礦物性の  
 もの最多し即。

金 銀 丹砂 汞 雲母 玉石

等々にして仙人の鍊り服すべしとせられし金丹還丹何々丹と謂へる數百の

○單ニCortisノ  
ニニ非ズ。

丹名あるものは皆礦物性のもののみなり。植物は多くは用ひられ居らず。『抱朴子』内篇卷四金丹の條に：抱朴子曰く余養性の書を考覽し鳩集之方を久視す、曾て披涉する篇卷千を以て計ふ矣。皆還丹金液を以て大要と爲さざる者無し焉。然らば則此二事は蓋し仙道の極也。此を服して仙ならざれば則ち古來仙無し矣：。小丹の下なる者猶自から遠く草木の上なる者に勝る也。凡そ草木之を燒けば即ち燼く、而して丹砂之を燒けば水銀を成し積變又還つて丹砂を成す、其凡草を去る亦遠し。故に能く人をして長生せしむ、神仙獨り此理を見る矣：。抱朴子曰く黃帝九鼎神丹經を按ずるに曰く、黃帝之を服して遂に以て昇仙す。又云ふ呼吸道引及草木の藥を服す延年を得べしと雖も死を免れざる也。神丹を服せば人壽をして無窮ならしむるのみ、天地と與に相畢り雲に乗じ龍に駕し上下す：。とある如く植物の用ゐられし者甚だ少し其の植物は、  
△劉向『列仙傳』には赤松子以下七十仙を列記あるが其植物のものは、

百草

桂芝

松子

茯苓

蓬蘽根

五色芝草

桂 附子

芷實

△抱朴子の内篇には仙となるべく服食すべきものを擧げあるが其植物のものは。

松栢脂 茯苓

地黄 麥門冬

木巨勝 重樓

黃連 石葦

楮實 衆柴(一名 仙人杖・西王母杖・天精・都老・地骨・苟杞)

天門冬(一名 地門冬・蕊門冬・巔棘・淫羊食・管松)

朮(一名 山荆・山精) 黃精(一名 兒竹)

百部根(一名 白及) 救窮花(一名 垂珠)

松葉松實

菖蒲 遠志

茯苓 禹餘糧 甘草

丹に和するものに

白菊花汁 地楮汁 櫻汁

△葛洪の神仙傳九十二人中同上のものには

黃連 胡麻

百草花 松子

茯苓 菖蒲

松栢脂 棗

黃料草

△王世貞の列仙全傳五百八十一人の同上のものには。

百草花 蒲葦根

地衣 芴

松脂 松葉

菖蒲 胡麻

黃精 紫芝

枸杞 赤芝

赤箭 天門冬

茯苓 棗

杏

以上四書に出たる仙人服食植物中に人蔘は一も有らず。之を以て見れば人蔘は古代より仙人とは全く無關係なることを。而して『神農本草經』に人蔘の効力に輕身延年などと仙味を加へたるは上品藥に入れたる關係上他の從來仙藥とせられし丹砂黃精等々の權衡上より加へられたりと考へらる。而して輕身と云ふことは昇天の飄字延年は不死の飄字にして陶弘景が本草を修訂する時改訂したるものにして次項に神仙不死などとあるは其時の修訂モレと認めらる。

神農本草經藥品中仙味あるもの、例

△雲母 輕身延年

△丹砂 久服通神明

△水銀 久服神仙不死

△硫黃 輕身神仙

- △雌黃 久服輕身增年不老
- △甘草 久服輕身延年
- △黃精 久服輕身延年不飢
- △木 久服輕身延年不飢
- △遠志 久服輕身不老
- △升麻 久服不天輕身長年
- △萎蕤 輕身不老
- △防風 久服輕身
- △菊 久服輕身耐老延年
- △地黃 久服輕身不老
- △天門冬 久服輕身不老不饑
- △菖蒲 延年不老
- △柏實 不飢不老輕身延年
- △松脂 久服輕身不老延年
- △桂 久服神。仙不老

△楮實 久服不飢不老輕身

△枸杞 久服輕身不老

△茯苓 久服輕身不飢延年

△人蔘 久服延年

人蔘は仙人の服食とは關係無きこと上來説きたる所により明白なり。されど左の如く人蔘を食つて仙去せりと云ふ如き記事あり。

(1)『平陽府志』に出たる唐侯神仙が童形人蔘を犬と共に食ひ犬と共に昇天せし話。

此話の犬の昇天せしと云ふことは王充の『論衡』道虛篇に出たる：淮南王が家を擧て白日昇天し仙藥の餘瀝を嘗めたる畜産皆仙となり、犬天上に吠へ雞雲中に鳴く：と云ふ傳説に系統を引ける模倣なりと考へらる。

(2)清の王士禎の『居易錄』に出たる烟蘿子が山西太行山の一脈たる王屋山に於て異蔘を食ひ一家全部昇天せし話。

(3)明の謝肇淛の『五雜俎』に出たる女道士數人が兒形人蔘を食ひ仙人となり昇天した話。

○以下第六卷七頁以下ニ詳記ス參照スベシ。

右同書及『神仙感遇傳』に出たる維陽の老叟が其召使の童男童女と共に孩兒參を食ひ昇天せし話。

(4) 南唐徐鉉の『稽神錄』に出たる豫章の梅氏が千年の人參を食ふ機縁を失し仙人になり損ひし話。

(5) 宋の張邦基の『墨莊漫錄』に出たる明州の士人陳誠が仙郷に漂着し人參の繁茂を見其處には唐末亂を避け仙人となりし人の居りし話。

右(1)より(5)迄の外に唐の段成式の『酉陽雜俎』に：：成式常に道者の論を見るに、枸杞、茯苓、人參、朮の異なる者之を服し上壽を得る。或は暈血せず色欲せざれば之に遇ふ必ず能く降眞して地仙と爲る矣。

以上何れも神農本草經以來人參に仙味が附加せられし後唐代以後の創作にして此を以て人參が仙人の服食に關係ありと云ふを得ず。

結局人參と仙藥とは何等の關係無きもの也。

여 백

## 第七章 星と人參の關係

星と人參の關係を記せるは前漢末に於て何人かにより著作せられし緯書に初まる。而も人參と云ふ二字の文獻に現はれたる最初のものなり。其禮緯の三、禮斗威儀中に。

君乘金而王有人參生

爾雅翼及大平御覽及宋の姚寬の西溪叢話の右引用記載せるものには金<sup>を</sup>木<sup>に</sup>作る。清の陸煊の人蔘譜の引用には右と同じく金<sup>を</sup>木<sup>に</sup>作り、且つ人參生の下に下<sup>に</sup>有人參上有紫氣<sup>の</sup>句あり。延喜式考異附錄亦同じ清の王士禎の池北偶談卷下には禮斗儀に云、下<sup>に</sup>有<sup>る</sup>人<sup>蔘</sup>。上<sup>に</sup>有<sup>る</sup>紫<sup>氣</sup>。理<sup>或</sup>は然らん：：とあり。

同春秋緯の四春秋運斗樞には

瑤光星散爲人參。廢江淮山澤之祠則瑤光不明人參不生。

爾雅翼及大平御覽、宋の姚寬の西溪叢話及清の陸煊人蔘譜の引用記載には、澤<sup>を</sup>瀆<sup>に</sup>作る。延喜式考異附錄には爲人參<sup>の</sup>下<sup>に</sup>人君廢江淮山瀆之祠斬伐

无度則瑤光不明人參不生に作る。

此の緯書の人參記事を検討せんとするには先づ緯書に發現せる思想に就て  
 攻究せざるべからず。其思想の根原は古代の原始宗教思想より濫觴し、之に陰  
 陽五行の哲理が加はりたるものなり。即ち偉大なる靈力ある天神の存在を信  
 じ、天人感應の理により自然界の現象は直ちに人事に照現するものとし。特に  
 其天神を代表して民に臨む帝王が行ふ政治の方法と一身の行動の善惡に關絡  
 あるものとし。身を修め徳を施し、敬虔に天地山川神冥を祀り、占卜により未來  
 の運勢を豫知する等の政務を最重んじたり。斯る思想は易を第一とし尙書・詩・  
 春秋等の古典中に多分に發現せるを觀る。戰國時代に至り此思想と學説は一  
 層發展したり。其開祖とも大家とも謂ふべきは孟子と略ぼ同時代の人騶衍(一  
 に鄒に作る)にして、史記の封禪書に：：齊の威・宣の時より騶子の徒終始五德之  
 運を論着す。秦・帝に及びて齊人之を奏す、故に始皇采つて之を用ゆ。而して宋  
 毋忌・正伯僑・克尙・羨・門子高、最後皆燕人仙道形・解・銷・化を方と爲す、鬼神の事に依る  
 騶衍陰陽主運を以て諸侯に顯はる、而して燕齊海上の方士其術を傳へて能く通  
 ぜず。然して怪迂阿諛苟合の徒此れより興る、勝て數ふべからず：：とあり。

○威王ト宣王。

○始皇帝。

○尸解シテ仙ト爲ルヲ云フ。

前漢書藝文志に鄒子四十九篇鄒子終始五十六篇陰陽二十一家三百六十九篇あり。大平御覽卷二天部下には：：鄒衍天事を大言す談天術と號す：：とあり。鄒衍は實に陰陽學の大家にして古來の學說を纏めて大成したる此道の大宗と謂ふべき人也。孟子が諸侯の國を歴遊して世に容れざりしとは反對に、其名諸侯に顯はるとある如く、迷信に耽溺せし諸侯の間に尊敬せられたり。王充の『論衡』傳書に：：鄒衍罪無ふして燕に拘はる、夏五月に當る。天を仰いで嘆ず、天爲めに霜を隕す。とある如き傳説を生ずる程に勢力ありし人なり又、『史記』歷書に太史公曰く：：其後戰國竝び争ふ、齊國に在ては敵を禽へ急を救ひ紛を解くのみ。豈斯を思ふに遑あらんや。是時獨り鄒衍有り、五德の傳を明かにし而して消息の分を散ず、以て諸侯に顯はる：：。とある如くに司馬遷すらも其功業を稱せし程に名聲ありし人なり。

鄒衍の學說思想は後に至り雜多に岐れ、或は仙道家となり或は天文の星占家となり、或は圖讖的諸家となれり。其圖讖の中の一部が漢末に至り緯學即ち織緯の一家を成して種々専門の著書あるに至れり。而して其緯書なるものは如何なる内容を盛られしものなるかに就て検討せんとす。先づ織緯の字義より

○今日東經何度北緯何度ト云フハ之レヨリ出ヅ。

説かんに、織は細かき織物又は微細なる物に充つる字なれど『説文』に織は驗なり：とある如く、將來の驗を豫言する文書を曰ひ。織言又は織を爲すなどの意味にも用ゐらる。緯は織り成す意又は織物のタテ糸の意味なれど、『周禮』春官大宗伯の職掌の一たる日月星辰を祀る條に、後漢の鄭康成の注に：星を五緯と曰ふ、疏に：五緯は即ち五星緯と云ふものは二十八宿天に隨ひて左轉して經を爲す、五星右旋して緯を爲す：とある如く天體運行の事にも使用せられ又帝王政治の統制即世を經緯する意にも用ゐらるも。茲に謂ふ緯書は當に未來の豫言のみならず、下段に説く如き雜多なる内容を盛れるものなるが。此緯書に付て織と緯を明かに區別し緯書は經書と表裏を成し世に必要なるものなりとする學説あり。『後漢書』「緯候の部」唐の章懷太子の注に：緯は七經緯也候は尙書中候也：とあり。『蜀志』に孟達が劉封に與ふる書に：夫れ不經の言にして驗應ある者を號して織と曰ふ。其緯を以て言ふ者は經に對する也：『隋書』經籍志に緯は經書に對する語にして孔子の六經を編纂するに當り後人の或は其大義に暗せざるを恐れて更に緯書を以て之を明かにす云々とあり。清の喬樞年の『緯攷』の李文敏の序に：楊侃緯書を謂つて祕經と爲

○後魏ノ人。

○經學。

○梁武帝ノ年號  
ト隋ノ高祖。

○前漢ノ劉歆ト後  
漢ノ賈逵。

○漢書藝文志ニハ  
陰陽二十一家、天文  
二十一、五行三百、  
八十一、雜占十五、  
家雜占十八家等アリ。

す圖讖を内學と爲す、緯織の分判る涇渭の若し。後儒登らず渾て之を一にす。遂に織に因つて以て緯を病ます……。夫れ緯は經に配して出づ經は其理を闡にし緯は其衆を釋す、經は其常を述べ緯は其變を究む云々。近代清代の學者康有爲も略ぼ同説にして、其著『僞經考』卷十一に於て：漢書王莽傳圖讖に微通する者は是れ讖乃ち歌謠の學、歌の攻する所は蓋し専ら緯學に在る也。天監、隋煬兩次の禁焚に緯書幾んと盡く。孔子の學再び秦焚に遇ふ何の不幸ぞや。後儒緯書の本原を忘れ歌謠の説に附會す。而して並びに之を黜く今學説をして頓に盡さしむを致す。而して秦焚と並び嘆せざるを得ず、豈に惜まざるべけんや：：云々。

如斯議論を生ぜしは緯書なるもの、其本體の認識の相異に基くものなり。『後漢書』方技傳を閱するに、其中の樊英傳には：京氏に易を習ふ兼て五經に明かなり、又風角、算、河、洛、七、緯、推步、災異を善くす：。屢扶傳には：織、緯、天文、風角、推步に明かなり：。其他方技傳中の人々の記事には、圖、緯、の學、河、洛、推、步、災、異、星、占、春、秋、災、異、星、占、風、角、占、候、術、數、等、と數種に書かれ、之に通じたることを記しあり。此數項目の方技は多少ケイロを異にするも相交錯したるものにして、

皆織緯思想に包括せらるべきもの也。『新唐書』經籍志には織緯類二家九部八十四卷と明かに記せり。緯を經に對立せしめんとする論者は、緯書の中に易尙書中に在る記文が載せられあるを見て、又古典の記文に照應する記文が緯書中にあるを見て、之のみを以て緯書の全部なりとし緯書の著述前の古代に遡らせて存在したるものと獨斷し其迷信不稽の記事を後の竄入とするものなれど、其當らざること論莫し。實に緯書の大部分は不經荒唐虛誕妄言を以て充たされ決して經學に對する緯學なる立派なる一科の存在したりとは認められず。元來緯書は漢末に出來上りしものにして、今日に残れるものに左の如き名目あり。之を五緯と云ひ、又七緯と云ひ、又十緯と稱せらる。

(1) 易緯 隋書、新唐書の經籍者に其殘帙ありしことを記す

(2) 尙書緯 同上

(3) 詩緯 同上

(4) 春秋緯 右同

(5) 禮緯 隋書、新唐書に同上

(6) 樂緯 右同

○五經トハ盤固ノ  
 白虎通義ニヨレバ  
 易書禮樂ハ春秋  
 ノ時亡タルヲ以テ  
 其代リニ春秋ヲ  
 加フニ七禮ハ右  
 五經ニ周禮トモ  
 加エタルモノト  
 ヲ云フ

(7) 孝經緯 右同

(隋書(1)(2)(5)は後漢鄭玄の注あるもの)

(8) 論語緯 新唐書に同上

(9) 河圖緯

(10) 雜書緯

右各緯の記文各表示名の正經に必ずしも昭應せるものに非ず。易尙書の如き範圍の廣きものは別として、其他は全く正經と無關係のもの、多分を以て充さる、知るべし此の題目は強ひて正經に對擬して作られしものなることを。而して經と緯と全くかけ離れて一致せざるものあること左の例示の如し。

△詩緯 陽本爲雄、陰本爲雌、物本爲魂、雌雄俱行三節而雄合物魂號曰太素、三未分別號曰渾論。

△春秋緯 日之將蝕、則斗第二星變色微赤不明、七日而蝕。

△禮緯 夏姁祖以葢莖生。

△樂緯 禹治水畢天賜神女。

△孝經緯 立夏後十五日、斗指巳爲小滿。

又緯書に盛られたる内容を觀るに、蕪雜亂脈なる思想觀念より出たるものを順序統合なく羅列せるものなれば。之を抽象して現はすことは不能なれど大

要左の如きものなり。

- (1) 天地開闢説及宇宙の構成、其遠近里數と、局部的名稱及人間社會との關係。
- (2) 日月星辰の神的機能、司命、其位置、名稱。帝王の政治との關係。其順と變とが人間社會に及ぼす天命的影響。
- (3) 以上二者の天と地の照應。
- (4) 天變地異四時の序の宿命と政治的關係。
- (5) 陰陽五行曆數の哲理及宇宙人事との關係。
- (6) 三皇五帝の骨格眉目の怪異、其神的能力、其政治及繼承の歴史的神話。
- (7) 上帝神人の靈能と其出現。
- (8) 靈祥動植物及異常動植物(以上想像的のものあり)の出現と政治及人間との兇兆祥瑞としての關係。
- (9) 祭祀の目的物と其方法手段。
- (10) 古代神話傳説。
- (11) 古代の想像的地理。
- (12) 帝王の政治的典範、修身的規律格言。

(13) 帝王諸侯の葬儀準則。

(14) 宿命的因果的讖言。

等々にして人參記事は即其(8)に相當するものなり。

緯書の著作せられたる年代に付て、前漢末なりとするは學者の意見の一致する所也『前漢書』李尋の傳には

五經六緯とあり、顏師古の注に：：六緯は五經及樂緯なり、或は曰く五星及び十二辰次なりと。之れは後説を可とすべし。後漢斑固の編したる『白虎通義』には、孝經援神契、尙書中候、禮緯含文嘉といふ如く書名(現在残れる緯書に吻合する)を擧げあり。前に述べし後漢の煬英傳にある七緯が何々に當るかは明かならざるも、大體今日に残れる緯書名のものが著述せられしは明かなり。

如此緯書の出現は時代思潮に因るものにして『隋書』經籍志に：：王莽符命を好み光武圖讖を以て興る遂に盛に世に行はる：：とある如く、當時の迷信に投合し帝王には最必要ありとせられし一科學(?)なりしも。一方帝王の符命を説き世の災亂を豫言するものにして、其記文が模糊茫乎として如何様にも牽強附會の利くものなれば。魏晉禪讓の際に方り、凶惡の亂臣多く之を利用して世

を誑惑して己れの惡を掩ふの具とせし等、世の公安を害すること甚かりし轍に鑑み。晋の武帝の泰始年間始めて星占織緯を禁じ、次で劉宋の孝武帝の大明年間、梁の武帝の天監年代之が禁を嚴にし。隋の煬帝の即位後使を四方に發して天下の書織緯に涉るものは皆悉く之を焚き、其搜索は峻烈嚴重を極めたり。其後唐の代宗の大曆年代、元の世祖の至元年代、明の太祖の洪武年間に於て。之を禁せる等、歴代の制禁により完書亡佚せるも猶前記の如く其殘帙は隋唐王府の書庫に存在したり。此等も既に亡佚し、今存せる緯書は僅かに民間に在りし殘帙の一部分と及古典に引用せられありし記文を蒐集して成りし復原本とも謂ふべきものにして、明の孫報の『古緯書』三十六卷、次で清の趙在翰の『七緯』同じく清の喬樞年の『緯擲』七十四卷の三書は斯くして出來上りしもの也。此三書に採れる其古典も後漢以前のもの、引用記文其殘帙は隋の煬帝の焚燒以前のものならば共に信用すべきも其後のものは共に竄入なしとは斷言すべからず。本書の人參記事を見る上に於て、上來縷述せし織緯の學の由來、及緯書の地位と、書誌學上より之を觀たる上に於て而る後考讀玩味するを要す。結局緯書の人參記事に付ては、前漢末に於て人參の名ありて既に相當必要藥として支那中

央に於て認められしを知る外に、人參研究に意義無きものなり。

先づ人參記文に付て説かんに、其の「木」に乗じて王、又「金」に乗じて王とあるは、五行を帝王の五徳に配したるものにして、『十八史略』に太古の天皇氏木徳を以て王たり、地皇氏火徳を以て王たりとあるが如く。又『史記』に太昊伏羲氏を木徳の王たり、炎帝神農氏を火徳の王たり、黃帝軒轅氏を土徳の王たり云々。又『前漢書』郊祀志及『史記』封禪書に。

夏は木徳を得青龍郊に止まる、草木鬯茂。殷は金徳を得銀、山より溢る。周は火徳を得赤烏の符有り。

尙書中候に曰ふ、武王紂を討つ、孟津を渡るの時、火あり、天より赤烏止まる、流れて赤烏となる、五至穀を以て俱に來る。

秦は周の水徳を變ずるの時、昔文公出でて獵す、黒龍を得、此其水徳の瑞により、帝室となり。漢は土徳、土徳の應、黃龍見はる：：云々

とある如くに古の帝王は五行火水木金土の中、其の何れかの徳により立つもの立たざるべからざるものとせられし思想にして、乘じとあるは、其木運又は火運等の機運に乗ずるの意味なり。

次に瑤光星のことに付て之を説かんに、此星は北斗七星最下端の星の名にして、即ち左の如し。



云ふ者に雲母あり、虎あり、璇星の同上に、橘、薑、柏あり。玉衡星の同上に、荆、李、桃、莒、蒲、鷓、鷄あり。此等は古代よりの民間傳承を或は又古典に出たるものを緯書著述者が著述の當時に採入れ録したりとは如何にしても考へられず。著者が唯出鱈目に想像を逞ふして騷べ立てしと觀る外に特に意義あるを認め得ず。又其發生物と帝王の徳との關係より觀るに同禮諱斗儀の中に。

△君木に乗じて王、人參<sup>△</sup>生する有り。

△人君水に乗じて王、其政太平ならば則甘<sup>○</sup>露<sup>○</sup>降る。

△人君水に乗じて王、其政和平ならば則景<sup>○</sup>雲<sup>○</sup>見はる。

△人君水に乗じて王、則ち醴<sup>○</sup>泉<sup>○</sup>出づ。

△人君火に乗じて王、其政頌平ならば則ち地<sup>△</sup>に朱草<sup>△</sup>を出す。

△君金に乗じて王、其政象平ならば蘭<sup>△</sup>常<sup>△</sup>に生ず。

△君金に乗じて王、其政平かなれば則ち黃<sup>△</sup>金<sup>△</sup>深山に見はる。

△君木に乗じて王、其政太平ならば則ち鳳<sup>○</sup>凰<sup>○</sup>苑林に集まる。

△君火に乗じて王、其政平かなれば梧<sup>△</sup>桐<sup>△</sup>常<sup>△</sup>に生ず。

△君木に乗じて王、則ち地<sup>△</sup>に丹<sup>△</sup>を生ず。

等々ありて君徳の五行と發生出現物の緣由關係は毫しも無し。又○符の者は堯の時代以降帝王の徳至れる時出現せしことを屢ば古典に記されあるもの也之を瑞祥として採入れたるに意義を認むとも△符の者は未だ嘗て古典に現はれしこと無く、或は著者が其當時に於て稍や世に重んぜられし物を、自己の意思を以て之を加へたるものならん。

次に帝王が山瀆の祀を廢せば人參生せずと云ふ事に付て考ふるに、帝王が山川を祀るは書經舜典に：：肆（し）に上帝を類し六宗を禋し山川を望し羣神と徧くす：とある如く、古代自然崇拜の思想にて此を以て國土の安全を鎮護せんとする目的に出たるものにして一植物たる人參の發生と否とは何等關係無し。斬伐度無ければ人參生せずと云ふことは、人參發生地の原始林を濫伐せば人參の發生無きに至る實際の事實に吻合するものなれど。後漢の代に於ては人參の需用も少なく原産地たる山西太行山脈一帯の地に於て豊富に産せられたりと思はれ、宋代以後現はれし上記實際現象を認めて書かれたりとは考へられず此項後代の竄入ならんか。下に人參あらば上に紫氣ありと云ふ事に付ては、人參原産地の太行山は古代より靈山視せられ神農が此に於て草を嘗めしと傳へ

られて神農の廟あり。其最高峰たる紫團山は仙人の居る所と傳へられ、山上に紫氣あり團々雲の如しと云ふにより名けられしとの傳説あり。紫氣あり云々も亦後代の竄入なる如し。

上來説き去り説き來りし所により、緯書の人參記事は當時即前漢末に人參なるものが漸く世に良藥の一として世に出でしと云ふ事を知る外に何等の意義無しと斷定するもの也。

# 여 백

## 第八章 人參の發生を以て瑞祥

### とせし事に就て

古代蒙昧の世に、何か異常の現象あるとき此を一家の禍福と關係あるものと  
し又其現象が天文土地の變異の如く廣く一般の耳目を衝動すべきものは、其民  
族一體の禍福を將來するものとして、或は喜び或は畏れしは怪むに足らざる當  
然の事にして。其傳承は遂に、民俗的に固定するに至るものなり。之れが國家  
の成立以後に於て取入れられて國家全體の禍福に關係ありとするは自然の數に  
して、之に對應する諸般の施設方策を講ずるに至り、此仕事が國家重要なる政務  
の一端となりしものなり、其中に慧星現はれて王者が謹慎する如き殃兆の方面  
は説を略し瑞祥の事のみ成就て論せんに瑞祥必ずしも甘露・白雉・嘉禾の如き實  
在のもの已に限らず、多分に太古の神話傳説中のものを取入れたるもの多く其  
無稽荒誕なることは後漢の王充が既に『論衡』講瑞篇指瑞篇に於て理義明白に  
説破せる所なり。されど此迷信の中には明德の帝王ありて之を斥けたことあ  
りとするも、遂に打破することを得ず。又政略上より、臣民の阿諛迎合より、其瑞

○嘉禾ハ穀物ノ穂  
ノ異常形ヲ爲セ  
ルモノ甘露ハ露  
ノ群集ガ樹上ヨ  
リ降ス分派物。

祥の項目も益増加し、明清の末に迄傳統せられ、史を編む者も亦重要事として符瑞志の如き一項目を設け之を特筆せられたり。

此瑞祥なるもの、無稽なる一端を述べんに其中麒麟は獸の聖、鳳凰は鳥の聖とし此二者の出現を以て王者の徳至り太平の象と爲したるは最古き思想にて『詩經』に：梧桐彼の岡に生ず鳳凰鳴くとあり。『論語』に孔子が：鳳鳥到らず河圖を出さず吾已ぬる哉：と聖主なきを嘆じたる如き。又『鶡冠子』に尙書中候に黃帝の時麒麟圍に在りとあれと、二者共に其圖に見る如く實在のものに在ず。漢以來正史に二者の出現を記せど畸形の鹿類又形の似寄りたる鳥の誤認又は阿諛の作爲たり。又植物の方面にては『周易』及『史記』にある聖人出で天下和平の時生ずるものにして百年に一本百莖を生ずるとせし著の如き『白虎通』『廣博物志』に出たる聖人の厨に生じ煽風器の如く風を發して肉腐らずとせし蕭箒の如き、佞人來らば頭らを屈するとせし屈軼なる草の如き『博物志』何れも無稽架空の創造物にして此類甚だ多し。

右は實在せざるものに就て述べたるが瑞祥とせしもの、中には實在せしもの、及實在の現象も少なからず。世と共に其の品目を増加するに至れり是れ蓋

○大戴禮ニ毛蟲三百六十麒麟ヲ其長トス。

○アフリカ產ノ首長キ鹿類ノ麒麟ハニキリン名ヲ宛テタルハ誤ナリ。

○近衛公府藏版昭和十年京都大學文學部景印本ニヨル

○以下延喜式ト同シ。但異ナルモノハ例書ス。

○龍馬以下之類ニ至ルハ十二字及勝黃龍ノ四字ハ式ニハ神馬ノ注文トナス。

し怪奇珍異の新事物新現象の發見により之を追補せしに由るものなり。而して歷代其瑞祥對策を法文として規定したるもの無し。唐に至つて法典の整備は前代に比し一段と進歩を見大唐六典・大唐開元禮・唐律疏義及唐會要の資料となりし法制の整備行はれたり。其玄宗の撰せしめし六典に左の規定あり。人參茲に初めて瑞祥と一となり現はる。

大唐六典卷四

禮部尙書

：：：：：(中略)

大瑞

謂	景生慶雲	黃星	<small>黃真人</small> 眞人	河精	麟	鳳	鸞	比翼鳥	同心鳥	永樂鳥
富貴吉利	神龜	龍	騶虞	白澤	神馬	龍馬	白馬	赤髦白馬	朱鬣之	
類	周匝角端	獬豸	比肩獸	六足獸	茲白勝	黃駒	騶			
白象	一角獸	天鹿	鼈封倉耳豹犬露犬	玄珪	明珠	玉英山稱萬歲慶山				
山車象車	烏車根車	金車	朱草	屈軼	萸莢	平露	蕭莆	蒿柱	金牛	
玉馬	玉猛獸	玉瓮	神鼎	銀瓮	丹甌	醴泉	浪井	河水清	江河水五	

色 海水不揚波之類 皆爲大瑞。

上瑞

謂 三角獸 白狼 赤熊 赤熊赤 狡赤兔 九尾狐 白狐 玄狐 白鹿 白麀

白兕 玄鶴 赤鳥 青鳥 三足鳥 赤鷲 赤雀 比目魚 甘露 廣生祥木

福草禮草 萍實 大貝 白玉赤文 紫玉 玉章 玉龜 玉牟 玉英 玉璜

黃銀 金勝 勝 珊瑚 鉤駭鷄 犀及戴 璧玉 瑠璃 雞趣璧 之類皆爲上瑞

中瑞

謂 白鳩 白鳥 蒼鳥 白澤 白雌雄 白首 翠鳥 共鵠 小鳥生大鳥 朱鴈

五色鴈 白雀 赤狐 黃龍 青燕 玄貉 赤豹 白兔 九真奇獸 艾黃出谷

澤 谷生白玉琅玕景 潤色地出珠 陵出黑丹 威委威 綏延喜福并紫脫

常 實連潤達善第 草木長生 此之類並爲中瑞。

下瑞

謂 秬秠 嘉禾 芝草 華萃 人參 竹實 蒲 椒桂合生 木連理 嘉禾

戴角鹿 鹿 駮鹿 神雀 黑雉 之類爲下瑞。

皆有等差若大瑞隨即表奏文文武百僚詣闕奉賀其他並年終員外部具表以聞有司

以上延喜式下同

## 告席百僚詣闕奉賀

右人參生すと云ふ意味を考ふるに、唐代に於ては醫學の發達により人參の使用頗みに増加したる時にして、域内たる山西太行山脈一帶の地には既に古くより人參の發生あり。——域外なる高句麗朝鮮に發生せし人參あれど域外の事象は瑞とすべきに非ざれば之を除く——是を彌が上にも發生せしむると云ふ意味なるか。或は又其產地以外不産の地に於ても新に發生あるものとして、或は之有らんことを希ひ之を以て瑞祥としたるか。二つとも當らず、何となれば瑞祥なるものは其事象なると物なるとに拘らず既に發現し其の發現したる時に於て之を瑞祥とせし傳統の歴史あるものに限られ。人參は唐代迄に之が發生を瑞祥と爲したること未だ嘗て之無ければなり。案ずるに前に述べたる緯書に有る文に據り、之を採り入れて人參の發生し居る、狀況が王者の徳に由るものとして、唐六典編纂の時其局に該れる者が此一項を加へたりと解すべく事實に於て人參の發生を瑞祥として王者の徳を頌したる如き事實は前後に存せず、唯法文上の定めに止りたるものなり。

右大唐六典を編纂したる五六十年の後に該る段成式の『酉陽雜俎』廣動植物

の一に

人蔘處々生 蘭長生爲瑞

の一句あり。此文の由來は唐六典の記載に胚胎せしものならんも、處々に生ずとある意味は太行山の產地以外各地に産することを指したるものゝ如し。延喜式の文に人蔘生此處皆生とある文は理解し難し。此處にては何の處か明かならず。皆生ずにては瑞祥の指示としては意味を爲さず。或は考ふ唐六典の本文に人蔘處々とありし處々を此處と誤記したるに非ざる無きか。

次に延喜式に出たる瑞祥中の人蔘記事に付て考察せんに、延喜式は朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、其他定例等を収録せるものにして、初め醍醐天皇は左大臣藤原時平に命じて此書を編輯せしめられしに、其業を終へずして歿せるにより、其弟忠平等更に命を承て之を續ぎ、其後十四年を経て成りしものにて、右の中瑞祥の項は大唐六典と全く同一の文なり。(名稱名目等に於て前に示せる如く多少の相違あれど式六典双方の誤寫に因るものと認む)凡そ延喜式の記事は従前より朝廷に於て行はれ來りしものを纏めて記されたるものなれば、此瑞祥記事何時に定められたるかを知るを得ざれども、其文殆んど同一にして、

唯だ彼に於ては禮部尙書が該事務を管掌せるに對し、我に於ては治部省が之を掌れるの差のみなり。唐六典は日本現在書目中にも在り、宇多天皇の時輸入せられしとする説あるも、之より遙かに前奈良朝時代諸制度唐化模倣を力めたる時代に輸入せられ。此法文に倣つて何等省察を加へず、日本の瑞祥をも取入れず、六典其儘に定められたるものなりと考ふ。此時代日本に於て人參と稱したるはニコタグサと稱する(今日より考へて原基不明)植物を充てられ使用せられたれば、此草の發見を以て瑞祥としたるか。或は單に法文は飾りに止まり何等其點に意を用ゐられざりしかは不明なれど、蓋し後者ならん。玄宗以後に當る日本の年代には天正の靈龜、文明の養老、養老の禮を禮泉とせしによる、聖武の神龜、光仁の寶龜。玄宗以前に當る日本の年代には文武の慶雲、天武の朱鳥、孝徳の白雉等各天皇の年號の瑞祥に因めるものあるは參考とすべきものなり。而して人參の發見を以て之を瑞祥として慶賀せる記事は絶無なり。

# 여 백

## 第九章 古代人參と稱せられし

### 植物の原基に付て

凡そ支那の植物名にして古代より今日迄變改せられずして傳はれる者甚だ鮮し。試みに『詩經』を開し其中に出たる植物名を検するに桑・桃・梅・桐・葭等々人の生活と直接に密邇せしものを數ふるに過ぎず。他は皆今日の名と異なるもの大多數にして、中には何の植物なるか不明に屬するもの多し。更に『爾雅』を繙けば其釋木七十七、釋草一百七十一の中今日迄同一物にして同名を保てる藥草は枸杞・木の二に過ぎず。元來醫藥は人生に關係深く之に用ゐられたる植物に對して大に關心あるべき筈なるも斯學は漢代に至りて進歩發達の域に向へるものにして、殷には巫賢巫咸の如き巫人が宰相の位に在り周の武王の疾あるや周公が祈禱の結果平癒せしと傳ふるが如く。孔子は人として恒なくんば恒産の巫醫となるべからざると曰ひし如く、先秦の醫學は甚だ幼稚にして『山海經』を見るも食ひて病を療する藥物よりは、佩び又服して衣服の中に入れて病を禳ふ符咒厭勝的藥物の甚だ多きに照し疾病の對療法が未だ全然迷信の域を脱せず

醫藥よりは鬼神の力に頼る思想多かりしを認むべく。漢代に至り醫學は漸く發達したりとは云へ、それは主として陰陽五行に基く基礎醫學の學說にして治療及藥物の方面は進歩の歩み遅々たるものあり。其處方の如きも一定の規矩準繩有る無く効力の神祕性を強からしめん爲めに各家各其内容を祕密にして人に示さず。唯だ第一章に説ける如く支那の醫藥は漢初以來方術即ち神仙道に由つて發達を促されたるものなれば不老長生を得べく或は仙人たるを得べしと考へられし服食の鑛物植物の方面は其研究行はれ。實物に對する判定の智識は驗得せられたれども、他の藥物の檢索は十分ならず。後漢末に至り『神農本草經』の修訂せらるゝに及び其限定して載せられたる三百六種の藥物は稍や實體を捕捉したりと雖も、植物の如きは類似の形態の物甚多く今日より觀て頗ぶる曖昧に涉る物あり。爾來唐宋を経て本草の學は著しく進歩したれども、試みに宋の紹興本草の圖を檢するに同一名稱の物にして產地によりて原基を異にする物甚多數也。其五六を例示すれば。

△虎杖は越州虎杖のみイタドリにして汾州潞州の物は全然各異なりたる別の植物なり。

△黄精は潯州と永康軍のもの、ミナルコユリにして丹州・兗州・商州・荆門・解州・洪州・相州のものは別個の植物也。

△天門冬は温州・漢州のもののみクサスギカヅラにして兗州・西京・建州のものは別箇の植物也。

△紫參は潯州・濠州・晋眉の三何れも各形態を異にしハルノトラノオとは別箇のものなり。

△細辛は信州・華州のもののみウスバサイシンにして嵐州・洋州のものは別箇の植物也。

△人參は潯州のもののみ眞の人參にして潯州・威勝軍・兗州のものは全別箇の似もつかぬ植物なり。

右の如き例甚多し、こは何故なるかを考ふるに前漢の中期以來本草學が發達して、後漢末に於ては其主都たる支那文化の中心點に於ては藥名が大抵確定したり。其の藥名の中には

(一) 一般名たる植物名を使用せるあり、或は其名に何々實、何々根、何々葉と云ふ如く實際使用する部位の名を附加せるものありしこと。

(二) 仙術家に於て慣用せる名稱——實際の植物名とは別個の術語とも云ふべきもの——が自然藥名となりたるものあること。

(三) 前記(一)の中には智識階級間に於て使用する高等語もありしこと。

(四) 前記(一)(二)共に別個の植物の二箇以上に同一名を充て用ゐたるものも間まありしこと。

(五) 牡丹芍藥桑等々の如く支那一般に紛れなく——植物學上の種は問はず——通用せる物は別として、其他難解の名詞は中央部に於て使用せる藥名を、誤つて他の植物に充て用ゐたること。

(六) 中央部に使用する藥名植物の何たることは知れるも、地方に於て其植物不産の爲め其形態の似たる別箇の植物或は効用の等しき全く別箇の植物を其名に充て用ひしこと。

(七) 其藥品が稀品高價品たる爲め、當該業者が偽似品を使用したること『博物志』に魏の文帝の記す所として載せある：：蛇床は麝蕪を亂る、薺芫は人參を亂る、杜衡は細辛を亂る、敵休は門冬を亂る：：とある如く、此類のものが後至り其に胃名が通用するに至りしものもあること。

(八)前記(五)(六)に記したる別箇の植物が却て本物より効能多きに因り之が後に

は其名を奪ひ本物として通用するに至りしものありしこと。

大抵以上の如き理由により一個の薬名に數箇の別植物あるに至りしものなるべく、物によりては——唐の圖經本草以前のは——其原基植物を知るに困難にして、中には到底之を知るを得ず。推察の外に術無きを曉るべし。

次で古代の人參に付て其原基植物を繹ねんとす。其前に於て地球上に於ける人參即ち *Panax ginseng*, L. の自然産地を知り置くの要あり。其産地は今の山

西省太行山脈一帯の地明初既に絶滅すと滿洲中部より北及東今の蘇領の一部份に跨るの地、朝鮮全羅の

南面を除く一體の山地の外に無し。地相林相は長き年代には變化することあるも氣象學上より見て今より二千百餘年間に人參の發育に不適なりとする變化ありしことは認められず。又林相も人爲及自然の爲變化することあるも、人

參は林相が古ければ古き程其發育を可能ならしむるものなれば是亦古代に人參發生せざりしとするを得ず。人或は曰はん鳥類の種子運搬により或は人爲の移栽により古代右の地以外に傳へて發生したること。或は無からんかと此事に付ては既に第四卷に於て説明せし所なれば之を略す。畢竟するに支那に

於ては山西省の一部と滿洲の外には人蔘存在せざりしこと明かなり。先づ此點を腦裏に印して古文獻の記載を検討せざるべからず。以下に古文獻人蔘の記載に付て其原基植物の何たるかを攻究せんとなす。

(1) 吳普本草に記せる「神農甘小寒、桐君雷公苦、岐伯黃帝甘、無毒、扁鵲有毒」とあるは最古く人蔘ありとせる記載なれど神農黃帝は神話中の人、雷公も岐伯も黃帝の臣とせられし架空の人、吳普が當時存在せし假托の偽書中より摘録せりと認められ其原基植物を究むるの要なし。右の中神農とあるは『神農本草經』より摘録したるものと認む。本書のことは既に第一章に説けり、扁鵲は實存の人、戰國時代の名醫にて史記に其傳を載す外に同名異人の者、黃帝の臣として俞跗と共に脈經を定めしめしこと『道藏經軒轅本記』に出づ、何れにしても第一章に記す如く人蔘の未だ世に出ざりし時のことなれば其原基植物を詮索するの要無し。

(2) 吳普本草に摘録せる「范子計然に曰く人蔘上黨に出づ、狀人に類する者善し」に付て考ふるに計然を范蠡の著書名としあるも、計然は范蠡の臣の名たることは『史記』卷二百二十九貨殖列傳に「昔越王勾踐會稽の上に苦しむ

乃ち范蠡計然を用ゆ：：とあり。此書後漢代に正書として存じたることは王充の『論衡』に：：范蠡計然に曰く：：云々と引用せられあり。上黨郡は真人參の主産地なれど此郡名は秦が六國を亡し天下を統一したる後に命名したるものにして、其前には此地名無きが如く後人假托の僞書たること論無く。且第一章に述べたる如く當時人參未だ世に出でざる前なれば、其植物根基を論ずるの要無し。

(3) 前漢子游の『急就章』に出たる參は第一章に述べたる如く參類即沙<sub>レ</sub>玄丹紫<sub>レ</sub>苦人の六參を包括したる名と認められ、其人參は *Panax ginseng* なるや否と云ふ點に付ては下に記す。後漢代の人參の原基がバナツクス、ギンセンなるに考へて其年代の隔りより見て眞物なりと考定す。

(4) 前漢末著者不明の七緯中『春秋緯運斗樞』及『禮威斗儀』に見はれし人參は(3)項後段と同一の理由により眞物と考定す。

(5) 後漢許慎の『説文』：：人蔘音參出上黨：：とある記事は其産地が真人參の本場たるより考へて眞物と斷定す。

(6) 後漢王符の『潜夫論』に出たる人參も時代より考へ本文の記載ぶりの藥に

費用する人蔘を國に必用なる賢者に喩へたる點より考へ眞人蔘と認む。

(7) 後漢末修訂『神農本草經』の人蔘は其効能の記載より考へ眞物と認む。

(8) 後漢張仲景の『傷寒論』處方中の人蔘は時代及證狀に適配の醫理及今日猶此處方に眞人蔘を用ゐられ効驗ある點より考えて眞物と認む。

(9) 三國魏の吳普本草の：：或は邯鄲に生ず三月葉を生ず小允核黒く莖に毛あり：：とあるものに付ては其形態バナツクス、ギンセングと全く異なり且邯鄲は今の直隸省廣平府邯鄲縣の地方、直隸省の南部河南省境に接せる地域にして曩に皇軍威力の及びたる所なり。此地方はバナツクス、ギンセングの發育すべき地に非ず。全く別箇の植物なること明かなれど其原基植物不明なり。蓋し此時代人蔘漸く貴とく代用人蔘擬似人蔘の漸く現はれ始めし期にて：：或は邯鄲に生ず：：とある或は當時魏の人蔘は領内たる山西太行山一帶の地の人蔘本場に生ずるものなるも、或は邯鄲にも生ずとの意味に解せられ同一名の別物たることを認めたりとすべきに似たり。而して其主產地太行山脈は深山にて當時の都洛陽よりは交通不便にして吳普も生きたる人蔘の全貌を見る機會無かりしと推察せらる

(10) 蜀の韓保昇の蜀本草本草綱目引に出たる左記各地に産せられたる人參。

イ沁州 今の山西省沁縣

ロ遼州 右同 遼縣

ハ澤州 右同 晋城縣

ニ箕州 右同 大谷縣の南

ホ平州 今の河南孟津縣の東

ヘ易州 河北省易縣

ト檀州 同 密雲縣

チ幽州 今の河南考城縣の附近

リ媯州 河北懷來縣

又并州 山西太原附近

韓保昇は前記各地名を列記し：「並に人參を出す蓋し其山太行と連互する故也」：とあれどホヘトチリは人參主産地たる太行山とは連互せず。此五地の外は皆太行山に連なる地なれば、其産したる人參は眞物なるべきも、右五地の人參は別個の植物たるべし。而して其原基不明也。

(11) 廬山の人蔘 『太平御覽』中に：「廬山記に曰ふ山中の藥人蔘多し」とあり、此書著者不明なれど唐時代の著と想はる。廬山は今の江西省鄱陽湖の西、九江の近南、今皇軍が占領中なるが、此地も人蔘を産せず別箇の植物と考ふるも原基不明。

(12) 鍾山人蔘 鍾山は今の江蘇省江寧府管内の山名『梁書』阮孝緒の傳及『南史』隱逸傳に至孝なる阮孝緒が母の病に生人蔘を得べく鍾山に赴き神鹿の前導により之を得たる記事あり。詳しくは第六卷四頁及第七卷二五八頁を見るべし。此地も亦人蔘産地に非ざれば擬似人蔘たること明白なれど原基不明。

(13) 泰山人蔘及河東の人蔘 宋の蘇頌の『圖經本草』人蔘の條：「今河東諸州及泰山皆有之泰山に出る者葉幹青く根白きを殊別とす：とあり泰山は今津浦線泰安驛の近く東方、昔し帝王が封禪を行ひし名山なり。河東とは山東省黄河の東方なれど何れも人蔘の産地に非ず、擬似人蔘たること明かなり。本年初夏稻葉岩吉博士より泰山に得たる人蔘(商品)の惠贈を受けたり。此れが宋時代のものと同か否かは不明なれど多分同一と考ふ其

形態人參よりは大きなり、乾燥せる根部のみなるを以て何の植物なるか不明なれど、人參に非ざること明白なり。

(14) 威勝軍人參 第七卷六〇八頁に圖出づ

(15) 滁州人參 右同二五八頁同上

(16) 兗州人參 右同六一〇頁同上

右三は宋の紹興本草圖に載れり。(14)は今の山西泌縣に當る、形態は蓼科の植物の如し。(15)は今の安徽省滁州(16)は今の山東省兗州府、上二の形態は桔梗科の植物の如し。

以上は大體漢より宋迄の文獻に出たる人參といふものに付て其實體を詮索したるものなるが之を約言すれば、

一 後漢の許慎の『説文』の藎は人參のことであり上黨に産すと云ふ記事により人參の原基植物バナツクス、ギンセングである事を明瞭に知り得たること。

二 右の記事より推察して前漢末の人參も亦同一であることを推定し得ること。後漢以降宋迄の人參も亦同一なることを推定し又確かに認定し得ること。

三 右一、二は原則的のものなれど、猶ほ例外として本物に非ざる他の植物が往々

人蓼と呼ばれて存在したること。

右に依り古典中に出たる人蓼なるものを解釋する時に當つては充分の考察を以て眞否を辨別すべきなり。

著 者 ノ 小 照



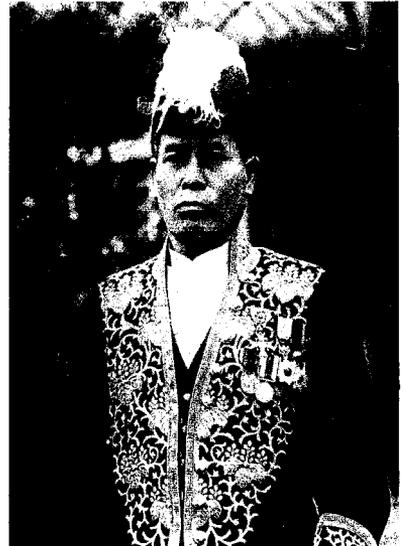
歲 三 十 四



歲 五 十 三



歲 十 七



歲 六 十 五

## 著者の經歷

明治三年九月六日土佐高岡町に生る

- 學歷 △警察監獄學校卒業△法政大學專門部法律科卒業
- 官歴 △大阪府・高知縣・茨城縣・臺灣總督府・警視廳の巡查△文官普通試驗及第△警視廳警部△岐阜縣屬兼警部○官房秘書係長、同文書係長△專任岐阜縣警部○警務課長兼保安課長・衛生課長・巡查教習所長・縣立病院幹事△岐阜縣海津郡長△韓國政府に備聘の件上奏御裁可ヲ經△忠清北道警察部長△江原道警察部長△內部(內務省相當)巡視官△統監府警視△併合により總督府警視△京城南部警察署長兼警務總監部衛生課長心得△平壤警察署長△濟州島司兼警察署長兼檢事々務取扱△元山府尹△李王職事務官(宮内官)庶務課長○高等官二等△遞信局囑託△朝鮮史編輯會囑託。
- 現職 △中樞院囑託△專賣局囑託△鐵道局囑託△朝鮮放送協會理事。
- 勳位 明治三十七八年事件の功により勳八等瑞寶章△勳七等瑞寶章△勳六等瑞寶章△勳五等瑞寶章△暴徒討伐の功により韓國勳五等八卦章△併合の功により單光旭日章△勳四等瑞寶章△正八位一從四位。
- 著述歴 △警察協會懸賞論文一等賞銀時計△雞肋集△朝鮮風俗集△朝鮮歲時記△歷史民俗朝鮮漫談△新光社日本地理風俗大系・平凡社日本地理大系中に執筆△朝鮮動亂の歷史的考察△朝鮮の礦物△朝鮮の姓名氏族に關する研究調査△朝鮮風俗資料集說△李朝實錄風俗資料撮要△高麗以前の風俗資料撮要△人叢史全七卷△蝶炎隨筆鼻を撫りて△內鮮一體懷古資料朝鮮の國名に因める名詞▲李朝雜書中風俗資料撮要▲朝鮮關係論文集▲富山房國史大系中に執筆中▲朝鮮鹽政史△以上の外短篇論說數十。▲ハ執筆中

第 號

昭和 年 月 日寄贈

寄贈先

昭和十五年三月十五日印刷  
昭和十五年三月二十日發行

非賣品

著作者

朝鮮總督府  
專賣局屬託

今 村 綱

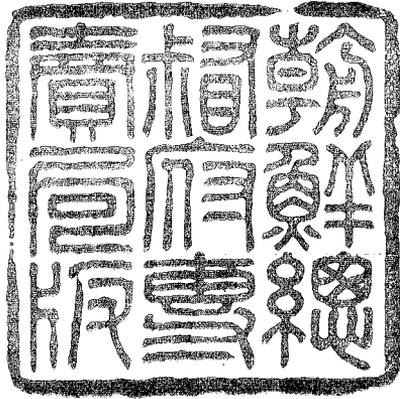
發行者

朝鮮總督府專賣局

京城府蓬萊町三丁目六二・三

印刷所

朝鮮印刷株式會社



22A.00.6